

平成 17 年

伊豆市議会会議録

第 4 回（11 月）臨時会

11 月 29 日開会～11 月 29 日閉会

第 4 回（12 月）定例会

12 月 6 日開会～12 月 21 日閉会

伊 豆 市 議 会

平成 17 年第 4 回 (11 月)

伊 豆 市 議 会 臨 時 会 会 議 録

平成 17 年 11 月 29 日 開会

平成 17 年 11 月 29 日 閉会

平成17年第4回(11月)伊豆市議会臨時会会議録目次

第1号(11月29日)

議事日程.....	1
本日の会議に付した事件.....	1
出席議員.....	1
欠席議員.....	1
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名.....	2
職務のため出席した者の職氏名.....	2
開会宣告.....	3
開議宣告.....	3
故森嶋議員黙祷.....	3
議事日程説明.....	3
会議録署名議員の指名.....	3
会期の決定.....	3
報告第6号～報告第7号の上程.....	4
議案第121号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	4
発議第4号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	7
閉会宣告.....	10
署名議員.....	11

平成17年第4回(11月)伊豆市議会臨時会

(第1号 11月29日)

平成17年第4回(11月)伊豆市議会臨時会

議事日程(第1号)

平成17年11月29日(火曜日)午前9時30分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 報告第 6号 専決処分の報告について(施設管理事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定)
日程第 4 報告第 7号 専決処分の報告について(交通事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定)
日程第 5 議案第121号 伊豆市職員の給与に関する条例の一部改正について
日程第 6 発議第 4号 森林新税導入に関する意見書の提出について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(24名)

1番	杉山誠君	2番	鈴木基文君
3番	小森勝彦君	4番	内田勝行君
7番	加藤章君	8番	室野英子君
9番	飯田正志君	10番	森良雄君
11番	古見梅子君	12番	磯晴雄君
13番	鍵山堅一君	14番	杉山羌央君
15番	飯田宣夫君	16番	酒井勲一君
17番	木内一郎君	18番	塩谷尚司君
19番	関邦夫君	20番	小野忠宏君
21番	大川孝君	22番	三須重治君
23番	堀江昭二君	24番	高田和正君
25番	遠藤正寿君	26番	木村建一君

欠席議員(1名)

6番 山下一君

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	大城伸彦君	助役	児島保次君
土肥支所長	平田秀人君	天城湯ヶ島支所長	鈴木幸司君
中伊豆支所長	佐藤央一君	総務部長	堀江正身君
市民環境部長	福室恵治君	健康福祉部長	内田政廣君
観光経済部長	鈴木直道君	土木部長	土屋亨君
上下水道部長	水口信夫君	企業部長	渡邊玉次君
教育委員会 事務局長	山本準次君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	長谷川 與志衛	局長補佐	森 修司
主査	山下 正恵		

開会 午前9時30分

開会宣告

議長（遠藤正寿君） 皆さん、おはようございます。

本日6番、山下一議員より欠席の届出がありますので、お知らせいたします。
ただいまから、平成17年第4回伊豆市議会臨時会を開会いたします。

開議宣告

議長（遠藤正寿君） ただいまの出席議員は、24名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

故森嶋議員黙祷

議長（遠藤正寿君） 日程に先立ち、謹んでご報告いたします。森嶋正太議員が、去る11月26日午後、県立がんセンターにて逝去されました。まことに哀悼にたえません。よって、これより本席において、森嶋正太議員の御霊に対し、起立により黙祷をささげたいと思えます。ご起立をお願いいたします。黙祷をお願いいたします。黙祷。

お直り下さい。黙祷を終わります。ご着席をお願いいたします。

議事日程説明

議長（遠藤正寿君） これより、本日の日程に入ります。議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

会議録署名議員の指名

議長（遠藤正寿君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議規則第81条の規定により、議長において指名いたします。21番、大川孝議員、22番、三須重治議員を指名いたします。

会期の決定

議長（遠藤正寿君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（遠藤正寿君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

報告第6号～報告第7号の上程

議長（遠藤正寿君） 日程第3、報告第6号 専決処分の報告について（施設管理事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定）についてと、日程第4、報告第7号 専決処分の報告について（交通事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定）についてを一括して議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。市長。

市長（大城伸彦君） 報告第6号と報告第7号について、専決処分をしましたので報告いたします。

報告第6号は道路の施設管理事故、報告第7号は公用車の交通事故、それぞれにかかる専決処分の報告となります。

なお、詳細につきましては、総務部長に説明させます。

総務部長（堀江正身君） 報告第6号及び第7号についての詳細説明を行います。

本件は、いずれも9月に専決処分の議決をいただいたことにもとづく報告であります。ひとつは道路管理上の事故に対するもの、もうひとつは交通事故に関するものです。

第6号ですが、場所は修善寺温泉場から虹の郷にかけての市道11009号線上です。雨により地盤が緩んでいたと思われる自然法面から落下した石が走行してきた相手方の車両に接触し損害を与えたもので、損害賠償額は257,465円です。

報告第7号は交通事故で、損害賠償額は337,110円です。事故の発生場所は横瀬地内の国道であり、渋滞中、社会福祉課職員の運転する公用車が前の車両に追突し、相手側に損害を与えたものです。

いずれの事故も、保険によりすでに損害賠償もなされており、示談も成立していることを申し上げ、報告といたします。

議長（遠藤正寿君） 以上で、報告を終わります。

議案第121号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（遠藤正寿君） 日程第5、議案第121号 伊豆市職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

市長（大城伸彦君） 議案第121号の提案理由を申し上げます。

今年の人事院勧告は、国家公務員の月例級が民間を上回ったことと、期末手当につきましては、逆に民間が国家公務員を上回っているため、国と同様に職員の給与を改定するものであります。

詳細につきましては、総務部長より説明いたしますので、よろしくご審議の上、可決くださいようお願い申し上げます。

議長（遠藤正寿君） これをもって、提案理由の説明を終わります。提案理由の説明に関して、補足説明の申し出がありますので、これを許します。

総務部長。

総務部長（堀江正身君） 議案第 121 号の詳細説明をおこないます。

官民の給料に格差が生じたため、行政職の全ての級の号給と技能単労職員の給料月額を、一律 0.3%引き下げます。

配偶者手当につきましては、現行月額 13,500 円を 500 円引き下げ、13,000 円とします。なお、期末勤勉手当につきましては、民間の方が上回っているため、12 月期の分を 0.05 月増額いたします。これを本年の 12 月 1 日付けで行うわけですが、来年度は 0.05 ヶ月を 0.025 カ月ずつ 2 回にわけ、6 月と 12 月に増額して支給いたします。

なお、官民格差を解消するため、4 月に遡り給料・手当の合計額から 0.36%を減額するための調整を行うものであります。

よろしく、ご審議をお願いいたします。

議長（遠藤正寿君） ここで、暫時休憩いたします。9 時 45 分まで休憩といたします。尚、この休憩中に、ただいま上程中の議案に対して、質疑・討論のある議員は、通告書を議長に速やかに提出願います。

休憩 午前 9 時 4 1 分

再開 午前 9 時 4 7 分

議長（遠藤正寿君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

これより質疑を行います。質疑の通告がありますので、これを許します。

26 番、木村建一議員。

26 番（木村建一君） 26 番、木村建一。議案第 121 号に対して 2 点、質問いたします。

一つ目は、給与構造の改革が人事院勧告でうたわれているが、地域の民間給与の状況はどうか、お尋ねします。

二つ目は、「不利益不遡及」の原則を適用しないことをどう判断していますか。

以上 2 点についてご説明をお願いしたいと思います。

議長（遠藤正寿君） 執行部答弁願います。総務部長。

総務部長（堀江正身君） ただいまの通告質疑にお答えいたします。

第 1 点目の「地域の民間給与の状況と、伊豆市職員の給与を比較して、どの程度の差があるか」ということに対してですが、地域、特に伊豆市の民間給与水準は、把握しておりません。

ただ、以前企画サイドの統計から得たデータでは、国の水準に比べればだいぶ低かったと記憶していて、現在もかなりの低水準ではないかと考えられます。

伊豆市の職員の給与も、ラスパイレスから見ると、国と相当の開きがあり、その点では双方ともに低水準ということになります。

第2点目の「不利益不遡及」についてであります。今回の提案は9月28日付けの総務事務次官通知にもとづいてのものであります。

つまり、官民格差相当分を解消するため、12月期の期末手当においての調整措置を講ずることとされておりますので、当市においてもこの通達に従ったものであり、不利益不遡及の原則に抵触するものとは考えておりません。

議長(遠藤正寿君) 以上で、通告による質疑は終わりましたので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は、会議規則第37条第2項の規程によって、委員会付託を省略することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長(遠藤正寿君) ご異議なしと認めます。よって、委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

これより、討論に入ります。討論の通告がありますので、発言を許します。先に、反対討論から行います。

26番、木村建一議員。

26番(木村建一君) 議案第121号 伊豆市職員の給与に関する条例の一部改正に対して反対討論を行います。

まず始めに、人事院は、公務員労働者の労働基本権の代償機関であり対政府との関係では労働者、労働組合の代理人としての役割を負うべき役職です。にもかかわらず、政府、財界の意を受けて総人件費削減、成果主義を強調する「経済財政諮問会議」の動きを先取りする役割を果たしています。本来の役割を放棄した人事院の姿勢を、そのまま受け入れている条例案です。

二つ目、給与勧告のポイントである当市において民間と職員との給与格差はどうなのか。熊本市の人事委員会は、公務員給与の格差が0.05%で183円と極めて少ないと見送っています。

三つ目、4月に遡って給与、手当等を削減する内容になっています。労働条件の切り下げは最高裁判例として確立した労働者の不利益になることは、過去に遡ってはならないという「不利益不遡及」の原則を破る重大な権利侵害です。

四つ目、公務員の賃金は広範な民間労働者の賃金決定にも波及するもので、地域の賃金の更なる引き下げにもつながるものです。

最後に五つ目として、人事院勧告どおりの提案よりも職員間の賃金格差を是正することの方が先であると考えます。

以上、反対討論といたします。

議長(遠藤正寿君) 以上で、討論を終了いたします。

これより、議案第121号 伊豆市職員の給与に関する条例の一部改正について、採決いたします。原案のとおり決することに、賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（遠藤正寿君） 起立者多数。よって議案第 121 号は、原案のとおり可決されました。

発議第 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（遠藤正寿君） 日程第 6、発議第 4 号 森林新税導入に関する意見書の提出についてを議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

16 番、酒井勲一議員。

16 番（酒井勲一君） 16 番、酒井勲一です。私は石川県知事がこの 12 月議会にて、議会に森林新税を上程する事を報道により知りました。

過日、伊豆市議会有志による、災害工事の進捗状況視察研修会の際、昼食中の話題となり、伊豆市議会としても何か知事を応援しようという意見がまとまりました。しかし、今度の議会は 12 月であり要望するとしても県議会に上程する前に行動を起こさねば、伊豆市のイメージアップにはならないという意見が多数でした。幸い、私たちの伊豆市議会の中には任意の会ではありますが、議員 25 名中 23 名が会員となっている林活議連が組織されているので、林活議連で要望活動を行い本日の臨時会で意見書を提出し採択をいただき、伊豆市議会としても石川知事の県議会への上程を応援する意志表示をしたい旨、意見が統一されたものであります。

今、突然本件が唐突に上程されたように感じられる議員さんもおられると思いますので、先ず経緯を補足しておきます。

それでは意見書を読み上げますので、採決に関しましては全議員の皆様のご賛同が得られますようご配慮をお願いするところであります。

森林新税導入に関する意見書

森林は木材の供給はもとより、県土の保全、良質な水の安定的な確保などの多面的な機能を有しており、豊かな県民生活をおくる上で欠くことのできないものとなっている。

「環境の世紀」といわれる 21 世紀を見据えた時、環境や状況に対応した「静岡県森林・林業基本方針」は美しい豊かな未来へ「富国徳」という夢をかけた、山村地域の住民のみならず、県民参加の森づくり推進や公益上重要な森林の保全整備とそれを支える産業などの振興は是非とも必要と考えます。

しかしながら、森林整備を担う林業は木材価格の低迷等により採算性が大幅に悪化、後継者不足など、林業関係者のみでは森林の保育・管理を行なっていくことが極めて困難な状況であります。

また、異常気象等により台風の発生数も多く、伊豆市においても台風の影響により、杉・檜の風倒木被害や山崩れ等が各所に発生し膨大な被害を受け、その風倒木は現在も処理できずにあります。

県におかれましては、本年、12 月県議会に提案する「森林との共生はすべての県民の責務」

とした森林基本理念に基づいた森林条例を制定する予定であります。今後の森林資源の循環利用の推進に必要な財源の確保は環境という特殊性から県民全員が平等に税負担等を協力すべき内容と思います。

については、今後の地球温暖化防止対策の実効性を高めるため、森林整備・再生などを目的とした森林新税を早期に創設し、森林整備・再生等の諸対策を一層推進されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

議長（遠藤正寿君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、本意見書について質疑を許します。質疑はありませんか。

26 番、木村議員。

26 番（木村建一君） 災害のないまちづくりのために、森林整備は大事なことだと思います。しかし、県は森林整備費用を減らしています。減らしておきながら県民にその費用の負担をお願いする県の後押しをするお願いになっていますが、この辺をどう考えますか。

議長（遠藤正寿君） 答弁願います。16 番、酒井勲一議員。

16 番（酒井勲一君） 意見書でも述べましたが、森林は木材の供給はもとより、県土の保全、良質な水の安定的な確保などの多面的な機能を有しており、豊かな県民生活をおくる上で欠くことのできないものであり、県民全員に負担の協力をお願いするものとしてご理解願います。

議長（遠藤正寿君） それでは次に森議員。

10 番（森 良雄君） 10 番、森良雄です。みんなの税金を民有林に助成するのは不公平ではないかと思いますが、その点についてお伺いしたい。

議長（遠藤正寿君） 答弁願います。16 番、酒井勲一議員。

16 番（酒井勲一君） 森林は、県土の保全、水源の涵養、地球温暖化防止など多面的な機能があります。県民全体が恩恵を受けており、また、林業関係者のみでは森林の保育・管理を行っていくことが極めて困難な状況であるので、その特殊性から県民全体が平等に税負担を協力すべきと思います。

議長（遠藤正寿君） 他に質疑はございますか。質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は会議規則第 37 条第 2 項の規定によって、委員会付託を省略することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（遠藤正寿君） ご異議なしと認めます。よって、委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

26 番、木村建一議員。

26 番（木村建一君） 26 番、木村建一。発議第 4 号 森林新税導入に関する意見書に対して、反対討論をいたします。

私は、荒廃した森林を再生し良好な森林環境を保全していくことは否定していません。しかし、森林保全整備関係の予算が減らされています。県の一般会計の今年と2002年とを比較すると総額が4.3%減少しています。森林費は新税8億円の4倍に相当する32億円も減り、22.4%減少しているのです。

増税しなければならない大事なことならば、減額するのではなく、他の不要不急の事業を削ってでも予算を維持すべきと考えます。取りやすいところから取るに過ぎない。県民は納得できないことを述べて反対討論といたします。

以上のことから反対討論とします。

議長（遠藤正寿君） 賛成討論はありますか。

19番、関邦夫議員。

19番（関邦夫君） 19番、関邦夫。森林新税導入に対する賛成討論を行います。

昨年の台風22号による被害は皆様、まだ記憶に新しいことと思います。現在もその被害の後は生々しくその傷跡を残し、目を覆うものがあります。

長引く不況の中で、他産業と比べ、林業はもはや業として成り立たなくなり、林家、森林所有者の自助努力だけでは森林が守りきれない状況にあります。

地球規模での環境保全が叫ばれている昨今、森林の持つ公益性は計り知れないものがあります。この森林の持つ公益的機能を維持、向上させるためにも新税の導入に賛成いたします。

議長（遠藤正寿君） その他、討論はありますか。10番、森良雄議員。

10番（森良雄君） 10番、森良雄です。森林新税導入に関する意見書に対して反対討論をいたします。

まず1点、特定の個人資産である民有林を整備するために税を使うことは不公平であると思います。2点目は新税を創設しなくても、既存施策の見直しや予算の洗い直しを行い、その範囲内で事業を実施すべきではないでしょうか。行政側の一方的な増税は行うべきではありません。

以上の2点から反対討論といたします。

議長（遠藤正寿君） 賛成討論はありますか。11番、古見梅子議員。

11番（古見梅子君） 森林新税導入に対する賛成討論を行います。

今日、県など地方においても危機的な財政状況から、公共事業の削減や地方交付税削減などが行われています。このような状況下、森林・山村地域の市町村に残された税財源は「森林の持つ公益的な機能に対する新税の創設」しか想定できず、最も必要なものと考えます。

先ほど、意見書でも述べたように環境という事で特殊であり、県民全員が平等に協力すべきと思われます。

また、森林施策に対する国民の理解は高いと言われています。

本税の推進は社会全体で森林整備等を支えていく必要性について住民支持の拡大につながる事が重要であり、意義あるものと考え、賛成討論といたします。

議長（遠藤正寿君） 他に討論はありますか。討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、発議第4号 森林新税導入に関する意見書の提出について、採決いたします。
原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（遠藤正寿君） 起立者多数、よって、発議第4号は、原案のとおり可決されました。

閉会宣告

議長（遠藤正寿君） 以上で、本臨時会に付議された案件は、すべて終了いたしました。

これにて、平成17年第4回伊豆市議会臨時会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

閉会 午前10時25分

平成 17 年第 4 回（12 月）

伊 豆 市 議 会 定 例 会 会 議 録

平成 17 年 12 月 6 日 開会

平成 17 年 12 月 21 日 閉会

平成17年第4回(12月)伊豆市議会定例会会議録目次

第1号(12月6日)

議事日程.....	1
本日の会議に付した事件.....	2
出席議員.....	2
欠席議員.....	3
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名.....	3
職務のため出席した者の職氏名.....	3
開会宣告.....	4
開議宣告.....	4
議事日程説明.....	4
会議録署名議員の指名.....	4
会期の決定.....	4
諸般の報告.....	4
行政報告.....	5
福祉文教常任委員会行政視察報告.....	6
議案第122号～議案第134号の上程、説明.....	9
議案第135号～議案第146号の上程、説明.....	20
議案第147号の上程、説明.....	26
議案第148号～議案第149号の上程、説明.....	27
議案第150号の上程、説明.....	28
議案第151号の上程、説明.....	29
議案第152号～議案第153号の上程、説明.....	31
諮問第2号の上程、説明、採決.....	31
散会宣告.....	32

第2号(12月8日)

議事日程.....	33
本日の会議に付した事件.....	33

出席議員.....	3 3
欠席議員.....	3 3
地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名.....	3 3
職務のため出席した者の職氏名.....	3 4
開議宣告.....	3 5
議事日程説明.....	3 5
一般質問.....	3 5
杉 山 誠 君.....	3 5
森 良 雄 君.....	4 5
鈴木基文君.....	5 7
室野英子君.....	6 0
飯田宣夫君.....	6 5
関 邦 夫 君.....	7 2
木内一郎君.....	8 2
内田勝行君.....	8 4
三須重治君.....	8 6
飯田正志君.....	8 8
杉山 羌 央 君.....	9 4
古見梅子君.....	9 6
酒井勲一君.....	9 9
散会宣告.....	1 0 4

第 3 号 (1 2 月 9 日)

議事日程.....	1 0 5
本日の会議に付した事件.....	1 0 5
出席議員.....	1 0 5
欠席議員.....	1 0 5
地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名.....	1 0 5
職務のため出席した者の職氏名.....	1 0 6
開議宣告.....	1 0 7

議事日程説明.....	1 0 7
一般質問.....	1 0 7
加 藤 章 君.....	1 0 7
小 野 忠 宏 君.....	1 0 9
磯 晴 雄 君.....	1 1 5
大 川 孝 君.....	1 1 7
小 森 勝 彦 君.....	1 2 2
木 村 建 一 君.....	1 3 7
散会宣告.....	1 5 2

第 4 号 (1 2 月 1 3 日)

議事日程.....	1 5 3
本日の会議に付した事件.....	1 5 5
出席議員.....	1 5 5
欠席議員.....	1 5 5
地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名.....	1 5 5
職務のため出席した者の職氏名.....	1 5 6
開議宣告.....	1 5 7
発言の取り消し.....	1 5 7
議事日程説明.....	1 5 7
諸般の報告.....	1 5 7
議案第 1 2 2 号の質疑、委員会付託.....	1 5 7
議案第 1 2 3 号～議案第 1 3 4 号の質疑、委員会付託.....	1 7 5
議案第 1 3 5 号～議案第 1 4 6 号の質疑、委員会付託.....	1 7 7
議案第 1 4 7 号の質疑、討論、採決.....	1 8 9
議案第 1 4 8 号～議案第 1 4 9 号の質疑、討論、採決.....	1 9 6
議案第 1 5 0 号の質疑、委員会付託.....	1 9 6
議案第 1 5 1 号の質疑、委員会付託.....	1 9 7
議案第 1 5 2 号～議案第 1 5 3 号の質疑、委員会付託.....	1 9 9
議案第 1 5 4 号の上程、説明、質疑、委員会付託.....	2 0 0

議案第155号の上程、説明、質疑、委員会付託.....	201
散会宣告.....	202

第 5 号 (12月21日)

議事日程.....	203
本日の会議に付した事件.....	204
出席議員.....	204
欠席議員.....	205
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名.....	205
職務のため出席した者の職氏名.....	205
開議宣告.....	206
議事日程説明.....	206
議案第122号の委員長報告、質疑、討論、採決.....	206
議案第123号～議案第134号の委員長報告、質疑、討論、採決.....	220
議案第135号～議案第146号の委員長報告、質疑、討論、採決.....	233
議案第150号の委員長報告、質疑、討論、採決.....	239
議案第151号の委員長報告、質疑、討論、採決.....	243
議案第152号～議案第153号の委員長報告、質疑、討論、採決.....	247
議案第154号～議案第155号の委員長報告、質疑、討論、採決.....	249
議案第156号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	253
請願第2号の委員長報告、質疑、討論、採決.....	256
一部事務組合議会議員の選挙.....	259
議会報編集特別委員会委員の選任.....	259
議会報編集特別委員会正副委員長互選結果の報告.....	260
決議第3号の上程、説明、採決.....	260
閉会宣告.....	261
署名議員.....	263

平成17年第4回（12月）伊豆市議会定例会

（第1号 12月6日）

平成17年第4回(12月)伊豆市議会定例会

議事日程(第1号)

平成17年12月6日(火曜日)午前9時30分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 福祉文教常任委員会行政視察報告
- 日程第 6 議案第122号 平成17年度伊豆市一般会計補正予算(第4回)について
- 日程第 7 議案第123号 平成17年度伊豆市天城北道路用地取得特別会計補正予算(第2回)について
- 日程第 8 議案第124号 平成17年度伊豆市修善寺自然公園特別会計補正予算(第1回)について
- 日程第 9 議案第125号 平成17年度伊豆市国民健康保険特別会計補正予算(第1回)について
- 日程第10 議案第126号 平成17年度伊豆市介護保険特別会計補正予算(第2回)について
- 日程第11 議案第127号 平成17年度伊豆市簡易水道事業特別会計補正予算(第2回)について
- 日程第12 議案第128号 平成17年度伊豆市下水道事業特別会計補正予算(第2回)について
- 日程第13 議案第129号 平成17年度伊豆市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1回)について
- 日程第14 議案第130号 平成17年度伊豆市湯の国会館事業特別会計補正予算(第1回)について
- 日程第15 議案第131号 平成17年度伊豆市昭和の森会館事業特別会計補正予算(第1回)について
- 日程第16 議案第132号 平成17年度伊豆市天城温泉会館事業特別会計補正予算(第1回)について
- 日程第17 議案第133号 平成17年度伊豆市上水道事業会計補正予算(第2回)について
- 日程第18 議案第134号 平成17年度伊豆市温泉事業特別会計補正予算(第1回)につ

いて

- 日程第 19 議案第 135号 伊豆市コミュニティ防災センター条例の一部改正について
日程第 20 議案第 136号 伊豆市シニアプラザ条例の一部改正について
日程第 21 議案第 137号 伊豆市中伊豆体験農園条例の制定について
日程第 22 議案第 138号 伊豆市立地域集会施設条例の一部改正について
日程第 23 議案第 139号 伊豆市小川多目的利用施設条例の制定について
日程第 24 議案第 140号 伊豆市総合会館条例の一部改正について
日程第 25 議案第 141号 伊豆市持越オートキャンプ場条例の一部改正について
日程第 26 議案第 142号 伊豆市修善寺温泉菅湯条例の一部改正について
日程第 27 議案第 143号 伊豆市恋人岬関連施設条例の一部改正について
日程第 28 議案第 144号 伊豆市松原公園条例の一部改正について
日程第 29 議案第 145号 伊豆市都市公園条例の一部改正について
日程第 30 議案第 146号 伊豆市公民館条例の一部改正について
日程第 31 議案第 147号 第 1 次伊豆市総合計画基本構想の策定について
日程第 32 議案第 148号 静岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の変更について
日程第 33 議案第 149号 静岡県市町村非常勤職員公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の変更について
日程第 34 議案第 150号 伊豆の国市と伊豆市との間で共同設置しようとする廃棄物処理施設整備の事務の委託に係る協議について
日程第 35 議案第 151号 工事請負契約の変更について（市道一本松線道路災害復旧工事）
日程第 36 議案第 152号 市道路線の廃止について
日程第 37 議案第 153号 市道路線の変更について
日程第 38 諮問第 2号 人権擁護委員候補者の推薦について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（24名）

1番	杉山誠君	2番	鈴木基文君
3番	小森勝彦君	4番	内田勝行君
6番	山下一君	7番	加藤章君
8番	室野英子君	9番	飯田正志君
10番	森良雄君	11番	古見梅子君

12番 磯 晴 雄 君
14番 杉 山 羌 央 君
17番 木 内 一 郎 君
19番 関 邦 夫 君
21番 大 川 孝 君
23番 堀 江 昭 二 君
25番 遠 藤 正 寿 君

13番 鍵 山 堅 一 君
15番 飯 田 宣 夫 君
18番 塩 谷 尚 司 君
20番 小 野 忠 宏 君
22番 三 須 重 治 君
24番 高 田 和 正 君
26番 木 村 建 一 君

欠席議員(1名)

16番 酒 井 勲 一 君

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長	大 城 伸 彦 君	助 役	児 島 保 次 君
教 育 長	室 野 純 司 君	土 肥 支 所 長	平 田 秀 人 君
天 城 湯 ヶ 島 支 所 長	鈴 木 幸 司 君	中 伊 豆 支 所 長	佐 藤 央 一 君
総 務 部 長	堀 江 正 身 君	市 民 環 境 部 長	福 室 恵 治 君
健 康 福 祉 部 長	内 田 政 廣 君	観 光 経 済 部 長	鈴 木 直 道 君
土 木 部 長	土 屋 亨 君	上 下 水 道 部 長	水 口 信 夫 君
企 業 部 長	渡 邊 玉 次 君	教 育 委 員 会 会 長	山 本 準 次 君
会 計 課 長	佐 藤 正 秋 君	教 務 局 局 長	

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	長 谷 川 與 志 衛	局 長 補 佐	森 修 司
主 査	山 下 正 恵		

開会 午前 9時30分

開会宣告

議長（遠藤正寿君） みなさん、おはようございます。

ただいまから、平成17年第4回伊豆市議会定例会を開会いたします。

開議宣告

議長（遠藤正寿君） ただいまの出席議員は、24名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。直ちに本日の会議を開きます。

議事日程説明

議長（遠藤正寿君） 議案説明のため、地方自治法第121条の規定により、市長以下関係職員の出席を求めましたので、ご報告申し上げます。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりであります。

会議録署名議員の指名

議長（遠藤正寿君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議規則第81条の規定により、議長において指名をいたします。23番、堀江昭二議員、24番、高田和正議員を指名いたします。

会期の決定

議長（遠藤正寿君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今定例会の会期は、本日から、12月21日までの16日間としたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（遠藤正寿君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から、12月21日までの16日間と決定いたしました。

それでは、日程第3に入る前に故森嶋議員のご家族が見えましたので暫時休憩といたします。

休憩 午前 9時33分

再開 午前 9時36分

議長諸般の報告

議長（遠藤正寿君） それでは休憩を閉じ会議を再開いたします。

日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員より、法に基づく例月出納検査結果の報告につきましては、特に指摘事項はありませんので、そのほか議長の会議・出張等につきましては、お手元に配布のとおりであります。

市長行政報告

議長（遠藤正寿君） 日程第4、行政報告を行います。これを許します。

市長。

市長（大城伸彦君） 平成17年第4回伊豆市議会定例会に先立ち、関係する議案を提出すると共に、行政報告を申し上げ、議員各位を初めとする、市民の皆様のご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

ここで、先月26日にご逝去されました、森嶋正太議員のご冥福をお祈りいたしますと共に、満53歳という若さで、これからの伊豆市議会の牽引力ともなるべき人材を失ったことに対しまして、哀悼の意を表します。

さて、国内外では、地球温暖化による自然災害の多発、アスベスト問題の露呈、建築基準を下回るマンション・ホテル等の建設で、地震等による崩壊への不安が、全国規模で広がっています。

このような中、静岡県では、砂防災害の防止、水源かん養などを目的とする、森林再生に係る「もりづくり県民税」を導入し、森林環境の保全を目指していく方針が打ち出されたことに対し、早速、去る11月22日に県知事宛に「森林新税の導入に関する要望書」を、伊豆市並びに伊豆市議会議員連盟より提出して参りました。

伊豆市におきましては、合併2年目を迎え、いよいよ市としての真価が問われることとなりますが、平成18年度の当初予算編成も大詰めを迎え、国の三位一体改革による税源移譲も完全実施には至らず、地方交付税は目減りする中、更なる緊縮財政に努め、より一層の行政改革を推進しながら、知恵を出し切っていく所存です。

ここで、環境衛生部関係として、ごみ処理施設の早期整備に向けて作業を進めております。現在、清掃センターのごみ焼却施設は、経年劣化等により「安心・安全・安定的」な運転が大変懸念されていることから、新たな施設整備の取り組みが急務となっております。

このため、環境への負荷や、建設及び運営に係る効率化等について、隣接する伊豆の国市と協議を行い、去る9月26日、「伊豆の国市・伊豆市廃棄物処理施設組合設立準備会」を設け、今後、2市共同による早期処理施設の整備や、円滑な一部事務組合の立ち上げ等を、精力的に協議・推進を図ることといたしました。

次に企業部関係では、国民宿舎木太刀荘につきまして、国民宿舎売却選定委員会の報告をいただき、株式会社I&Pに売却することといたしました。また、土肥ふじみ荘につきましては、今回のプロポーザルは不調に終わり、再度、公募による土地付きの売却を検討して行

きたいと思います。なお、中伊豆荘は、現状における県との協議の中で、建物の売却は出来ない状況にあることから、来年度の売却に向けて、検討を進めていきたいと考えております。

次に土木部関係では、天城北道路建設事業は、施工中の本立野トンネル掘削が、去る 11 月末現在、約 830 メートルまで進捗し、全長 1,031 メートルの約 80%まで掘り進んだこととなります。先月は、天城北道路建設推進委員会の皆様も、本年度の視察研修の一環として、トンネル工事現場を見学されたと伺っておりますが、予定では、来年 1 月末頃に貫通見込とのことであります。

トンネル南側坑口から先の用地買収状況ですが、トンネル貫通を目途に、国土交通省と共に鋭意進めてまいりましたが、第一工区の建物移転に伴う代替地未定の方々がおり、市といたしましても、新たな提案を含め、引き続き代替地の交渉を進めてまいります。

さらに、大平インターから月ヶ瀬までの第二工区についても、用地買収を始めておりますが、去る 8 月末から 9 月にかけて関係する地区別に用地説明会を実施し、さらに 10 月と 11 月には、地権者との個別相談会を実施しております。

天城北道路本線工事と共に、市の施工する大平のアクセス道路や、日向・矢熊の合併支援重点道路整備事業による県道整備など、いずれも供用開始時期が定められており、用地買収を急がなければなりません。特にアクセス道路については、右岸側の火葬場や消防南署の建設を考慮し、国道側から供用開始に併せ、平成 19 年度末、暦年と言いますと平成 20 年春の供用を目指して進めております。また、大平地区の圃場が道路工事に伴って広範囲にわたり耕作出来なくなりますので、天城北道路本線及びアクセス道路を取り込んだ農地の区画整理等についても、早急に計画策定する必要があります。

以上述べました事業は、それぞれ相互に関連し、伊豆市の将来にとって重要な事業でありますので、地権者は勿論のこと、各地域の役員を始めとする関係者の方々、議員各位のご理解、ご協力を改めてお願いするものであります。

以上、行政報告を申し上げましたが、厳しい行財政の中で、先にも述べました行政改革を推し進め、すべての面において無駄を省き、効率の良い予算執行をすることができるよう、職員共々努力をしてまいりますので、今後とも、議員並びに市民各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） これで行政報告は終わります。

福祉文教常任委員会行政視察報告

議長（遠藤正寿君） 日程第 5、福祉文教常任委員会行政視察報告を行います。

福祉文教委員会委員長、木内一郎議員。

福祉文教委員長（木内一郎君） 福祉文教委員会行政視察報告を行います。福祉文教委員会委員長木内一郎です。

福祉文教委員会では10月6日から7日、日本一の子育て村を目指している長野県南箕輪村と、高齢者福祉を進めている泰阜村の二つの村を視察しました。

南箕輪村は伊那谷の北部に位置しており、中央自動車道が縦断している広々とした田園地帯であります。したがって、工場の立地条件としては恵まれた場所であり働く場所はあるところだなどこんな感じをいたしました。この高速道路の影響で工業化が進み、産業構造が変わってまいりました。定住人口も増え、出生率が上がり、夫婦共働きが増えてきております。現在、人口は1万4,100人ほどでございまして、生産年齢人口が多く、高齢化率は17.1%。特別職の報酬減額、収入役の廃止など、人件費の構成比率を20.4%に削減し、自立に向けて財政の健全化を図っている。子供たちが元気な村は、お年寄りも元気になるという考えで、議会も共感し、施策にメリハリをつけ、子育て支援に重点的な予算編成をしています。

本年は、唐木村長が「目指せ、日本一の子育て村」を選挙公約にして、助役から村長になり、就任6ヶ月、保育料を少しでも下げて子育てしやすいようにと、保育料を一律5%の値下を実行したということでございます。村内には幼稚園がなく、保育園が5つあり、最小でも70人以下の園であり、効率的な運営ができているということでございます。子育てと仕事の両立を支援するために、保育園と学童保育の充実が大事であるという教育長の発言が印象に残りました。

4月には「すくすくハウス」という村民交流センターが村の中心に竣工したばかりでありました。「すくすくハウス」は放課後児童保育のためだけでなく、9時から1時までは未就学児と親の交流する場としても利用されている。現在は月、水、金の隔日であるが、来年は毎日利用されるという。学童保育は6時半まで。学童保育への申請や許可は教育委員会が関わっております。すくすくハウスには専任の子育てアドバイザーを公募で配置して、気軽に相談できる体制を整えております。核家族化が増え、子育ての悩みを一人で抱えている親が増えている今、大きな役割を果たし、好評だということです。来年は子育てヘルパーを新設するという事です。すくすくハウスでの子供たちの表情は非常に元気な笑顔が印象に残っております。

南箕輪村の特徴あるものの一つとして、平成14年に立ち上げたNPO法人の南箕輪「わくわくクラブ」というスクールがある。卓球、書道、カンフー体操など、スポーツや文化活動クラブ等、28のスクールが初級、中級、上級の各コースがあり、どのスクールに参加しても会費は年間大人5千円、子供3千円。家族会員の場合は1世帯1万円で、会場費はすべて無料で、会員数は530名に増えているという。村民が楽しく参加できるような配慮が整っていると見えます。

また、子供達が元気な村を目指し、総合運動公園の中に、子供体験研修施設として、「フォレスト大芝」が竣工したばかりで、地元の赤松やひのきが利用されて建築されておりました。

地域においては、子育てサークルがあり、当初の立ち上げの時だけ、行政がかかわり、地域のボランティアに任しております。子供が元気な村、日本一の子育て村という同じ方向を

向いて住民も頑張っているように見えました。

その他、各地域に消防団や日赤奉仕団の組織があり、村を守る主役として、年度初めには団長、副団長に委嘱状が出され、行政と地域がうまく連携がとれていると感じました。また伊豆市と同じようにふれあいプラザでは温泉利用健康事業が実施され、行政だけの取り組みでなく、教室に参加したOB会や住民が関わっておりました。平均1日30名の利用があるということでございます。

唐木村長は、村民の要請があると自ら出向いて対応し、村民も役場に相談に来る人が多いという。我々の委員会が役場に到着した時多くの来訪者が見え、高齢者には受付窓口の外に出て対応している職員が目につき、窓口を訪れている人々に心の通った対応を見ました。若者の転入が増え、子供が多くなっている南箕輪村の行政姿勢に学ぶことが多くありました。

泰阜村は人口2,072人、世帯数773戸。過疎化、少子高齢化が進み、65歳以上が793人、高齢化率は38.2%であり、その内一人住まいが100人います。高齢者の医療費削減に色々な工夫が見られました。

この村は在宅福祉を20年以上進めているということです。特養の増床よりも在宅福祉を推進している。自分の家で最期を迎えることは高齢者の願いであり、また、現在の日本地域発展のために、苦労されたお年寄りに幸せな老後を提供するのは行政の責任であるということ。村にある診療所には2億5千万円をかけ、CTスキャン、レントゲンの最新機器を設備して診療にあたっている。それにより、患者が、隣の大きな病院に再診に出かけなくても、村の診療所に行くことによって、待たずにすぐ診察ができ、早期治療ができ、無駄な医療費を省くことができるということでもあります。無駄な延命治療はしない。誰もが老いて死を迎える事実を認め、人間らしく老後を送り、幸せな死を迎えるお手伝いをするということが行政の仕事であると考え、在宅による高齢者福祉に取り組んでいると聞きました。

平成15年4月に開所した高齢者支援ハウス「やすらぎの家」は、病気や不安などの理由により自宅で生活できない場合に利用できるケア付き高齢者住宅で、1億円の事業費は補助金を受けずに建設し、自炊しながら共同生活をしている。管理人はいない。12室は炎のないIHレンジを設置し、安全に設備されている。低料金で入居でき、自宅と同じ生活をしながら、介護サービスを受けられる。部屋に友人が訪れ、お茶を飲みながら楽しんでいた。共有部分では入居者の交流、食事もできる。認知症の予防や老後を安心して日々をすごせるように高齢者福祉を進めていた。限りなく在宅に近い住居としてやすらぎの家を設立したことが印象に残りました。

泰阜村診療所と社会福祉協議会は福祉保健支援センターの中にあり、医療、福祉、保健の連携を持たせた複合施設として建設されております。社会福祉協議会の会長は村長、副会長は診療所長であります。村長と診療所長の強いリーダーシップで在宅による高齢者福祉が行われております。泰阜村のユニークな施策に「ふるさと思いやり基金」があります。教育、福祉、環境の3分野で1口5千円で寄附を全国から募っています。5年を目標にして、本年9月までの1年間で1,270万円の寄附が寄せられたということです。我々福祉文教委員会でも寄附の協力をしてまいりました。

その他、村長の提言により、職員が村民との交流を深める試みとして、5時過ぎに、テニスや少年野球、カーブミラー拭きなど、どんなことでもいい、1人が一つ、身体を使って何かをすることで、村民に一步近づく活動をしているということでございます。職員は自立を目指し、より住みやすい村づくりに一肌脱ごうという気持ちであると言っておりました。知恵と汗で元気な村を目指しての取り組みは参考になるものが多くありました。

以上です。

議案第122号～議案第134号の上程、説明

議長（遠藤正寿君） それでは次に日程第6、議案第122号 平成17年度伊豆市一般会計補正予算（第4回）についてから、日程第18、議案第134号 平成16年度伊豆市温泉事業特別会計補正予算（第1回）についてまでの、13議案を一括して議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

市長（大城伸彦君） 議案第122号 平成17年度伊豆市一般会計補正予算（第4回）から、議案第134号 平成17年度伊豆市温泉事業特別会計補正予算（第1回）までの13議案の提案理由を申し上げます。

一般会計につきましては、災害復旧と給与費等の調整をするものであり、特別会計につきましては、年度末を見越した事業精査による経費や給与費の調整が主なものであります。

なお、各予算の詳細につきましては、担当部長に説明をさせます。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

議長（遠藤正寿君） これをもって、提案理由の説明を終わります。提案理由の説明に関して、補足説明の申し出がありますので、これを許します。

議案第122号について、まず総務部長。

総務部長（堀江正身君） 議案第122号につきまして詳細説明を申し上げます。今回、議決をお願いする伊豆市の一般会計補正予算は第4回になります。

1ページにも記載してございますように、歳入歳出それぞれ1億5,175万8,000円を増額いたしまして、合計額を163億3,410万円とする予定となっております。

議案の5ページになります。ここに2表、3表、4表、次の6ページも含めまして表立てでございます。まず繰越明許費でございますけれど、火葬場敷地造成工事。これが7,800万円の繰越ということになります。債務負担行為につきましては、天城給食センター、18年、19年で給食調理配送業務の委託ということで、7,000万円。それから6ページにまいりまして、地方債につきましては今回特に増額となるのが臨時財政対策債、それから市町村合併特例事業債、そして公共土木災害復旧事業、農林水産業施設災害復旧事業ということで、補正前に比べまして補正後が14億6,330万円ということになります。

それでは、事項別明細に従いまして、まず歳入から説明を申し上げます。9ページ、10ペ

ージをお開きください。市税でございます。市税についてはまず市民税は、個人、法人ともに滞納繰越分、それから法人は現年課税ということでこのような減額ということになります。それから固定資産税については、現年課税で1億円。それから滞納繰越で4,000万円。合計で1億4,000万円の増額補正ということになります。入湯税につきましては現年で1,500万円、滞納繰越で100万円、こういふことで1,600万円を減額ということになります。

続きまして12ページになります。これからは国庫支出金になります。まず、民生費の国庫負担金の老人保護措置費負担金。これが2,739万4,000円の減額。それから国庫補助金につきましては下の方になりますけれど、漁港建設事業補助金で1,150万円の減。下の災害復旧費補助金、これは17年災の公共土木の災害復旧、これが主に1億2,300万円の増額ということでございます。

それから、次の14ページの県支出金、県補助金の農林水産費県補助金、節でいきますと農業費の補助金で中山間地域等直接支払事業費補助金、これが2,025万円の減でございます。

16ページにまいりまして、繰入金でございます。繰入金の減債基金繰入金、今回は措置といたしまして1億1,770万円の減額ということでございます。

それから18ページ、まず雑入についてでございますけれど、西伊豆広域消防組合の清算の還付ということで、3,506万9,000円。

それから市債につきましては、ご覧のように特に総務関係は増額、それから事業関係は減額、災害復旧関係で増額というようなことになっております。

それでは19ページ、20ページからは歳出に入ります。議会費、総務費からいきますけれど、特に給料の調整科目については省略をさせていただきます。その一つだけ、22ページに、上から7番目がございますけれど、退職手当組合特別負担金、これは来年3月に退職する職員の退職手当に対する市の負担分ということになります。

それから24ページでございます。支所費の天城湯ヶ島支所費、上から3項目になりますけれど、ここに修繕料というのが240万円ほどございます。これにつきましては、D-51、ふるさと広場の平塚の体育館の上にあるD-51でございますけれど、さまざまな調査を行いまして、この機関車のみアスベストをやはり撤去しなければならないという結論がございました。ほかは大丈夫だったわけですが、従いまして、このD-51のアスベストの撤去の費用ということで240万円をここで見させていただいております。

それから26ページでございます。電子計算費の負担金補助及び交付金、三島市、伊豆市及び伊豆の国市電算センター協議会の負担金が2,820万円の減額ということになっております。

28ページの企業管理費でございます。上から二つ目に、天城温泉会館特別会計への繰出金ということで400万円でございます。

あとは、金額的に主なものを拾いまして説明をさせていただきます。48ページへ少し飛びます。保健衛生費の火葬場費の工事請負費、敷地造成工事、本年度事業費決定に伴う減ということで、1,000万円の減額でございます。

次の 50 ページの清掃総務費の一番下の負担金補助及び交付金の一番下に 2 市施設組合設立準備会委託業務負担金ということで、これは後程の議案第 150 号にも関連がございますけれど、総金額 350 万円のうち、伊豆市の負担分として 158 万 4,000 円をお願いするものでございます。

次の 52 ページでございます。清掃費の焼却処理事業ということで、焼却施設の環境影響調査の委託、これが 1,400 万円の減、それから焼却処理の委託、これが 1,395 万 8,000 円。施設の改良工事に 3,681 万 6,000 円をお願いするものでございます。それから 54 ページのし尿処理プラント管理事業についても、施設改良費が 1,100 万円の減ということでございます。

次に、農林水産業費に入ります。56 ページ、農業振興費の下から 3 番目、19 の負担金補助及び交付金、中山間地域等直接支払交付金が 2,700 万円の減でございます。

次に 58 ページ、農業農村整備費の負担金補助及び交付金、中山間の整備事業で、県営事業負担金が 1,425 万円ほど減額となります。同じ県営工事の関係ですが、62 ページ、今度は県営林道整備事業ということで、この中で県営工事の負担金が 1,280 万円の減。それからこのページの一番下にあります公共漁港整備事業、これについても 2,300 万円の減と。これは次の 64 ページの一番上にあります公共八木沢漁港海岸保全施設整備工事でございます。

それから、66 ページ、商工費になります。一番下の自然公園特別会計繰出金が 2,517 万 2,000 円の減でございます。

それから 70 ページ、今度は土木費でございますけれど、8 款の土木費、2 項の道路橋梁費の中の道路新設改良費、説明でいきますとちょうど真ん中辺に緊急（特定）地方道路整備事業、4,240 万円の減、これは事業費、それから敷地購入、これらの減が主なものでございます。

続きまして、72 ページ、天城北道路関連事業費で、土地購入費を 7,000 万円の増ということになります。

74 ページ、これにつきましては下水道費の繰出金で 1,964 万 1,000 円の減でございます。

教育費にまいります。84 ページになります。これらは天城温泉プール管理事業で 279 万 6,000 円、中伊豆温水プール管理事業で 160 万円、これは指定管理者に移行するに伴います施設の修繕が主な経費でございます。

続きまして 86 ページになります。災害復旧費、農地の関係で 1,232 万 3,000 円。農業用施設災害復旧で 1,842 万 7,000 円。それから 88 ページにいきます。林業用施設、これで 1,438 万 4,000 円。

その下の公共土木施設災害復旧ということで 17 年度新たな発生ということで、2 億 2,512 万 8,000 円。そのうちの主なものは道路橋梁災害復旧工事で、下から 3 番目の 2 億 500 万円ということになります。

90 ページにいきます。公債費で、一番下に長期償還金利子、これが 1,572 万 1,000 円の減ということになります。

だきたいと思います。

それから 109 ページの委託費関係でございますが、先ほど申し上げましたように入園料の減に伴いましてそれぞれ委託料も 832 万 4,000 円、これは虹の郷分でございます。達磨山キャンプ場が 110 万円ということで計上させていただきました。

続きまして、163 ページの湯の国会館の補正予算第 1 回でございます。歳入歳出を 570 万 1,000 円増額させていただきまして、歳入歳出それぞれを 9,200 万 1,000 円とさせていただきたいと思います。

167 ページをお開きいただきたいと思います。会館使用料でございますが、1 人当たりの単価で 30 円の減ということでございます。これは伊豆市になりまして伊豆市民の利用が増えたというのが主な要因ではないかと考えております。入館料が結果として 213 万円 1,000 円の減と。それからその下の温泉使用料のスタンド使用料でございますが、今まで日赤さんの老健施設の方で温泉を利用させていただいていたわけですが、これが日赤さんの事情がございまして、利用しないという状況が生まれました。その関係で 45 万円ほどの減ということでございます。

それから 169 ページ、歳出でございますが、まず 1 番目の職員給与につきましては当初 3 名を見込んでおりましたが 2 名という人員で運営しております。ですので、人件費がここで減額になっております。

続きまして、下の機械等の燃料費でございますが、これは灯油の値上がりが著しかったということもございまして 80 万円ほどの増額をお願いしたい。

それから修繕料でございますが、これはボイラー関係、外壁の修理、それからサウナの修理、貯湯槽の修理、これらを本年度中に実施をしていきたいというものでございます。

それから一番下にコインロッカーの購入費というのがございます。これは実は盗難等もございまして、早急にコインロッカーを購入したいということでございます。

それから 171 ページでございます。積立金 400 万 1,000 円ほど計上しました。これは前年度繰越が 900 何万ほどございまして、それに伴いまして基金を 400 万円積み立てたいというものでございます。

続きまして、173 ページの昭和の森会館特別会計補正予算第 1 回でございます。歳入歳出の額を 97 万 4,000 円増額しまして歳入歳出総額を 4,947 万 4,000 円とさせていただきたいというものでございます。

177 ページをお開きいただきたいと思います。まず負担金でございますが、これはテナントが 3 軒ほど入っておりますが、その 3 軒の売上、ちょっと減額の状況でございまして、テナント料金の負担金が 102 万 6,000 円の減と。

それから会館使用料でございますが、入館者はおおむね 17 年度と 16 年度、同じくらいの想定をしております。しかしながら、11 月末現在で 6,469 人の減でございまして、今後現場としては河津桜のイベント等も踏まえまして、何とか同じくらいの人数を呼び込みたいとい

うことで考えております。減額になった理由につきましては単価的に 60 円ほど下げております。現在 430 円程度で入館を入れておりまして、その分が 100 万円減というものでございます。

それから 179 ページの歳出の部分でございますが、このなかで、国有地の借上料が 7 万円増額させてもらってございます。これは、国有地というのは森林管理署から土地を借りているわけでございますが、16 年度実績、前々年度の実績により算出されるためにこういう結果になりました。7 万円の増額をお願いしたいというものでございます。

続きまして天城温泉会館の会計でございます。183 ページをお開きいただきたいと思えます。第 1 回でございますが、歳入歳出をそれぞれ 176 万 5,000 円を増額させていただきまして、合計 1 億 756 万 5,000 円とさせていただきたいというものでございます。

187 ページの使用料の内訳からご説明を申し上げます。温泉会館の使用につきましては、前年対比をしましても 86% と非常に大きく落ち込んでおります。今年度おおむね 4 万 5,000 人、当初 5 万 2,000 人を見込んだわけですが、4 万 5,000 人程度ということ想定しております。単価的にも 730 円、70 円ほど下げて運営しておりますが、結果的に 890 万円の減額というものでございます。なお、市民の利用については 27.5% という状況になっております。

それからその下の下に一般会計の繰入金がございます。先ほど総務部長の方から説明がございました繰入金でございますが、収入減による補てんということで 400 万円をお願いしたいというものでございます。

続きまして 189 ページの歳出でございます。非常情報装置の保守点検委託料、それから電動式移動観覧席の保守点検委託料、それぞれ増額をさせていただきたいと思えます。これは年 2 回とかそういった形で点検委託が生じます。その関係で当初予算に落としてありまして、誠に申しわけなかったんですが、今回補正に組まさせていただいたというものでございます。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） 続いて議案第 125 号について、市民環境部長。

市民環境部長（福室恵治君） 平成 17 年度伊豆市国民健康保険特別会計補正予算につきまして説明をさせていただきます。既定の予算総額から歳入歳出それぞれ 1,870 万 6,000 円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 37 億 4,890 万 6,000 円とする補正でございます。この補正は平成 16 年度分の実績報告に伴います一般被保険者療養給付費等負担金及び退職被保険者等療養給付費交付金の追加交付に伴います、歳入の補正に対する歳出の退職被保険者等療養給付費の補正でございます。

それでは 113 ページをお願いしたいと思います。まず歳入ですが、3 款 1 項 1 目の事務費負担金は、これは事業廃止による減額でございます。2 目の医療給付費等負担金ですが、国庫支出金の 16 年度分の一般被保険者療養給付費等負担金の確定による追加交付で、1,678 万 4,000 円を増額するものでございます。

次に、2 項 1 目、財政調整交付金ですが、保険事業分及び医療費通知分の事業料の減によ

るもので、205万8,000円を減額補正するものでございます。

4款1項1目の療養給付費等交付金ですが、過年度分の追加交付確定による439万8,000円の増額補正でございます。

次に、歳出でございます。2款1項2目の退職被保険者等療養給付費の伸びが見込まれますので、ここで1,978万円の増額補正を計上したものでございます。次に3目の一般被保険者療養費につきましても同じく増額が見込まれるということから84万6,000円の増額補正を計上いたしました。それから4目の退職被保険者等療養費につきましても同様に増額に対応すべく、82万7,000円の増額補正を計上いたしました。5目の審査支払手数料ですが、レセプト枚数の増加による審査支払手数料の増額に対応すべく49万8,000円を増額計上いたしました。

2款5項1目の葬祭費ですが、これも43件分の215万円の増額補正を計上したものでございます。

次に3款の老人医療費拠出金及び4款の介護保険納付金につきましては、それぞれ本年度分の補正計上と15年度分の過不足額の確定による精算に伴います増額及び減額等を補正計上させていただきました。

5款の共同事業拠出金のうち、高額医療費拠出金の算出に係る静岡県下の総支給高額医療費の見込み額が下方修正されたため、120万円を減額補正するものでございます。

9款の諸支出金の一般被保険者保険税還付金ですが、得喪に係る清算還付金の見込み額増に対応すべく、124万7,000円の増額補正を計上したものでございます。

以上、よろしくご審議をお願いいたします。

議長（遠藤正寿君） 続いて126号について、健康福祉部長。

健康福祉部長（内田政廣君） 119ページをお開きいただきたいと思います。議案第126号平成17年度伊豆市介護保険特別会計補正予算第2回でございます。今回の補正は歳入歳出それぞれ4,790万円を減額し、総額を22億7,110万6,000円とするもので、1号被保険者の保険料の減額と介護保険法改正、16施行による施設介護サービス等給付費の減額と、それに関連する財源の補正が主なものでございます。

122、23ページをお開きいただきたいと思います。歳入についてでございます。1款1項1目でございますけれども、第1号被保険者保険料が1,764万8,000円の減でございます。10月の特別徴収者の徴収開始の見直しによるものでございます。

3款1項1目、介護給付費負担金960万円から7款の繰入金でございますけれども、ここにかけて7款1項1目の介護給付費繰入金でございますけれども、これは先ほど申し上げました介護サービス給付金の減に伴うそれぞれの国・県支払基金、それから市の負担分の減に伴うものの計上でございます。

7款2項1目、基金繰入金でございます。538万5,000円の減は財源更正によるものでございます。

8 款の繰越金 1,153 万 9,000 円の増額をもちまして収支の調整をいたしております。

歳出に移ります。126 ページ、127 ページでございます。歳出といたしましては、2 款保険給付費の施設介護サービス費等給付金 4,800 万円を減額いたします。10 月から施行されております施設介護サービスの居住費と食費、これが自己負担になったということで、これに伴う減額でございます。その他補正額を伴わない財源の振り替えをしております。

4 款、基金積立金 7 万円の増でございますけれども、介護給付費準備基金の利子積立金を計上するものでございます。

以上で説明を終わります。

議長（遠藤正寿君） 続いて議案第 127 号から議案第 129 号と議案第 133 号、議案第 134 号までの 5 件について、上下水道部長。

上下水道部長（水口信夫君） それでは私の方から上下水道部所管の 5 会計についてご説明を申し上げます。

130 ページをお願いいたします。まず簡易水道事業特別会計でございますが、既定の予算総額から 78 万 3,000 円を減額するものでございます。

134 ページ、事項別明細の歳入よりご説明を申し上げます。一般会計の繰入金でございますが、78 万 3,000 円減額するものでございます。

135、136 ページをお願いしたいと思います。歳出でございます。これから給与費の部分がでてまいりますけれど、これは一般会計と同じく人勤による給与是正と決算を見込んでの各手当等の更正となっております。

2 款の簡易水道事業費でございます。まず需要費の 140 万円の増額は湯ヶ島地区の簡易水道で漏水が多発しております。これらに対応するための 140 万円の増額となっております。

委託料の 537 万 7,000 円の減はまず、当初で大沢簡水の認可申請を 400 万円ほど計上してございました。大沢簡水の水源の開発という形での認可を予定しておりましたが、渇水期の水量調査を実施した後に施工したいということで、400 万円を 18 年度へ見合わせたということによりまず減額となっております。それから、配水池清掃委託料 60 万円減額しておりますが、これは上水道と同時に実施するというので上水道の方を見合わせた関係でこれも見合わせてございます。

それから工事請負費の 120 万円の増額でございますが、これは大沢簡水の取水口、かなり期待できる水量がありますので、この水量調査の終了後、取水口の整備工事を実施したいということで 120 万円計上してございます。

次に 137、138 ページでございます。飲供施設事業費でございます。事業費の 20 万円、これはやはり漏水対応ということでございます。それから委託料の 40 万円の減額は湯ヶ島地区の滅菌設備を圧力式から電気式に変更したことによりまず点検委託の減額となっております。

工事請負費の 240 万円は湯ヶ島になりますけれども、土肥川飲供の災害によりまず仮設管を本設するという工事に 100 万円、それから上猫越の飲供の取水口、これが詰まった状態に

なっております。これの整備をしたいということで120万円、合計240万円となっております。それから材料費の20万円の減額は精算見込みによります減額となっております。

次に、140ページをお願いしたいと思います。下水道事業特別会計でございます。既定の予算総額から4,325万3,000円を減額するものでございます。

144、145ページで歳入の事項別明細になります。まず一般会計の繰入金でございますが、1,964万1,000円を減額いたします。それから繰入金、これ基金繰入金でございますが1,801万2,000円を減額いたします。それから下水道事業債560万円の減額となっております。

次に146、147ページでございます。歳出となります。公共下水道事業費は人件費ですので省略をさせていただきます。

3目の流域下水道事業費ですけれど、554万8,000円の減額は流域下水道負担金の減額による減となっております。それから特定環境保全公共下水道でございますが、委託料の関係でございます。200万円ほどの減額となっておりますが、測量設計委託の精算見込みによります減額となっております。

次に148、149ページ、6目の特定環境保全公共下水道処理場建設事業費でございますが、1,656万円の減額となっております。土肥の浄化センターでございますが、更新計画策定によりまして補助対象で更新を実施するようしておりましたが、現有の台帳でできるということでこれを見直したということで減額となっております。

それから下水道管理費でございます。これは人件費ですので次にまいります。150、151ページ、委託料の1,419万2,000円の減額となっておりますが、これは中伊豆地区の水質検査、これをまず月2回行っておりました。問題がないということで他地区と合わせまして月1回ということに変更したことによります187万円の減額となっております。それから処理場維持管理業務委託でございますが、これも白岩の浄化センター、これを各旧町それぞれの浄化センターと単価を統一したということによります減額となっております。それから、施設台帳の委託料、これは土肥の浄化センターの台帳を整備をする予定でございましたが、現状の台帳で変更計画が策定できるということが判明したことによりましてこれを減額といたしております。

それから2款の公債費でございます。300万円の減額となっておりますが、16年度の借入実績によります再計算による減額となっております。

153ページをお願いいたします。農業集落排水事業特別会計でございます。既定の予算総額から327万8,000円を減額するものでございます。

156、157ページをお願いしたいと思います。農業集落排水施設の使用料でございます。227万8,000円の減額となっておりますが、本年10月までの実績によりまして推計をした数字で227万8,000円の減額が見込まれるということで減額となっております。

繰越金でございます。これは繰越金の確定による減額となっております。

雑入の100万円は、消費税還付の確定によるものでございます。

次に 158、159 ページをお願いしたいと思います。まず委託料の 200 万円の減額でございますが、これは処理場維持管理業務委託料でございますが、冷川浄化センター、それから加殿の浄化センター、それぞれ管理業務委託料を統一したことによります減額でございます。

それから施設費になりますが委託料 120 万円の減額でございますが、それから工事請負費 20 万円の増額となっておりますが、これは 161 ページをお開きいただきたいと思います。工事関係の委託料 120 万円を減じまして、処理場施設工事を 120 万円増額をいたしております。この関係は佐野雲金浄化センターの清算見込みによります委託料と工事費への組み替えによる増減となっております。それから、管渠工事、これは新規取り出しの費用でございますが、3カ所を当初予定しておりましたが、1ヶ所ということで 100 万円を減じてございます。したがって相殺しますと工事請負費が 20 万円の増額ということになります。

次に 191 ページをお願いしたいと思います。上水道事業特別会計でございます。

まず 2 条でございます。まず給水戸数でございますが、1 万 3,437 戸。当初 1 万 3,513 戸を見ておりましたが、10 月までの実績から推計をいたしまして 76 戸を減じてございます。

それから年間総給水量でございます。618 万 3,000 トンでございますが、当初 640 万 4,000 トンを見ておりました。22 万 1,000 トンの減でございますが、やはりこれも実績による減となっております。したがって 1 日平均給水量は 1 万 6,939。当初から 606 立米減となっております。

それから 4 の主な建設改良事業でございます。これは予算 1,000 万円以上の工事を載せてございます。まず熊坂赤水対策県道上水道管布設工事でございますが、当初 1,200 万円を計上してございましたが、2,300 万円、1,100 万円の増でございます。工事延長 285 メートルを 474 メートルと追加してございます。これは赤水の早期解決ということで工事延長を増加したものでございます。

それから天城北道路関連工事でございます。これは 1,800 万円計上しておりましたが、1,210 万円、590 万円の減となっておりますが、これはインターの関係で管を布設替えしているものでございまして、インターの関係の工事にあわせた形で施工しております。したがって、工事施工可能区間が減少いたしました関係で 590 万円ほど減額となっております。

それから田沢の配水管布設替え工事、これは 1,500 万円が 1,300 万円となっております。200 万円減額となっておりますが、これは精算見込みによる減額でございます。それから徳永ポンプ場改修工事、2,016 万円、当初計上しておりましたが、1,716 万円、300 万円の減額となっております。それから大京送水管布設替工事、当初 2,200 万円計上いたしましたが、2,970 万円、770 万円の増額となっておりますが、これも漏水対策の早期解決ということで、工事延長を延ばしております。

3 条からは予算額となりますので、193 ページの実施計画でご説明を申し上げます。まず 1 款 1 項 1 目の給水収益でございます。1,806 万 2,000 円の減額となっておりますが、これは本年 10 月までの実績により推計をいたしますと、これだけの減額を見込まざるを得ないと

91 ページ、92 ページに関しましては、給与費の明細でございます。特別職の関係が 494 万円の減、それから 92 ページにいきまして、一般職の合計が 4,363 万 3,000 円の増でございます。これについては、退職手当の組合への負担金というものが主なものとなっております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議長（遠藤正寿君） 続いて議案第 123 号について、土木部長。

土木部長（土屋 亨君） それでは、天城北道路用地取得特別会計補正予算について、ご説明を申し上げます。93 ページからになります。

天城北道路用地取得の特別会計におきましては、以前ご説明申し上げましたけれども、県土地開発公社との用地買収にかかる業務委託を結んでおります。その関係からこの特別会計から 2 名ほど人件費の支出をしております。一般会計の説明でもございましたけれども、同様に人勤を含めた人件費の最終予算見込み、給与費の調整ということで、39 万 5,000 円ほど計上させていただいております。今回の補正は、それのみでございます。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） 続いて、議案第 124 号と議案第 130 号から議案第 132 号までの 4 件について、企業部長。

企業部長（渡邊玉次君） それでは、修善寺自然公園特別会計の補正予算よりご説明をさせていただきます。歳入歳出の額をそれぞれ 1,022 万 4,000 円減額いたしまして、総額を 4 億 7,684 万 6,000 円とさせていただくものでございます。

105 ページをお開きいただきたいと思います。虹の郷の入園でございますが、入園者は当初 26 万 4,780 人を見込んでおりました。しかしながら、市民の入園者増の関係で、今年度 27 万人を予測しております。しかしながら、入園単価というのは下がっておりまして、336 万 5,000 円の減という予算をさせていただきたいと思います。それからテナントの使用料でございますが、今まで 25 軒ございました。しかしながら 2 軒撤退ということになりまして、388 万 1,000 円の減、それからミニ鉄道の使用料につきましては、当初予算がちょっとオーバーでございましたものですから、343 万 3,000 円の減をお願いするというものでございます。

続きまして下にまいります。一般会計の繰入金でございますが、達磨山キャンプ場については、306 万 7,000 円の減ということで、恐らくこの達磨山、おおむね予算どおりに推移している状況でございます。ですので、状況によっては残りの 300 万円も繰り入れなくていいのかなというような、現在状況になっております。それから一般会計の管理運営に関する繰入でございますが、2,130 万 5,000 円という減でございます。

107 ページでございますが、1 点、一番上の虹の郷直営店販売品売上金 886 万 2,000 円という増になっておりますが、これは先ほど申し上げました 2 軒撤退して 1 店舗は直営で現在運営しております。その収入の増ということと、1 店舗につきましては休憩所という形にしましたものですから収入はございません。1 店舗の増がここに計上されているとご理解いた

いう結果でございます。

それから3目のその他の営業収益でございますが、252万4,000円の増額となっておりますが、これは新規加入申込みの増加によりまして増額を見込んでございます。

次に歳出でございます。1款1項1目、原水浄水配水及び給水費でございます。1,158万1,000円の減額となっておりますが、これは消耗品、燃料費、材料費等々の経常的経費の精算見込みの減額と漏水調査、それから配水池の清掃等を財政的見地から見合わせたことによる減額となっております。

それから総係費、これは人勸による給与是正ということでございます。減価償却費、141万1,000円の減額は、16年度の実績によりまして、再計算による減額となっております。支出の主なものは以上です。

次に199ページをお願いしたいと思います。温泉事業特別会計でございます。

まず2条でございますが、主な建設改良事業、中浜地区配湯管更新工事というのがございますが、これは当初350万円ほど計上してございましたが、420万円、120万円の増額となっております。これはこの工事現場に隣接しました配湯管に大きな漏水事故が発生をいたしました。これらを含めた形で修繕をしたいということで10メートルほど延長を延ばして実施するものでございます。

それから中村源泉集湯管の移設工事、これは新規でございますが、H I V Pの75ミリを30メートルほど県の急傾斜地工事に合わせた形で実施するものでございます。

3条からは予算額になりますので、やはりこれも200ページの実施計画でご説明を申し上げます。

3条の歳出でございます。温泉事業費、それから1項の営業費用、2目の送配湯費ということでございます。15万8,000円の増額となっておりますが、これは土肥の町営住宅付近の防災倉庫がございます。この敷地内に既設の石綿管がまだ残っております。これを撤去する費用として15万8,000円を計上してございます。

総係費は人件費でございます。それから資本的収入及び支出でございます。1目のその他の資本的収入200万円でございますが、これは中村地区の急傾斜対策工事に伴う中村源泉集湯管の移設工事ということで、静岡県より納入されるものでございます。支出でございますが、まず資本的支出の建設改良費、1目の改良費でございます。320万円の増額でございますが、まず中浜地区の配湯管更新工事120万円は漏湯事故によりまして工事延長の増加ということで100ミリのフジパイプを10メートル延長してございます。

それから中村源泉集湯管移設工事200万円は、これは急傾斜対策工事に伴う中村源泉の集湯管の移設工事ということで、H I V P75ミリを30メートル移設をするというものでございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（遠藤正寿君） 以上で提案理由の説明を終わります。

ここで休憩を取ります。11時5分まで休憩といたします。

休憩 午前10時50分

再開 午前11時 6分

議案第135号～議案第146号の上程、説明

議長（遠藤正寿君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

次に、日程第19、議案第135号 伊豆市コミュニティ防災センター条例の一部改正についてから、日程第30、議案第146号 伊豆市公民館条例の一部改正についてまでの、12議案を一括して議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。市長。

市長（大城伸彦君） 議案第135号 伊豆市コミュニティ防災センター条例の一部改正についてから、議案第146号 伊豆市公民館条例の一部改正についてまでの12議案の提案理由を申し上げます。

各条例の趣旨は、指定管理者への運営協定を見据えたもの等であります。各条例の詳細につきましては担当部長から説明させます。よろしくご審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

以上です。

議長（遠藤正寿君） これをもって、提案理由の説明を終わります。提案理由の説明に関して、補足説明の申し出がありますので、これを許します。

最初に議案第135号について、総務部長。

総務部長（堀江正身君） 議案第135号 伊豆市コミュニティ防災センター条例の一部改正についての詳細説明を申し上げます。新旧対照表により説明させていただきたいと思いますので205ページをお開きください。

従来の条例の2条と3条の間に1条設けます。5条と6条の間に5条を挟みます。この措置を通じまして指定管理者への対応条例ということになります。

まず第2条第1項第2号でございますが、位置については380-1が、これは正規の呼び名で380番地の1ということにさせていただきます。

次に新たな第3条でございますけれど、使用日及び使用時間の規定、これについては規則で定めるということで委ねる規定にさせていただきます。

次に従来の5条と6条の間に入った条文でございますが、新しく言いますと第7条になります。

指定管理者による管理、市長は、地方自治法の規定に基づき、法人その他の団体で市長が指定するもの（以下、「指定管理者」という。）に、防災センターの管理に関する業務を行わせるものとする。第2項、前項の防災センターの管理に関する業務の範囲は、次に掲げると

おりとする。これについては、利用の許可、不許可等の制限、それから防災センターの維持管理に関する業務、そのほかについては市長が必要と認める業務ということでございます。

次に利用料金の納付でございます。これについては一番下にあります別表について、第8条関係、これは防災センター、1日12,000円、4時間までは6,000円と、この範囲の中で指定管理者が定めるということでございます。そして指定管理者については、第3項でございます、承認を得たときは、その利用料金の額を公表しなければならないと。次の第4項については、利用料金は、指定管理者の収入とするということでございます。そういうことなので、市からの補助というのはここできっぱりないということになります。

続きまして、利用料金の減免についてはこれも指定管理者ができるという規定が第9条でございます。

それから利用料金の不還付、これはやはり指定管理者は、市長が定める基準に該当すると認めるときは、還付することができるということでございますけれど、基本的にはお返しはできないという規定でございます。

続きまして第11条には、毎年度終了後、事業報告書を作成し、市長に提出しなければならないということでございます。

それから施行期日でございますが、これは大変に申し訳ございません。この条例は、平成16年4月1日から施行するということになっておりますけれど、説明資料ということでお話しをいただきまして、ここを18年4月1日ということで変更していただきたいと思っております。なお、正規の条例の案には平成18年4月1日と、204ページにありますけれど、そういうことになっております。この後の説明資料についてもほとんど平成16年4月1日ということの記載が新しいようにありますけれど、ここをすべて18年4月1日ということで訂正をいただきたいと思っております。

以上、お詫びを申し上げまして、詳細説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

議長（遠藤正寿君） 続いて、議案第136号について、健康福祉部長。

健康福祉部長（内田政廣君） 議案第136号 伊豆市シニアプラザ条例の一部を改正する条例について詳細説明をいたします。高齢者の介護予防や健康増進のための施設補助で造られました伊豆市シニアプラザは、土肥地区・八木沢連合区の集会所として八木沢連合区に管理委託をしております。このたび指定管理者制度を導入するにあたりまして、条例を整備するものでございます。

211ページをお開きいただきたいと思っております。新旧対照表にて説明をいたします。ただいま総務部長が説明申し上げたこととほぼ同じでございます。新たに加えた条項のうち、第3条、供用日及び供用時間から、第6条、損害賠償までにつきましては、指定管理者制度を導入するにあたりまして明確にすべき事柄を規定したものでございます。

第7条、指定管理者による管理で、管理業務の範囲を、利用の承認、不承認、施設の維持

管理に関する業務と規定いたしまして、第 8 条から 10 条までは利用料金に係る規定をしております。11 条で指定管理者の事業報告義務を規定いたしました。

別表で、利用料金として 1 日 15,000 円と規定しておりますけれど、8 条第 2 項と 9 条に示すように利用料は 15,000 円の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定め、減免できる規定となっております。

総務部長が申しあげましたように、施行期日につきまして、この条例につきましても平成 16 年となっておりますけれども平成 18 年 4 月 1 日からの施行でございます。

以上、説明を終わります。

議長（遠藤正寿君） 続いて、議案第 137 号から議案第 144 号までの 8 件については観光経済部長。

観光経済部長（鈴木直道君） それでは議案第 137 号から 144 号までの補足説明をいたします。

まず 214 ページをお開き願いたいと思います。議案第 137 号 伊豆市中伊豆体験農園条例の制定でございます、これについては現在建設中の体験農園の設置や管理運営について定める条例でございます。

第 1 条につきましては設置目的でございます、ここに書いてありますように農業を通してゆとりある余暇と安らぎ空間を提供することによって、都市との交流を深め、地域農業の活性化に寄与するということでございます。

第 2 条につきましては名称でございます。伊豆市中伊豆体験農園ということでございます。

第 3 条の施設につきましては、今回設置されますラウベ付き農園、一般用農園、管理棟及び駐車場その他でございます。

第 4 条につきましては事業の内容を列記したものでございます。

第 5 条から 16 条については使用上の禁止行為や手続き的なものでございます。その中で第 7 条の使用の承認の中で、期間は 1 年としますが最長 5 年まで延長ができることとしております。また 9 条の使用料につきましては 217 ページの別表でお示しの通り、ラウベ付き農園につきましては 36 万円、一般用農園は 12,000 円といたしました。

それから 17 条、18 条に関しましては指定管理者に関することを定めたものでございます。17 条の第 2 項の業務の範囲でございますが、第 4 条に掲げる事業ということで管理棟の使用に係る承認、不承認に関する、その他 4 条の 2 号から 4 号の地域住民との交流や技術指導等の業務、農園の維持管理の業務などが含まれます。第 18 条は事業報告を定めたものでございます。

今回は指定管理者制度でスタートいたしますが、初めての施設ということございまして当面は利用料金制を取らない方式で考えております。運営状況がある程度固まった時点で利用料金に移行したいと考えております。なお、施行日は公布の日から 6 月を超えない範囲内において規則で定めることとしております。これは実際スタートするのがたぶん 5 月頃にな

る予定のためでございます。

次に 218 ページ、議案第 138 号 伊豆市立地域集会施設条例の一部改正でございます。参考資料の 221 ページ、新旧対照表で説明をさせていただきます。今回の改正は指定管理者制度の導入に伴い、各地域にあります集会施設をこの制度に移行させるための条例改正でございます。

この中の第 2 条で小川多目的集会場を削除しまして、新たに柳瀬集会場を加えさせていただきました。小川多目的集会場はこのあと説明します別の条例として制定するためのものがございます。柳瀬集会場につきましては中伊豆活性化施設と併設して設置された施設でございます。今回それを加えさせていただきました。

223 から 224 ページ、第 7 条から 11 条が指定管理者に関する条文の追加になります。7 条につきましては指定管理者による管理と業務の範囲を定めたものがございます。第 8 条については利用料金の納付、それから利用料金の額については 225 ページの別表に掲げておりますが、これは上限を定めてあるわけございまして、その範囲内で指定管理者が市長の承認を得て定めていくものがございます。また、その利用料金は指定管理者の収入としております。第 9 条は利用料金の減免、第 10 条は利用料金の不還付、第 11 条は毎年度終了後、事業報告書の提出を定めたものがございます。

施行日はこれも参考資料の方は間違っていますが、18 年 4 月 1 日からでございます。

次に、226 ページ、議案第 139 号 小川多目的利用施設条例、この制定でございます。この施設は、以前小川多目的集会場、いわゆる小川地区の集会場として利用していた施設でございます。新たな集会施設ができたため、平成 13 年度より旧中伊豆町が森林ボランティアの受け入れ施設として活用してきたものがございます。平成 15 年度より簡易宿泊施設の許可を取りまして、通称やまもりの家として利用されてきておりますが、今回多目的利用施設として位置付けをしまして、広く市民の活動の場、また交流の場として活用していただくために新たに条例化したものがございます。

条例案について説明いたしますが、第 1 条では設置の目的、第 2 条では名称、位置を定めたものがございます。第 3 条ではこの施設での事業を列記してございます。農林業の体験活動や、森林ボランティアの活動の場、また市民のレクリエーションや文化活動の場として活用していくこととしております。

次のページの第 7 条の使用料につきましては別表をご覧いただきたいと思います。客室使用料としまして各部屋それぞれ時間帯で 1,050 円、宿泊につきましては中学生以上が 1,575 円、小学生 1,155 円といたしました。

施行日は平成 18 年 4 月 1 日からでございます。

次に 228 ページ、議案第 140 号 伊豆市総合会館条例の一部改正でございます。これは修善寺、土肥、それぞれの総合会館につきましては指定管理者制度の導入に伴う条例改正でございます。

参考資料の 233 ページ、新旧対照表をお開き願いたいと思います。主な改正点につきましては 235 から 236 ページにあります、第 12 条から 16 条までの指定管理者に関する条文の追加でございます。12 条関係では 241 ページの別表第 2、そこにそれぞれの業務の範囲を定めてございます。それから 13 条の利用料金については、修善寺総合会館については利用料金制で指定管理者の収入としますが、土肥総合会館につきましては市の収入として徴収することとしております。また、242 ページの別表第 3 の修善寺総合会館の使用料につきましては、消費税の扱いについて土肥の総合会館に合わせさせていただいております。

その他の条文の関係は条文の整理でございます。なお、施行日は平成 18 年 4 月 1 日からでございます。

次に 244 ページ、議案第 141 号 伊豆市持越オートキャンプ場条例の一部改正でございます。これにつきましても参考資料の 248 ページで説明をいたします。この施設は天城地区の持越にありますオートキャンプ場と持越高齢者福祉増進温泉施設でございます、これも同じく指定管理者制度の導入に伴う条例改正でございます。

指定管理者に関する条文、250 ページから 250 ページの 3、そこをご覧いただきたいと思っておりますけれど、第 11 条から 15 条が追加になるものでございます。その中で、第 11 条の 2 項、業務の範囲でございますが、この施設の管理に関するすべてのものとなります。また、第 12 条で利用料金制を取っております。利用料金は指定管理者の収入ということになります。料金につきましては 250 - 3、別表第 2 をご覧いただきたいと思いますが、この金額の範囲内で指定管理者が市長の承認を得て定めるということになります。その他いくつかの条文の整理をさせていただいております。

この施設はオートキャンプ場が 1 区画 90 平米、これが 20 区画ございます。それから温泉施設は非常に高温温泉を使った蒸し湯と言いますか、それが売りの施設でございます。施行日は平成 18 年 4 月 1 日からでございます。

次に 252 ページ、議案第 142 号 伊豆市修善寺温泉管湯条例の一部改正でございます。これにつきましても参考資料の 254 ページをお開き願いたいと思います。修善寺温泉の管湯につきましては、市民の福祉向上及び観光振興を図る目的で設置された施設でございます。この施設も同じく指定管理者制度の導入に伴う条例改正でございます、255 ページ、第 7 条から 10 条が指定管理者に関する条文の追加と、その他に条文の整理をさせていただいております。中身は前の議案と同じでございます、業務の範囲、利用料金等を定めたものでございます。施行日は平成 18 年 4 月 1 日からでございます。

次に 257 ページ、議案第 143 号 伊豆市恋人岬関連施設条例の一部改正でございます。これも参考資料の 259 ページをお開きください。土肥の恋人岬にはその第 2 条にあります休憩所、駐車場、花木園、遊歩道などの施設がございます。ここは観光及び農林業の振興によって地域の活性化を図るために設置された施設でございます。ここに付きましても指定管理者制度を導入していきたいということで、今回条例改正をするものでございます。

260 ページの第 5 条、指定管理者の管理、ここでは業務の範囲を定めてあります。第 6 条は事業報告。これが指定管理者制度の追加条文となります。施行日は平成 18 年 4 月 1 日からとなります。

次に 261 ページ、議案第 144 号 伊豆市松原公園条例の一部改正でございます。これにつきましても参考資料 265 ページをお開きいただきたいと思います。この公園には多目的芝生広場、駐車場、花時計、管理棟などがございます。地域の公園、また花時計などもありまして、観光的要素の高い公園として活用されております。この施設につきましても指定管理者制度を導入していきたいということで条例改正するものでございます。

主な改正点でございますけれども、268 ページをお開きください。第 22 条から 26 条、これが指定管理者に関する条文でございます。その中で 23 条は利用料金に関係でございます、271 ページの別表にその料金を定めております。新旧対照表の旧の部分を見ていただきたいと思います。現在の料金は大型車で見ますと 2,400 円から 3,000 円となっておりますが、改正案につきましては上限を定めたものでございまして 3,000 円としてあります。実際は市長の承認を得まして指定管理者が定めるということになっております。施行日は平成 18 年 4 月 1 日からでございます。

以上で 137 号から 144 号までの補足説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をいただきたいと思います。

議長（遠藤正寿君） 続いて、議案第 145 号について、企業部長。

企業部長（渡邊玉次君） それでは議案第 145 号 伊豆市都市公園条例の一部改正につきましてご説明をさせていただきます。都市公園条例は現在 8 施設を所管している条例でございます。今回修善寺自然公園を指定管理者の適用とするために改正するというものでございます。主な内容につきましては 19 条から 23 条の追加というのが主なものでございます。

279 ページの 19 条からご説明をさせていただきます。19 条につきましては指定管理者制度の導入をここで明示してございまして、2 項につきましては指定管理者の業務をうたっております。利用許可であるとか利用の承認、取消しの権利、こういったものを、いわゆる権限を付与するというようなことでございます。

続いて 20 条につきましては利用料金制の導入というものをうたっております。それに伴いまして使用料の決定であるとか利用料金制、こういったものをうたっているということでございます。23 条につきましては指定管理者の事業報告を市長に提出するというようなものをうたっております。

それから 281 ページの表のところでございますが、今まで入園料という表示でございますが、利用料金制に移行することによって利用料金というような名前に変わるということでございます。同じく平成 18 年 4 月 1 日から施行するというものでございます。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） 続いて、議案第 146 号について、教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長(山本準次君) 議案第 146 号 伊豆市公民館条例の一部改正について、市長提案理由の詳細について申し上げます。

議案は 283 ページになります。伊豆市公民館条例の一部改正は、牧之郷公民館において指定管理者制度を導入するための条文の追加が主なもので、その他若干条文の整理を行うものです。牧之郷公民館は修善寺地区にあり、この条例改正を可決いただくことができましたならば、地元であります牧之郷区に、現在と同じような形で公募によらない指定管理者として指定を考えております。この牧之郷公民館は地元である牧之郷区からの寄附金などをいただきまして昭和 51 年度に建築をしてございます。条例の改正は、先にご可決をいただきました伊豆市運動施設条例の一部改正と以下同文様の趣旨内容となります。この一部改正で利用料金の変更はございません。施行日は平成 18 年 4 月 1 日からになります。新旧対照表は 288 ページからでございますが、同様の内容となりますので省略をさせていただきます。

以上でございます。

議長(遠藤正寿君) 以上で、提案理由の説明を終わります。

議案第 147 号の上程、説明

議長(遠藤正寿君) 日程第 31、議案第 147 号 第 1 次伊豆市総合計画基本構想の策定についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。市長。

市長(大城伸彦君) 議案第 147 号 第 1 次伊豆市総合計画基本構想の策定についての提案理由を申し上げます。

第 1 次総合計画の基本構想・基本計画がまとまり、総合計画審議会において答申をいただきましたので、本会議に提案するものでございます。

計画策定については、市民の皆さんと行政が協働の取組みで進めることがなにより大切であると考え、総合計画審議会をはじめ、市民・団体の意識・意向調査や、市民ワークショップ、また各地区での懇談会の提言などを取りまとめまいりました。

基本構想は、「人あったか・まちいきいき・自然つやつや 伊豆市」をテーマに、福祉・産業・環境・教育・基盤整備・行財政・市民参加の 6 つの柱とし、世代を超えた支えあいと創造のまちづくりを目指しております。

地方自治法第 2 条第 4 項の定めるところにより、基本構想につきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

計画の実施につきましては、審議会の答申を尊重し、まちづくりを進めてまいります。詳細につきましては、総務部長に説明をさせます。

議員の皆様のご理解・ご協力をお願いいたします。以上でございます。

議長(遠藤正寿君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

提案理由の説明に関して、補足説明の申し出がございましたのでこれを許します。総務部長。

総務部長（堀江正身君） 議案第 147 号 第 1 次伊豆市総合計画基本構想の策定についての詳細説明を行います。295 ページ以降になります。伊豆市総合計画の策定につきましては昨年 8 月に着手し、市民アンケートや市民ワークショップ会議、市民の団体ヒヤリングなどを行い、まず基礎データを整備いたしました。これは昨年度主に精力的に行いました。その後庁舎内での専門部会や策定委員会を必要に応じ開催し、本年 5 月には総合計画審議会を立ち上げ、6 回の審議を経て 11 月 28 日に審議会の答申をいただきました。審議会のメンバーには 4 名の議員の皆さんも入っていただきましたが、こうした経過の中でも議会といたしまして全協を通じ、説明をし、意見もいただきました。そのほか、地域の皆様からは地区懇談会を通じて様々なご意見をいただき、その後サミット等も行っており、その結果、基本構想として議決をいただく運びとなりました。

それでは議案 1 ページをお開きください。ここから 4 ページまでは序論として計画策定の狙い、計画の構成と期間、まちづくりの課題を掲げております。特に 2 ページの表に示しましたとおり、計画は 3 部構成であり、基本構想は向こう 10 年間、基本計画は前期 5 年間、後期 5 年間の計画でございます。なお実施計画は向こう 3 ヶ年ずつのローリング計画を毎年度策定いたします。

このうち議決要件は基本構想であります。基本構想は 5 ページから始まります。この章立てといたしましては 8 章立てでございます。第 1 章は目的、第 2 章は期間、第 3 章はまちづくりの目標、第 4 章は基本指標、特に人口の 10 年後の見通しにつきましては最後まで議論となりましたが、現状の人口をなんとか維持しようとする 37,500 人ということでまとめました。第 5 章につきましては土地利用構想でございますけれど、市内を 4 つのエリアに分け、産業振興や市街地再生の拠点整備を目指していきます。次の第 6 章ではまちづくりの基本方針を 6 つの分野から記載、第 7 章ではその 6 つの柱に肉付けをいたしまして施策の大綱としてまとめました。この第 7 章が基本計画の柱となり、基本計画で定めたそれぞれの施策の大綱については実施計画の柱となってまいります。ただいま説明をしたことは 18 ページの表にまとめましたので後ほどご覧いただきたいと思います。なお、第 8 章では計画の推進に向けた 3 つの方策を記載してあります。

以上で総合計画に関する詳細説明を終わります。よろしく願いいたします。

議長（遠藤正寿君） ここで昼食の休憩に入ります。再開を 13 時といたします。それでは休憩に入ります。

休憩 午前 11 時 43 分

再開 午後 1 時 00 分

議案第 148 号～議案第 149 号の上程、説明

議長（遠藤正寿君） それでは休憩を閉じて会議を再開いたします。

日程第 32、議案第 148 号 静岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の変更についてと、日程第 33、議案第 149 号 静岡県市町村非常勤職員公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の変更についての 2 議案を、一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。市長。

市長（大城伸彦君） 議案第 148 号 静岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の変更について、及び議案第 149 号 静岡県市町村非常勤職員公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の変更についての提案理由を申し上げます。

前回の一部改正から現在までの間に、県内の町が合併し、新たに牧之原市と川根本町が誕生したことに伴う一部改正であります。詳細につきましては総務部長が説明いたします。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） これをもって、提案理由の説明を終わります。提案理由の説明に関して、補足説明の申し出がありますので、これを許します。総務部長。

総務部長（堀江正身君） それでは議案第 148 号、149 号の詳細説明をさせていただきます。これはいずれも県内の町の合併に伴うものでございます。平成 17 年 9 月 20 日に川根本町、これは本川根町、中川根町の合併に伴う誕生でございます。それから 10 月 11 日には相良町と榛原町が合併して牧之原市が誕生いたしました。

改正につきましてはいずれも別表にございます、今までの相良町、榛原町を削りまして、市の部の裾野市の次に牧之原市を追加するというところでございます。なお、中川根町、本川根町を削りまして、川根町の後に川根本町を入れるというところでございます。

別表の 2、この一部事務組合の方につきましては、旧の相良町と榛原町のそれぞれ相手がございます一部事務組合を組んでいたところでございますが、こちらの一部事務組合はすべて牧之原市ということで変更とするものでございます。

148 号、149 号ともまったく理由でございます。よろしく願いいたします。

議案第 150 号の上程、説明

議長（遠藤正寿君） 続きまして日程第 34、議案第 150 号 伊豆の国市と伊豆市との間で共同設置しようとする廃棄物処理施設整備の事務の委託に係る協議についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。市長。

市長（大城伸彦君） 議案第 150 号 伊豆の国市と伊豆市との間で共同設置しようとする廃棄物処理施設整備の事務の委託に係る協議についての提案理由を申し上げます。

廃棄物処理施設の整備につきましては、先月 8 日に伊豆の国市との間で、2 市廃棄物処理

施設組合設立準備会が開催され、施設整備に向けて合意を見たところでございますが、この廃棄物処理施設整備の事務の委託に係る協議をお願いするものであります。

議案の詳細につきましては、市民環境部長が説明いたします。よろしくご審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） これをもって、提案理由の説明を終わります。提案理由の説明に関して、補足説明の申し出がありますので、これを許します。市民環境部長。

市民環境部長（福室恵治君） 伊豆の国市と伊豆市との間で共同設置しようとする廃棄物処理施設整備の事務の委託に係る協議について説明をさせていただきます。299 ページをお願いいたします。

地方自治法第 252 条の 14 第 1 項の規定により、2 市において共同設置しようとする廃棄物処理施設の整備に関する事務の委託及びこれに係る規約の制定協議について、地方自治法第 252 条の 2 第 3 項の規定により議決を求めるものでございます。

この協議によります、想定される委託事務事業でございますけれども、2 市の廃棄物処理施設の一部事務組合設立前の事務事業といたしまして、建設候補地選定業務委託、循環型社会形成推進地域計画策定業務委託、施設整備基本構想策定業務委託等でございます。

規約の概要でございます。まず第 1 条でございますが、委託事務の範囲といたしまして、候補地選定調査事務、それから施設建設計画の作成事務、それから上記関連の事務でございます。第 2 条は管理及び執行の方法ということで、伊豆の国市の条例、規則、規程により執行をいたします。

それから第 3 条、経費の負担及び予算の執行でございますが、かかる経費は伊豆市負担といたしまして伊豆の国市に交付します。それから経費の額及び交付の時期は、両市長協議とするということにしてあります。

4 条、決算の場合の措置ということで、伊豆の国市決算公表後、伊豆市長に事務委託部分を通知する。それから第 5 条、連絡会議でございます。伊豆の国市長は委託事務の管理執行に係る連絡会議を随時開催をするということにしてあります。

第 6 条の条例等改正の場合の措置でございますが、委託事務の管理執行に係る伊豆の国市の関係条例等を改正した場合は、速やかに伊豆市長に通知するというところでございます。

以上で説明を終了させていただきます。

議案第 151 号の上程、説明

議長（遠藤正寿君） 日程第 35、議案第 151 号 工事請負契約の変更について(市道一本松線道路災害復旧工事)を、議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。市長。

市長（大城伸彦君） 議案第 151 号 工事請負契約の変更について（市道一本松線道路災害

復旧工事)の提案理由を申し上げます。

平成16年災査定第104号市道一本松線道路災害復旧工事は、平成16年3月議会において議決していただき、施工してまいりました。

伊豆市徳永の株式会社佐々木組と、1億5,330万円で工事請負契約を締結いたしましたが、工事着手にあたり現場を再測量した結果、法面の切り取り工事や現場吹付け、法枠工等に数量の増加が生じ、624万7,500円の増額変更となりましたので、変更後の額を1億5,954万7,500円とする工事請負変更契約をお願いするものでございます。

議案の詳細につきましては、土木部長が説明いたします。よろしくご審議の上、可決くださいようお願い申し上げます。

以上です。

議長(遠藤正寿君) これをもって、提案理由の説明を終わります。提案理由の説明に関して、補足説明の申し出がありますので、これを許します。土木部長。

土木部長(土屋亨君) それでは、市道一本松線道路災害復旧工事の変更契約につきまして補足説明をいたします。市道一本松線道路災害復旧工事の工事請負契約につきましては、ただいま市長が申し上げたとおり、平成16年3月議会において可決をいただきました。伊豆市徳永の株式会社佐々木組と1億5,330万円で契約を締結し、工期を平成17年3月18日から平成17年12月28日と定めて施工して参りました。大変急峻な山腹の崩壊によりまして、市道のみならず下側の県道までふさいでしまったと、まれに見る大きな災害でございまして、復旧工事も市としては22号の中で最大の箇所ということになりました。

工事着手にあたりまして、現場の状況を再測量した結果、被災直後の測量よりも被災面積が大きいことが判明いたしました。既にご承知のとおり22号災害では倒木の被害が甚大でありまして、当該施工箇所も災害直後の測量は危険が伴いまして、辺縁部、いわゆる縁と言いますか、周りと言いますか、細部までの被災状況の確認が非常に困難で、詳細な確認ができなかったということがございます。また、災害はすべてそうですが、査定までの時間的制約というようなものも重なりまして生じた測量の誤差であろうと思われま。

着手に際しましては、倒木の伐採処理等、危険回避措置を施してから再測量を行ったものであります。再測量に基づきまして設計の数量等を見直した結果、直接工事費で地山の掘削、それから法面の切土、これらに伴う土砂の運搬いわゆる土工運、これが増加をしたこと、加えて伐木根、切った木の根っこ、その運搬や処理費、これは準備費ということになりますが、それから交通誘導員の関係、安全費ですけれども、これらの共通仮設費が増加したということによりまして、請負額で624万7,500円の増額となりました。この金額を加えて、変更後の請負金額を1億5,954万7,500円とする工事請負契約の変更をお願いするものであります。

よろしく願いいたします。以上です。

議案第152号～議案第153号の上程、説明

議長(遠藤正寿君) 次に日程第36、議案第152号 市道路線の廃止についてと、日程第37、議案第153号 市道路線の変更についての、2議案を一括して議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。市長。

市長(大城伸彦君) 議案第152号 市道路線の廃止について、及び議案第153号 市道路線の変更についての提案理由を申し上げます。

市道路線廃止については、国民宿舎木太刀荘の売却に伴い、市道木太刀線を廃止するものであります。

また、市道路線の変更については、市道木太刀線の廃止に伴い、起終点を変更し、市道向原線に接続するものであります。

議案の詳細につきましては、土木部長が説明をいたします。よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

議長(遠藤正寿君) これをもって、提案理由の説明を終わります。提案理由の説明に関して、補足説明の申し出がありますので、これを許します。

土木部長。

土木部長(土屋 亨君) それでは市道路線の廃止と変更につきまして補足説明をいたします。

国民宿舎木太刀荘の売却にあたりまして、手前の世古橋、これは向原線ということになりますが、その右岸側から木太刀荘玄関までの市道木太刀線、これの一部を含めて売却をするということでもありますから、これを受けましてこの木太刀線を廃止いたしまして、一方、木太刀線から分岐をしております木太刀支線というのがございます。これは存続させるということでもありますので、この起点を市道向原線に接続させるために従来の木太刀線の一部を取り込んで変更するものであります。

以上、よろしく願いをいたします。

議長(遠藤正寿君) 以上で、提案理由及び補足説明は終わりました。

ただいま議題となっております32件の議案に対する質疑は、12月13日開催予定の本会議において行います。念のため申し上げます。議案に対する質疑通告期限は9日の正午となっておりますので、お間違えのないようお願いいたします。

諮問第2号の上程、説明、採決

議長(遠藤正寿君) 日程第38、諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦についてを、議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。市長。

市長(大城伸彦君) 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦についての提案理由を申し上げ

げます。

人権擁護委員は、基本的人権の擁護と自由人権思想の普及・高揚を図るため、市町村長が推薦し、法務大臣が3年の任期で委嘱します。

この度、人権擁護委員の井上祐宏氏、中島行信氏、内田厚子氏、金子隋教氏の4名の方が平成18年3月31日をもって任期満了となりますので、後任委員の候補者の推薦について、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき議会の意見を求めるものであります。

井上祐宏氏は、平成8年12月就任以来、人権擁護委員としてその職務に精励され、責任を全うされてまいりましたので、引き続き委員として再任されますよう推薦するものであります。また、山居英明氏、瓜島昌子氏の両氏は、人格識見高く、地域住民の人望も厚く、広く社会の実情に通じており、本職に適任でありますので、新たに委員として推薦しようとするものであります。

なお、合併に伴い、委員実数減員計画により、平成18年4月より9名から8名の1名減となります。

以上、よろしくご賛同賜りますよう、お願い申し上げます。以上でございます。

議長（遠藤正寿君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。本件につきましては人事案件ですので、質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決したいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（遠藤正寿君） ご異議なしと認めます。よって、質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

これより、採決いたします。お諮りいたします。諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦についての件は、適任であることに、賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（遠藤正寿君） 全員起立であります。よって、諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦については、適任であることに決定いたしました。

散会宣告

議長（遠藤正寿君） 以上で、本日の議事はすべて終了しました。本日はこれにて散会いたします。

次の本会議は、12月8日、午前9時30分より再開いたします。一般質問を行います。よって、この席より告知いたします。本日は大変ご苦労さまでございました。

散会 午後 1時21分

平成17年第4回（12月）伊豆市議会定例会

（第2号 12月8日）

平成17年第4回(12月)伊豆市議会定例会

議事日程(第2号)

平成17年12月8日(木曜日)午前9時30分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(25名)

1番	杉山誠君	2番	鈴木基文君
3番	小森勝彦君	4番	内田勝行君
6番	山下一君	7番	加藤章君
8番	室野英子君	9番	飯田正志君
10番	森良雄君	11番	古見梅子君
12番	磯晴雄君	13番	鍵山堅一君
14番	杉山羌央君	15番	飯田宣夫君
16番	酒井勲一君	17番	木内一郎君
18番	塩谷尚司君	19番	関邦夫君
20番	小野忠宏君	21番	大川孝君
22番	三須重治君	23番	堀江昭二君
24番	高田和正君	25番	遠藤正寿君
26番	木村建一君		

欠席議員(なし)

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	大城伸彦君	助役	児島保次君
教育長	室野純司君	土肥支所長	平田秀人君
天城湯ヶ島支所長	鈴木幸司君	中伊豆支所長	佐藤央一君
総務部長	堀江正身君	市民環境部長	福室恵治君
健康福祉部長	内田政廣君	観光経済部長	鈴木直道君
土木部長	土屋亨君	上下水道長	水口信夫君

企 業 部 長 渡 邊 玉 次 君
会 計 課 長 佐 藤 正 秋 君

教 育 委 員 会 山 本 準 次 君
事 務 局 長

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長 長 谷 川 與 志 衛
主 査 山 下 正 恵

局 長 補 佐 森 修 司

開議 午前 9時30分

開議宣告

議長（遠藤正寿君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成17年第4回伊豆市議会定例会を再開いたします。

本日の出席議員は25名であります。定足数に達しておりますので、会議を開きます。

議事日程説明

議長（遠藤正寿君） 本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

一般質問

議長（遠藤正寿君） 日程に基づき一般質問に入ります。

なお、質問に先立ち、質問者と答弁者にご注意申し上げます。

質問者は簡単明瞭に、しかも議題外にわたらないよう、答弁者にあっては質問の趣旨に沿った答弁をいただくようお願いいたします。

今回は19名の議員より通告されております。質問の順位は、議長への通告順位といたします。1回目の質問では全項目について質問し、2回目以降は一問一答としたいと思います。また、時間に関しましては、申し合わせにより質疑のみ30分以内、質疑の回数は同一議題にて3回までといたします。

なお、1回目の質問は、議員及び答弁者はいずれも登壇を願います。

それでは、一般質問に入ります。これより順次質問を許します。

杉 山 誠 君

議長（遠藤正寿君） 最初に、1番、杉山議員。

1番（杉山 誠君） 1番、杉山誠です。通告に従い一般質問をさせていただきます。

最初に、事業仕分けへの取り組みについて伺います。

事業仕分けは、税金のむだ遣いを一掃して、大胆な歳出削減を行うために行政の仕事を洗い直す作業で、民間シンクタンク「構想日本」が提唱しているプロジェクトです。行政の事業を見直し、不要な事業を廃止したり、民間へ移行することは、行政依存から抜け出し、地域の活力を回復するために不可欠の改革です。

事業仕分け作業は、すべての事業を、1、そもそも必要な事業か。2、必要なら行政と民間どちらがやるべきか。3、行政がやるなら、国や県、市町村のいずれがやるのが妥当か、などを順に検討し整理していきます。行政の仕事として本当に必要かどうか、現場職員や民間の意見、外部の意見を聞きながら、予算書の全事業項目を個々にチェックして仕分けていきます。

これまで13の自治体で事業仕分け作業を行っており、いずれの場合も予算の約1割に相当する大幅な削減が見込まれることがわかりました。むだな事業を減らし、必要な事業に十分な予算配分をすることができ、行財政改革を進めるためにも非常に効果のある手法とされており、国でも、小泉首相が実施に向けて検討を進めるよう指示を出し、与党間で具体的な事業仕分け作業の進め方について話し合われております。

少子高齢化が進み、社会保障関係費の大幅な伸びは避けることができず、財政はますます厳しさを増していく中では徹底した事業の見直しが急務であると思いますが、市長の考えをお聞かせください。

次に、子供の安全を守る取り組みについて伺います。

子供が被害者となる事件が後を絶ちません。私が一般質問の通告を出した後にも痛ましい女児殺害事件が発生してしまいました。きのうまで元気に学校へ通っていたかわいい娘の命を突然奪われたご家族の心中を思いやると胸が痛みます。事件の後、警察はもちろん、各学校でもさまざまな対策を講じて再発を防ぐ取り組みを始めましたが、警察の方の話では、犯罪者は必ず警戒の手薄なところへ流れてくる傾向があるそうです。行政としても市民と協力して最大限の対策を行っていく必要があります。

そこで伺います。犯罪抑止効果が高いとされる青色回転灯装着の防犯パトロール車ですが、現在どのような計画のもとに運行されているのでしょうか。また、このパトロール車の台数をふやす予定はおありでしょうか。そして公用車だけでなく、一般車にも回転灯や「防犯パトロール中」ステッカーの普及を進める計画はおありでしょうか。

さらに、不審者などの情報を保護者の携帯電話へメール送信する安心メール配信システムの導入が各地で進んでいます。これは事件や災害時の緊急時に保護者に対して迅速で漏れない情報伝達が可能になり、そのことにより保護者の注意喚起を促して、地域の安全性を高めることができますが、伊豆市の取り組みについて伺います。

最後に、地域の消防力強化策について伺います。

広い地域を有する伊豆市においては、消防力を強化していくことが必要であるにもかかわらず、支署の統廃合により、中伊豆、天城湯ヶ島地区では消防車の到着は現状より大きく遅れることとなります。また、地域にとって頼りの消防団においても、団員数の減少や昼間勤めに出ている団員も多く、新たな消防力強化策は絶対に必要であります。

先月、火災により1の方が亡くなった冷川徳永区では多くの住民が消防体制の不備を嘆き、将来に不安を感じております。

そこで伺います。地域住民に火災発生をいち早く知らせるサイレン塔が冷川徳永区では故障とともに廃止されています。今回の火災で住民の多くは消防車到着まで火災に気がつかなかったといえます。廃止された地区はほかにもあると思いますが、復活させることはできないでしょうか。あるいはそれにかわる手段として、同報無線の柱に住民だれでも使えるサイレンスイッチ設置ができないでしょうか。

消防と行政の連携に問題はないでしょうか。今回の火災では119番通報から同報無線で消防団が招集されるまでにかかなりの時間がかかりました。

3つ目に、地域住民による自主消防組織が必要と思います。私も冷川徳永の区長さんに提案して現在話し合いを進めておりますが、このことについて行政からの働きかけはなされているのでしょうか。また、この組織に対して財政支援や保険の手当てはどこまでできるのでしょうか。

4つ目に、住宅火災には家の両側から複数の放水が有効です。今後消火栓の位置や圧力、ホースの数など総点検の必要がありますが、いかがでしょうか。

最後に、今後ひとり暮らし高齢者宅への火災報知器などの設置を推進していく必要がありますが、市としてどう取り組む予定でしょうか、お伺いいたします。

以上、ご答弁のほどよろしくお願いたします。

議長（遠藤正寿君） ただいまの杉山議員の質問に対して答弁を願います。

市長。

市長（大城伸彦君） 杉山誠議員のご質問にお答えいたします。

まず、1点目の事業仕分けへの取り組みについてでございますが、事業仕分けということについて、私は大変不勉強で、内容とか、その手法とか、ポイントとか、よく認識しておりません。杉山議員のおっしゃるような効果があるのではないかと考えております。

近年の社会経済情勢の急激な変化や地方分権の推進、減税の実施などの影響による地方税収の伸び悩みなどにより、地方財政の危機は深刻なものとなっております。このような状況の中、自治体では自主性・自立性を高めるために、限られた財源を有効に活用しなければなりません。議員が質問されるように、事務事業の見直しや事業予算の配分、行政責任領域の見直しなどを行っていかねばならないものと考えております。

本年、総務省では、地方公共団体における行政改革推進のための新たな指針が出されました。これにより、本市においても、行政改革における集中改革プランを策定することになっております。この集中改革プランは、事務事業の再編・整理・廃止・統合について評価することになっており、現行の事務事業が本市にとって必要なものか、あるいは行政が行うべきか、民間に行ってもらえるべきかなどの判断をするものであります。

なお、これらを実施するに当たっては職員の意識改革、市民のご理解が必要であると考えます。今後、これらを踏まえて、行政評価・事務事業の評価を行っていく所存でございます。

続きまして、2点目の子供の安全を守るためについてでございますが、昨今、小学校1年生が広島、あるいは栃木で大変痛ましい事件に遭われました。何とか食いとめる方法はないかと頭を悩ませ、胸が痛んでいるところでございます。

伊豆市では、地域・職場・行政・学校等が連携して、防犯まちづくりを推進しております。今回、住民を犯罪被害から守る取り組みとして、青色回転灯を利用して地域をパトロールするいわゆる青パトの防犯活動を始めました。伊豆市・大仁警察署と合同で強化月間を設け、

犯罪の撲滅を目指しております。

強化月間としては、犯罪件数が多くなる5月、8月、12月のゼロのつく日、すなわち10日、20日、30日の夕方、各地区一斉で青パトの実施をしております。通常月間では、交通事故ゼロを目標に、月間中のゼロの日に合わせて実施しております。また、児童生徒等の下校時に積極的に青パト活動を推進するようお願いしております。

さらに、一斉補導月間には、青少年の一斉補導に、警察・学校・地域住民と、積極的な取り組みをしており、各駐在ごと3名程度任命されております地域安全協議員による青パトも実施しております。

現在、地域安全協議員と行政で、青パトを集計すると、中伊豆地区13台、天城地区5台、土肥地区4台、修善寺地区6台の計28台が配備されており、また、本年度は地域防災活動支援事業を、修善寺南小学区、八岳小学区で取り組んでおり、「防犯パトロール中」ステッカー約100台分の普及を図っております。来年度は、天城地区、土肥地区でも取り組んでいく方向であります。

地域住民には、先日、防犯リーダー養成講座を、PTA・学校関係者・自治会等の住民に対し行いました。

なお、一昨日ですか、教育長にお願いして、各学校に、1人にならないようなことを校長に指示してもらうようお願いいたしまして、昨日、校長会で打ち合わせますという報告をいただいております。

次に、安心メール配信システムですが、これは各個人のことでありまして、まだ研究段階であると思います。したがって、すぐに導入する予定はありません。しかし、大仁警察署から不審者情報を、各学校・学校教育課・総務課に、最新不審者情報メールを配信していただいておりますので、これらを活用し、住民に知らせる必要があると考えます。

続きまして、3点目の地域の消防力強化対策についてですが、ご質問が幾つかに分かれています。まず、1点目の地域住民に災害をいち早く知らせるサイレン塔が廃止された地区があるが、復活できないか。また、それにかわる手段として、同報無線の柱に住民だれでも使えるサイレンスイッチ設置はできないかとのご質問であります。火災時のサイレンについては、修善寺地区、土肥地区は各消防団詰所、中伊豆地区、天城湯ヶ島地区は同報無線で行っています。いずれにしても、消防団の出動要請は同報無線で行いますので、消防署から市へ通報後、いち早く適切な出動要請をすることが重要であります。

冷川の徳永地区のサイレンについては、昨年故障し、改修するか、廃止するかということで、同報無線での対応について地元の意向を踏まえ廃止を決定しました。同報無線の柱にはサイレンスイッチを設置してありますが、運用管理については検討すべき点があると思います。愉快犯みたいのが勝手にスイッチを入れるということも十分注意しなければいけない、そういう対策が必要ではないかと思えます。

2番目に、消防署と行政の連携に問題はないかとのことですが、先般の徳永の火災

では、119番通報から同報無線で消防団員が招集されるまでかなりの時間が経過したとのご指摘であります。

現在、火災への対応は、田方消防が通報を受け、消防指令直通電話・ファックスが市役所本庁及び支所に入ります。また、消防担当職員4名、本部長以上の消防団員17名の携帯電話にも入るように設定されています。これを受けて即座に同報無線で消防団の出動を要請するよう連携した体制となっております。この方法は、今までいろいろな体験により確立されてきました。現在のところ最良の方法であると思っております。

今回の建物火災につきましては、消防団招集までの時間が長過ぎたのでは、とのご指摘ありますが、ちょうど職員の退庁、帰宅途中の時間帯であった。それから、関係職員の連絡に時間を要し、消防署から市への通報システムのトラブルが重なって火災場所の限定に時間がかかり、同報無線の放送が遅れたことは事実のようです。今後このようなことがないように関係各署に連絡し、指示をしたところでございます。

次に、地域住民による自主消防組織は必要であるが、行政の働きかけがなされているか、また、組織に対する財政支援や保険はどうなるかについてでございますが、まず、「自分たちの地域は自分たちで守る」の精神のもと、地元の火災のみに対応して消火活動に対応する消防団は、修善寺地区28、中伊豆地区2、天城湯ヶ島地区2、土肥地区1となっております。

消防団員の減少傾向が続く中で、行政としても組織づくりを推進しています。市から、法被、ベルト、ヘルメットを貸与し、保険につきましては、日本消防協会の消防団員等公務災害補償基金に災害活動協力者として登録しております。

市としては、区長会議、自主防災会長会議の席上でもお願いしている現状であり、各地区での自主防災意識の向上をお願いしております。

4番目の住宅火災には家の両側から複数の放水が有効であります。消火栓の位置や圧力、ホースの数など総点検の予定はどうかということですが、火災への対応は、田方消防、消防団、地域住民の連携協力が必要不可欠であると考えております。常日ごろから、地域で資機材の点検・消火訓練・図上訓練をしていくようお願いしております。特に初期消火等は消火栓を利用した消火活動が主流になると思いますが、このときの消火栓の位置やホースの保管庫など住民にも周知徹底されているか、こうしたことも各地で検証し、総合防災訓練や地域防災訓練に取り組んでいただき、住民に周知していただくことが必要と思います。ぜひともお願いしたいと思っております。

消防団では、各方面ごとに模擬火災訓練・機械器具点検を実施し、消防力向上に努めています。

消火栓の設置、ホースの購入につきましては、地元や消防団の要望に対して緊急性の高いものから、予算の許す範囲で対応しております。

次に、今後、ひとり暮らし高齢者への火災報知器の設置を推進していく必要があるが、市としてどう取り組む予定かについてですが、火災による死者数を減らすため、消防法が改正

され、新築住宅では平成18年6月1日から設置が義務づけられ、既存住宅は平成20年5月31日までに住宅用火災報知器を設置していただくようになりました。設置場所については各階の寝室と階段の2階部分、上の部分となっています。また、台所には熱式報知器の設置が望ましいとのことであります。

既に、全地区に文書の回覧を実施し、消防団・自主防災会の会議等で設置をお願いしているところでもあります。量販店等で購入でき、電池式の報知器なら設置も簡単にできるようで、値段についてはおおむね5,000円程度と伺っております。

なお、ひとり暮らしの高齢者宅への火災報知器の設置を強力に推進するためには、行政と地域が一体となった取り組みが必要であると考え、今後、福祉部門、社会福祉協議会などと連携を密にし、検討していく予定でございます。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） 杉山議員。

1番（杉山 誠君） 再質問させていただきます。

最初に質問させていただきました事業仕分けですけれども、理解していないということで、私も自分なりに調べて、今取り組みを行っているところで非常に効果を上げているということで質問させていただいたんですけれども、残念ながら、その内容についてもお調べいただけなかったということではありますが、この事業仕分けというのは、市長がおっしゃいましたように、行財政改革、市の方でも取り組んでおられますけれども、当事者が行う改革というのはどうしても今までの殻を破ることはできないと思うんです。やはり本当に大変なときの改革というのは、外部の意見、これを取り入れることが必要だと思います。

事業仕分けは、今まで幾つかのプロジェクトを見ていきますと、項目ごとに一つ一つ細かく現場職員の声とか、あるいはこれに関連した仕事をされている方とかの意見を忌憚なく出していただいて、本当にこういうことは行政がやるべき仕事なのか、行政サービスとして必要なのか、民間でもできるのではないのかということ腹を割って話し合う中で、本当に必要なものだけに力を入れていくということで、今までの既成の習慣を打ち破るために非常に有効だということで、今度国でも取り入れることになりましたので、ぜひまたひとつ、せめて内容だけでもお調べいただきたいと思うんですけれども、その辺よろしく願います。いかがでしょうか。

議長（遠藤正寿君） 市長。

市長（大城伸彦君） 業務仕分けについて、再質問にお答えいたします。

業務仕分けという、民間のシンクタンク「構想日本」のやり方がありまして、このような似たようなやり方というのはいろいろあると思うんですね。今、私どもやはり杉山議員がおっしゃるように行財政改革等は進めなければいかんというふうに思っています。したがって、議員が事業仕分けの先進地等、効果を発揮しているところがあったら、ぜひご教授いただいて、私どもも勉強して、遅ればせながら、改革を推進していきたいと思っております。

静岡県もニューパブリックマネジメントですか、そういう方法とか、大学の先生等も今までの行政の棚卸というんですか、そんなことをおっしゃっている先生等もおいでになります。その辺を勉強しながら進めたいと思います。

議長（遠藤正寿君） 杉山議員。

1番（杉山 誠君） どうも耳新しいことを質問して、事に対応していただけなかったようですけれども、また具体的なことをご提示させていただきます。

次の子供の安全ということに関してですけれども、地域安全パトロール、あるいは住民の協力による青色回転灯をつけたパトロール、今伺ったところ、中伊豆地区を筆頭にかかりの数が走られているということですが、このパトロールなんですけれども、やはり事件というのは人目の届かないところ、あるいは警戒が薄くなったところに起こるということで、先般、大仁警察署の担当の方からも伺ったんですけれども、どうしてもやはり警戒の手薄なところへ犯罪者というのは流れてくる傾向が必ずあるそうです。ですので、これからますますそういうことを強化していくためにも、警戒を強化していくためにも、ひとつ民間の方はもちろんですけれども、常時市内を走られている方、例えば郵便配達の方、また、配送業、宅配業者の方なんかよく市内を走られていますけれども、また酒屋さん、米屋さん、牛乳屋さん、そういった方たちにも働きかけていくことがいいかなとも思うんです。また、実際にそういう方たちの協力を仰いで強力に推進していく地域もありますので、そういった業者の方をお願いするということはできないでしょうか、ひとつ質問いたします。

議長（遠藤正寿君） 市長。

市長（大城伸彦君） お答えいたします。

大変いい案だとは思いますが、やはりその裏側もあるように思います。業者の方すべての方がそういう前向きな防犯の意味で携わってくればいいわけですが、業者が雇った方が、逆の意味でそういう犯罪者の要素を持っている方がいると大変逆効果になる。その辺のこともよく注意しながらやっていかないといかんと思います。

前に起きた事件等では、信頼していた人が犯人だというようなケースもありますので、その辺がやはり、地元の人なら多分いいのではないかと思いますけれども、たまたま青パトをつけた車に何かの理由でもってそういう人が入ると、こんな危険なことはないなと思っているんですよ。そんなことも思いますので、残念ですね、人が人を信じられなくなるというのは、何とかやはり信じられるような、また、こういう痛ましい事件がないような方法をどうやったらとれるか。私も安全・安心ということを第一に挙げていますので、ぜひ多角的な検討をして、防犯を進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

これはやはり多くの人の目が必要だと思えますね。おっしゃるように、犯罪をする人というのは、ちょうどすき間の時間をねらったとか、まさにそういうところをねらっているわけですね。完全に防御するにはどうしたらいいかと、私も本当に胸が痛くなり、頭が痛くなる思いです。よろしくお願ひします。

議長（遠藤正寿君） 杉山議員。

1番（杉山 誠君） わかりました。

子供の安全ということで、もう一つ取り上げさせていただきましたメールの保護者に対する配信システムですけれども、これは幾つか私も勉強させていただきましたけれども、行政が警察、消防の情報を掌握して、それから各学校へ配信して、今、消防、警察から行政の方へはこういう情報がメールで寄せられているというお話で、また学校へも配信されているというお話でございましたけれども、各学校で、今個人情報保護法で連絡網というのが非常に難しい問題が起きていると伺っております。そういった中で、個々人に情報を伝達するという方法については、ファックスとか電話とかいろいろな手段があるわけですけれども、メール配信というのは、個人情報メールアドレスだけで、住所とか名前が特定できないものですので、その点でも非常に問題はないと思いますし、一斉に何百、何千という方たちに配信されるということで、行政コストも非常に安いと伺っています。

現在取り組んでおられる大阪市などでは、大阪府が全域でそれを始めたそうです、やはりこういうことによって保護者の方の注意を喚起して、地域住民の意識が高まるということで非常に効果があるということで、実際に大仁警察署でも声かけとかいろいろな事案が起きているということを先日回覧でいただきましたし、中伊豆地域でも不審者に声をかけられたという情報が幾つかありますので、やはり他人事ではない、市長も一生懸命取り組んでくださっていると伺っておりますけれども、こういう確かにお金のかかることですので、すぐにはできないかもしれませんが、より安全性を高めていくためにこのことについても検討する価値があるなと思いますので、質問させていただきました。

また、こういうことについて、ほかの取り組んでいることの内容について、内容というか、そういう安心メールの方法についてご検討はされたのでしょうか。取り組む予定はないと一言で言われてしまいましたけれども、一応は検討はされたのでしょうか、お伺いいたします。

議長（遠藤正寿君） 市長。

市長（大城伸彦君） 安心メールについて取り組んだかどうかというご質問について、総務部長から。

議長（遠藤正寿君） 総務部長。

総務部長（堀江正身君） 結果を言えば、取り組んでおります。ただ、私どもの地域公共、それからそこで使っているパソコンシステムはかなりセキュリティ対策も厳しいということで、内部の個人同士のメールというようなことよりも、かなり最近はウイルスが出ており、情報の保護を最優先としております。

伊豆市の地域公共ネットワークから外へ出るメールについては、ほかからのメール以上に検疫を万全にする必要があります。したがって、当面は学校でお知らせをするというようなところにとどめておりますが、今後こうしたメールアドレスを管理すること自体もかなりの負担がつきまってくるものですから、そこら辺も十分研究いたしまして、有効な対策

であることには間違いありませんので、いずれかの方法でメール活用できるよう、前向きに検討していきたいと思います。

議長（遠藤正寿君） 杉山議員。

1番（杉山 誠君） わかりました。今、総務部長が言われたセキュリティのことにしましては、かなり安全性は確保されているようなんですけども、そのことについてはもう3回目になりますので質問はいたしません。

最後に、消防力強化についてでございますけれども、最初に取り上げましたサイレンなんですけれども、これ、本当に現実問題として、同報無線のスイッチというのは鍵がかかっていますし、住民の方が「火事だ、みんな来てくれ」と声をかけようにもどうしても手が出ないわけなんです。それは自分たちの自主防の管理が悪いからではないかということも言われますけれども、鍵を誰にでもあけられるようにしたら、鍵の意味がなくなるわけですし、住民すべてがすぐに駆けつけてボタンを、今までだったらポンプ小屋にスイッチがあったわけなんですけれども、同報のシステムではそうはいきませんので、どうしても単純にすぐにだれでも操作できる、このシステムは不可欠だと思いますので、これはどうにかならないものか、伺います。

それから、消防と行政の連携なんですけれども、区長から聞いたお話では、当日たまたまファックスが故障していたということも伺いましたけれども、これは本当にはあってはならないことだと思います。各消防団長にメールも配信されるようなんですけれども、実際にそれが行われていれば、通報から同報で消防団員が招集されるまで20分近くかかっていますので、そんなことはあり得ないはずですので、これ、今までのシステムをもう一度洗い直して検討される必要があると思います。

自主消防組織なんですけれども、本当に必要だなと思って、先月火災のあった徳永区では区長さんに声をかけてそういう取り組みを始めていただいているところなんですけれども、自主消防にとって消防車というのは動かせない存在なんですよね。これはたしか緊急車両ということで、その辺はもう一度、団員がいなければ絶対に動かせないと同っていますけれども、その辺確認をお願いいたします。

あと、可搬ポンプ、消防車に積んでない可搬ポンプ、それがあつて、それを軽トラックに積んで地元の人が駆けつけることができるような態勢をとっておられるところもありますけれども、この可搬ポンプというのは地域の自主消防組織にとって行政側から支給されることはできないものではないでしょうか。その辺のことについてももう一度伺いいたします。

議長（遠藤正寿君） 市長。

市長（大城伸彦君） ただいまの再質問でございますが、今回の徳永の事故について、反省すべきところは反省して、新たな対策をとるべきだと思います。

それから、今後の各地区の体制についてでございますが、先ほどもちょっと申し上げましたように、やはりまだ旧町の体制というものが相当色濃く残っております。その中でそれぞ

れの対策がどこまでできるかということについて、やや具体的になりますので、総務部長から答えさせます。

議長（遠藤正寿君） 総務部長。

総務部長（堀江正身君） それでは、お答えいたします。

まず、サイレンの関係でございますけれども、同報の手元にサイレンがついております。しかし、これは鍵がかかりますので、こういうような、先ほど市長が答弁したのは、取り扱いの事項の中に鍵の話も入っておりますので、これらも含めまして有効に地元でということ、方法についても研究していきたいと思っております。

それから、ファックスの故障、いわゆる連絡体制がうまくいかなかったということについては総点検をしているところですが、もう一度改めて洗い直しをしまして、悪い部分については早急に改めるというようなことで考えております。

それから、自主防というのは各地区でございます。その中に消火班というのがございまして、消火班を設置していただいた場合には、財政面ではなかなか対応できないんですけれども、服であるとか、靴であるとか、こういうものは活用していただいて活躍していただいているということでございます。

なお、ポンプについては、地区で扱える、通常の消防団が使っている大きなポンプとは違って、そういうようなもっと小さい、2人ぐらいで簡単に持って運べるようなものもありますので、消火班を設置していただいたときには常時そういうようなものも配備することを考えております。

議長（遠藤正寿君） 杉山議員。

1番（杉山 誠君） 最後になりますけれども、何度も申し上げますけれども、サイレン、本当に火災はいつ起こるかわからないものですから、これから検討される、確かに必要なんですけれども、スイッチを外につけることに対して、市長、いたずらとか心配があるとおっしゃられましたけれども、いたずらはいたずらでまた別の問題だと思っております。やはり私はいたずらを心配するよりも、人命を守る方が優先されるべきだと思うものですから、サイレンスイッチだけ外に設けるということに関してはそれほど費用はかからないと思っておりますので、既存のサイレンが廃止された地区については緊急に検討していただけないものかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

議長（遠藤正寿君） 市長。

市長（大城伸彦君） いたずらが別の問題だとは思いません。オオカミ少年というお話はよく聞いたことがあると思っておりますけれども、いたずらが重なって、いざ本番のときに助からないというようなこともあるわけでございます。

議員のおっしゃる要請については、地元とよく運用等を打ち合わせて善処したいと思っております。市がこうだからこうではなくて、先ほど申し上げましたように、地域が一番守りやすい方法を、またお金のかからない方法でできることを打ち合わせてやっていきたいと思っております。

以上です。

議長（遠藤正寿君） これで杉山議員の質問を終了いたします。

森 良 雄 君

議長（遠藤正寿君） 次に、10番、森議員。

10番（森 良雄君） 10番、森良雄です。市長に質問させていただきます。

災害復旧について、この件については遠藤正寿君、塩谷君より、災害復旧の一般質問をやめるように言われました。本件は市民の求めている質問です。現在も斜面から土砂の流出が続いています。

議長（遠藤正寿君） 森議員。

10番（森 良雄君） はい。いいかげんな要求に厳重に抗議します。

議長（遠藤正寿君） 森議員、ちょっと待ってください。やめるように言われたとはどういうことですか。

10番（森 良雄君） ちゃんと止めてくださいよ。

議長（遠藤正寿君） はい、時間ね、時間をちょっと止めて。

森議員、やめるように……。

10番（森 良雄君） そういう事実を言ったまでです。何をおっしゃったんですか、あなたは。

議長（遠藤正寿君） 前回もこの問題をあなたは指摘しましたが、このときにも答弁を受けておりますから、同じ答えしかきませんよと、そういうことです。

10番（森 良雄君） 前回の答弁は、この地点についての答弁とは私は思っておりません。

議長（遠藤正寿君） それはあなたが思っているだけのことでないですか。あなたはいつも質問に対して自分が了解しないと……。

10番（森 良雄君） 議員の皆さんにも職員の皆さんにも申しますけれども、もしそういうご意見があるのなら現地をごらんになってください。どういう場所なのか、現状を把握していただきたい。

それでは、質問を続けます。

議長（遠藤正寿君） 時間をかけて。

10番（森 良雄君） 災害復旧について。

昨年の台風22号による被災地の多くは、皆さんの努力で復旧しつつあります。しかし、いまだ罹災したままで危険な状態の箇所があります。瓜生野の墓地へ行く道は、市当局との見解の相違で、道が水路だと言っているありさまですが、瓜生野の住民は道路として利用しています。足が不自由な方や高齢者が墓地へ行く道は災害で流されてしまい、大変不自由しています。墓地へ行くのに難儀しています。急峻な階段を利用できず、墓参りをあきらめざるを得ない方もいます。瓜生野の墓地へ通じる道路の復旧は考えていただけないでしょうか、

お聞きしたい。

道路、市当局は水路と考えているようですが、山側の斜面は台風で崩壊したままです。斜面の岩や土砂が崩れてきています。このままでは危険だと思いますが、いかがでしょうか。復旧のお考えはいかがでしょうか、お聞きしたい。

もしこの道を水路とお考えなら、市長はもともとの瓜生野のお方です。もとはいかがだったのでしょうか。道ではありませんですか。堰堤をつくったために水路にしたのではないですか。市長の見解をお聞きしたい。

この道は、瓜生野の住民にとり大切な山仕事や墓参りのための道路です。早期の復旧をお願いしたい。水路とはどのようなものか理解できませんが、堰堤からの水はここを流れていないことを申し述べておきます。

続いて、随意契約について、移ります。

同様、遠藤正寿君、塩谷君より、本質問の撤回が求められました。まさか議長、副議長としての求めとは思いませんが、この質問は多くの市民がその解明を求めているものです。議会としてその真相の究明をしっかりとやるべきではないでしょうか。市民の意思を無視しようとする行為には断固抗議します。

本日の読売新聞ですが、静岡県の監査委員会は、同一業者に随意契約が5年もなされているという、毎回契約が100万円を超えるものは問題だとして監査が動いているわけですね。

私が県の建設総室で聞いたところでは、これは前回に言うておりますが、規則どおりに静岡県はやっている。しかし、我がまちは残念ながら、監査が動きましたけれども、問題ないというような結論を出したようですが、さらに随意契約について問題を確認していきたい。

はっきり言いまして、今までの答弁では何が何だかわからないという意見が市民の方からも出ております。

随意契約、公共工事の入札における談合が問題になっています。最近では、談合集団、成田談合と固有名詞化した談合もあります。入札談合事件がなぜ問題になるのでしょうか。成田談合では落札率が94.1から99.6%の高率に達したようです。競争原理が働かず、業者の利益が増大するためではないでしょうか。これが違法行為だからです。

さて、毎回随意契約の質問で恐縮ですが、それは回答がよく理解できないからです。11月15日発行の議会だよりでは、市民の皆さんからさっぱりわからないとの指摘をいただきました。9月議会では自治法に従い契約しましたとの話でした。自治法に従ったとは、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号との説明ですが、これでは市民の皆さんにはわかりません。地方自治法施行令第167条の2第1項第2号とは、「不動産の買入れまたは借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工または納入に使用させるために必要な物品の売り払い、その他の契約でその性質または目的が競争入札に適しないものとする」でしょうか。確認したくお伺いします。

続いて、総合会館改修工事に関する基本設計、耐震診断、工事設計、工事監理業務委託が

随意契約になりました。施行令第167条の2第1項第2号により随意契約としたのでしょうか、お伺いしたい。

随意契約にした理由がほかにもありますか。基本設計、耐震診断、工事設計、工事監理業務がそれぞれについてその理由をお聞きしたい。たくさんの随意契約が結ばれています。伊豆市契約事務規則にのっとって随意契約が結ばれる必要がありますが、いかがでしょうか、お考えをお聞きしたい。

収入役。9月29日の議会で収入役の辞任のあいさつがありました。収入役の退任は9月30日になるのでしょうか。

さて、収入役不在が続いています。新しい収入役の選考をお考えのことと思いますが、どのような状況でしょうか、お伺いしたい。それとも財政状況厳しい中、収入役を置かないでいくのでしょうか、お考えをお伺いしたい。財政状況厳しい中、市政に見識があり、財政や法務に詳しい見識のある方が望ましいと思いますが、いかがでしょうか。収入役の選考についてお考えがありましたら、お伺いしたい。

修善寺自然公園。梅園の中にある茶室についてお伺いします。

放置されてはいないと思いますが、余り利用されていないようです。土地、建物の所有関係はどのようになっているのでしょうか。ご承知ならお伺いしたい。梅園の中の素晴らしい環境の中で未利用ではもったいないと思いますが、いかがでしょうか。

市営住宅。市営住宅に申し込みたいがという市民の声がありますが、お届きでしょうか。良質で市民にも手が届く安価な市営住宅の利用希望はたくさんあるのではないのでしょうか。そのような希望がどのくらいあるか、把握していましたら、お聞きしたい。

市営住宅の建設についてお考えがありませんか。お伺いしたい。福祉文教委員会では9月の視察研修で長野県泰阜村へ行きました。そこで目にしたのはワンルームの集合住宅施設です。一人住まいの高齢者向けの住宅としていかがでしょうか。

安心・安全のまち、AEDの導入については既に一般質問で取り上げられていますが、多くの自治体で導入が進められています。それは、AED（自動体外式除細動器）が、突然発症した傷病者に対する応急手当てとしてすぐれた能力があるからでしょう。すぐれた救命効果が発揮されるからでしょう。安心・安全のまちをつくる上でAEDの導入は必須のものではないのでしょうか。心疾患、心筋梗塞や不整脈などにより突然に心臓が停止した傷病者の命を救うためには、心肺蘇生、気道の確保、人工呼吸、心臓マッサージを行うとともに心臓への除細動、電気ショックを速やかに行うことが重要です。今さら言うまでもありませんが、導入についてのお考えを伺いたい。いつごろ導入を計画していますか。お考えでしょうか、伺いたい。

以上です。

議長（遠藤正寿君） ただいまの森議員に対して答弁を求めます。

市長。

市長（大城伸彦君） 森議員のご質問にお答えいたします。

まず、災害復旧でございますが、昨年の台風22号の災害について、以前同じご質問をいただいていると思います。墓地に通ずる法面崩壊箇所等の整備については、土地所有者やお寺の関係者、お墓の施主さんや、場合によっては区の役員さんを交え話し合いをしていくのが最善の方法だろうと思います。堰堤をつくったときもそのような方々が話し合っただけで今の形になっていると思います。

昨年の台風22号による被災箇所での復旧の届いてない箇所はまだ幾つかあります。そのような箇所については、地域の皆さんの力で協働の考え方で立ち戻って対応していただきたいと思っております。

余談ながら、瓜生野区という話が出ました。瓜生野区ではこういうことのために積み立てもしているように認識しております。

続きまして、2件目の随意契約についてでございますが、本年の3月定例会、6月定例会、及び9月定例会でお答えしたとおりでございます。

続きまして、3点目の収入役の選考についてですが、石田前収入役が9月30日付で退任いたしましたので、現在は伊豆市では収入役が空席となっております。発足後間もない伊豆市の財政構造の再検討をする中、また、新年度は合併3年目に入りますので、機構の一部再編も課題となります。機構改革を踏まえ、人事の配置ができた時点で検討してまいりたいと思っております。

収入役を置く場合には、当然ながら、議会に提案し、ご承認をいただくこととなります。

続きまして、修善寺自然公園の梅園の茶室についてですが、これは土地、建物ともに、ご承知のようにこれは修善寺の旅館の所有でございます。したがって、これはあくまでも個人の方の所有でありますので、利用については市では特に考えておりません。

5点目の市営住宅について、お答えいたします。

当然のことですが、市営住宅の管理は市で行っているため、申し込みたい方々の意向は市に届いております。市営住宅の管理等については公営住宅法に定められておりますが、公営住宅の目的は住宅に困窮する方々に比較的安い家賃で住宅を供給することであり、そのため入居者資格も法令で厳格に定められております。12月1日現在、土木部の市営住宅仮受付簿には20名ほどの記載がありますが、これらの方々がすべて入居資格を満たすとは限りません。各支所管内で常時数名程度の入居希望者があると考えていますが、現在の市営住宅運営状況から見て、現在公営住宅の建設は計画しておりません。

6点目のAEDの配備について、市では市民の安心・安全の確保を図る観点から、本年8月に2台のAEDを導入し、1台は、本庁のロビーに、もう1台は、多くの市民が参加し催し物等の開催現場用として健康増進課内に設置いたしました。

なお、このAEDは、だれでも取り扱いできるように、操作は比較的簡単であります。より的確に救命効果が発揮できるように、心肺蘇生の訓練も含めたAEDの取り扱い研修を順次

職員に受けさせているところであります。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） 森議員。

10番（森 良雄君） 再質問をさせていただきます。

災害復旧について、区でどうも意見を取りまとめてこいというふうに聞こえますが、この場所を見に行きましたか。石ころや土砂の流出状況を確認いたしましたか、お聞きしたい。

議長（遠藤正寿君） 市長。

市長（大城伸彦君） 誰が見に行ったでしょうか。私ですか。私は行っていません。

土木部に答えさせます。

議長（遠藤正寿君） 土木部長。

土木部長（土屋 亨君） 何度か確認しております。

議長（遠藤正寿君） 森議員。

10番（森 良雄君） 確認して、道路の上に石や泥が堆積している状況をどのようにお考えになりましたか、お聞きしたい。

議長（遠藤正寿君） 市長。

市長（大城伸彦君） 土木部長に答えさせます。

議長（遠藤正寿君） 土木部長。

土木部長（土屋 亨君） 現在の状況では、特に交通には支障がないと判断いたしました。

議長（遠藤正寿君） 森議員。

10番（森 良雄君） 回数制限にひっかかりますので災害復旧についてはこれでやめますけれども、この土砂は雨が降れば、少なくとも私の家の前まで石ころや土砂が流れてくるんですよ。

〔発言する人あり〕

10番（森 良雄君） 何をおっしゃっているんですか。もう土砂を片づける場所がないんです。先日、伊豆市は車に岩が当たったということで保険金を支払っておりますね。こういうここに、道路の上に乗っていた土砂の搬出は誰が責任をとるんですか。もう答えないつもりでしょうが、この件についてはこれでやめますけれども。

それから、水路だ、水路だとおっしゃっていますけれども、ここは水が流れていませんから、その辺も十分原因を究明して対策をとるように。

さて、随意契約について質問させていただきます。

今まで答えたとおりだということですが、今までの答えでわかっている方はここに何人いらっしゃるでしょうか。少なくとも私はわからん。多くの市民もわかってない。自治法とは地方自治法第167条の2第1項第2号であるということはわかっている。これは不動産の買入れ、または借り入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工、または納入に使用させるために必要な物品の売り払い、その他契約でその性質、目的が競争入札に適し

ないものとする。私が指摘する随意契約が競争入札に適するか、しないか、市長の考えをお聞きしたい。

5号では、緊急の必要により競争入札に付することができないときというふうになっておりますが、緊急の入札とはどういうことを考えているのか、市長のお考えをお聞きしたい。

6号では、競争入札に付することは不利と認められるときとあるが、競争入札に付することが不利とはどういうことを考えているのか、市長のお考えをお聞きしたい。

7号では、時価に比して著しく有利な価格で云々と記されておりますが、著しく有利な価格とはどういうことを指しているのか、市長は考えているのか、お聞きしたい。

緊急性について、何度も言っていますけれども、緊急というのはほとんど人命救助に関するようなことだけですね。

それと修善寺総合会館改修工事にかかわる随意契約、基本設計、耐震診断、実施設計、工事監理の4本です。それを確認したい。工事監理の総額は399万円ですね。確認したい。設計額は399万9,980円ですね。確認したい。

10月20日に157万5,000円の増額変更がされています。その理由をお聞きしたい。

基本設計、耐震診断、実施設計、工事監理に参加した協力会社を公表していただきたい。

合併特別交付金は交付されましたか。いつ交付されましたか。幾ら交付されましたか。今後幾ら交付されますか、いつ交付されますか、お聞きしたい。

議長にお願いしたい。これらのことをぜひお聞きしたいので、よろしくお願いします。

議長（遠藤正寿君） 市長。

市長（大城伸彦君） 先ほどもお答えしましたように、以前答えたとおりでございます。おわかりにならないというのは、どういうことなんでしょうか。おわかりになりたくないのではないのでしょうか。

以上です。

10番（森 良雄君） まだ質問はありますよ、どうぞ答えさせていただきたい。

工事監理の設計額は幾らになるんですか。

時間を止めてくださいよ。合併特例債は出ているんですか。

議長（遠藤正寿君） 止まっているよ、ちょっと待って。

10番（森 良雄君） 合併特例債をもらうために急いでいるんでしょう、これは。

議長（遠藤正寿君） どの部分を、今たくさん言った、随意契約に対して緊急性とはとか、競争入札にする上には不利とか。

10番（森 良雄君） まず、工事監理の設計額は幾らなんですか。

議長（遠藤正寿君） その前にも言ったでしょう。

10番（森 良雄君） それは市長が答えているでしょう。わかりたくないからわからないんでしょうと市長が言っていますね。

議長（遠藤正寿君） それはいいですか。

10番（森 良雄君） それで事実なら、それでいいですよ。しかし、それは市長の答えとして私は公表しますからね。

工事監理の契約額は幾らなんですか。設計額は幾らなんですか。それから、急いでいるという答えの中に、合併特例交付金をもらうために急いでいるという説明が前回あったはずだ。議長（遠藤正寿君） 随意契約の工事金額についての問い合わせですね。それについてはお答え願います。

観光経済部長。

観光経済部長（鈴木直道君） 工事監理の業務委託、当初399万何がしの総額となっておりますけれども、10月20日に変更契約をいたしました。増額が157万5,000円の増額でございます。この理由につきましては、当初、総合会館、ユニバーサルデザインということで、正面を入りましてホールがあるんですけれども、あのホールの入り口付近ですか、エレベーターを設置していただくということで、私どもの指示の中で設計が行われてきたわけですけれども、いろいろやっていく中で、ホールが比較的に入り口、ホワイエの部分ですね、あれが非常に狭いということで、あそこにエレベーターを設置すると大勢のお客さんが入った場合、非常に支障を来すということの中でエレベーターの位置を変えました。それに伴いまして1階へのアクセス、その部分も変更いたしました。それらに伴う設計変更ということでこの額を追加させていただきました。

議長（遠藤正寿君） もう1点、合併特例交付金のことについては、それでは、総務部長。

総務部長（堀江正身君） 結果的にはまだ収入としては受けておりません。

議長（遠藤正寿君） 森議員。

10番（森 良雄君） 今、ユニバーサルデザインでエレベーターの位置を変えた。しかし、我々への説明はユニバーサルデザインでエレベーターを設置するということを説明していたのではないですか。この工事は合併特別交付金が入るから急いでいるんだという説明があったはずだ。それではいつ入るんですか。県とはどのような話し合いをしているのか。どうせ今日は答えが出ないでしょうから、しかし、ユニバーサルデザインはちゃんと教えてください。交付金については、また後で総務部に行きますので。

続いて、3回目の質問。

世間を騒がせている道路公団の橋梁談合、成田空港の成田談合と、官製談合ではいずれも発注者側の担当者は価格を下げるようにしたと述べています。我が伊豆市でもそのようなことを聞いております。実際に値引き交渉することは有利と考えているようですが、それでは、最初から随意契約にすることを決めていたのではありませんか。最初からどこに発注するのか決めていたのではありませんか。市長にお聞きしたい。

情報の開示をお願いしたい。16年度の指名参加願いを見せていただきたい。監査委員は、私の求めで16年度の事業を主に監査したはずですが、しかし、監査委員が見たのは17年につくられた指名参加願いではないんですか、お答えいただきたい。監査委員は17年の資料を見て

監査を務めていることを指摘したい。監査委員は主に16年度の事業を監査したのだと私は理解しております。

議長（遠藤正寿君） 森議員、今、質問の内容と全く……。

10番（森 良雄君） 随意契約の監査をしたのでしょうか。

議長（遠藤正寿君） 随意契約はわかりませんが、監査委員さんのことについては通告なしです。ので、答えができないと思います。

10番（森 良雄君） では、いいです。17年度の指名参加願い、17年ですね。16年度の指名参加願いはあるかどうか、答えていただきたい。

監査委員は市の定めた規則を、みずから定めた重要な自治法規と述べています。一般的に地方自治法施行令第167条の2をクリアできる随意契約は明確な理由が必要です。今後も伊豆市契約事務規則を無視した随意契約を進めていきますか。地方自治法施行令第167条を遵守した随意契約を進めますか。市長の考えをお聞きしたい。

議長（遠藤正寿君） 森議員さん、もう少し簡潔に、随意契約にした理由を聞きたいわけなんです。

10番（森 良雄君） 随意契約をこれからもどういうふうな方向で進めるか、お聞きしたいと言っているんですよ。

議長（遠藤正寿君） 市長。

市長（大城伸彦君） 森議員、あたかも伊豆市が取引している業者さんが談合しているような発言は、慎んで抗議します。もしあるなら、事実をもって出していただきたい。業者の権威のために僕は発言する。これも森新聞に載っけてほしい。

そのほかについては、随意契約をするかしないかは、市長の執行権だと私は考えています。以上です。

議長（遠藤正寿君） 次の質問に移ってください。

10番（森 良雄君） 十分な答弁があったとは私は思いません。

塩谷議員からは大変心配している声もありました。

議長（遠藤正寿君） 次の質問に移ってください。

〔「議長」と言う人あり〕

議長（遠藤正寿君） はい。

18番（塩谷尚司君） 今の発言を取り消すように勧告を願います。

私の言ったのは、森議員が新聞で、それでは行政訴訟を起こしますよと書いて……。

10番（森 良雄君） 時間を止めてくださいよ。

18番（塩谷尚司君） 法によって決着をつけると書いてあったではないか、そう言ったわけであって、私が森議員にそういったことをしろとは言っておりません。取り消しをお願いします。

議長（遠藤正寿君） ただいま、私も同席しておりまして、今、副議長の言ったとおりでございます。

10番（森 良雄君） それはおかしいね。訴訟するならしろと言ったはずだ。

議長（遠藤正寿君） その件につきましては取り消しをいたします。

収入役の問題について、お願いいたします。

森議員さん、ルールを守ってやってください。

10番（森 良雄君） 収入役の問題について質問いたします。

地方自治法第168条では、「市町村に収入役を一人置く」とあります。収入役は必ず置かなければなりません。いつまで不在にしておくのでしょうか、お聞きしたい。

現在、誰が職務を遂行しているのですか。職務代理者を定めておりますか。支払いに対するチェックはどのようになされていますか。ノーチェックということはないと思いますが、誰が職務代理者か、お聞きしたい。誰なのか、教えていただきたい。

以上です。

議長（遠藤正寿君） 市長。

市長（大城伸彦君） お答えいたします。

先ほどの収入役をいつまで不在にするのかということにつきましては、先ほど答えたとおりでございます。機構改革をしたときにもう1回考えようということでございます。

そのほかのことは、通告とはちょっと外れていると思いますが、助役から答えさせます。必要ですか。

〔発言する人あり〕

議長（遠藤正寿君） ちょっと待ってください。発言は、先に助役さん。

助役（児島保次君） その件については、職務代理の方法は、これは法的にとらなくてもいいということで、会計課長がその権限についての事務を執行してございます。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） 森議員。

10番（森 良雄君） 市長からいつまでに置くかという、全く期間的には未定なんですね。収入役は市の会計事務をつかさどる方です。出納その他の会計事務について権限を有します。当該事務の執行について市を代表している方だと思います。当該事務の執行について責任を有する方なのです。現在、伊豆市では収入役が不在です。

さて、今、伊豆市の収入役の職務代理者は佐藤正秋さんなんですね。佐藤会計課長というふうに理解します。佐藤課長が全責任を負うと考えていいのでしょうか。それとも市長ですか。お聞きしたい。地方制度審議会は収入役を廃止することを決めておりますが、まだ決定しているわけではないんですね。現在の地方自治法では収入役は必ず置くということを決めてあります。お聞きしたい。

議長（遠藤正寿君） 市長。

市長（大城伸彦君） 先ほど助役が答えたとおりでございます、置かなくてもいいし、近隣で置いてなかった例もございます。

議長（遠藤正寿君） はい。

10番（森 良雄君） 置かなくてもいいなんて、地方自治法には書いてない、それは。

議長（遠藤正寿君） 次の質問に移ってください。

10番（森 良雄君） 現在、伊豆市では収入役は不在、いつまでに置くかということはない。

議長（遠藤正寿君） 森議員さん、次の質問に移ってください。自然公園。

10番（森 良雄君） 議長さんに言いますけれども、答えてないですよ、収入役を置かなければならないと地方自治法第168条には書いてあるんだ。それでよろしいんですか。

議長（遠藤正寿君） 市長は答えております。

10番（森 良雄君） 置かないでいいという答えでいいんですか。

議長（遠藤正寿君） 置かないでいいという答えではないわけです。

10番（森 良雄君） _____

_____地方自治法では第168条に収入役は必置であることを書いてあるんですよ。置かなくてもいいという決定はこれからされるんだ。来年の国会で決まるんですよ。

時間を止めてくださいよ。あと残りどのくらいあるんですか。

議長（遠藤正寿君） まだ9分あります。

10番（森 良雄君） では、頑張ります。

市営住宅についてお伺いします。

何人かの申し込みがあるということなんですね。伊豆市総合計画では市営住宅の設置については全然考えてないようですけれども、市営住宅の需要は十分満たしているというお考えなのでしょうか。市長のお考えをお聞きしたい。

今、老人対策として、お年寄りの暮らしを支える住まいの対策がいろいろ考えられています。小規模多機能ホーム、グループホームを併設した福祉長屋、私たちが視察してきた泰阜村などは、私は一種の簡易ケアハウスだというふうに理解しておりますけれども、今後老人用の住宅の必要性が高まることが考えられます。いかがでしょうか、お聞きしたい。

議長（遠藤正寿君） 市長。

市長（大城伸彦君） 市営住宅の建設についてのご質問ですが、先ほど、今のところ計画はないというふうに申し上げたところでございます。

議長（遠藤正寿君） 森議員。

10番（森 良雄君） いつも同じような答えなんですけれどもね。私は大仁町の神島町営住宅がつくられたときにあそこへお世話になったんですよ。それが伊豆へ来た二度目の住宅ですね。新築で、結構快適な町営住宅でした。しかし、あの神島住宅は、現在、伊豆の国市

ですけれども、いわゆる老人対策として大きく変貌しております。あのような老人対策の行き届いた公営住宅は我が伊豆市にはありません。

ご承知のように、今回のマンション問題などでも、公営住宅の空きが大変重要な要素を持っております。一定量の空き部屋対策も必要なんですね、公営住宅の場合。伊豆市は利用希望者があっても、空き部屋を確保するために入らせないというようなことはないでしょうか。現在、空き部屋はどのくらいあるのか、お聞きしたい。

地震に強いまちづくりをお考えのようですが、耐震性の高い市営住宅の建設は考えられませんかでしょうか。我が国の住宅政策は、これから人口減少期に入り、多くの住宅のストックを考えれば大きく転換しますが、その一方で、福祉のまちづくりの観点から、良質の公営住宅の供給が求められると思います。高齢者向けの良質な住宅の供給について、再度考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか、お聞きしたい。

議長（遠藤正寿君） 市長。

市長（大城伸彦君） 空き部屋が幾つあるか、今ここにデータがありません。よって、担当部へ行ってお問い合わせください。

議長（遠藤正寿君） よろしいですか。

次の質問に、お願いいたします。

10番（森 良雄君） 3回目だということで次に移りますけれども、少なくともこれまでの市長の答弁からは、高齢者対策用の公営住宅はお考えないのかなというふうに理解してよろしいでしょうか。

〔「議長、よろしいですか」と言う人あり〕

議長（遠藤正寿君） 今の発言に対して、よろしいです。

はい、助役。

助役（児島保次君） 高齢者住宅はございます。立野市営住宅に10棟、これはワンフロアでもう建設してございますので、その点ご承知願いたいと思います。また、森さんにも現場へ行って見ていただければありますので、ぜひご確認をお願いしたいと思います。

以上です。

10番（森 良雄君） 高齢者住宅はあるということですね。

議長（遠藤正寿君） 今、続きを、2回目の。

10番（森 良雄君） ただ、十分にあるとは言えないと思いますので、よろしく願います。

続いて、AEDの配備についてお伺いします。

既に配備されているということなんですね。AEDの配置を知っている方がどのくらいいるのか。私は残念ながら、これが設置されているということを知りませんでした。

ご承知のことと思いますが、AEDは傷病者に対する応急手当の一種なんですね、これは。あくまでも病院に行くまでの応急手当でなんです。傷病者を発見したら、早い通報、早

い応急手当で、早い救命処置、早い医療処置が必要なんです。これを一般には救命の連鎖というんですね。この連鎖の連携が大切なんです。

10番(森 良雄君) AEDの設置は救命のための一手段なんです。AEDは、救急車を呼んで到着するまでの六、七分のために必要とするものなんです。使用方法を理解している方がどのくらいいるのか。市民に使用方法を理解してもらう必要があります。できるだけ多くの方に知ってもらう必要があると思いますが、先ほど市長の答えは職員だということでございますね。市民に理解してもらうようなお考えはございませんか。お聞きしたい。

応急手当といえども、現在は相当の知識が必要です。大人と子供では応急手当の方法が違うんですよ。お年寄りでも違います。この辺を十分に理解しないと傷病者をさらに傷つける可能性があるんです。ぜひ一般市民に対する講習会を開いていただきたい。その辺のお考えをお聞きしたい。

それから、もう一つ、目立つところに設置していただきたい。しまっておくんではないんですね、これは。いかがでしょうか。AEDを配置するのは教育施設や観光施設にも配置する必要があると思いますので、今後の配備について、どのくらい配置しようというふうに考えているのか、市長のお考えをお聞きしたい。

議長(遠藤正寿君) 市長。

市長(大城伸彦君) 森議員がAEDの配置したことを知らなかったと、残念ですね。広報でお知らせしたと思いますけれども。

それから、現在は職員だけをやっています。森議員のおっしゃるように取り扱い方を間違えうとえらいことになる。同じ意味です。ですから、順次職員が覚えて、そしてその輪を広げていくのが順当ではないでしょうか。それを確実に早くやる方法を考えることになる。一度にやって混乱して、かえって、おっしゃるようになってしまう方を悪くするようなことがないようにしなければいかんと思いますよね。

以上です。

議長(遠藤正寿君) 森議員。

10番(森 良雄君) 今、生きプラに置いてあるということですね。現在、市長の考えだと、実際に使うというお考えはないのかなというふうにも理解できる。

それでは、先ほども言ったように、これはAEDを使うのには緊急性が必要なんです。私、さっき救命手段と言いました。傷病者を発見したら、まず助けを呼びなさいというのが基本条件なんです。生きプラへの設置だったら日赤へ運んじゃった方が早いのではないかと私は思いますけれども、いかがですか。

本庁に1台設置されてある。確かに1台設置してあるんですよ。私はほかの町へ行って見たこともあります。もっと目立つところへ、ここにあるんだということをわかるような目立つところへ、言うならば、市役所の玄関正面に置くような考えはございませんか。

生きプラに1台、イベント用に使うというお話が市長からありました。お考えではないと

ということもあるようですが、実際にイベント場でお使いになったというふうに聞いていますけれども、それはいいとして、もしイベントにお使いになるんだったら、イベント用のAEDがあるんですね。1基をイベント用に使うのは危険ではないかと思えますけれども、生きプラに設置してあるのはイベント用なのかどうか、お聞きしたい。

議長（遠藤正寿君） これで最後の答弁をお願いします。

市長。

市長（大城伸彦君） 本庁と、それから、健康増進課内に設置してあります。だから、使える人が近くにありますということです。

では、助役から答えさせます。

議長（遠藤正寿君） 助役。

助役（児島保次君） それでは、まず庁舎の置き場所でございますが、いつも森さんがお通りになる玄関のわきの壁に、目立つところに掛けてございますので、よく確認していただきたいと思えます。

それから、生きプラに置いてあるところについては、催し事ということではなく、説明が、催し事があって市民の皆様がいらっしゃるといように解釈していただきたいと思えます。

それから、日赤に運ぶことも当然必要ですし、それはその場その場の考え方の中で、保健師が多数おりますので、生きプラについてはそういうような対応ができるかと思えます。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） これで森議員の質問を終わります。

3回終わりましたから、これで休憩といたします。11時15分に再開といたします。

休憩 午前11時05分

再開 午前11時15分

議長（遠藤正寿君） それでは、休憩前を閉じ、会議を再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

鈴木基文君

議長（遠藤正寿君） 次に、2番、鈴木議員。

2番（鈴木基文君） 2番、鈴木です。市制1年半たちまして、これからどんどん市が伸びていく、活性化に向けての質問をさせていただきたいというふうに思います。

各市で行われている市民活動への支援について。

各区や旧町単位の地域において地域の活性化のためや親密なコミュニティづくりのためにさまざまな事業や学習会などが実施されています。市として資金面や人的な協力などの支援を行っていますか。

また、各支所が地域づくり、活性化のための核として市民の活動を支援できる体制をつくる必要があると思います。市長の所見をお聞きいたします。

議長（遠藤正寿君） ただいまの鈴木議員の質問に対し答弁願います。

市長。

市長（大城伸彦君） 鈴木議員の、各地域で行われている市民活動への支援について、お答えいたします。

市民活動への支援については、伊豆市ふるさとづくり事業費補助金により、各地区での地域活動やコミュニティ育成のために実施する事業について補助金を交付し、支援することとしております。

この制度は、地域の皆さんの発案による地域づくり活動の立ち上げに必要な支援を行い、自主・自立の地域運営を願うものであることから、新規事業のみが対象となるものでございます。事業の内容については、技術的支援が要請される場合もあり、その際は市職員だけでなく、県及び外部団体にも要請をしなければ対応できない場合もあります。地域の皆さんも本制度を有効に利活用し、よりよい地域活性化・コミュニティづくりを進められるようお願いいたします。

また、支所を窓口とした支援体制については、旧町からの特別な活動が多く、特に萬城の滝の整備を中心とする「協働の会」などは、今後の伊豆市における地域活動のあり方を代表する模範的な例ではないかと評価しております。

本定例会では、総合計画の基本構想であるまちづくりの手引き書を決議していただきますので、これが地域計画に反映され、各地域から協働で、伊豆市をつくり上げる熱意を期待しております。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） 鈴木議員。

2番（鈴木基文君） 再質問いたします。

まず、ふるさとづくり事業の補助金があるということで、これは非常にいいお話を伺ったなと思います。

資金面につきまして、補助金をもらえると、往々にしますと、補助金というのは何%支援だとか、上限が決められているとか、いろいろな制約があります。今までいろいろな事業をやっていく中で補助金をもらうのに、では残りのあと半分をどうするんだ、そのあたりがつかなくて困ったなというようなことがありました。ぜひそのあたりの相談までのっていただきたいなと。実際に半分出さないでも、これは土肥の方で非常に明るい方がいまして、例えば国の子供に関するこの事業ですと100%の事業があるんだよなんていうのは案外上手に取っています。そんな100%事業も中にはあるもので、どういうものがそういうものに充てられるのかというような、そんな対応みたいなものができる場が、どこか市役所の中であればいいなというふうに感じています。ですから、そんな部門をどこへつくるか、そんなこと

もこれからの課題として検討していただきたいと思います。

それと、もう一つ組織としまして、支所の質問をいたしました。支所がなかなか実際のところ動きにくいような体制にあるのかなというふうに感じています。と言いますのは、各事業というのは、それぞれ部があって、課があって、そういう単位で動いているわけですが、それと地域のやっている事業とどう関係をとっていいのかといったときに、こっこの部がやっていることであって、それは支所は関係ないではないかみたいな、そんな感じられていますので、例えば前にありました県の行政センター、今は地域支援局になっていますけれども、そんなような部をまたいだというより、むしろ部をくっつけて活動できるような組織として支所がこれから使っていけないか、つくっていけないかなというふうに感じています。

来年、また部局の再編を考えられていることですので、そのあたり、もし市長、何かお考えがありましたら、支所の有効活用みたいなことをちょっともう少し詳しくお聞きできればと思いますけれども、お願いいたします。

議長（遠藤正寿君） 市長。

市長（大城伸彦君） 担当課を設けてくれということと、それから支所機能についての再質問だと思いますが、担当課については、今後四、五カ月の中で、総務部と相談して決めたいと思います。また、総務部長から、その辺の考え方を答えさせます。

支所機能についてですが、議員もご指摘のように、このままで支所機能がいいとは思っておりません。なかなか合併してこの広い伊豆市をどうやってやったらいいのかなということを考えておまして、また、各事業部というのがありまして、土木は中伊豆にあるとか、観光経済が湯ヶ島にあるとか、上下水道は土肥にあったけれども、こっちへ持ってきちゃったとか、事業部というのは、本来ならば市長の近くにあった方がやりやすいし、より効率的に動けると思っておりますが、現在のところは、入れ物がないと、大変単純でございますが、そこにつかかっている。あと支所の各地域に対するサービス機能をどうするかということやはり考えていかなければならない問題だと思っております。

その辺についても皆さん方からご意見、あるいはご提案をいただいて、より市民のためになる支所にしていきたいと思っております。4月をめどに今考えているところでございます。どの程度になるか、これから新年を迎えての作業になっていくわけでございます。よろしく願いしたいと思います。

議長（遠藤正寿君） それでは、総務部長。

総務部長（堀江正身君） 先ほどの細かいことになりましたけれども、ふるさとづくり事業費の補助金、これは現在総務部の企画課の中で仕事をさせていただいております。そういうようなことから、企画については、いずれどのような形でも少し充実を図っていくというようなことを、ぜひ今後の組織の見直しの中で考えて、いろいろな知恵を出さなければならぬ一つのテーマだと考えております。

そういうことの中で、地域の活動については、現在の財政から理解いたしますと、十分な手当てができないということは、これは市長の答弁の中でも1回に限りというようなことでそういうものができたときに、あとは中でゆったりというような方向性をどうしてもとらざるを得ないと思います。ましてそれによって、中伊豆の萬城の滝の「協働の会」とか、そういうようなすばらしい動きもあるものですから、したがって、金がないときは知恵を出すというようなことで、今後やっていくというようなことの中でお願いしていきたいと思います。

議長（遠藤正寿君） よろしいですか。

鈴木議員。

2番（鈴木基文君） 行政と民間が一緒になってやりますと非常に大きなパワーが出るということを今までも実感していますので、中伊豆の例を見習いまして、行政の方もぜひ協力体制をお願いしたいというふうに思います。

以上です。

議長（遠藤正寿君） これで鈴木議員の質問を終了いたします。

室 野 英 子 君

議長（遠藤正寿君） 次に、8番、室野議員。

8番（室野英子君） 8番、室野英子です。通告に従い一般質問を行います。

まず、1件目はファミリーサポートセンターについて。

子育て中の家族を支援する制度として、ファミリーサポートセンターの設置に期待する声は高まっています。当市でも総合計画に定められ、早期実現を待つ市民が多いのが実情です。

そこでお尋ねします。現在までの経過、また、どのような形態で今後進めていくのか、具体的にお尋ねいたします。

2件目、食育について。

食の乱れが社会現象になっている昨今、6月には食育基本法が制定され、健康な食生活を身につけることの必要性が改めて叫ばれています。飽食の現代には、食生活が原因と言われ、国民病ともなっている糖尿病が800万人の予備軍を含め、2,000万人にもなっていると言われています。それは子供の社会にも及び、心身をむしばんでいると言えます。

過日、日本経済新聞9月5日付の1面の見出しに、「70兆円の医療費、2025年の悪夢」というのがあり、新聞によると、2025年には国民の医療費が現在の2倍強の約70兆円に膨らむと予想されていました。また、先日11月29日のNHKの「クローズアップ現代」でも食の乱れを取り上げ、好きなものしか食べない子供、母親の家庭での食事づくりなどの問題を取り上げていました。

食べることは生きることであり、正しい食生活は健康な社会づくりにもつながります。あり余る食べ物を賢く選び、考えて食べる子供たちを育てるという食育教育だけでなく、今、大人をも教育していくこと、好きなものしかつukらない母親など、そのような大人にも正し

い情報を公開していく必要があるという点が重要なポイントになると思われま

そこでお尋ねします。現在、伊豆市で幼児、児童生徒への食育教育はどのようになっているのでしょうか。今後、成人に対する食育について、どのように進めていかれるのか、お伺いいたします。

以上です。

議長（遠藤正寿君） ただいまの室野議員の質問に対し答弁を願います。

市長。

市長（大城伸彦君） 室野議員のご質問に答えます。

まず、ファミリーサポートセンターにつきましては、病気や冠婚葬祭、また、急な仕事などにより、育児や保育所などへ送迎ができないとき、これまでは家族や知り合いなどに頼んで対応された方も多いのではないかと思います。しかし、核家族化が進み、近所づき合いが希薄化している中ではこうした対応が困難になりつつあります。一方で、育児を終えた方の中には、ボランティア活動を通じて社会に役立ちたいと考えておられる方も多くおいでになると思います。ファミリーサポートセンターは、こうした地域において援助を受けたい人、援助をしたい人が会員となり、助け合う制度であります。

現在までの経過であります。伊豆市においては平成18年度から事業を開始すべく準備を進めておりますが、本年3月に策定された、伊豆市次世代育成支援行動計画や、現在審議しております総合計画でも、子育てしやすいまちづくりの中に織り込みました。

ファミリーサポートセンターは、比較的人口の多い市に設置されており、近隣では三島市と沼津市に設置されております。

また、今後の事業の進め方につきましては、社会福祉課家庭児童相談室に事務所を置き、家庭児童相談員がアドバイザーを務める予定であります。今年度中に会員活動の手引を作成し、伊豆市ファミリーサポートセンター事業実施要綱を制定し、会員の募集を広報、ホームページ、有線放送などを通じて行い、18年度初めに会員の講習会を実施して、伊豆市ファミリーサポートセンターの事業を開始する予定であります。

このシステムが子育て支援の一助となりますよう事業を進めてまいりますので、議員の皆様方の会員への登録にご協力をお願いいたします。

続きまして、食育についてですが、近年、食に関する生活習慣病の増加や、食の安全性が社会的問題とされており、食事や食生活を通じて心身・人間性を育てる食育を進めるための法律である、食育基本法が本年7月に施行されました。この法律の中で市町村においても食育を推進する努力義務が課せられました。

市民の健康づくりは、医療費、保護給付費の抑制につながるものであります。疾病の早期発見、治療の検診事業はもちろんのこと、まずは生活習慣病にならないための予防策が必要であります。そのためには、幼児期から高齢期に至る食育が大切であるとの認識から、食育推進委員会を設置し、幼児期から高齢期に至る、各組織の代表者などで構成する委員会を開

催し、食の現状や食育の実施状況などについての情報交換並びに今後の食育の方向性について検討しているところであります。

また、食育をより効果的に進めるためには、各組織間の連携、協働による市民への働きかけが一層重要であります。関連部局が連携し、調理実習や講義などによる食教育や食生活改善の重要性について市民にご理解いただくとともに、周知を図っているところであります。

具体的な取り組みといたしまして、1点目の子供への食育では、健康増進課と教育委員会が連携して、幼稚園や小学校での家庭教育学級、生涯学習事業における3歳児家庭教育学級やかつら学級などの調理実習や講義による食育に取り組んでいます。

また、小学校4年生と中学校1年生を対象に、学校で実施している生活習慣病予防健診の事後フォローとして、児童に対しては、子ども生きいきセミナーを開催、中学生に対しては、保護者も含めた健康相談の受け入れをしているところであります。今年度は、学校栄養士部会と共同し、各ライフステージで使用できる食育媒体を作成しました。各学校や地域における食育のさらなる推進を図っていく予定であります。

2点目の成人への食育としては、前述の保護者を対象とした食育講座のほか、妊婦教室や幼児健診時に保護者に対して、集団及び個別相談により食の重要性を伝えていきます。また、成人女性を対象とした栄養学級や検診事後フォローの教室において、生活習慣病予防、介護予防に着目した栄養教育を実施しているところであります。また、広報紙や有線放送において食育の実践を呼びかけております。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） 室野議員。

8番（室野英子君） ファミリーサポートセンターは、18年実施ということで、着々と予定が組まれていることを心強く思いました。沼津市のファミリーサポートセンターのようなやり方だということをお前に内田部長さんから伺いました。やはり伊豆市はそれだけ人口が少ないわけですから、預けたい人と預かる人を増やす必要があると思うので、ボランティア的要素のある預かる人というのは、私のような人が子供を預かるときには、保育士の資格もないわけですから、大切なお子様を預かるときの講習というのも充実しなければいけないと思いますし、大勢預かる人がいた方がファミリーサポートセンターの機能がうまくいくと思います。それには住民にそういうセンターの必要なことを浸透させるためには、あらゆる手段でいろいろなところに宣伝して準備を着々としていくことが必要だと思いますので、よろしくをお願いします。

また、こういうものができると、人口の集中しているところに有利なのではないかというような住民の不安を聞かれますけれども、それは、ファミリーサポートセンターはもし過疎地に住んでいる方でも電話で連絡して、その地区の人とかが助け合うわけですから、必ずしも人口の多いところだけが有利な、そういう施策ではないんだよということもはっきりみんなに教えていただきたいと思います。

伊豆市では、子育て支援という点では、子供の医療費とか、そういうものもちょっとほかの市よりもまだ十分ではないところもあると思うので、ファミリーサポートセンターは、近隣に先駆けてそういう施策があるということは誇れることだと思うので、ぜひ18年実現に向けて、私たちも協力しますので、市としても全力を尽くしていただきたいと思います。

それから、食育についてですけれども、本当に今ご答弁のとおりで、私も子供たちに、あり余るものをどういうふうに食べれば、どういうバランスで食べればいいのか、野菜をもっと食べなければいけないとか、そういうことも自分でわかる子供、食を自立していく子供が必要、そういう子供をつくるのが大事だと思うんです。

この間ちょっと知識で、今野菜を子供が食べなくなっているけれども、食農教育ということも新しい言葉を知りました。農業を子供が実際に体験して、ピーマンの嫌いだった子供が、自分の学校農園で育てた野菜はピーマンもおいしい、また、根菜類もどんどん食べるように、ニンジンも食べるようになった。今、伊豆市のような自然環境のところでは、学校農園とかそういうことももっと充実させることはできると思うので、野菜とか、そういうつくることを、それで食を知って、食べ物を育てて、食べ物の命を自分がいただいて育てていくんだということで、頭の中だけでなく、体験を通して自覚して子供が食べ物を大事にするという教育が必要ではないかと思います。

ちょっと質問になってないですが、本当に日本は食糧の6割を外国から依存しているのに、1日に300万食も捨てているという報道がありました。同じ地球上で食べ物がない人がいるのに、もったいな過ぎるという感覚が子供には欠けているし、大人にも欠けていると思います。ですから、そういうことをもっと自覚するための教育が必要ではないかと思うんです。

それで、結局今必要なのは、各自が食生活を正しく、健康に注意して病気にならないというような努力が必要なのではないかと思うんですね。それで市民一人一人にそのことが求められていることだと思い、それが医療費の削減にもつながると思いますので、市民全体への徹底をさらに努めていくための施策を検討していただいて、私たち市民も、また行政の方もともにそれに向かっていきたいと思うんですけれども、このことについて一言お願いします。

議長（遠藤正寿君） 市長。

市長（大城伸彦君） 室野議員の再質問にお答えいたします。

ほとんど室野議員がおっしゃってくれました。

まず、ファミリーサポートセンターについてでございますが、これは預けたい方というのはいらっしゃいます。私もある保育園に保育できる年齢以下の子を預かってもらって大変助かりました。今考えると涙が出るくらいありがたいです。

ただ、預かってくれる方をどうやって集めるか。おっしゃるように保育士の資格がなくても、また事故のないように、少ない子供さんを育てていくことが必要だと思います。その辺についてはいろいろなアドバイスをいただいてやっていきたいと思いますので、前向きなご意見をいただきたいと思います。

それから、食育についてですが、これもおっしゃるとおりで、どうやってやるか。これも自分の経験を申しますと、私のころは冷蔵庫なんかはなかったもので、それから、食材が今のように豊富でなかったもので、あるものを食べなければいけません。それで御飯を残すと母親から目がつぶれるぞと残さないように食べさせられた。それが今くせになっていて、やはり盛られたのを全部食べちゃうというような、どうなんでしょうか、人間も生き物ですから、食糧があると食べられるとき食べちゃおうという本能が働くのでしょうか。何かそんなような気がしています。

それを脳でもって抑制するというのはどうやって植えつけるかというのは、大変これも難しいことではありますが、できる限り、そういう啓蒙をいろいろな場を通じてやっていく必要があると思います。やはり少ない子供たちが、次の伊豆市、あるいは日本を背負っていただかなければならない。強い人になっていただきたいと、そういう気持ちがあります。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） 室野議員。

8番（室野英子君） もう一つ、できたら、食農教育ということを現在どういうふうに、取り組むことには無理があるのでしょうか。どのように現在もなされているのでしょうか。その点をお聞かせいただきたいと思います。

議長（遠藤正寿君） 教育長。

教育長（室野純司君） 今、子供たちの食についての教育についてお話を伺ったんですけれども、私も実際、子供たちの特に朝の食事については大変疑問を持っているんですよ。今、学校でも子供たちの家庭科の授業ですね、食事について、例えば実際に家でとっている食事の朝、昼、晩の献立を子供たちに出させて、そして栄養素でどんなものをとっているか、こういう授業を私も今年も2つの学校へ行ってちょっと見させてもらいました。そうしますと子供たちの非常に多くが朝食はパンだけです。これは僕なんかでいうと、朝食には御飯とみそ汁がなければ、この2つがあれば何とかかな、こういう感じなんですけれども、朝パンだけ。そして飲み物はといたら、水と書いてあるんですよ。こういう食事をしていて、本当に、例えば朝の食事が一番大切なんですけれども、果たしていいだろうか。

学校の授業では、要するに栄養素のバランスなんかをとって、朝の食事はどういう食事をとったらいいのか、こういう授業も実際進めて、子供たちに食の大切さというのを勉強させています。

私もちょっと気になりますから、朝、ちょうど学校の登校のときに子供たちをバスで見送ったりもするものですから、昨日も2年生の子に「おい、きょう朝御飯は何を食べてきた」と聞いたんですよ。そしたら「ドーナツ」、これだけなんです。要するにこのくらいのドーナツを1つ食べてきた。これが朝食なんです。本当にこれでどうだろうかという疑問はあるんです。

やはり基本は、子供たちにはそうやって学校の授業等で非常に詳しく、いかに栄養というものは大切かということを指導しているのですけれども、実際家庭で親が食事についてどう考えているのか。これは子供たちすべての親に徹底させるというのは大変難しゅうございます。それだけで例えば保護者会や何かを開くというのもどうかと思いますし、学校でももちろん食の大切さというのは、いろいろな懇談会等、あるいは学級懇談会なんかがありますので、そういう中でお願いをしているわけですが、例えば親が忙しさにかまけて、子供が「朝、パンだけでいいよ」と言えば、「うん、そうか」という感じで、それで終わらせてしまう。こういう実態がありますので、先ほど市長が申し上げましたようにいろいろな機会をとらえて食の大切さということを指導してまいりますけれども、学校でもできるだけ多くの親にそういう点は理解させるようにこれからも頑張っていきたい、こんなふうに思っています。

議長（遠藤正寿君） これで室野議員の質問を終了いたしました。

飯 田 宣 夫 君

議長（遠藤正寿君） 次に、15番、飯田議員。

15番（飯田宣夫君） 15番、飯田宣夫です。私は通告書に従いまして、伊豆市の防災準備につきましてお伺いをします。

現在、伊豆市でも、行政、地域の防災力を高めるために多岐にわたる検討を重ね、多種多様な準備が進行中と思いますが、その進捗状況について具体的に伺います。

1、防災実施計画、防災体制を充実させるための防災マニュアルは作成されたのでしょうか。また、この運用の実施をどう行いますか。

2、各地区の自主防災会を充実させるための方策はどのようにとられているのでしょうか。また、自主防災会の位置をどのようにお考えですか。

3、地震の際、住宅崩壊による死者が一番多いことを市民にどのように知らせ、対策はどうしていますか。また、耐震診断の成果について伺います。

4、災害時における職員の緊急体制、市民への情報伝達方法がどのようにとられますか。また、災害時の各避難所や避難地を結ぶ情報収集と伝達更新をどのような方法で行うのですか。

5、避難地、避難所への誘導はどのような体制で行いますか。また、市民に指定地域外の避難所等はどのように知らせていますか。

6、災害時における食糧や飲料水の確保、給水車や簡易トイレ等は常備されているのでしょうか。

7、仮設住宅の建設箇所は事前に確保されていますか。また、災害ごみ等の捨て場所は確保されていますか。

8、他県自治体や民間企業、団体等の災害協定は結ばれましたか。

9、山林災害の対策について、今後の整備計画をお聞かせください。

10、急傾斜地の崩壊対策と危険地域に住む市民の安全確保をどのようにしていくのか。また、災害時に孤立化すると思われる地域の調査は行われましたか。さらにその対策はどうなっていますか。

11、防災・減災対策としての予算はどのようにお考えですか。

12、被災者生活再建支援法、住宅応急修理制度についての市長のお考えをお聞かせください。

以上、市長にお伺いをいたします。

議長（遠藤正寿君） ただいまの飯田議員の質問に対して答弁願います。

市長。

市長（大城伸彦君） 飯田宣夫議員の伊豆市の防災準備について、お答えいたします。

内容は、12項目ですか、相当細かく渡っております。前半の部分、冒頭部分を私が答えまして、各項目については総務部長から答えさせます。よろしく申し上げます。

まず、防災計画、防災マニュアルにつきましては、「伊豆市災害時初動対応マニュアル」を平成17年4月に作成し、全職員に周知いたしました。その後、9月1日の総合防災訓練の班別訓練において、所属班の業務確認の実施を行いました。また、本年度は実際に台風が2回ほど近くを通りました。訓練でなく、実際に体験した中で、各部署での見直し、連携のあり方など種々の問題が浮き彫りとなり、職員全員の意見を取りまとめ、できることから問題を解決しております。

次に、自主防災会についてですが、自主防災活動に対する補助及び防災資機材整備に対する補助制度を定め活用をいただいております。自主防災会の位置づけとのことですが、これからの地震災害等には非常に重要な組織であると考えております。一たび地震災害などがあれば、市の職員とて市民であり、市の職員だけで災害から免れるわけにはいきません。大災害ともなれば、この広範囲の職員がすぐさま全員登庁することは不可能であると思います。したがって、各地域の自主防災会がいち早く立ち上がって、まず人命救助、安全な地域への避難誘導、火災発生時の消火活動、市本部への連絡体制の確立など、まず人命に直接関係する事態に対応していただけるようお願いしております。

以下の項目につきましては、総務部長から答えさせます。よろしく申し上げます。

議長（遠藤正寿君） 総務部長。

総務部長（堀江正身君） それでは、続きをお答えいたします。

飯田議員の質問の2番目の項目の途中からということになります。

「自分の地域は自分たちで守る」という意識を持っていただきまして、地域の安全、それから安心にはご尽力いただきたいと考えております。

18年度には、自主防災会の中から防災リーダーを選任していただきまして、防災リーダーの研修会を開催し、地域の中で活動していただきたく準備を進めております。

3番目の住宅倒壊についてでございますけれども、現在、倒壊ゼロ事業として県下で取り組んでいるところで、静岡県より報道やチラシで啓発がされておりますけれども、伊豆市では、昨年度に建築士会と連携いたしまして講演会を実施いたしました。また、総合防災訓練におきましては、倒壊ゼロ相談コーナーを設けまして啓発に取り組んでおりますし、事前の自主防災会会長会議や各学校の地域防災連絡会等において講話による啓発なども行ってございまして、今月の広報紙におきましても、家屋の倒壊及び家屋の転倒防止について掲載をしたところであります。

耐震診断につきましては、平成13年度から16年度までに722件ございました。これに伴う耐震補強は12件となっております。

4番目の災害時における職員の配備体制についてでありますけれども、職員は第1次これは事前配備になりますけれども、その配備から、第3次これは非常配備までの3段階で配備体制をとります。昨年の台風22号以後、見直しを行いまして、出身区域を基本に配備する、通称「ふるさと配備」としております。

市民への情報の伝達手段につきましては、同報無線、及び広報車や消防団車両による広報、それから、これは何よりも大切ですが、自主防災組織、それから地区を通じての周知ということになります。

避難所との連絡手段は、職員が移動系の無線等を携帯いたしまして避難所へ派遣されるということになっております。

続きまして、5番目の避難地への誘導についてでございますけれども、伊豆市の地域防災計画に示すとおり、市で指定をしております広域避難地は20カ所、避難所は18カ所となっております。避難勧告、避難指示は、同報無線及び広報車や消防団の車両による広報、また、自主防災組織や地区を通じての周知ということになります。

6番目の災害時の食糧、飲料水の確保でありますけれども、非常食につきましては、当面、1日目の避難の想定人口、これを1万人と見てございまして、これの6食ということで6万食を目標に整備を進めております。現在は5万食程度備蓄してございまして、あと足りない1万食を今後調達ということになります。

飲料水につきましては、土肥地区以外は比較的水の豊富な地域であるため、特に災害用という意味では備蓄をしておりますけれども、給水車として使用するための車両を4台、それから、非常用の給水タンクを20基保有しております。

なお、土肥地区につきましては、飲料水兼耐震性の貯水槽が設置されており、100トンはこちらに確保されているということになります。

食糧、それから、飲料水等につきましては、議員から提案がありました市内のコンビニ、スーパーなどの協力協定についても現在検討中でありまして。

それから、トイレにつきましては、仮設トイレが68基、簡易トイレが100台を備蓄しております。ただ、これもまだ数が足りないということで、簡易トイレは今後も整備を進める計

画であります。

それから、7番目の仮設住宅の建設予定地としては、グラウンドなど10カ所、2万4,700平方メートル、407戸分を計画しております。災害の廃棄物の仮置き場としては27カ所、15万7,175平方メートルを計画しております。

それから、8番目の災害協定でございますけれども、他県の自治体との協定は締結しておりませんが、企業及び団体との協定については、7月に伊豆市の建設業組合、それから、伊豆市の管工事の工業会と応急協定のための協定を締結いたしまして、総合防災訓練にもご協力をいただきました。また、12月1日に東京電力、プロパンガス協会、それから、旅館・ホテル防災対策協議会及び石油商業組合などと危険物の対策の協定をしております。

それから、9番目の山林災害の対策につきましては、山林の崩壊地は下流域に人家等の保全対象があり、かつ緊急度に応じた治山事業を県のご協力をいただきながら現在も進めております。

風倒木につきましては、昨年、森林整備補助金の交付要綱を整備いたしまして、風倒木処理も補助対象となるようにいたしました。また、風倒木処理の整備を進めるよう、森林組合とともに森林所有者にお願いしているところでございますけれども、実際にはなかなかはかどっていないのが現況であります。これはたとえ風倒木といえども個人資産であり、整備に係る経費をすべて補助することはできかねますし、個人の財産は個人で守ることが基本であると考えております。

しかし、森林所有者の自助努力だけでは森林が守り切れない状況にあります。そこで、現在県が進めております森林新税導入は、間伐はもちろんのこと、風倒木処理及びその後の植栽までを対象とすると伺っておりますので、新税導入が来年度実施になりますと、伊豆市といたしましてもこれらの被災箇所に最優先に整備していただくよう、引き続きまして県に要望してまいりますし、今後も森林所有者の皆様にご協力を進めていただくよう森林組合とともにお願いしてまいります。

10番目の急傾斜地の崩壊対策について、現在、国や県の支援を受けながら急傾斜対策等を進めている状況であります。しかし、伊豆市の面積は広く、指定されている危険箇所と言われるところが1,300カ所以上もありますので、とても追いついていないのが現状であります。また、多くは民有地でありまして、本来個人の財産は個人が守っていくことが大原則でありますので、ふだんから住民の皆様のみずからの安全対策が必要であると考えております。

また、孤立予想地域につきましては、現在静岡県が中心となりまして孤立予想の集落台帳の整備を進めておりますけれども、土肥地区の孤立や伊豆市全域にわたる孤立も考えられまして、派遣部隊が到着するまでのおよそ3日間については、個人、それから、地域地区での対応を考えていただきたいと思います。市ではそのための備蓄や派遣要求手順の確立を進めたいと考えております。

11番目の防災対策の予算でありますけれども、伊豆市の防災対策はまだまだ十分でない状

態です。予算については可能な限り確保し、防災に努めていきたいと考えております。しかし、防災対策はすべて想定によるものでありまして、予算を確保するのにも非常に困難な状況であることをご理解いただきたいと思います。

なお、市民がふだんから防災意識を持つことが必要でありまして、自分のことは自分で守る、自分たちの地域は自分たちで守るという意識をぜひ持っていただきまして、こういうことで備えるということが何より大切であると考えております。

最後に、12番目でございますけれども、被災者生活再建支援法について、これにつきましては国の補助制度でありまして、住宅の建設、購入、補修についての支援はありません。生活に必要な物資等の補助制度であります。

県は、こうした国の制度でできないところを支援すべきでありまして、今年の台風22号の被害に限りましてこれら住宅再建支援制度が制定されました。現在、今後の災害に備えまして、県の単独補助事業として市町村と協議が開始されまして、住宅再建支援制度を検討中があります。伊豆市といたしましては一刻も早く住民生活を取り戻す一助になればと考えております。

なお、本日ご質問がありました内容の大部分は、伊豆市地域防災計画の中でさらに詳細な事項を記載してありますので、ぜひご一読いただき、地域のさらなる向上と意識改革へのご尽力を賜りたいとお願いいたします。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） 飯田議員。

15番（飯田宣夫君） 再質問をちょっとさせていただきます。

静岡県は、都道府県では防災準備が日本一の県だということらしいんですが、当然、県内の我々各自治体もその準備は個々に皆さんやっております。そういった確認の意味で今日はこういう質問をさせていただきました。

確かに、僕が一番これで問題にしたいのは、やはり自主防災会というのをどのような形で早く確立していくかというのがこれは緊急の要件の第一になるのではないかというふうを考えております。これは地域によって格差があるのは当然ですけども、本当に充て職的な区の役員になったから自主防災会をやっているというような地区もまだまだ多々ありますし、その点を市の指導でどこまで踏み込んでやっていかれるのかなということを一つお聞きしたいわけです。

それともう一つ、耐震診断ですが、今マンションの建設に絡んでいろいろな問題が起きていますけれども、木造住宅に関しては耐震診断は無料だということで行われていると思うんですけども、鉄骨鉄筋コンクリート、その他これに続いて、伊豆市には旅館、ホテル等があるわけですし、そういった意味のところ辺の、我が市が安全・安心のまちづくりを目指すのなら、当然、行政側としてもその辺のことも各民間にお任せではなくて、そういったところまで一歩踏み込んで耐震診断を指導していくのかどうかという点を、まず初めに2点だけ

お伺いします。

議長（遠藤正寿君） 市長。

市長（大城伸彦君） 飯田議員の再質問にお答えいたします。

自主防災会の立ち上げといいますか、どうやって市が指導していくのかということですが、自主防災会とか、消火班とか、地区によって名前があるようでございます。また、地域によって、こういうことに意識が高いところと、やや、議員がおっしゃるように充て職で回ってきたらしょうがないなというようなところもあるようでございます。ただ、やはり先ほどお答えしましたように、行政と地域の住民の方が一緒になって、万が一緊急のときには機能するような対策を立ち上げていかなければならないと思っております。

そのためにどうするのかということですが、やはり消防団、あるいは消防団の先輩の方、そういう方のご意見、あるいは議員さんのご意見などを入れて練り上げていきたいなと思います。私は最近いろいろなところで地域力ということを申し上げているわけですが、これからは地域がどういう方向にいくかということをややはり意思表示をしていただくことが必要ではないかと。

それから、もう一つ、災害についても、各地域によって発生の仕方といいますか、地震があった場合、どういう現象が起きるかということはそれぞれあると思います。そういうことも踏まえての自主防災会、消火班というものの立ち上げ、啓蒙をやっていきたいなと思っております。

それから、耐震診断についてでございますが、ご承知のように、県が倒壊ゼロということで、たしか昭和56年以前に建てた木造の耐震診断をして、弱い場合は10万円だったですか、ちょっと記憶が定かではありませんが……、30万円に値上がりしましたか。補助が出るということで、10万円にしる、30万円にしる、補助をやるとそれだけでは終わらなくなって、相当の出費がある。いっそのこと建てかえちゃおうかというような方もおいでになるようございます。ぜひこれはこれで進めていきたいと思っております。

鉄骨についてですが、今、国の方で耐震強度といいますか、それについて大きな問題というか、話題というか、大変、私自身も新聞やテレビのニュースを見ていてどこがどうなっちゃっているのかさっぱりわかりません。もともと拝金、お金に走っちゃってああいう良識に外れたことをするのかな、誰がどうなっているのかなという、今のところ伊豆市内にはそういう方の携わったビルはないようです。十分確認してございません。しかし、耐震診断をどうやってやるかというのはこれからの問題でございます。木造と違って、建築方法も鉄骨軽量とか、重量とか、今プレハブの鉄骨ってあるんですか。いろいろな工法があるので、それについての耐震の仕方、県当局とも相談しながら対応を進めていきたいなと思っております。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） よろしいですか。

15番（飯田宣夫君） まだ旅館・ホテルについて、指導していくのかどうか。

議長（遠藤正寿君） 旅館、ホテルの宿泊施設の耐震診断について。

市長（大城伸彦君） 旅館、ホテルについて、ホテルというと鉄骨が多いと思いますので、特に旅館で昭和56年以前の、県は民家ですよ、ですから、営業用の木造建物は入っておりませんので、それについても県の言うことを聞いてみたいですね。私どもの伊豆市には相当古くて由緒ある旅館さん等はございます。それも手をかけるとなるとそれなりの金額が必要になってくるのではないかと。かといって、そのまま放置していいのかということは議員おっしゃるとおりだと思います。いい手はないでしょうか。今考えられるのはそういうところがあります。

議長（遠藤正寿君） 飯田議員。

15番（飯田宣夫君） 先ほど、緊急時の伝達方法につきまして総務部長の方からお話があったんですけれども、その中に現在ある地域のイントラネット、伊豆市のイントラネットの活用とかもちょっと抜けていたと思うんですけれども、またそういったことと、要はこれは二重三重の情報伝達方法が常に考えなければいけないというのは、我々が新潟へ視察に行ったときもその話はよく聞いてきまして、避難地等、数がそれで適正か、十分かどうかということは別としまして、各避難地、避難所にもそういった簡易的な無線のものを必ず置いた方がいいですよというようなお話も聞いてきたんですね。やはりそういった形で、その辺の整備もぜひやっていただきたいなというふうに思いますし、また、あと簡易無線を有料で市民にやるというようなものもあります。欲しい人には有料でやるという方法もありますので、その辺をもう少し突っ込んでやられた方がいいのではないかと思います。

何しろ地震ですから、いつくるかわからないものですから、のんびり構えているというわけにもいかないと思います。その辺いろいろな財政上の問題もあるんでしょうけれども、これはそんなことを言っていられないわけですので、ぜひ財政出動をすることに市民は何も文句は言わないと思います、災害に関しましては。それで話はちょっと違うんですが、これ、国交省の方なんかは災害に絡めた予算づけというのは割と出やすいというようなお話も聞いておりますので、ぜひその辺を積極的に取り組んでいただきたいなというふうに思います。

また、伊豆市は先ほども観光客も来るということで、私も防災会にコンビニの話をちょっとしたんですけれども、ともかくそういったこと、無料で、各コンビニはおにぎりとかそういうのを無償配布する。飲料水、食糧だけではなくて、それ以外のことまでも、日本全国の大きなコンビニは全面的に無償で協力するという情報の聞いていましたので、そういうお話をしたんですけれども、これは早く結んでいただいて、観光客なんかの場合の災害時のそういった飲食を確保できるという利点がありますので、ぜひこれは行っていただきたいなというふうに思います。

大分、時間も過ぎましたので、最後に1点だけ。

これは、防災予算は、当然、減災対策の予算というふうに、意向だというふうに考えますので、ぜひこれからの予算、先ほど申したとおり、積極的に、いつくるかわからない地震で

すけれども、早くつぎ込まなければ、きてからでは、また必要以上なお金がかかるということもあるのですので、やはりその辺をどういうふうに取り組んでいくのかどうか、市長に最後にその辺の見解を伺って、終わりにしたいと思います。よろしく申し上げます。

議長（遠藤正寿君） 市長。

市長（大城伸彦君） お答えいたします。

地震がいつくるかわからない、そのために積極的な財政出動を、そこまではよくわかります。しかし、全体の財源というものがだんだん厳しくなってきました。ほかの教育、福祉等々にもやはりそれなりの財源が必要であります。できる限りやっつけようということですね。それで飯田議員のおっしゃるような準備していくことはいいですけれども、こなかったときにむだになっちゃうお金も中にはあるかもしれません。そういうものを切り分けて、本当に次につながるような予算立てをすべきだろう、そんなふうは今考えております。

いずれにいたしましても、限られた財源をどう使うかということでございますので、また次の予算審議のときにはそういうことを踏まえてご審議いただきたいと思います。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） これで飯田議員の質問を終了いたします。

ここで休憩といたします。再開を13時15分といたします。大変ご苦労さまでございました。

休憩 午後 0時18分

再開 午後 1時15分

議長（遠藤正寿君） それでは、休憩を閉じ、引き続き一般質問に入ります。

関 邦 夫 君

議長（遠藤正寿君） 次に、19番、関議員。

19番（関 邦夫君） 19番、関邦夫。

1、過疎対策について。

過疎債は、生活環境におけるナショナルミニマム（国家が国民に保障する最低限度の生活水準）を確保、開発可能な地区には産業基盤を整備することにより、人口の流出を防ぎ、地域社会の財政の破綻を防止する制度だと認識しています。

土肥地区においては、充当率100%、補助率70%の過疎債活用で財政を維持してきた。合併近くは、公債比率等の問題で財政健全化を掲げたため、7割の補助があるにもかかわらず、3割の負担が重く活用できず、町民の期待に添えなかった。同じことが伊豆市においても繰り返されているのではないかと。過疎対策はどのように進められているのか、伺います。

2、合併債の運用について。

合併債、合併特例債が活用できるということが合併を急いだ要因だと思われれます。どのよ

うなものにどれだけ使う計画なのか、全体像がわかりません。大まかな素案があるのか、ないのか、伺います。できているなら、提示してもらいたいと思います。

3、国民宿舎ふじみ荘の土地つき売却について。

地元の要望を無視し、売却に踏み切った。地元では集会を重ね、連合区で期限内に要望書を提出したが、既に売却の方向は決まっていた。むだな会合をさせたと思う。

今度は土地つきで売却したいということだが、よく検討してもらいたいと思います。ご案内のように、すぐ横には、共有財産の土地を坪40万円以上で購入し、11階建て100戸のマンション、もしかしたら150戸かもしれません。マンションを建設した。無計画の開発に地元では反対運動が起きた経緯があります。地元をよく納得させてからでも遅くないと思うが、いかに考えるか、伺います。

4、地域に学力差があるのではないか。

学校の授業だけでは対応できず、進学塾が学力向上に深く関係しているのではないか。近くに進学塾があり鍛えられている生徒と、往復に2時間近くかかり、親の迎えがなければ通えない地区とでは大きな差がつくのではないか。中学生について、進学塾利用者の利用状況を学区別に示し、問題点を分析して対策を立ててもらいたいと思いますが、このことについて伺います。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） ただいまの副議長の質問に対し答弁を求めます。

まず、市長。

市長（大城伸彦君） 副議長のご質問にお答えいたします。

まず、1点目の過疎対策についてでございますが、旧土肥町時代に作成されました「過疎地域自立促進のための市町村計画」に基づき各種の事業が行われてきました。合併後の伊豆市におきましても、この計画を踏襲しながら事業を実施してまいりましたが、今年度、いわゆる平成17年度から平成21年度までの後期の伊豆市計画として、基盤整備等の事業を盛り込んだ計画を策定し、林道整備などを実施しております。

ご指摘の過疎債につきましては、平成17年度におきましても1,780万円を計上し、林道の整備、耐震性の防火貯水槽整備を予定しております。また、過疎債事業以外でも計画にのっている事業としまして、土肥小学校屋内体育館改築事業や八木沢地区のブロードバンド整備などを実施しております。

旧町時代もそうだと思いますが、過疎債は市町村計画のどの事業にも適用されるものではなく、地方債計画の枠の配分に左右されるものであります。また、整備した施設の維持費の確保も必要となることから、今後も事業の効率等を十分検討し、事業を進めなければいけないと考えております。

続きまして、2点目の合併特例債の運用についてでございますが、これまでもご説明したとおり、新市の建設計画に掲載された事業で合併のために必要となる事業が対象となります。

現在合併特例債で実施しております事業は、ご承知のように、天城北道路アクセス道路整備、伊豆市斎場整備事業の2事業がございます。また、静岡県の合併支援道路整備として実施しております県道修善寺天城湯ヶ島線改良事業の負担金につきましても合併推進債1,200万円を見込んでおります。

なお、今後の計画でございますが、上水道統合のための上水道会計への出資、修善寺駅周辺整備事業、矢熊・筏場の道路整備などが対象事業として新市建設計画に上げられておりますが、伊豆市の財政状況は、三位一体の改革や国勢調査人口により減少などもあり、一般財源が大幅に減少していることから今までにない厳しい状況となっております。財政状況を十分に検討し、事業計画をローリングしていかねばなりませんので、19年度以降の予定額の見込みはまだできておりません。

続きまして、国民宿舎ふじみ荘の土地つき売却についてですが、確かに地元からの要望書をいただいたのは8月30日です。私の方針決定後の要望であったことは事実ではありますが、5月20日には検討委員会の答申を受けて担当者が出向き、報告を兼ねてご意見を伺う場を設けました。さらに、9月16日には売却に当たっての方針等についてご説明に伺っております。

いずれにしましても、国民宿舎の売却に当たり、地元区の要望を踏まえ、従業員対策等を視野に入れて、建物のみ期限つき売却を試みましたが、不調に終わり、今後土地つきでの売却を検討していきますが、議員ご指摘の地区への話し合いについては、不調結果を踏まえ、今後の方針について、去る12月1日、八木沢連合区長様へ報告してございます。今後もあらゆる場面において地元区へは説明等行う努力をしてまいります。議員様初め、地元の皆様方のご協力をお願いするものであります。

4点目は、教育長が答弁いたします。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） それでは続きまして、教育長。

教育長（室野純司君） お答えいたします。

関議員の方から、地域に学力差があるのは進学塾利用者の利用状況によるのではないかと、こういうご指摘でございますけれども、学力差は地域の問題ではないというふうに私はとらえております。学習塾に行くことの効果というのは多少あるようには思います。しかし、行かなければ学力がつかないというわけでもございません。ですから、進学塾があるかないかによって地域に学力差が生まれるものでもないというふうに私は考えております。

進学塾に通う生徒の割合というのは学校学年によって差があることは確かでございます。だからといって、進学塾に通う生徒の数が多から学力が高い、あるいは少ないから学力が低い、こういうふうには考えません。また、学力とは何かということについても、人によってこれは意見が異なるところであろうか、そんなふうに思います。

議員の言う学力差というのは、これはあくまでも平均点の比較かなというふうに私はとらえております。ただ、当然、子供たちの学習する環境によりまして、あるいは地域によって

は教科の得点にばらつきがございます。これは年度によって変わるものでございまして、いつでもある地域は学力が低いとか、いつでもある地域は学力が高い、こういう問題でもないというふうに私は考えます。

学力向上につきましては、市内の学校でこれは再重点課題というふうに考えておりまして、それぞれの学校でこの学力向上について取り組んでいるところでございます。実際に例えばクラスの人数が多い学校では少人数指導等も導入したり、また、これは私どもも出向きますけれども、教師の学力指導力向上のために意欲的に授業研究等も行っていただいております。先般もそれぞれの4つの地区で、地区授業研究会というものをそれぞれの幼・小・中の先生方が集って研究会を開き、そして後の分科会等で地域連携、あるいは幼・小・中の連携等についても話し合いを進めてまいっております。

塾に通うこと自体、これは子供と家庭の問題というふうに私は考えております。学校としても、あるいは教育委員会でも、塾については奨励もしておりませんし、また否定もいたしません。ですから、議員の言うように、学習塾利用者を学区別に示してその対策を立てるということは私自身全く考えていないというのが現状でございます。

以上です。

議長（遠藤正寿君） 関議員。

19番（関 邦夫君） 再質問を行います。

過疎対策について、産業基盤の弱い土肥地区は、過疎債の活用で財政の不足分の多くを賄ってきたようです。交付金のやりくりで何とか運営できたので、自主財源が確保できるようにするための対策がおろそかになっていたように思います。自主財源確保のしっかりした対策を立て、実行し、強い財政力を維持できるようにする手だてを放置してきたように思います。

合併近くは、自主財源確保ができない自治体が財政健全化を掲げても、住民の不満が募るだけで何らの発展がなかったように思えます。なぜなら、せっかく使える過疎債を使わないということは、仮に10億円の基盤整備をしたとすると、充当率100%で過疎債事業で70%を交付金で賄える大変有利な制度ですが、この制度を利用しなければ、3割、すなわち3億の出費が抑えられます。住民の要望を抑え、健全財政を行うことは誰にもできます。知恵も出さず、嫌なことはせず、金も出さなければ、健全財政はできるが、住民の不満は募ります。

過疎債が使えるようになっている土肥地区には、合併後も土肥地区がお荷物にならないようにこの制度が継続されています。このことについては何回か質問しました。

開発が不可能な地域は、開発を断念し、他の方向に向かわなければなりません。開発可能な地区の活性化は、財政を投入し受け入れ体制をつくらなければ、いつになっても進展しないのではないかと。過疎債を大いに活用して産業基盤の整備をしてもらいたいので、質問しているわけです。

例えば観光ルートの見直し、西伊豆スカイラインを走りやすいように国・県に整備をお願い

いするとか、当面、市としてできることは136号線との取りつけ市道の整備を、過疎債を利用して修善寺虹の郷方面と西海岸との間に大量の観光バスの往来をすることができるのではないか。観光客を誘致するのに、今までの地区のみの考えでなく、合併で広域に考えると思わぬところに盲点があるのではないだろうか。今土肥町では個室に露天風呂をつくった旅館、そういう旅館は結構受けて、お客さんを断るほどあるそうです。わりかし盲点があるのではないかと考えて質問しているわけです。

対岸に70万都市がありますが、伊豆市の海岸地区は過疎であえいでいます。急激に減らすことのできない職員のおられることをむしろチャンスとして、開発プロジェクトチームを組み、活性化対策に取り組み、良策を立ててもらいたいと思います。合併当初は、産業基盤に勇気を持って過疎からの脱却のための大きな予算組みをして活性化を図る必要を感じますが、いかがでしょうか、伺います。

議長（遠藤正寿君） それでは、市長。

市長（大城伸彦君） お答えいたします。

過疎対策について、関議員から大変前向きなお話、ご意見をいただいております。

ただ、議員ご指摘のように、伊豆市合併しての財政計画といいますが、それが合併をしていったときの予想よりも急速に自主財源が減っているという事実ですね。この辺で過疎債を使ってやるにもどこまでいくかというところがやはり一番のポイントになってくると思います。いろいろな知恵と努力を働かせて活性化することがいいと思いますし、また、先ほども露天風呂をつくったホテルさん、旅館さん等が自力でそういうことをやってくれるということは非常にありがたいな、そんなふうに思っています。

あと、総務部長から追加で答えさせます。

議長（遠藤正寿君） 総務部長。

総務部長（堀江正身君） 過疎債につきましては、こちらにありますように、伊豆市旧土肥町地区過疎地域の自立促進計画というのが平成17年度に作成されまして、それが21年度まで、土肥町時代からの10年計画の後期を用いる計画になっております。したがって、こちらに予想される事業をすべて記載してございます。その中から枠がございまして、これは国の過疎に対する枠がございまして、さらに、県での枠ということでございまして、その次に伊豆市にくるわけですけれども、伊豆市の中でも土肥地区ということで限られたもので、こちらに可能性があるものについてはすべて記載してあるわけでございますけれども、事業の採択となりますと、非常に枠が狭くてなかなか採択が難しいということでございまして、昨年の当初ではブロードバンド、こういうようなものも入れたわけですけれども、そういうものですらかなかなか事業の採択にならなかったということで、関議員がおっしゃっておりますような大きなプロジェクトになりますとさらに採択が難しいような、現場としてこういうふうな状況を抱えております。

議長（遠藤正寿君） 関議員。

19番（関 邦夫君） 1番の過疎対策について、もう1回質問します。

今の予算組みのように、何となく150億円ぐらいで納めれば責任はとれるような、まあまあだと思うのでなくて、産業基盤が整備できるような、過疎から脱却できるようなそういう何か政策を立ててもらいたいと思いますが、何か思いつくようなことがあったらここで発表してください。それがいいから、今までこうやって土肥から、今の市長が悪いとか誰が悪いということではなくて、ずっとこの問題を引きずっているわけです。だから、ここで大きな予算を組んで何かをやれ、温泉を掘れと言え、温泉は嫌だ、何をやれと言え、何を嫌だ、みんなそれではどうともならないと思いますけれども、何かここで大きななたを振るう勇気がありますか、伺います。

議長（遠藤正寿君） 市長。

市長（大城伸彦君） 大きななたを振るう勇気があるか。あるか、ないか、今自分で考えておりますけれども、あるような、ないような、ただ、なたがないですね。なたがないのが、やはり振りたくても振れないのが現状でございます。

旧土肥地区だけでなく、やはり伊豆半島には過疎のところは南の方へ行けばいっぱいあるわけで、それとの競争と連携が必要になって、両方あるのではないのでしょうか。連携してやっていかないとやはり枠が取れませんし、その中で土肥地区にいいものを持ってくることがやっていかなければいかん。ぜひいい知恵がありませんので、こういうものを全体の財政も考えながらご提案いただければありがたいと思います。

議長（遠藤正寿君） 関議員。

19番（関 邦夫君） 合併債の運用について、再質問します。

この間テレビを見ていましたら、静岡県の大きな市の首長が合併特例債、活性化の何かに使いたいと思うが、使うことがない。使えない、そして残ったものは何に使っていいかという、そういうことではなくて、今まであるような箱ものだったら使っていていい、そういうような話です。

ここは今、次にも隣の人からこのことについての質問がありますから、私は今ちょっと思いついたことを言うと、合併特例債の伊豆市で庁舎をつくる、100億円ぐらいそれを使いたいのであれば、庁舎をつくるのが一番使い道はいい。だけれども、みんなが考えるのは伊豆の国市と再合併するのではないかと、そういういろいろな考え方があって、もし伊豆市を、誇りを持って伊豆市がずっと存続するというのであれば、ここで市長が思い切って庁舎をつくって、みんなの心を一つにして、これをやっていく、そういうような発言ができないでしょうか、伺います。

議長（遠藤正寿君） 市長。

市長（大城伸彦君） 合併特例債の使い方について、先ほどご説明したとおりでございますが、関議員おっしゃるとおりでございます。私は伊豆市、先ほども伊豆市の各支所の効率等についてご意見がありまして、それらを効率化する、また、職員をもっと減らせというよ

うなご意見も前回あったように記憶しています。それをやるためにはやはり伊豆市として新市庁舎は必要だと思っております。特例債が使える範囲でやるべきだと思います。

次の合併ということは、それぞれいろいろな方がいろいろなことを言っていますけれども、どうなんでしょうか、できるかもしれませんし、できないかもしれません。私は五分五分だと思います。今の趨勢でいけば、5年、10年ぐらいは次の合併は難しいのではないかと、そんなふうに読んでおります。これは時代が変わればまた変わる話でございます。そんなところで伊豆市として自立できるような方法を考え、そして伊豆市庁舎が特例債を使えば、もっと効率いい伊豆市ができる、そんなふうには思っております。

以上です。

議長（遠藤正寿君） 関議員。

19番（関 邦夫君） 3番の国民宿舎ふじみ荘の土地つき売却について再質問させていただきます。

建物だけの売却を希望したのにはそれなりの理由があったと思うが、不調に終わったことから、土地を含んで処分すると伺いました。私なりの解釈だと、土地は市有地として確保しておけば、建物だけの地上権だと市で制約ができるので乱開発を防げる意味と、時間をかけて計画を立て最良の方法をとるものだと思っておりました。時間がそう経過したわけでもないのに土地つきに変更するということは、初めからどちらでもよかったのではないかと。正当な価格で処分ができれば、この問題はけりがつくと考えているように思います。

最近では、法事等に使用し、評判もよく、このような施設のない地元ではいろいろなことに利用しているので、もう少し処分を延ばしてもらいたいという地元の要望は聞き入れられなかった。特別会計の資産を売却し、一般会計に繰り入れなければ財政が持たない状況ではないと思う。その全額が例えば3億円とすると、もともと海岸の国有地を埋め立て安く購入した土地であり、この事業で国民宿舎は3億円を稼ぎ出していたのではないかと。今すぐ売却しなければならないとは思われない。

土肥の花時計の横に大きな駐車場があります。海岸近くのこの土地を約7億円で購入し、土肥町では将来のために備えた。この購入した資産は残っても、企業会計でない町の会計では借金だけが加算され、公債比率に大きく影響し、次の土肥町長が財政健全化を掲げざるを得ない状態になった。

このように大事な海岸端の市有地はそう多くありません。柱一本立てるにも制約を受ける国立公園法で11階のマンションは建設できないと誰もが思っていたが、何かの強い力関係で解除されていた隙を縫ってマンションは建設された。長期間、補償でもめた経緯があります。国民宿舎がなくなることは議決されたので理解できるが、その後の処分について地元で検討する余裕を与えてほしいと思うが、このことについて伺います。

議長（遠藤正寿君） 市長。

市長（大城伸彦君） 本件につきましては、今までの経過、ただいまの関議員のご質問等含

めまして、企業部長から答えさせます。

議長（遠藤正寿君） 企業部長。

企業部長（渡邊玉次君） それでは、ご質問にお答えします。

国民宿舎の存続につきましては、すでに議会や委員会でお話を申したわけですが、今後、ふじみ荘の企業会計だけを見ますと、この予算を組もうといった場合には赤字予算を組むしかないというような状況が生じ、皆様方のご理解が得られるかどうか、この辺も一つ問題点でございます。

議員のご質問の中で、地元で法事等にかなり利用されているのは私も承知しております。しかしながら、実態を見ますと、経営的にかなり原価率を上げてやってきているので、本来の営業とはほど遠い状況がそこに生まれております。それが1点であります。

それから、人の問題でございますが、当初、従業員の人と話をした経緯で、できれば自分たちが営業本部をつくってやりたいというようなお話も伺いました。そんな関係で、前回土地を外した形での売却方法を実施したことは先ほど市長がお答え申し上げたとおりでございます。結果的には事業を立ち上げる手を挙げてこなかったということでございます。

それから、8月30日付で八木沢連合区長より要望書をいただいております。その中で雇用の問題であるとか、周辺の納入業者に関する要望が出ております。これらにつきましても新たな業者、いわゆる第三者的な方々がもしこの事業に参入していただければ、それはある程度解決すると思っておりますので、何も市がやる必要はないという判断だということでありませう。

議長（遠藤正寿君） 関議員。

19番（関 邦夫君） 言っていることはよくわかります。これはそれで議決されたことであり、それはまたもとに戻らないことだと思いますけれども、余りにも時間が短くて、そして地元でも検討する時間がなかったもので、そしてNPOでやるにしても何でやるにしても、もう少し時間をくれれば、地元でもしかしてできないから、好きにしてくれとか、地元でも何かを探してみるとか、そういう時間を、私はこの前も言ったように時間をください。そんなに泡を食ってやらなくても、市で指定管理でやったって、これはできない話でもないし、人間を削減するということで、国民宿舎からなくしてもどこからなくしても、増やす方向に向かうよりも減る方向へ向かうというのは正当性があると思うんです。このことについて、それを売却しなければならないというのではなくて、もう少し地元にも、もしかしたら誰かを探してくるかもしれない、連合区もあることだし、みんなして考える時間をください。くれるわけにはいかないか、そういう質問をしているわけです。

議長（遠藤正寿君） 市長。

市長（大城伸彦君） 国民宿舎の対策については、全協等で申し合わせをしまして、私は時間があつたのではないかなと思っておりますが、それが十分だったのか、十分でなかったのか。もう少しあればできる、できたかもしれないではなくて、できるというならば、それはまた一考の余地があると思っておりますが、ただ、いつまで待てばいいのか、そういうことも今度

は逆に出てくると思います。

いずれにいたしましても、企業部長が説明しましたようにこのままやっていると赤字で経営することになる。また、耐震等の整備、建てかえ等には資金の積み立てがないわけでございます。ご承知のように、一般の事業でやる場合は、売上から建物の償却費を取って、人件費を取って、材料費を取って、それで粗利の計上をしているわけです。国民宿舎の場合は建物を建てた場合、建物の償却はないんですね。それでこういう勘定になっているということは、ややもう時間は迫ってきているなというふうに思っております。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） 関議員。

19番（関 邦夫君） 4番目の地域に学力差があるのではないかについて再質問します。

土肥町のときにもこの質問はしました。親子で努力しても目的がかなえられない状況が続いています。平均点で劣ることはないが、地元の高校存続のために、学校も生徒も行ける学校があるということで暗黙のうちに甘えがあるのではないかというような回答だったと思います。

多数の生徒の希望をかなえた30年くらい前の校長の話だと、学校教育を人間形成の場だとかという難しいことは別にすれば、学力だけは補習をやり鍛えてあげれば、間違いなく土肥でも学力はつくというようなことでした。

その当時とは時代が変わり、先生方にもそんな余裕はないのが現状でしょう。現実問題として、塾に頼るしか方法はなく、塾は遠く、親も学校も疲れてしまう。義務教育以外のことだと、これは関与しないということだが、実際問題として、どこかの進学校に行こうという子供はみんな、塾に通う。その塾に通うのが帰りの車がないから親が迎えに行く。そういう涙ぐましい努力をしても、実際問題として土肥から2年に一遍とか3年に一遍ということもないけれども、毎年は入っていない。これは学校というものがその塾を外して成り立てばいいですけれども、実際問題として、ではみんな子供は塾に行かなくても、私らだけでちゃんと入学させてやるから、塾へは行くな、こういうことが言い切れますか、教育長。

議長（遠藤正寿君） 教育長。

教育長（室野純司君） 基本的に考え方が私と全く違う。正直言ってうちの子供も1人も塾に行った子はいません。これは塾へやるかやらないかは個人と家庭の問題、確かに土肥地区の子供で2時間かけて塾へ通っているという実態も私は実際に聞いています。しかし、それでは、例えば天城地区の子供、修善寺地区の子供、修善寺の子供たちが一番近いわけですけども、修善寺の子供たちが全部塾へ行っているか、そういう実態も正直言ってございません。

もちろん中学3年生あたりからになりますと、これは塾というのはかなりテストの点数を自分たちがあちらこちらかき集めて、そしてこの子の学力だったらどこの学校が受かると、かなり正確といったらなんでしょうか、そういう資料は出します。出すけれども、では学校

がやっている進路指導が全く違った形でやっているかということとそんなことはございません。これは各学校でやっている進路指導、私はそんなに間違っているとは正直思っていません。

これは要するに例えば土肥に塾がないから、土肥の子供たちは学力が低いというようなことを言ったら、これは土肥地区の保護者も多分これについては反論するだろうというふうに私自身は思っております。実際そういう実態があるのでしょうか。これは塾でなくて、やはり本人のやる気、ですから、子ども学校教育の中では子供たちに学ぶ意欲を持たせたい、これが要するに学力をつける一番の基本ということで、興味ある授業の構築とかそういう形で実際進めています。ですから、塾がなかったら、学校教育は成り立たないということに対しては私は全く同意はいたしません。

以上です。

議長（遠藤正寿君） 関議員。

19番（関 邦夫君） この間テレビを見ていたら、このような問題をどこかの、土肥とはまだひどい地区だと思うけれども、そこの学校も参加していたと思うけれども、地区の父兄と、そして予備校とインターネットを使うとか、そういう子供をどこかへ集める場所をつくって、そして放課後のそういう補習というのですか、塾だね、そういうのをやっているとか、そういうこともあって、そして今の現実として、そこの地区ではそういうことをしなければ、子供の学力をつけることができない、そういうようなことを言ったけれども、伊豆市の教育長さんは学校教育だけで十分できる、そういう言い切ったわけでもないだろうけれども、それに近い判断をしてやっているということですから、土肥の現状ということをもう少し考えておいた方がいいのではないかと私は思うわけです。

議長（遠藤正寿君） 教育長。

教育長（室野純司君） これは少し前の調査ですけれども、要するに学びの力というのはどうしてつくかということ調査したことがございます。そうしたとき、その中に塾の問題というのは全く入ってきておりません。

学びの要素というのは、学びの要するにつける基礎力というのは3つ書いてございました。1つは、学校の先生方の授業力、もう一つは学校の経営力、もう一つが家庭の教育力、こういうふうに書いてございます。私は確かにそれは本当だろうな。これは確かに都会では有名一流の高校から大学へ行かせるために、子供の意思云々にかかわらず、有名塾へやって鍛えるということは正直言ってございます。ですから、そういうひずみが今のいろいろな、要するに例えばこの間の少女殺害事件なんかもそうですけれども、そういう問題にもあらわれているのではないかと。やはりもう少し子供というのは伸び伸びした環境の中で伸び伸びと育てる。単なるテストに強い子供を育てるとするのはそれが教育の目的ではないだろう。学びの力というのは本当にそれが将来生きて働く力にならなかつたら本当の学びにならないだろうというふうに私はとらえています。

以上です。

議長（遠藤正寿君） これで関議員の質問を終了します。

木 内 一 郎 君

議長（遠藤正寿君） 次に、17番、木内議員。

17番（木内一郎君） 17番、木内一郎。幼・保一元化の早期実現について、市長に答弁を求めます。

現在、ほとんどの夫婦は共稼ぎである。この現状から、両親が安心して働くことができる環境づくりは、生産年齢人口の増加を図り、市の人口増加を推進していくためにはぜひとも進めていかなければならないことである。

伊豆市には、幼稚園6、保育園9、その他保育所1、幼児園1の合計17の施設がある。この数は旧4町の施設をそのまま受け継いだものである。現状の幼児の減少、及び経費の削減を考慮すると施設と経費の有効活用を進めていく必要がある。施設の統廃合を視野に入れて、幼稚園、保育園の一元化を進めていかなければならない。現状の施設は、老朽化したものもあり、また、耐震上早急に改築しなければならないものもあります。理想的には幼・保の総合施設が望ましい。

幼稚園及び保育園のこの現状をどのように考え、またその対策をどのように考えているか、市長の見解をお聞きします。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） ただいまの木内議員の質問に対し答弁を願います。

市長。

市長（大城伸彦君） 木内議員のご質問にお答えいたします。

少子化の要因として、結婚や子育てに余り関心や価値観を見出せない世代が増えていること、子供を持つことで将来にわたる教育費等の経済的な出費増への懸念、子育て自体に対する不安感等が挙げられております。

こうした不安や負担の軽減をして、子育てのやりがいや楽しさを持っていただくためにも、共働きや再就職を容易にし、就労への支援をすることは、安心して働くことのできる環境づくりとして重要であると考えます。

パートタイム労働等、働く女性が増加したことにより、教育・保育に対するニーズも多様化している中では、利用者の意向も踏まえて、柔軟に教育・保育サービスへの対応が求められてきております。

国では、就学前の教育・保育を一体としてとらえた一貫した総合施設について、中央教育審議会・幼児教育部会と社会保障審議会・児童部会の合同検討会において、昨年度基本的なあり方についての審議のまとめを行い、本年4月から、総合施設における教育・保育の内容、教員配置、施設整備のあり方について検討するためのモデル事業を全国35カ所で試行しており、これらの結果を踏まえて、さらに議論を重ねて18年度から本格実施することとしており

ます。

伊豆市内に、補助金を交付している認定外の保育所を含めて、議員おっしゃるように17の幼稚園、保育園、保育所があります。本年4月1日現在で883名が就園、就所しております。

昨年1年間の伊豆市の出生数は209でありましたが、今後も減少の流れを食いとめることは難しいと思います。こうした現状から、議員ご指摘のように、保護者の多様なニーズに対応し、また、幼稚園の未設置地区や園舎の耐震化の推進などを踏まえて、幼・保一元化による総合施設の設置について、国の本格実施の動向を見据えながら、幼稚園、保育園の適切なあり方を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） 木内議員。

17番（木内一郎君） 再質問いたします。

総合施設の建設について、全国の動きをよく見きわめた上で今後進めていきたい、こういうようなご答弁でございますが、私はぜひともこの国の動きを見ながら、伊豆市でも並行してこの議論をぜひ考えていただいて、そして少しでも早ければ国に先んずるぐらいの意気込みでこれをひとつお願いしたいなと思うわけでございます。

というのは、やはり環境のいいところに人は集まるわけでございます。人口減の状況を考えましても、少しでも子育てのしやすい環境をつくるというのは行政の一番大きな使命ではなかろうかな、こんなふうに私は思うのでございます。

もう一つは、合併前の施設をそのまま受け継いでおりますので、いい施設と古くなったのがございます。特に中伊豆地区は幼稚園がなく、保育園だけ、それも耐震からいくとまことに心もとない施設でございまして、この問題と、それから、土肥地区の幼稚園、保育園はすぐ近くにありながら、片方の幼稚園の方は、十分施設が新しくて余裕がある。片方は保育園で、もうぎゅうぎゅう詰めであるという、このような現状もありますので、この現状の中伊豆地区の問題、土肥地区の問題をどのようにお考えなのか、その辺のご答弁をできたらよろしく申し上げます。

議長（遠藤正寿君） 市長。

市長（大城伸彦君） 幼・保一元化についてですが、伊豆市には先ほどのお話のように、幼稚園が6、保育園が9、保育所が1、その他が1ということになっております。

幼稚園と保育園の区分けといいますか、目的は、ご承知のように幼稚園が文科省、保育園が厚労省ですね、そういうことで今まで進んできて、ようやく国が動き始めた。私は、幼稚園と保育園が大都会のようにほとんど併設されて、ユーザーがチョイスできる範囲なら両方あってもいいと思っているんですよ。だけれども、伊豆市のような場合は、やはり保育に欠けるとか、就学前の教育だとか、そんなことを言っている余裕がないですよ。一緒に子供さんを見ていくのが伊豆市、こういう地方自治体の方向だろうと考えております。それは議員と方向はそんなに違ってないのではないかと思います。ただ、どうやって統合していくか

というのは、またこれは別の切り口からいろいろ検討してまいらなければならない、そんなふうに考えております。

もちろん建てかえ、あるいはどこへ集中するかというようなことがあります。その辺を国よりも先立ってというお話ですけれども、よく見きわめながら、失敗のないようなやり方で確実に進めていきたいなど、そんなふうに思っております。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） 木内議員。

17番（木内一郎君） 理想的には、総合施設ができて、その中で保育園、幼稚園の教育がそれぞれ行われている、例えば幼稚園に達しない子供についてはそれなりの保育を行っていく、そういうような総合施設的なものをできれば理想的だなと私は考えているわけでございます。子供は同じでございます。幼稚園へ行っている子どもも保育園も変わりはありませんので、ぜひとも有効な施設を、現状を使うか、使えなければどうするかというようなことで今後考えていけたらありがたいな、こんなことを要望しまして、私の質問を終わります。

以上です。

議長（遠藤正寿君） これで木内議員の質問を終了いたします。

内 田 勝 行 君

議長（遠藤正寿君） 次に、4番、内田議員。

4番（内田勝行君） 4番、内田勝行です。通告に従い2つの質問をさせていただきます。

地区懇談会について。

地区懇談会の委員は、ただ単に市民の意見や要望を聞くだけではなく、伊豆市が市民に対し開かれた行政であることの証であり、アピールでもあるわけであります。実施した効果は、私個人的には大変大きかったと感じております。

そこで、1、実施した感想はどうでしたか。2、意見や要望をいかに行政に反映させますか。3、続けて実施する考えはありますか。

次に、目安箱について。

今からさかのぼること300年、江戸幕府三大改革の一つである享保の改革を八代将軍徳川吉宗が主導いたしました。吉宗は、幕府財政の健全と幕府政治の浄化に努めました。その改革の中の一つとして、評定所前に目安箱を置き、庶民の進言、あるいは不満などを投書させ、将軍みずからが開封、そして閲覧し、改革に役立てたとあります。まさに今、伊豆市はさまざまな改革に取り組んでおります。言うまでもなく、改革に終わりはなく、今後も市民の理解と協力が不可欠であります。吉宗の改革を引用しましたが、呼び名はいずれにせよ、設置をしたらよいと思いますが、いかがですか。

以上です。よろしく申し上げます。

議長（遠藤正寿君） ただいまの内田議員の質問に対し答弁願います。

市長。

市長（大城伸彦君） 内田議員のご質問にお答えいたします。

まず、1番目の地区懇談会につきましてですが、合併後初めての試みとして、8月29日を皮切りに10月6日までの間に、市内12カ所の小学校区単位で実施いたしました。旧町をもっと細かくやったということですが、私としては相当な力仕事でございました。やや疲れたなという感想が一番最初に出ました。

回って、4地区それぞれ特徴がありまして、地域性のあるご質問や大変参考になるご意見が出ました。中には私が困るようなご質問もありましてちょっと寝つきが悪くなったこともございます。いずれにいたしましても、市民の皆さんからは忌憚のないご意見を伺えたことはそれなりに意義があったことなのかなと思っております。

ここで出された意見、ご要望につきましては、建設的なものは現在策定中の総合計画書の参考にさせていただきました。さらに、会議録を作成の上、各部署単位に来年度以降の事業計画を作成するための参考資料としてまいります。

なお、一般的な要望事項につきましては、各地区要望に盛り込んだ上、区長さんを通じてご提案いただければと思います。

次に、続けて実施する考えはあるかのご質問でございますが、機会を見てということにさせていただきたいと思っております。いつやりますということはちょっとここでは申し上げられません。なるべくやっていきたいなと、市民の皆さんのご意見を伺いたいなと、特に建設的なご意見を伺いたいなと思っております。よろしく申し上げます。

2点目の目安箱につきましてですが、名前はいずれにしても、吉宗將軍のお話が出ました。旧町ではご意見箱とか、そういうものを置いていたところがあったようでございますが、ご意見ではなくて、やや中傷といいますか、そういうことも入っていたように記憶しています。

現在では、ホームページで市へのご意見・ご提案のコーナーを設けてあります。メールでお便りをいただくことは可能でございます。また、ホームページ上では、テーマを設けて利用者が自由に情報交換できる電子会議室のコーナーも設けてございます。子育てや乳幼児の健診など、携帯電話からも自由にアクセスできる仕組みになっております。広報紙を通じてPRしておりますが、ぜひ多くの市民の方にご利用いただきたいと思います。

なお、目安箱につきましては、広報のページを活用し、返信用の封筒を印刷したものをとじ込み、ご意見・ご提案を記入の上、封筒を返信していただく方法を検討しております。

しかしながら、私に手紙とかご意見を送ってくれる方がおります。お名前の書いている方はいいのですけれども、やや、何というんですか、中傷誹謗、あるいはそういうことで匿名の方がおいでになります。非常に困ります。匿名の方はしたがって私は読み飛ばすことにしました。やはりご意見をいただくことにはそれなりに出处進退をはっきりさせていただきたいと思っております。それでの私どものまずい点とか、そういうことをしっかりと指摘していただ

くなら、それなりに受けてまいりたいと思っております。そんなことを考えております。ぜひ新市伊豆市の発展につながる前向きな意見を出していただければありがたいと思います。ご提案をいただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） 内田議員。

4番（内田勝行君） 質問というのではないのですが、感想を述べて終わりたいと思っております。

地区懇談会については、限られたわずかな時間の中で実施するわけでありまして、多くの方の意見を望むというのは時間的にも無理があるかと思っております。だからといって、延々とやればよいかということも疑問が残りますし、本筋からそれしてしまうようなことも考えられます。ただ、感じとしては、もう少し市長の説明が短ければよかったかなというふうな印象であります。

それから、市民の意見の中には、今進めている総合計画、これと重なる意見、部分も当然あろうかと思っております。質問からそれますが、総合計画は、言いかえれば伊豆市の目標であり、指針であるわけですね。そういう意味で当然、市民の期待は膨らんでいるわけでありまして、また、より言えば、厳しい目も注がれておるわけです。ですから、私ども含めて、時には重荷になるかもしれませんが、実現に向かって努力していかなければならない、こんなふうに思っております。

以上で私の質問を終わります。

議長（遠藤正寿君） これで内田議員の質問を終了いたします。

ここで休憩をとります。再開を14時30分といたします。

休憩 午後 2時20分

再開 午後 2時30分

議長（遠藤正寿君） それでは、休憩を閉じて会議を再開いたします。

引き続き一般質問に入ります。

三 須 重 治 君

議長（遠藤正寿君） 次に、22番、三須議員。

22番（三須重治君） 22番、三須重治です。消防南署建設について市長に質問いたします。

南署の建設計画が進んでいますが、機能性を重視し、なおかつ当初投資やランニングコストを抑える努力は財源難の今日非常に重要だと思っております。しかし、用地取得も4,600平米という広い面積が予定されており、建物も北署並みの規模を考えているとも聞いています。

ちなみに、北署は敷地面積3,000平米、建物延べ床面積で1,932平米だそうです。果たしてそれだけの規模のものが必要なのか、疑問を感じます。

また、別の角度から、市民、特に消防署が廃止になる地域の皆さんは南署がどのように機能してくれるか、関心が高いと思います。機能性も含め、建設計画の内容と進捗状況を、消防組合の副管理者という立場もあわせて市長に説明を求めます。よろしくお願ひします。
議長（遠藤正寿君） ただいまの三須議員の質問に対し答弁を願ひします。

市長。

市長（大城伸彦君） 三須議員のご質問にお答えいたします。

まず、現在までの南署建設計画の進捗状況をご説明いたします。

前回の議会でご説明したとおり、候補地として日向公栗地区を選定し、地主さんが3名おいでになりまして、願ひいたしましたところ、ご協力いただけるとのことで、市としてはここを建設予定地として位置づけ、計画を推進しております。

現在の状況ですが、市としては、建設予定地の平面測量を終了し、11月には用地の基本構想を作成するよう、土地調査測量業務委託を入札により発注いたしました。これは縦断・横断測量等の測量業務、境界確定業務、造成の基本構想設計業務及び農地除外添付図書策定等が含まれ、現在その業務を遂行中であります。

11月11日に、地元の日向地区へ地区説明会を開催し、地元のご理解とご協力をお願いしたところであります。

また、田方消防組合としては、建設に関する基本構想・基本設計及び実施設計について、18年3月までを期限に入札発注をしました。また、18年度に必要とされる財源措置として、田方消防組合の組合起債で対応するものは用地買収費及び造成費等であり、75%が起債の充当率で、残り25%を伊豆市が消防組合に特別負担金として支払うよう計画しております。

また、建設計画についての基本構想・基本計画を業者に発注中であり、確定するには来年3月になります。現在の建設計画はあくまで北署と同等の建設を前提とした計画書であります。北署と比べ、消防署としての機能を強化すべく車両配備も増強し、伊豆市の火災・救急・防災の拠点とした位置づけを考えた計画案としております。

車両配備は、消防ポンプ4台、これに対し北署は2台でございます。救急車3台、北署2台でございます。水難救助車1台、北署にはありません、を計画しており、消防ポンプ車、救急車とも増強し、また土肥地区を想定した水難救助車を配置するなど、機能的にも向上した基本計画であると考えております。

建設計画の概要、まだ案の状態ですが、先ほど述べたとおり、基本構想を策定する前段階の概要でありますことをご了承いただきたいと思います。面積は4,660平米、建物は、鉄筋コンクリート造り、地上2階建て、延べ床面積が2,000平米、建築工期が平成19年4月着工、平成20年3月竣工の予定でございます。造成工事予定がその前の平成18年9月から平成18年11月、車両配備計画は、先ほど述べました車両以外に、救急啓発車両、災害対策車両、資材運搬車両等合計13台を計画しております。

職員の配置でございますが、当初45名を配置し、将来計画として52名体制とする計画であ

ります。

以上、建設計画の概要案であります。また、その都度わかり次第、議会等でご報告してまいる所存でございます。よろしくお願いいたします。

議長（遠藤正寿君） 三須議員。

22番（三須重治君） 他町は、函南町と旧菰山町ですが、その人口5万5,000人、世帯数2万世帯というところを守備範囲にしているということで、伊豆市はそれに対しましても面積は4倍ですが、人口や世帯数はその3分の1だという、そんな中で、説明の中で、消防車両であるとか救急車、救護車等、非常にそのように充実した形で、そういうことを考えたときに、湯ヶ島地区、中伊豆地区はこうして消防署がなくなる、そのカバーにはなるのかなという安心感もこれである種持ったわけですが、ただ、そういう消防力の強化というのはこういう面で非常に安心できたわけですが、それとやはり建物の大きさというのが必ずしも比例するものでもないと思いますし、今、私も自分が消防議会の議員で出ているときに、北署あたりが随分使われてないスペースがあるというようなことも制服組からも聞いたりしておりましたので、南署を建設するときにはそういった場所の中でむだなようなスペースがあれば、またそんなところはぜひ改革していただいて、有効な建物をつくっていただきたいと、こんなことをお願いして、質問を終わります。

議長（遠藤正寿君） これで三須議員の質問を終了いたします。

飯 田 正 志 君

議長（遠藤正寿君） 次に、9番、飯田議員。

9番（飯田正志君） 9番、飯田正志です。今回の質問は3ついたしますが、すべて同じ目的、同じ方向性を持っています。それは伊豆市の合併ということです。それを踏まえてご答弁いただきたいと思います。

平成16年に合併の特例で伊豆市になりましたが、本来は5万人でないと市制が敷けないこととはご承知のとおりです。つまり市制を敷くには5万人規模でないと財政的にもその他の面でも厳しいということではないかと考えます。

合併の目的の一つには、合併により足腰の強い自立できる行政にし、住みやすい環境をつくり、そこに新たな産業を起こし、交流人口を増やし、行く行くは伊豆市の人口を5万人規模にまでもっていくということではないかと思えます。

そこで最初の質問に移ります。企業誘致の推進について。

伊豆市の人口を増やす意味と活性化のためにも積極的に企業誘致の推進を行うべきだと思います。今多くの市町村が企業誘致を積極的に押し進めています。そのための優遇措置を記載したパンフレットなどをつくり、積極的に企業回りをしていることはご承知のとおりです。我が伊豆市にもそのような役目を果たす企業推進課を設置し、企業誘致に取り組むべきだと考えますが、市長のお考えをお聞きしたい。

2 番目、国際交流の推進について。

これから国際化が進み、交流が盛んになっていくだろうし、そうならなければならないと考えております。しかし、島国の日本人は外国人に対する偏見や嫌悪感を持っている人は少なからずいると思います。これらを払拭するためにも国際交流は大変必要になってくると考えます。特にこれからはアジアの国と交流を盛んにしていかなければならないと思います。特に伊豆市としては大変重要な課題になってくるだろうと考えております。

静岡空港が開港になり、この伊豆市に多くの外国人に来てもらうためにも観光立国にするといった国や県、そして伊豆市としても積極的に取り組んでいかざるを得ないと考えます。その中から国際結婚も増え、最終的には外国人町としての観光振興にも寄与するような結果が生まれてくれれば最高だと考えております。そこで、国際交流に対する基本的な考えを市長にお聞きしたい。

3 番目、教育環境の充実の必要性について。

今、日本の中で住みたい場所の調査に、この伊豆は全国12位と聞いたことがあります。そんなに人気があるのになぜ人口が増えないで減少しているのか、不思議でならない。そのわけは、働く場所がないとか通勤に不便であるということがありますけれども、子供の教育に不安がある。特に若い家族は子供の教育については熱心であると思います。このようなことをクリアすれば、人口は増えるのではないかと思います。

今、学校に対するニーズは多種多様になっています。学区を越えた就学が可能になれば、その学校の特異性と独自のカリキュラムで全国から児童生徒を呼ぶことができると思いますし、父兄にとっても学校を決める際の選択肢が増えると思いますが、市長並びに教育長のお考えをお聞かせ願いたい。

それとしっかりとした教育をするには、しっかりとした先生にお願いしなければならないと思いますが、その点についてもどのような方針でこれから進ませるのか、お聞かせ願いたいと思います。

以上です。

議長（遠藤正寿君） ただいまの飯田議員の質問に対し答弁を願います。

市長。

市長（大城伸彦君） 飯田正志議員のご質問にお答えいたします。

まず、企業誘致の推進についてでございますが、以前、加藤議員からも企業誘致についてのご質問がございました。やや街道筋から入っているため、新しい企業さんが来てくれればいいんですけども、なかなか来ないということで、できれば雇用の確保、経済の活性化の観点から、重要な課題であると考えております。積極的に進めていく必要があると思いますが、さてどういう手順でやったらいいか。来てくれるような企業がありましたら、ぜひご一報いただいて、市長みずからお願いに上がりたいと思います。よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、企業推進課の設置とのご質問でございますけれども、来年度の機構改革の中で
の検討課題とさせていただきたいと思ます。

続きまして、国際交流の推進についてですが、これは伊豆市の将来を考えると大変重要な
ことであると思ます。姉妹都市提携にかかわらず、国際交流の実施は市民一人一人の国際
意識の向上のためには必要であると考えております。現在、ご承知のようにカナダの2つの
市、ネルソン市とホープ市と姉妹都市提携をしておりますが、ホームステイ事業を通した次
世代を担う子供たちの交流が将来も発展的に推進されることを望みます。

交流については、足と申しますか、アクセスがやはりもっとよくなればと思ます。現在
県では静岡空港をやっております。それから、伊豆のコミューター空港なんていう話題も出
ておりますが、まず、これは伊豆市だけではなくて伊豆半島全体が一丸となって、あそこま
でできた静岡空港を何とか早く開港してもらうように運動すべきだと私は考えております。
中途半端でやめたら大変な出費になってしまうのではないかと申しておりますし、それが早
くできれば、伊豆コミューター空港の可能性も出てくるのではないかと。今日現在ではその2
つのことが話題になっているとなかなか進まないのかな。まず、伊豆が1つになることが必
要ではないか、そんなふうを考えております。

3番目の教育環境の充実と必要については、まとめて教育長から答弁していただきます。
よろしく申します。

議長（遠藤正寿君） それでは、教育長。

教育長（室野純司君） それでは、お答えいたします。

議員のおっしゃる住みたい場所、伊豆市が全国12位、正直言って私もびっくりいたしました。
これで職員にこのことについてちょっと調べてもらいました。そうしましたところ、日
本経済新聞社が首都圏と近畿圏の住人1,000人、これを対象にした「定年後に住みたいまち
ランキング」、こういうふうに掲載しておりました。でございますから、ちなみに、1位は神
戸市でございました。確かに議員が不思議だとおっしゃったんですけれども、定年後住みた
いまちですので、人口増にはつながらないのもこれは不思議ではないのかな。ただ、団塊の
世代が定年退職いたしますと、一気にこのまちに高齢者人口が流れてくる可能性はなきにし
もあらずかな、そんなふうにも申しております。

ちなみに、この調査について、ちょっと私資料を得ましたのでお話し申し上げますと、第
二の人生を過ごすまちに必要な条件として幾つか書いてございました。1点は生活費が安い。
2つ目は病院が充実している。3つ目は交通機関が発達している。4点目は豊かな自然。5
点目が気候が温暖。6点目に自治体のサポートが充実。こんなふうなことが挙げられており
ました。生活の便利さと自然の両方を満たすまち、こういうことがこの調査のキーワードに
なっているような気がいたしました。ですから、京阪神間の6市が10位以内にランクされて
ございます。その中で、確かに静岡県の中では伊豆市だけがランキングにのっていたという
ことでございます。

なぜ12位に位置づけられたか、その理由も私もよくわかりませんが、首都圏にも比較的近い、そして自然が豊かである、温暖な気候、こういうことが老後をのんびり過ごせるのではないかという期待感がこの調査の結果にあらわれているのかな、そんなふうに私は思いました。

後段の教育に熱心だけれども、教育が不安、言いかえれば、高校や大学に入るための教育サポート環境に不安がある、こういうことだろうと思います。

子育て基本調査で家庭の教育力について尋ねましたところ、これはかなり古い調査でございますけれども、98年の調査、この中で、保護者の回答が「世間一般の流れに乗り切れない」、あるいは先ほど関議員の方であったんですけども、「習い事や塾に通わせないと不安」、こういう保護者が大変多くございました。これは必ずしも伊豆市に限ったことではないというふうに私は思っております。

さらに、私、ちょっと気になることは、この中で「子供がすることを親が決めたり手伝ったりする」、あるいは「親子で意見が違うときは親の意見を優先させる」、こういう回答が非常に増加している。こういうことを考えますと、子供の教育に関心が深まるのは大変結構なことですが、子供への関与の仕方がやや行き過ぎているのではないかと、そんなような感じがします。ですから、このことから、子供たちにやはり主体性が欠けるというのは現在の傾向かな。これが実際には例えば自分で何事も判断ができないとか、要するに自立できない、こういう子供を増やしている原因ではないのかな、ここらあたりには保護者の教育観というものも大きな影響を及ぼしている、こんなふうに私は感じました。

先ほど学校の特異性、あるいは独自のカリキュラム、こういうお話もございました。実際、学校の教育課程の編成には指導要領という一定の足かせがございます。その中で各学校が特色を出してカリキュラムを編成しているというのが実態でございます、全くそこらあたりを無視したカリキュラムというのは、これは私学でなければちょっとできないだろうというふうに思っています。

だからといって、こういうことをやって、議員が本当に思っているかどうかわからないんですけども、全国から子供を集めてくるというのはまず不可能だろう。これは全国にいろいろ特色ある学校はありますけれども、それでは伊豆市からそういう学校へ、例えば東京の学校だとか北海道の学校へやるという親は余りいないのではないかな。ただ、子供が不登校に陥って、どうしても自然の豊かな中で過ごしたいというときに、かなり沖縄の離れ島の学校へ子供を1人で行かせてという実態は私もテレビ報道では見たことがございます。

実際には、議員がおっしゃるのは、学区の自由化の問題が一番の主眼かなと。これは前回私も前向きに検討していくというふうなお答えを申し上げたところでございますけれども、来年については現状のままでまいりたいというふうに思っています。現在、教育審議会を、これを立ち上げるべく人選を進めておりますけれども、正直言って人選がなかなか難しいのです。これは鋭意努力して、なるべく今年度中には委員を選定して立ち上げていきたい、

そういう中で、私の考えていることを一応諮問しまして、そして調査研究を進めていただいて答申をいただく、そういう中で教育委員会を開いて、再来年度には何とか方向性を出したい。これがいい結果が出るかどうか、私もわかりませんが、そんな方向で現在進めております。

以上です。

議長（遠藤正寿君） 飯田議員。

9番（飯田正志君） 順番にいきます。以前、市長は、伊豆市は観光立市であるというふうなことをおっしゃったことがあると思いますけれども、確かに観光も非常に重要な部分だと思えますけれども、家で言えば、大黒柱が一本あるのと三寸、四寸角がいっぱいあって家を建てるのとどっちが耐震性があるかという、やはり三寸、四寸の角がいっぱいあった方が持ちはいいんですよ。ですから、観光立市というのをメインでやらないで、いろいろな企業がいっぱいあって、小さなところでいいですから、集って、それが市を構成していくというふうなことの方が安定性があると思うんです。

私が言うのは、来る人があったら教えてくれではなくて、こちらの方からぜひ来てほしいと、土地は、例えばの話ただでやりますよとか、優遇税制をしますよということを考えるような、検討するような、人間が余っているというふうなことを聞きますので、優秀な人間が多分いると思いますので、そういうのをつくって、積極的にやっていった方が10年先、20年先にはいいなというふうな考えがありますものですから、こういうふうなことを言ったわけでありまして、以前も市長には富士市のパンフレットを見ていただきましたけれども、ああいうのをつくって積極的にやっていった方が、市長が何年やるかわかりませんが、10年、20年先いるかどうかかわかりませんが、そのときのためにも少しでも前向きに進んだ方がいいかと思えますけれども、どうでしょうか。その辺のご意見をお願いします。

議長（遠藤正寿君） 市長。

市長（大城伸彦君） お答えいたします。

前にもお答えいたしましたように、やや街道から入っているということで、製造業、伊豆市にも製造業で頑張っている企業さんがございます。しかし、新しい企業が工場等をつくるということは私はやや厳しいと考えております。と言いますのは、隣の伊豆の国市にありました企業が、一方は大分大陸の方へ出ているようですし、もう一方は事業の一部をほかの企業へ転売し、残ったものは研究部門を都心の近くへ持っていつているようでございまして、そういう環境の中で伊豆市に来てくれるような企業はどこがあるのかなというふうには、実はそこで、たくさん打てば中には来てみようかという人がいるのかなと思っていますけれども、どうやったらいいのかなと、そこで止まっております。元気を出して行ってみようということですが、どこへ行ったらいいのかなというのが本音です。ぜひそういう意味で、ということだろうと思っています。

議員おっしゃるように、やはり観光も重要な産業だと思いますし、製造業でそういうもの

が来てくれればいいし、やや伊豆市は平地が少ないですけれども、第一次産業もいろいろな産地といたしますか、地場の特徴あるワサビとかシイタケとか白ピワとかその他で頑張っているだけだと、そうすれば、おっしゃるような幾つかの柱ができてきてよくなるのではないかと考えております。

富士市で、大分、企業が来てくれるところにはお金を出すようなパンフレットをもらいましたけれども、半分うらやましいなというのと、半分ですね、あそこは造成しちゃって売れなくて、苦しいからあれだけつけたのかなと、両方の見方をしております。そういう来てくれるようなことになれば、どこか場所を探して、天城北道路もできますからと思います。ぜひ情報をいただきたいし、ただ、軒並み行っても、なかなか1回ではだめでしょうね。情報をいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

議長（遠藤正寿君） 飯田議員。

9番（飯田正志君） ちゃんと機構改革を思い切ってやるというふうな、言った市長の言葉がありますので、それに期待しまして、次の質問に移ります。

私は、国際交流については、これからはアジアに目を向けていったらどうかというふうな話をさせていただきましたけれども、今現在、アジアに対して全然国際交流が目を向いてないということがありまして、実は旧天城湯ヶ島町のころ台北市との交流がありました。それらをもとにして、中国、韓国、台湾、ベトナムですね、アジア圏の中にやはり伊豆市というものを浸透させるために積極的にアジアとの国際交流をした方がいいと思います。伊豆市の中にもそういう国の出身の方もいますので、それらを軸にしてやっていったらいいかと思えますけれども、その辺はどういうふうに考えていますか。

議長（遠藤正寿君） 市長。

市長（大城伸彦君） 国際交流につきまして、カナダとかそういうところだけではなくて、これからアジアもやったらいいではないかということで、静岡県は浙江省とやっていますので、そういうところでチャンスがあればやっていきたいと思えます。台北市には、旧天城湯ヶ島町は大変、連峰太鼓だとかバレーボールですか、そういうことで交流があったようです。チャンスがあればと思えます。

国際交流の推進には、伊豆市の将来を考えると、市民一人一人の国際意識の向上のためには大変重要だと思えますし、また、産業面から考えますと、静岡空港の開港を見据えて、中国大陸や東南アジア諸国からの誘客、あるいは伊豆地域に呼び込むための施策を講ずる必要があるのではないかと思います。実際、おのおのの観光施設や宿泊施設では積極的なPR活動により成果を出しているところがありますが、行政としてもただいま申し上げました台湾や大陸との交流、あるいは観光客誘致をしていきたい、そんなふうに考えております。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） 飯田議員。

9番（飯田正志君） 交流協会がありますので、そちらの方で一緒にやっていきたいと思

ます。

教育については、非常にショックなデータの、私の勘違いとありますが、退職後来られてもどうかということもありますけれども。

私は、実は非常に伊豆は空気もいいし、環境もいいから、いろいろなせんそくがあったり、そういうふうな子供たちがこっちに来れるような状態をつくれば人口も増えるのかなというふうなことと、いろいろな都会になじめない子供もいるだろうから、大自然の中で一家でそろって暮らしたいというような子供が来れるような状況をつくれば、人口も増えるのではないかということではいきました。

データの方、ちょっとしっかり見なかったものですから、高齢者が来られても非常に困りますので、そういう観点で、違う観点の方でまた一考いただければと思います。

以上で質問を終わります。

議長（遠藤正寿君） これで飯田議員の質問を終わります。

杉 山 羌 央 君

議長（遠藤正寿君） 次に、14番、杉山議員。

14番（杉山羌央君） 14番、杉山羌央です。通告に従いまして質問させていただきます。

田方消防南署の建設構想と緊急車両の対応についてお伺いいたします。

9月議会において、田方消防南署の候補地が示されましたが、その後の話の進捗状況を、今後の計画を含めて説明をお聞きいたします。

その上で、過日、中伊豆地区の火災についてですが、私自身も同級生の家で、高齢の母親がいるという認識がありましたので、確かな情報もなく、とりあえず現地に向かいました。既に火の勢いは下火でありましたが、勝手口の方から遺体を見ることになってしまいました。そのときの消火に集まってくれた近所の人たちから口々に聞かされたのは、「気がついたときは既に家の中は火の海だった」「消火栓が一本しか届かなかった」「消防署は来たけれども、消防団の来るのが遅かった」。消防団員からは、「なぜもっと早く出動命令を出さないのか。家屋火災のときは同時出動できないのか」、緊急で駆けつけた消防団長にまで「あなたたちは遅い」などとなじっている人もおりました。

先ほど杉山誠議員、三須重治議員の質問に対する市長の答弁をいただきましたので、重複する以外の所見で結構ですが、死者が出たという火災現場という異常なときでしたが、お互いに大変な被害者だったと思います。怠慢な人は1人もいなくてもこんなことは起きるので、中伊豆支署、天城支署を廃止する決定がなされているのは私も理解はしておりますが、南署の位置が遠くなる中伊豆地区の住民感情を納得させるには無理があると思います。消火栓の再検討をして、住民と話し合いをすとか、何か具体的な対応をすべきと思われるが、当局の所見を伺います。

また、救急車の出動回数は毎日大変な回数になっていますが、近ごろの交通渋滞には関係

者に大変なご苦勞をかけているのが現状だと認識しています。過日、同僚の森嶋議員は、救急車で行くときに渋滞のためがんセンターに1時間以上もかかって着いたというような通夜のときの話も聞いております。また、私の友人は、つい最近、作事中に作業現場から転落してドクターヘリで搬送され、一命を取りとめたというようなことでもあります。

そこでドクターヘリの活用について、まだ私の方で不勉強でございますので、管理方法の検討、出勤要請の責任体制等々、今後、広域で山間部の多い我が伊豆市にとって最重要手段の一つと思われませんが、市当局の対応について伺います。

以上です。

議長（遠藤正寿君） ただいまの杉山議員の質問について答弁願います。

市長。

市長（大城伸彦君） 杉山美央議員のご質問にお答えいたします。

ご質問の田方消防南署の建設構想と緊急車両の対応についてでございますが、消防南署の建設計画の進捗状況につきましては、先ほど三須議員のご質問にお答えしたとおりでございます。

次に、中伊豆地区徳永の火災について、高齢の方がお亡くなりになりましたことはまことに残念で痛恨の極みでございます。心よりお見舞いを申し上げます。

当日連絡を受けまして、「火災でお亡くなりになった方がいるようだ」ということで、早速総務部長、防災監と現場に出向きました。お見舞いを申し上げるとともに、消火活動に携わった方々への労をねぎらい、消防長より状況報告を受けました。第一発見者からも説明を受けましたが、発火当時、既に家屋全体に火が回っている状況で、玄関ですか、ドアをあけた瞬間に爆発的に燃え上がり、一気に家全体が火の海になってしまったとのことでした。また、「消火栓ホースが足りなかった。近所の方から借りて何とか消火した。もっとホースを確保できないか」との現場でのご指摘もいただきました。

南署の位置が現状より遠くなり、中伊豆地区の住民は納得するのに無理があるのご意見でございますが、現在、計画しております南署は、将来的に伊豆市の交通アクセスの中心的位置に当たると考えております。天城地区、修善寺地区及び中伊豆地区へのアクセスは現状よりよくなり、中伊豆地区には南署から日向地区の県道バイパスができ、鮎見橋まで14メートル級の道路となる予定です。位置的にはやや遠くなりますが、時間的には変わらないか、やや早くなる場合もあるのではないかと考えております。安全かつ迅速な消防・緊急活動が行われるものと考えております。

現在の各地の消防支署は閉鎖されることとなりますが、各地域の皆さんで地区の自主防あるいは消火班などの活動拠点としての利用や、地域の防災安全活動の拠点として利用方法があれば、ご提案いただければと思います。

消火栓の点検につきましては、随時、消防団で実施しており、不足している部品等はその都度補充をしております。各地域のことにつきましては、区長さんと消防団との連携をとり、

不備な点があれば、市の方へご連絡をいただき、協議いたします。

次に、ドクターヘリですが、厚生労働省のドクターヘリ導入促進事業により13年度より運航が開始されたもので、医師による速やかな救命医療の開始とあわせ、高度な医療機関への迅速な収容が可能となり、重症救急患者の救命率の向上が期待されるものであり、運航に要する費用は国と都道府県が負担をすることになっております。

静岡県東部のドクターヘリ事業の運航は、順天堂大学医学部附属静岡病院 伊豆長岡の順天堂病院でございます。静岡県からこの病院が運用業務委託を受けて、昨年3月から運用開始しているものであります。

運航に当たりましては、静岡県東部ドクターヘリ運航調整委員会が設置され、ドクターヘリの効率的、かつ安定的な運航に必要な関係諸機関との調整・広報・調査及び検証を行うこととしているものであります。

なお、ドクターヘリの出動要請者は消防機関とされており、伊豆市においては田方地区消防組合田方消防本部となっております。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） 杉山議員。

14番（杉山美央君） 先ほども市長がわざわざ火災現場まで行っていただいたということで、家族も感謝しておったというふうに、私も後日本人から話を聞いております。いずれにしても、すべてのものをなくしておりますので、今後の対応でちょっと今ごたごたしている部分もありますけれども、大変その節はお世話になったということでございます。

ただし、前回の火災におきましては、大見小学校がございませう八幡から出動してあの状態でございます。それを今度は、今の修善寺支署から来たわけではないので、修善寺支署から来るともっと遠いなというところをもって、今の修善寺支署よりもなおかつ約2キロ、正確には1.8キロほど遠くなります。合併支援道路のアクセス道路が仮に完成したとしますと、修善寺の温泉場地区、天城湯ヶ島町地区については相当交通利便性がよくなるというふうに思いますけれども、中伊豆地区については、鮎見橋まで出て、それからということになると、今の現状からよくなるという想定はどうしても考えにくいというふうに思います。

その中で、状態は状態なものですから、地域、地域でもってよく防災懇談会みたいなものを開いていただいて、問題点等を洗い直していただいて納得していただけるかと思っておりますので、その辺のところをお願いしまして、私の質問を終わります。

以上です。

議長（遠藤正寿君） これで杉山議員の質問を終了いたします。

古見梅子君

議長（遠藤正寿君） 次に、11番、古見議員。

11番（古見梅子君） 11番、古見です。

平成18年度予算編成に大変苦慮していることではないかと思えます。新市建設計画では予定には172億円となっておりますが、はるかに及ばない。今後少子高齢化が進む中でますます財源は厳しく、自主財源を生んでいかなければならない。そのためどうしたらいいか。やはり今市長が観光立市を目指すとおっしゃっている観光に力を入れるときではないかと思えます。

そこで2点質問いたします。

伊豆市まるごとT0-JI博覧会について、2点目は、伊豆市ウエルネス産業振興事業についてでございます。

1点目は、伊豆市の特色を生かしたウエルネス産業育成事業として、伊豆市まるごとT0-JI博覧会が実施されました。これは新しいウエルネスの視点の魅力を取り入れ、森林や温泉を利用し、新しい湯治の形であったと思えます。観光振興は伊豆市の活性化のために重要であると考えます。伊豆市T0-JI博覧会の成果と今後の事業推進について伺います。

2点目、7月22日、この議場で米本恭三医学博士 慈恵医科大の名誉教授であり、また医療関係の大学の前学長でもあったと伺いました。その米本先生から、伊豆市ウエルネス産業振興事業についての講演は、ウエルネス産業の理解を深める機会となり、よいアドバイスをいただけたと思えます。

その中に幾つかあったんですが、1つは、明確なビジョンを掲げ、産業振興に関係深い方々を巻き込んで、スローであっても長期にわたり、それは絶対にあきらめないでとおっしゃいました。絶対にあきらめないで確実に前進していく必要がある。そしてまた本事業を成功に導くために中核となる仕組みづくり、プロジェクトチームが必要である。これは市役所だけでなく、いろいろなエリアから入って等々、大変よいアドバイスをいただけたと思えました。

ウエルネス産業育成は、市民の健康や観光振興だけでなく、これからの伊豆市の活性化を目指す重要課題であると思えます。ウエルネス産業を市民協働で進めるために米本教授の講演を多くの方が聞く機会を設け、理解を深め、この事業を強力に進めるべきだと思えます。お考えをお聞かせください。

以上です。

議長（遠藤正寿君） ただいまの古見議員の質問に対し答弁を願います。

市長。

市長（大城伸彦君） 古見議員のご質問にお答えいたします。

まず、最初の伊豆市まるごとT0-JI博覧会についてでございますが、ご承知のとおり、本年10月を湯治月間と位置づけまして、「元気を磨きに伊豆へ行こう」をテーマとして、新しい湯治ブランドの確立、普及に向けて、主に首都圏に向け、自然体験、工芸体験、日帰りプランなど、約50件以上のプランを1つのガイドブックに集約し、PRイベント、博覧会を開催いたしました。

県の補助金決定がおくれたため、開催までの準備期間がやや短く、告知が遅くなった関係から、募集期間が短くなってしまいましたが、参加者の新しいプランに対しての満足度は高いものがあつた、非常にと申し上げたいんですけども、高いものがあつたと思っています。また、先般、県が開催しました旅行代理店を対象としましたプレゼンテーションにおいても、JTB、日本旅行を初めとした代理店が伊豆市のプログラムに大いに興味を示しております。

今後は、全国のどの地域も注目・研究をしている事業でありますので、伊豆市の特徴などを前面に出し、観光客がいつでも体験が可能なメニューのハード・ソフト両面のシステムづくりやお問い合わせに対する反応の早さ、的確性を充実させるよう努めていきたいと考えております。

次に、2点目の伊豆市ウエルネス産業振興事業についてお答えいたします。

ご質問の内容の中に、古見議員ご自身が米本先生の講演を聞き、ウエルネス産業の理解を深めるいい機会になったということでございますし、10月に開催いたしましたT0-JI博覧会での安保先生の講演、パネルディスカッションを通して、健康・ウエルネスに関して皆さんの関心が高くなったということを感じております。

私も、伊豆市イコール魅力ある地域のイメージを推進するためにも市民の皆さんのご協力が不可欠であると考えております。訪れた地域の人々が、親切だったかどうかということは、伊豆市のイメージに大きく影響を与えるものであります。伊豆市の皆さんにおもてなしの心を定着させることは非常に重要なことだと考えております。

今後は、ウエルネス関係者だけではなくて、伊豆市全体、全市民の意識革命も伊豆市にとっては大変重要な課題であるにとらえ、事業を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） 古見議員。

11番（古見梅子君） 質問ではありませんが、観光を振興するということは、観光が農業、第1次産業、漁業、そしてまた建設業にもつながりますし、運送業にもつながりますし、全産業に及ぼしていくと思います。ですから、観光に力を入れて、観光協会や旅館組合だけに任せるのではなく、やはり今回成功していったのは、補助金をもらって市役所がウエルネスセンターを中心に計画を立てたこと、そして市民と協働でやってきたということが非常に大きな力になっているのではないかと思います。やはり市民協働であっても、市が立ち上げとか強力で力を出していくということが大事だと思うんですね。それで今、静岡空港も開設間近だと思います。それから、天城北道路もつながるのはもうわかっているわけです。それまでに、ここに本当に魅力ある伊豆市、独自の魅力あるものをつくり出していくために、もっともっと観光に力を入れて、そして自主財源を増やせるようにしてほしいと思います。

以上、終わります。

議長（遠藤正寿君） これで古見議員の質問を終了いたします。

酒 井 勲 一 君

議長（遠藤正寿君） それでは、次に16番、酒井議員。

16番（酒井勲一君） 16番、酒井勲一です。発言のお許しをいただきましたものですから、一般質問をさせていただきます。

伊豆市の未来に向けた農業政策について、お伺いいたします。

農水省では、担い手の規模を個人経営で4ヘクタール、集落営農で20ヘクタールの方針であるようですが、これから農業産業への国や県の助成はこの面積が基本となることが予想されます。当市の農家には、この耕作面積をクリアできる農家は皆無であると私は考えております。未来の伊豆市の農家をどのような方向へ位置づけるのか、市長のお考えをお聞きしたいと思います。

2番目、伊豆市のイベント、ねんりんピックとサイクルフェスティバルについて。

先日、私ども議員はふるさと広場において、旧田方郡の議員でグラウンドゴルフの親睦会を開催いたしました。グラウンドの状況がよくなり、ねんりんピック開催に不安を覚えたので、質問をいたします。

市長は、本年度開催地福岡県へ職員を派遣したようですが、どのようなことが参考になったのか。また、現在どのような大会になっているのか。私も不勉強なものですからよくわかりませんので、ご参考になったのか、お聞きしたいと思います。

また、今年5月にはツアー・オブ・ジャパン伊豆ステージがサイクルスポーツセンターにて開催されました。伊豆市として国際大会は唯一の大会であり、世界中に伊豆市をPRする絶好のチャンスだと思っております。しかしながら、観客などを見ても大変寂しい大会であったように私は感じました。

今後、大会を盛り上げるため、市長はどのようなお考えをお持ちか伺いたいと思います。

議長（遠藤正寿君） ただいまの酒井議員の質問に対し答弁願います。

市長。

市長（大城伸彦君） 酒井議員のご質問にお答えいたします。

まず、伊豆市の未来に向けた農業政策についてでございますが、国においては、平成19年度から、農業政策の中心に経営安定対策として施策を展開することとなっております。いずれも平成18年度の通常国会へ関係法案が提出されることとなっておりますが、内容的には、米の生産調整支援策の見直し、品目横断的経営安定対策、農地・水環境保全向上対策の三つの柱があります。

この中で対象となるためには、一定の経営規模が要求され、個人経営では4ヘクタール、集落営農組織で20ヘクタールという面積が示されておりますが、農地の少ない地域の場合は、おおむね8割、中山間地域の営農組織では5割までの特例が設けられることとなっております。いずれの特例措置においても、伊豆市に当てはめて考えた場合、耕作面積が不足することは避けられません。特に中山間地区においては一層深刻になると思われれます。

いずれにせよ、現在、国においても法案の提出前であり、具体的な詳しい説明もなされていない状況ですが、日本一の産出額を誇るワサビ、原木栽培発祥の地としてのシイタケ、天城の清らかな水で育った水稻、あるいは大豆、黒米、カーネーション等の花卉類、白ピワ等の豊かな自然にはぐくまれた産物があり、今後もこれは推進していく必要がありますが、これらの栽培面積は国が言う面積にはほど遠く、いずれも小規模であります。

伊豆市の農業を考えたとき、現在伝えられている国の施策に供応し政策を進めるには、今までの情報をもとに検討するならば、面積要件を満たす認定農業者、あるいは集落営農組織を立ち上げることは大変難しく、中山間地域での水源涵養、あるいは環境保全等の水田の有効な利用などを考慮した場合、今後の国の施策の動向を注視しながら、伊豆市独自の農業政策というものを検討していくことが必要になるのではないかと考えております。

次に、伊豆市のイベント、ねんりんピックとサイクルフェスティバルについてでございますが、ご質問の内容の中に、天城ふるさと広場での議員のグラウンドゴルフを行ったときにグラウンド状況に不安を覚えたとございますが、私も10月に行われたねんりんピックリハーサル大会の折にグラウンドの状況を見ております。天城ふるさと広場のグラウンドについては、サッカーやソフトボールなど多目的に利用しているためどうしても芝が傷みやすくなっております。この点につきましては県及びゲートボール協会と検討し、大会が成功するよう努力してまいる所存です。

それから、福岡の大会へ、担当の職員だけでなく、福祉、観光、教育関係の関係職員も含め派遣し、ゲートボール競技だけでなく、選手の移送関係や観光物産など広く視察を行って来るよう指示しております。まだ詳しい報告は聞いておりませけん。伺って、しかるべき手当て、指示を出したいと思っております。集めた資料に基づきまして参考にし、また、伊豆市になじまない点については話し合いを行っていきたいと思っております。

いずれにいたしましても、全国から約1,700名の方々が伊豆市を訪れ、2泊あるいは3泊していただくわけですので、万全な体制で臨みたいと考えております。

次に、サイクルフェスティバルについてですが、今年の5月の大会は準備期間が非常に短く、また、十分な事前広報等ができませんでした。その結果、反省点も多くございました。現在、静岡県において今年の大会結果の検証調査を実施しております。来年度の開催については関係団体と調整中ではありますが、地域住民が多数参加でき、また、多くの観光客に訪れていただけるよう準備を進めつつあります。いずれにしましても、伊豆市のみならず、伊豆をサイクルスポーツ、サイクルレジャーのメッカにしたいとの考えのもと、関係機関と協議してイベントを展開していきたいと考えております。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） 酒井議員。

16番（酒井勲一君） 今のご答弁で、伊豆市の未来の農業について、伊豆市独自の農業政策を立てたいというようなご答弁がございましたが、全く私も同感でございますが、伊豆市

の田畑・農地の面積は約1,330ヘクタールぐらいだと思いますが、過疎化の傾向が強い当市として、荒廃地化を防ぐことは並大抵のことではないと私は考えております。そこで集落営農化を推進するとか、法人の農業への進出とかということを考えていかなければならないと思っております。市長はその点いかが思っておりますか。

議長（遠藤正寿君） 市長。

市長（大城伸彦君） 国の施策がそういう方向に動いております。したがって、議員のおっしゃるようにそういう法人化等も視野に入れた施策をしていく必要があるかと思っております。

また、法人化を進めるに当たっては、地権者等いろいろな課題が出てくるのではないかと思います。そういうことを検討しながら、進めてまいりたいと思っております。

詳細については、観光経済部長に答えさせます。

議長（遠藤正寿君） それでは、観光経済部長。

観光経済部長（鈴木直道君） いろいろ先ほど市長の答弁にありましたように非常に厳しい状況になっております。とにかく国としましては、国際化にたえるような足腰の強い農業に変えていくのだという考え方が根本にあるわけございまして、伊豆市のこのような中山間地域の農業というものに当てはめると非常に厳しいという状況です。

そんな中でも一つ考えられるのは、集落営農、これは集落営農は先ほど言いましたように20ヘクタールという部分がありますけれども、特例措置では50%ということで、10ヘクタールぐらいまとまれば集落営農でもできるかなということでございます。

ただ、要は担い手とか集落営農にしていかなければ、今、例えば大豆とか麦、これらに助成が受けられませんか。当面はそういう品目のみが補助対象、そういう組織をつくらないと対象にならないということでございますから、そういう分野はまたそれなりに考えていかなければならないわけですが、伊豆市の農業をこれから考える中で、先ほど言いましたように、企業の参入とかも一つの方法であるかと思っておりますけれども、私はもう一つ、やはり小さな農業、要するに高齢者でもできる農業、そういう部分を農業としての活路を求めていく必要もあるのかなと。要するに、直売所とか、いろいろそういうものを使った販売ルート、そういうものの確保、今何カ所かそういう施設ができていますわけですが、1つは、安全・安心という部分でやはり他地域と差別化を図るようなものを考えていくということが必要かなと思っております。いわゆる伊豆市の本物ブランドといいますが、そういうものをつくっていく必要があるのかなと思っております。地産地消という部分にこれがつながっていくのかなと思っております。

それと伊豆市の場合は、幸い観光地でございます。旅館等とも連携して知恵を出し合っていければ、そういう部分がいい方向にいける可能性もあるのかなということで、今後、地産地消という中で、そういう異業種交流といいますが、そういう部分をぜひ進めていきたいというふうにも思っております。それには、とにかくいいものといいますが、安心・安全なものをつくるということがまず基本になるかと思っております。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） 酒井議員。

16番（酒井勲一君） 今、部長のおっしゃられた小さな農業で特徴を出してやるんだということもよくわかりますが、先ほども申し上げましたとおり、田んぼ・畑が1,330ヘクタールもあるわけです。そういうことになりますと、昔からある三ちゃん農業が、今では二ちゃん農業、一ちゃん農業になりつつあるわけですから、なかなか農地の荒廃化は防げないと私は考えております。

先ほど農業の法人化ですとか、集落営農化という言葉が出ましたが、現在でも農業への法人の参入はなかなか難しいような状況であります。私も個人経営の農家には第二種兼業農家という言葉もございます。私はひとつ農業法人もしかりですが、第二種兼業法人という考え方もあるではないかと思っております。

当市では、公共工事に依存している建設業者がかなりあります。財政改革を大命題の当市財政状況においては、建設工事への歳出はもう聖域ではなく、削減していかなければならないと考えております。そうなりますと、公共工事に頼っている建設業者はかなり体力が弱ってくるのが考えられます。市としてもなかなかゆゆしき問題だと思っております。勤め先の少ない当市として、建設業者への就業で御飯を食べている方はかなりパーセンテージは高いと私は考えております。

そこで、建設業者さんへ農業部門への参入をお願いする。これは恐らく、ものの本を読んでもみますと結構他地区でもやっているようなところがあるので、研究してみる必要があるではないかと思っております。弱ってきた建設業者を、田んぼを耕してもらって、幾らかそっちへ回れば少しはいいかなというようなことも私は考えております。幸い、伊豆市の建設業者の中には市内で組合をつくっているようですので、ぜひ農林課等と勉強会、研究会等を立ち上げたらと思っておりますが、市長、いかが思いますか。

議長（遠藤正寿君） 市長。

市長（大城伸彦君） お答えいたします。

そういうご提案は初めて伺いますので、ちょっと検討して、話し合っ、また、建設業者にも声をかけてみたいと思っております。いずれにいたしましても、議員ご心配するように、やる気のある方がやらないと、無理に頼んでも途中でやはりできなくなりますから、そんなふうに考えております。

それにしても、ありがとうございました。

議長（遠藤正寿君） 酒井議員。

16番（酒井勲一君） 農業にはいろいろな規制がございますので、その節はぜひ研究会等では、農業特区等の件も頭の隅に入れて勉強会をしたらいかがかなと思っております。そのためには来る来年度の予算に、ぜひ勉強する調査費と申しますか、そういうものを見込んでいただきたいというふうに私は考えております。とかく調査費といいますと前例主義が横行

しまして、未来を妨げるということが多いものですから、視察なんていうことはやめて、ぜひ新しい、先ほどだれか申しましたが、伊豆市モデルの農業を立ち上げてほしいと思っております。幸い農林課には夢のある仕事がしたくてうずうずしている人がたくさんいます。その人たちの能力も買って、ぜひお願いしたいと思えます。

次に、2番目のイベントについて再度質問いたします。

毎年たくさんのイベントが行われておりますが、なぜ私がサイクルフェスティバルとねんりんピックかと申し上げますと、2つのイベントは成功するとしないとは当市のネームバリューへの影響が大と思うからであります。

サイクルの方は、今年私は行って見ましたが、富士山、当市の伊豆、東京、南信州、奈良、大坂と今年は6カ所で行われました。ねんりんの方は、来年度の大会が19回目ということで、しかも県内では18カ所の市町村が選ばれて会場を行われているということですね。要するに2つのイベントは取り組みの姿勢が比較されるということです。全国的に評価されるということです。私は頑張らなければならないと思う1人であります。

ところで、市長、この経費ですが、両方ともこれは伊豆市は何も出さないような感じになるわけですか。もしおわかりになりましたら、教えてください。

議長（遠藤正寿君） 市長。

市長（大城伸彦君） 県からの補助がございまして、地元の負担もございまして。

議長（遠藤正寿君） 酒井議員。

16番（酒井勲一君） 補助金がきてもこななくても、やらなければならないわけですから、もう決まっているわけですから、ぜひ頑張っていきたいと思っています。

サイクルの今年のパンフレットを見てみますと、運営はサイクルフェスティバル運営協議会ということになっております。大城市長が会長を引き受けているというようなことですね。しかも函南町とか伊豆の国市も幹事みたいなことになっております。とかくこういう複数のところは、何かほかのところは意見が言いにくくて、会長さんのところがリーダーシップをとってしっかりやらなければならないということがほかの組合等を見ても予想されます。いずれにしても、当市では過去に自転車産業、あるいは自転車振興会には多大な恩恵を受けているはずであります。せめてにぎやかに盛り上げ、選手が最大の力を発揮できるような雰囲気をつくるのが大事だと考えるものです。

それにはどんなことができるのか、担当の課も必死でしょうが、私も市民の1人としてどのようなことが協力できるのか、また、フェスティバルへの応援になるのか、もっと情報がわかりましたら、公開していただくとありがたいと思いますが、よろしく申し上げます。

お願いばかりで申しわけありません。これで私の質問を終わります。

以上です。

議長（遠藤正寿君） これで酒井議員の質問を終了いたします。

散会宣告

議長（遠藤正寿君） 本日は議事の都合によりこれにて散会いたします。
次の本会議はあす9日午前9時30分より一般質問を再開いたします。
本日はご苦労さまでございました。

散会 午後 3時50分

平成17年第4回（12月）伊豆市議会定例会

（第3号 12月9日）

平成17年第4回(12月)伊豆市議会定例会

議事日程(第3号)

平成17年12月9日(金曜日)午前9時30分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(25名)

1番	杉山誠君	2番	鈴木基文君
3番	小森勝彦君	4番	内田勝行君
6番	山下一君	7番	加藤章君
8番	室野英子君	9番	飯田正志君
10番	森良雄君	11番	古見梅子君
12番	磯晴雄君	13番	鍵山堅一君
14番	杉山羌央君	15番	飯田宣夫君
16番	酒井勲一君	17番	木内一郎君
18番	塩谷尚司君	19番	関邦夫君
20番	小野忠宏君	21番	大川孝君
22番	三須重治君	23番	堀江昭二君
24番	高田和正君	25番	遠藤正寿君
26番	木村建一君		

欠席議員(なし)

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	大城伸彦君	助役	児島保次君
教育長	室野純司君	土肥支所長	平田秀人君
天城湯ヶ島支所長	鈴木幸司君	中伊豆支所長	佐藤央一君
総務部長	堀江正身君	市民環境部長	福室恵治君
健康福祉部長	内田政廣君	観光経済部長	鈴木直道君

土 木 部 長 土 屋 亨 君
企 業 部 長 渡 邊 玉 次 君
会 計 課 長 佐 藤 正 秋 君

上下水道部長 水 口 信 夫 君
教育委員会
教 務 局 長 山 本 準 次 君

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長 長谷川 與志衛
主 査 山 下 正 恵

局 長 補 佐 森 修 司

開議 午前 9時30分

開議宣告

議長（遠藤正寿君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから、平成17年第4回伊豆市定例会を再開いたします。

本日の出席議員は25名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。直ちに本日の会議を開きます。

議事日程説明

議長（遠藤正寿君） 本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

一般質問

議長（遠藤正寿君） それでは、日程に基づき一般質問の続きを行います。

加藤 章 君

議長（遠藤正寿君） 次に、7番、加藤議員。

7番（加藤 章君） 7番、加藤章です。

私は、天城北道路大平インター供用開始と沿線地域一帯の将来展望について、大城市長に答弁を求めるものでございます。

天城北道路大平インター供用開始とそのアクセス、県道修善寺天城線の拡幅整備後の沿線一帯は、伊豆市の中心地に当たり、交通の要衝として伊豆市の発展の重要な地域であると考え、市長は将来展望をどのように描いているか、お聞かせいただきたいと思っております。

お願いします。

議長（遠藤正寿君） ただいまの加藤議員の質問に答弁願います。

市長。

市長（大城伸彦君） 加藤議員のご質問にお答えいたします。

天城北道路の大平インター供用開始と沿線地域一帯の将来展望であります、この後の議案で議決をお願いしております伊豆市総合計画の基本構想において、インター周辺は集落エリア地域と位置づけております。すなわち、農地と宅地がバランスよく保たれる地域としており、その取り決めは、農地の適切な維持に努めていくほかエリア内の無秩序な宅地化を防止し、道路や上下水道などの基盤を効率よく維持管理するということになっております。

いずれにいたしましても、天城北道路のインターができるということは、道路網の整備の面では、南北あるいは東西の交通アクセスの機軸という大変重要な地域であるということは間違いありません。今後は総合計画、土地利用計画との整合を図りながら、また、旧修善寺町の都市計画区域であることも念頭に置きながら、有効な地域計画を策定したいと考えてお

ります。

以上であります。

議長（遠藤正寿君） 加藤議員。

7番（加藤 章君） ただいま市長からご答弁をいただきましたが、第1次伊豆市総合計画によりますと、農家総数、農業就業人口も減少にあり、特に近年の減少は顕著になっていまして書いてあります。また、農業従事者の高齢化や後継者不足も進んでいます。さらに、次のように書いてあります。

「天城北道路に関連する周辺の農用地の有効利用を促進します。」

この有効利用というのは、市長にご答弁いただくわけですが、私に考えれば、農地転用ということを示唆しているのではないかと思うんですが、その辺、大城市長のご見解をいただけますか。

議長（遠藤正寿君） 市長。

市長（大城伸彦君） いわゆるあそこは線引き区域でございます、現在では自由に住宅が建てられないという地域でございます。これは、天城北道路ができて、その後、官と民との協働によって順次変わっていくのかなと思っています。

なかなか線引きの区域を、今の状況で、住宅地域とか、あるいは工業地域とか、そういうことになるには、相当なやっぱり時間がかかると思います。ご承知のように、新しい道路ができてという、趣が変わるといのは少なくとも10年、私の感じでは二、三十年かかるなど。

例えば蛇ヶ橋から、あの三島の1号線へつなぐところを見ても、やっぱり従来はずっと農地でございました。それが今の状況になるには大体30年ぐらいかかっているわけですね。そういうことがやっぱり時間とともに変わっていくだろうと。ややもすると、法律の方が遅れる場合があるというような感じでございます。余り焦らないでいった方がいいのではないかと考えています。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） 加藤議員。

7番（加藤 章君） 今、市長からご答弁いただきましたが、私の考えるには、大平から日向に約10億円余をかけて橋ができます。その橋の投資効果あるいは投資効率、あるいは大平のあそこにインター、ーフインターですが、できるということは、国も県も一応、将来あそこは脱農業の地帯だというように恐らく考えているのではないかと思います。また、市長もそう考えられていると思います、心底では。

だけど立場上、言えないから、その辺、市長の個人的な見解でいいですから、ご答弁いただきたいと思います。

議長（遠藤正寿君） 市長。

市長（大城伸彦君） こういう場で個人的な意見というのが……。言いますと、大変それが先に走ってしまいます。

あそこに大平のハーフインターができて、それから橋がかかって、県道が修善寺天城線と整備され、それから136ともつながるということでは、道路網は整備されると思います。

その投資効果をどのぐらいのスパンで見るとかということが、やはりポイントだと思いますね。社会情勢も時々刻々変わってきますし、その中での官民一体となつてのやっぱり土地利用、経済効果というのを図りながら進めていくのがいいと思います。そんなふうに考えています。

極めて個人的ですみません。

議長（遠藤正寿君） それでは、これで加藤議員の質問を終了いたします。

小 野 忠 宏 君

議長（遠藤正寿君） 次に、20番、小野議員。

20番（小野忠宏君） 20番、小野です。

私は、将来の伊豆市を憂うという立場から、財政対策という観点に立って2点の質問をさせていただきます。

このうちの最初の合併特例債の使途に関しましては、昨日、関議員から質問されておりまして、私が通告書に載せたことは大まかには知ることができましたので、少しブレイクダウンしてみたいと思います。

私は、合併特例債は伊豆市の最も大きな問題点、隘路、こういったものを解決するために集中的に投資していただきたいと、こういう考え方を持っております。すなわち、現在、伊豆市は将来に向かって財政が大変逼迫する、こういう状況にあるかと思えます。財政の原点は言うまでもなく人口、すべて人口であります。市民税、固定資産税ですね。

こういうことから、昨日も同じような話が出ておりましたのですが、結論を申し上げますと、道路、合併特例債を使って、旧修善寺町と旧中伊豆町の境が年川、年川から古川もしくは大野、そこにトンネルを掘る。さらに古川もしくは大野から大仁の三福までトンネルを掘る。こうやって伊東から中伊豆を通して修善寺まで来ている県道と亀石峠から来ている県道、これを結んでしまう。こういうことを提案したいわけでございます。

私の試算ですと、トンネルは約2キロ。トンネルが2キロといたしますと、約40億円近いお金がかかります。それから、取りつけ道路だとか橋梁が少しございますので、多く見ても約20億円。かなり大きな金額になりますが、60億円という金額になるかと思えます。

これをなし遂げることができたならば、現在、最も伊豆市で問題になっております修善寺駅周辺、横瀬、狩野川大橋の交通渋滞は完全に一掃するであろうと、私はそのように考えております。これの財源は合併特例債、こういうふうに私は感じておるわけでございます。

昨日も、人口が増えない原因はなんだというような話がございましたのですが、これをなし遂げることができるならば、伊豆市百年の計にのっとった大策になる。私はこのように考えております。どうかこれに関しての市長のご答弁をお願いいたします。

次に、構造改革特区へのアプローチ。

改革特区は平成14年4月の経済財政諮問会議で、民間人及び経産大臣から構想が提案され、同年12月、構造改革特別区域法として公布されたもので、区域を特定し、経済を活性化させてみようと。それが成功したときには、全国へその結果を及ぼそうではないか。こういうような試みであると理解をしております。

伊豆市は現在、昨日も話が出ておりましたけれども、観光中心でございますが、商工会、観光協会等との連携、あるいは各地区の区長会、体育協会、あらゆる団体との連携を模索しまして、構造改革特区へのアプローチを考えるのも重要な一案ではなかるうかというふうに考えております。

市長の所見をお伺いいたします。よろしくお願ひいたします。

議長（遠藤正寿君） ただいまの小野議員の質問に対して答弁願います。

市長。

市長（大城伸彦君） 小野議員のご質問にお答えいたします。

まず、1点目の合併特例債の用途についてですが、合併に当たって、単純な機械的な計算では、合併特例債を活用して実施できる標準事業費は、伊豆市は181億円となるわけですが、現実的には合併のために必要な事業のみが対象となるというものであります。数十億円程度と考えておまして、どのタイミングに、こういった事業を計画していくかということだと思ひます。

また、合併特例債というのは、ご存じのように償還の約3割は一般財源が必要であります。一般財源が少なくなっていることから、財政状況に影響をもたらすこととなりますので、短期間に集中しての事業実施は、伊豆市の財政状況からは難しい状況があります。市の将来に向けて有効な事業をよく見定めて、また、財政状況を計画の中で考慮した中で、実行に移していく検討をしていかなければいけないと思ひます。

また、議員から、この特例債のさらに具体的なお話として、中伊豆から古川、大仁へ約40億円でトンネルを抜いてというご提案がございました。大変大きな構想でもって、ちょっとここで、いいとか悪いとか申し上げられませんが、よく精査する必要が、ただいま申し上げた特例債の使い方を含めた精査が必要だと思ひます。

またさらに、今お話しがあった中伊豆、古川、大仁というと、道路の特例債の適用ができるかどうかというのはちょっと心配な点もあります。そんなことを含めて検討をさせていただきたいと思ひます。

それから、続きまして、2点目の構造改革特区へのアプローチについてでございますが、構造改革特区については全国各地で取り組みが行われ、この11月末現在では約700件に及んでおります。特区については、観光のみならず地域の活性化の観点からも検討する必要があると思ひます。

具体的には、現在はこれといったものはありませんが、財政状況の厳しい伊豆市にとりま

しても、自立できる地域を目指すためには、今後はこの特区の活用について研究をしていかなければならないと、そんなふうに考えております。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） 小野議員。

20番（小野忠宏君） 再質問をさせていただきます。

昨日も話が出ておりましたのですが、伊豆市は住みたい地域の上位にランクされている。全国12位、日本経済新聞ですね。ただし、定年後だと。これは教育長の見解で、見解というよりもそういうことですね。私もそれは同感でございます。

どうしてそういうことになるんだろうか。働き手の人口がどうして増えないんだろうか。これはもう無論言うまでもなく、通勤時間。サラリーマンが三島、沼津に通うための通勤時間が長すぎる。これが一つあります。

それから、私の友人、知人、あるいは縁戚、あちらこちらで話を聞くわけですが、息子が沼津に今勤務しているが、定年までそのままずっと沼津にいるそうだよ。何でだろうか。伊豆市からは通えない。うちでは、おじいちゃん、おばあちゃんが百姓を一生懸命やっている。大変だけど息子が来るまで頑張るだ。こういうような状況ですね。これは通勤時間が長いからです。

伊豆市は環境がよいので住みたいが、職場への通勤に難がある。これは私の友人でございます。そういうことを会社の中で働きかけても、伊豆市に関してはそういう状態だと。確かに環境はいい。

それから、三島でマンションを買ったと。買ったが、マンションがよくて、マンションに入りたくて買ったのではないよ。次善の策として買ったんだと。一戸建ての土地、ここに住みたいよ。けども、高くて手が出ないよ、三島では。伊豆市の方でそういうことができ、通勤時間がそれなりに短縮するならば、それは大いに賛成だねと。こういうような話もございます。

それから企業誘致、昨日、話が出ておりました。市長の回答。確かにそれは一生懸命やらなければならない。けども、企業の立場に立ったときに、伊豆市では国道1号線から大分入っていますから、なかなか容易でないですねと。これは私も同感でございます。すべて、国道1号線から入っている。それで、道路が整備されていない。こういうことが原因であります。

私が申し上げたようなことが実現するならば、まず最初に、息子がどこどこへ行っているんだけどというUターン現象が絶対に起こる。それから、新規の住民の増加が起こる。さらに、天城地区から三島、沼津への通勤時間も大幅に短縮する。

私の試算では、例えば中伊豆の八幡地区から三島まで30分。十分行ける。私の申し上げた年川の信号から駅前を通過して、修善寺橋を通過して、狩野川大橋を渡って、県道の亀石峠から来ているところが県道との立体交差になっていますね。あそこまで中伊豆のその年川のと

ころから駅の方を通っていきますと8.5キロくらい、9キロ近いんでしょうかね、そのぐらいの距離があったと思います。ちょっと記憶ですから生半可ですけれども。

それが地図で、私そこから測りますと、4キロちょっとぐらいになる。半分ぐらいになっちゃうんですよ。ということは、例えば中伊豆の八幡からその立体交差まで、極端に言えば10分ですね。10分で行かれるようになってしまう。通勤時間帯にですよ。信号がないわけですから。

今どうですか。20分、30分かかるでしょう、あそこまで。ごちゃごちゃしていますので。そういったことが一切、全部解決する。そういうことで、私は申し上げるわけでございます。

どうか、そういうことに立って、今の私の申し上げたようなことについての注釈をちょっと、市長、よろしく願いいたします。

私見で結構でございます。

議長（遠藤正寿君） 市長。

市長（大城伸彦君） 私見で結構ですということですので。

実は、私は会社勤めのころ、三島市にある会社へ勤務しておりました。電車で通う方法もとりましたし、後年、車で通いました。ざっと言って、私が住んでいるところは伊豆市の北の方ですが、そこからどちらを使っても大体1時間ですね。1時間かかりました。ですから、小野議員がおっしゃるように、伊豆市から三島あるいは沼津、あるいはその方面に通うには、1時間あるいはそれ以上かかっているのではないかなと思います。距離は、私の通った場合、車のメーターで見ますと片道17キロでございます。

今から30年ぐらい前、ドイツのデュッセルドルフというところへ出張しまして、飛行機をおいたらアウトバーンへ乗りまして、会社の同僚が車で迎えに来て、ブンと吹かして「じゃ、ちょっとうちへ寄っていこう」と言って、うちに行ったりする。10分ぐらいでお宅へ行ったわけです。で、何キロあるんだと言ったら、17キロなんですよ。どうなんだと言ったら「いや、事務所まで、ちょっと吹かせば5分で行くよ」というお話でございました。

大変、自分が17キロを通っていたことと比べると、アウトバーンですから160キロぐらい出すわけですね。そして、信号がない。いや、うらやましいなと思いました。

ですから、ただいま小野議員のおっしゃる通勤時間を短くするということは、全くよく身をもって感じております。昨日の企業誘致のご意見もありましたけれども、企業誘致もすれば通勤時間が短くなるんですけれども、それはそれで、なかなか昨日お答えしたとおりでございます。

それと、今、小野議員のご提案のことも検討する必要がありますし、また、伊豆中央道ができて、江間のところに200円のゲートがあるんですね。あれが、ただいま申しあげましたアウトバーンのように無料になれば、もうちょっと通勤が楽になるのかなと、そんなふうにご考えているわけでございます。

天城北道路の開通を目指して、熊坂、大仁のインターの無料化、あるいは江間の無料化も

含めて活動をしたいと思いますし、またさらに、こういう通勤時間。どうしても勤務地は三島、沼津方面というか、そっちだろうと思います。そして、若者がここから通えるような条件ができれば、若い人たちが伊豆市に住んで、定年後ではなくて若い人たちが住んでいただければ、大変活力のあるまちができるのではないかと。

極めて私見でございます。

議長（遠藤正寿君） 小野議員。

20番（小野忠宏君） これで3回目でございますので、最後にいたしますけれども、全国で本当に子育て支援だとかなんかに力を入れ始めた。これも言ってみれば、結局は将来の人口に不安がある。そういうことで、やっぱり子育て支援にもっともっと力を入れていこうと、こういうことで、伊豆市もそういうことにそれなりに注力をしていくわけでございますけれども、現在の状況において子育て支援にお金を幾ら投入しても、はっきり申し上げまして、どぶの中というような感じに、あるいはなってしまうのかもわからない。

というのは、成長してから、みんな外へ出ていっちゃうんですね。そういう状況に現在はあるわけです。それをやっぱり何とかとどまってもらうためには、対策をしなければいけない。

それから、野球の、昔、鶴岡監督が「おい、おまえら、そこに金、落っこちてるじゃないか」、そういうことなんです。伊豆市だって今、そういう状況のときだと思っんです。とにかく大きな対策を考えなければいけないときである。私はそのように考えております。

どうかそういう観点に立って、もし対策ができるならば、私は、伊豆市の人口は将来は減っていくでしょう、日本全体の人口が減っていくわけですから、子供が少なくなってきましたから。しかし、外部から移り住んでくれる人、そういうようなことで、理論的には5万あるいは6万という人口が望めると。そこを起点にしてだんだん減っていくと、そういうことになろうかと思えます。

何も手を打たなければ、現在の3万7,000人、そういうような状況からどんどん減ってしまいます。これでは、とてもではないけれども財政がもたない。そういうようなことを感じております。どうか、本当に一番の伊豆市の隘路はここにあるというような理解をしていただくように望みまして、この質問は終わりにいたします。

次に、構造改革特区でございますが、現在、市長、先ほど500以上あると。現実に内容を申し上げますと、全国で一番多いのは長野県ですね。長野県が断トツに多い。次に北海道。何で長野県と北海道が多いのか。

北海道は明治以来、開拓精神を持った人たちがあちらへどんどん出かけて行って、やはり今もそういうようなことが続いているのではないかと。長野県は内陸でもって、北陸の上杉、武田から攻められた。歴史を申し上げます。そこで、何とかしなければいけないというようなことで精密機械工業が興ってきた。そういうようなことで、私は、長野県はそういったことに目覚めていると。教育も極めて盛んですね。そういうふうなことを感じております。

そういう意味で、ちなみに静岡県は、本当、9件しかない。東海道ベルト地帯で大変恵まれているから、そういったことに関してちょっと疎いのかなというようなこともね。やはり伊豆市、今そういう時期にありますので、構造改革特区へのアプローチは積極的にやっていかなければいけない。

どぶろくの製造をやるとかですね。本当はどぶろくなんかは製造しちゃいけないんですよ。けども、改革特区をつかって、そこだけはいいにしてくれよと。そういう規制を取り除いてやらせてみてくれと。それで活性化したら、そういう規制を全国的に取り除いてくれればいいではないか。そういうようなことですね。

それから、株式会社の学校をつってみるだとか、本当に、特徴のあることがいっぱいあります。あるいは下水道工事を、改革特区でもって規制を取り除いてやってみるだとか、そういうような話もある。だから、そういったことを積極的にやはりやらなきゃいけないと。

最初に申し上げましたような商工会だとか観光協会、そういったところに、ただ補助金を出すのはいいいんですけれども、そういうことだけではなくて、そういう改革特区に目覚めて、アプローチをしてみようではないかという働きかけを考えてみた方がいいのではないだろうかというふうなことを感じます。

市長、私見で結構でございますので、注釈をお願いいたします。

議長（遠藤正寿君） 市長。

市長（大城伸彦君） お答えします。私見ではなく、お答えします。

構造改革特区は、やりたいと思います。しかし、何をやるかということは、今、議員がいろいろおっしゃっていることで検討すべきだと思います。

一つだけ、私は西天城高原に風力発電ということを前から申しております。これを特区にしてやったらどうかという思いがあります。あそこは保安林とか国立公園とか、それから、国有地だとか県のあれだとか、いろんな今、絡んでおります。でも、あそこへ、風力発電というのは新エネルギー開発ということで三本柱の一つになっています。それをやりたいと強く思っております。

それから、そのほかの特区については、ここからちょっと私見が入ります。

今、長野、あるいは北海道のお話がありました。これの、特区というのは、官主導でやるには極めて不向きなんですよ。やはり逆転の発想というのをしないと、なかなか特区にはいけないと、私見で思っています。ですから、そういう意味では、民の方から強力なアプローチをいただいて、逆に職員を動かしていただきたいと、そんなふうに思っております。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） 小野議員。

20番（小野忠宏君） これで最後にいたしますけれども、先ほどの合併特例債にしても、この改革特区にしても、あくまで最終的には財政、財政の原点は人口、そういうような観点。人口は定住人口、交流人口でございますけれども、いずれにしても改革特区も合併特例債の使

い道に関しても財政と。将来の財政、孫子の代までのことを考えてのことは私は考えての質問でございました。

かなり市長、前向きのご発言をいただいております、大変私は力強く感じております。どうか、一緒に皆さんで頑張っていきましょう。これで私の質問を終わりにいたします。

以上。

議長（遠藤正寿君） これで小野議員の質問を終了いたします。

磯 晴 雄 君

議長（遠藤正寿君） 次に、12番、磯議員。

12番（磯 晴雄君） 12番、磯晴雄でございます。

私は、介護老人福祉施設、特別養護老人ホームの増床について、市長にお伺いするものでございます。

関係当局の皆さんや地元八幡区のおかげで、また大変苦勞の末やっと目鼻が見えてきました当施設ですが、せっかくの新設ですので、入居者があるいは増床ができないものかお伺いするものでございます。

現在、中伊豆地区八幡地内に許認可を申請中の介護老人福祉施設、仮称でありますけれども中伊豆の里、入所定員55名、55床。あと15床ぐらい増床できないかお伺いいたします。

旧中伊豆町時代に当初計画70床であったと聞いている施設です。市といたしまして、現在、市内2特養、伊豆中央ケアセンター、土肥ホームの待機者を調べたところ、伊豆中央ケアセンター150人、土肥ホーム60人強と、200人以上の高齢者が入所待ちという現状です。これには少々ダブリもあろうかと思えますけれども、このような現状です。さらに、伊豆の国市、ぬくもりの里にも140人の待機者がいるということでございます。

入所は、見るべき家族のないひとり暮らしや虐待等の緊急性の高い高齢者が優先されているが、両施設とも年間で10人あるいは20人程度の入所者の入れかわりでは、入所申し込みはしたが入所できないまま、介護倒れや家族崩壊という事態になりかねない。

現在、伊豆市の高齢化率は26.8% 65歳以上でございます 1万83人であります。国全体では2020年に逆転と言われております。前期高齢者と 前期高齢者というのは65歳から74歳 後期高齢者75歳以上の人口も伊豆市では逆転するとも聞いています。今後、健康な老人を育てるためにも、施設の新築に際し、入所枠の見直しや増床が必要かと思えます。

2つといたしまして、また近い将来、五、六年先になろうかと思えますけれども、新事業所が進出する予定があるかもしれないので、先取りの意味を含め増床を希望するものであります。これも費用対効果を高めるためにということでお伺いしたいと思えます。

以上です。

議長（遠藤正寿君） ただいまの磯議員の質問に対して答弁願います。

市長。

市長（大城伸彦君） 磯議員のご質問にお答えいたします。

介護老人福祉施設の規模及び待機者等につきましては、以前の議会で整備計画にかかわる経緯についてもご説明をまいりました。

ご質問の施設整備であります。定員を含めて、国の高齢者保健福祉推進10カ年戦略を基本として、県の第2次静岡県高齢者保健福祉計画駿東田方地域検討委員会で調整し、決定しております。

伊豆市 これは厳密に言えば田方南部広域行政組合、旧3町でございます。としては、当初から平成18年度整備の定員が55床として位置づけられておりました。また、市においても、整備を進めるため、伊豆市老人福祉施設整備基本指針に基づき事業者の公募を行い、伊豆市老人福祉施設整備計画検討懇話会の提案を受け、市の方針として決定してまいりました。現在、県の社会福祉施設整備審査会を経て、国に申請を行っている段階であります。このような経緯から、現時点の増床は難しいわけであります。

また、入所待機者の数も、申請された方すべてが早急に入所が必要かどうか、的確な把握は非常に困難であります。また、現に介護保険に適用されている他の施設の入所者や病院等に入っている方、入所予約型の方、複数の施設に申し込みをしている方など、相当あるのではないかと思います。

今後も介護保険事業の実施に関しては、事業計画を踏まえ、各方面の意見を伺いながら進めてまいり所存でございます。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） 磯議員。

12番（磯 晴雄君） 再質問をさせていただきます。

基本的にはよく理解できます。住みたいまちということの一番の課題というんでしょうか、老後のことは、やはりこういう施設が整っているということが一番重要かと思えます。

現在、私が先ほど調べた結果を発表しましたがけれども、実数の、要するに入所待ちの方が幾人いらっしゃるのか把握しておられるのかどうか。その辺をちょっとお伺いしたいなと思っております。

議長（遠藤正寿君） 市長。

市長（大城伸彦君） 本件につきましては、健康福祉部長から答えさせます。

議長（遠藤正寿君） では、健康福祉部長。

健康福祉部長（内田政廣君） ただいま市長が申し上げましたように、非常にダブっておるケースがございます。先ほど議員さんが申されたように、そのとおりでございます。伊豆市全体ではダブった方も含めて、200名程度。

しかしながら、いろいろな施設、特養だけではなくて、今、グループホーム等も非常に多くできておまして、そちらでの待機者、あるいは、地域の多機能型と言われる、そういう施設も今後できていくというようになりますので、そこらでの対応も考えられますので、将

来的な見通しといたしましては、しばらくの間は55床で対応できるということです。

議長（遠藤正寿君） 磯議員。

12番（磯 晴雄君） では、これで終わらせていただきます。

基本からしますと、よく理解できます。これは全くそのとおりだろうと理解しておりますけれども、やはり自宅待機の方が多いなど。これはありますので、おいおい増床を計画させていただければありがたい。こんなふうに思っております。

それにプラス、最前いろんな議員の皆さんから企業誘致という言葉がありました。やはりお世話をする施設でございまして、200人、収容人員の約9掛けぐらいは働く人が必要と、こういうふうに言われておりますので、その観点からも、やはりそういうものをお考えただけるといいのではないかなと、こんなことを結んで、終わりたいと思います。

以上です。

議長（遠藤正寿君） それでは、これで磯議員の質問を終了いたします。

大 川 孝 君

議長（遠藤正寿君） 次に、21番、大川議員。

21番（大川 孝君） 私は、通告してあります二つのことにつきまして、市長に質問をさせていただきます。

まず、1つ目は、鳥インフルエンザ新型コロナウイルスについてでございます。2つ目といたしましては、市の交通安全事業についてでございます。

1つ目の鳥インフルエンザにつきましては、日本ではおかげさまで今のところこれといった問題がないように思われますが、世界では大変な問題にもなっております。

こうした中、やはり私は、日本の養鶏業、食品産業を守る観点からも、こうした世界の情報というものをやはりキャッチする必要があるのではないかと思ひまして、挙げさせていただきました。

まず、伊豆市の危機管理者であります最高責任者の大城市長に、観光市として全面的に掲げております、また、国際交流もこれから盛んに前進させなければいけないという、この伊豆市にとりましての質問でございます。

私が、この問題の情報につきまして述べさせていただいた後、市長のこの問題についての感想と申しますか、これらにつきましてどういうふうにお考えになっているかをお聞かせ願いたいと思います。また、その対策につきましても、ございましたらお聞かせいただきたいと思ひます。

2点目には、伊豆市の、年末に入りまして交通安全県民運動も9月21日には百笑の前でも行われました。また今月15日には人垣作戦が、この伊豆支所の前でも行われますが、これはこれとして県民運動ですから、交通安全も非常に大事な問題でございます。こうした問題もやはり、ただ、人垣作戦も必要ですが、それ以上にきめ細かな交通安全啓蒙を実施するのが

大変有効な交通安全につながるというふうにも考えております。

まず、1点目につきましてでございますが、昨年11月には、世界保健機構、WHOは、いわゆる鳥インフルエンザは、鳥から人にうつるということは公式に認められておりましたが、今後は人から人に、このウイルスが変異する可能性があるという、重大なる発表をしているわけでございます。

そうした中、過去こうしたものを、歴史をちょっと調べてみましたら、1918年にはスペイン風邪がございまして、このときには世界で2,000万人から5,000万人と言われている人々がお亡くなりになっているそうでございます。また、1957年にはアジア風邪、1968年には香港風邪、この両事件のときにも数千人の方々が犠牲になられているというようなことでございます。

そうしまして、先月の11月7日現在では、やはり保健機構の発表によりますと、死者がベトナム41名、インドネシア5名、タイ13名、カンボジア4名というふうになっておるそうでございまして、近くの大国中国も大変に注視しなければならない国とも言われております。

また、今年の夏には、保健機構の発表によりますと、やはり、ロシア、カザフスタン、ルーマニア、トルコ、これらの国々でも鳥が感染しており、また、ギリシャやクロアチア、イギリス、スウェーデン、これらにつきましても感染しているということが発見されているようでございます。

また、ヨーロッパのEUの諸国におきましては、家禽されております鳥類につきましては移動を禁止しているにもかかわらず、やはり農業あるいは食品産業に大きな影響が出ているというふうにも報告されているようでございます。

また、国連食糧農業機構、FAOは、鳥ウイルスが渡り鳥になってアフリカの北部及び東部にも広がっているおそれがあることを発表しております。同時に、人から人へ容易に感染する、極めて毒性の強い、感染力のある新種のウイルスが誕生する可能性があるという警戒を強めております。

まず、最近のこの鳥インフルエンザの発症のもとと申しますと、ベトナムのAさんのお宅であるようございまして、このAさんのお宅で、いわゆるご夕食に男性の友人お二人を招いて、そして夕食をとるということで、自宅のアヒルを主人が調理して、そして楽しいひとときを過ごしたそうですが、間もなくその主人が体調不良になりまして、急にベトナム病院の方に急患で運ばれまして、その医師の発表によりますと、鳥インフルエンザにかかったということでございまして、友人の男性2人は何でもなかったようでございますが、間もなくその日のうちに、その主人は亡くなったそうでございます。

そして、この鳥インフルエンザのアヒルでございますが、やはり渡り鳥のガンと接触した可能性が濃厚であると。これによって、アヒルにウイルスがうつりまして、そして主人の方にもうつったというようなことが発表されておりました、すぐさまこのニュースは世界に入りまして、アメリカではブッシュ政権中枢の長官が、すぐさまそこのお宅に、いわゆる調査

に出向いているようでございます。

そうしたようなことがございまして、この新型のウイルスというものは、やはり今、テレビや新聞にも、ようやく日本でも出てきまして、タミフルという薬ですね、これらの取り扱いで一大報道がされているわけでございます。

日本の政府も、世界各地で鳥インフルエンザによる被害が拡大する中、取り組みの遅かった日本でも、ようやく政府や自治体を中心になって、本格的な対応が今、迫られているということで、その対応の遅さが、やはり世間からも声が上がっているようでございます。

この鳥インフルエンザは、A型のインフルエンザが感染して起きる鳥の病気であります。ウイルスが突然変異して人間に感染するようになりますと、ほとんどの人は抗体を持たないために、新型が登場すると猛スピードで世界的な大流行を発生させて引き起こす大危険をはらんでいるということでございます。

従来こういったウイルスや感染症は、衛生観念の行き届かない途上国だけに流行するものと考えられてきましたが、人類が利便性を追求し、航空網が発達したことによって世界中の人々がどこにでも自由に行き来できるようになった結果、特定の地域だけで発生していたウイルスや感染症が世界の国々に拡大していくということでございます。

こうしたような情報があるわけでございますが、これらのことにつきまして、また鳥インフルエンザにつきまして、市長に、どのようなお考えを持っているかお聞かせいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（遠藤正寿君） 次の交通安全の方は。

21番（大川 孝君） 交通安全は、後でまた質問させていただきます。

議長（遠藤正寿君） はい。

ただいまの大川議員の質問に対して答弁願います。

それでは、市長。

市長（大城伸彦君） 大川議員のご質問にお答えいたします。

1点目の鳥インフルエンザ新型ウイルスについてでございますが、ウイルスの発生する経緯は、大川議員がお話しになったとおりでございます。

インフルエンザに感染することによるインフルエンザと風邪は、若干違うようだというような最近の医学でございます。鳥インフルエンザは、お話にありましたように、通常では人には感染しないウイルスが、何らかの原因で人に感染して、重大な症状になるというようなもので、この11月10日現在、東南アジア中心に125人が発症して64人が死亡したということでございますが、国内ではまだ鳥インフルエンザの患者は発生をしておりません。

また、インフルエンザワクチンというのが最近できているわけですがけれども、お話のありましたように、香港A型とかB型とかいうことで過去に蔓延したインフルエンザのワクチンはできているんですけども、鳥インフルエンザのワクチンは今のところまだできていないと。つくるためには早くても数カ月かかると。鳥インフルエンザというのを確定して、そ

れに対するワクチンをつくるということですから、それだけの時間がかかるということです。

こういう状況を踏まえてどう対処するかということですが、これが一発で対処できたら、それはもうストップなんてものではなくなると思います。

厚生労働省では、今年の10月、新型インフルエンザ対策本部を設置して、その対策のための行動計画を策定いたしました。行動計画では、海外渡航者に対する注意喚起、抗インフルエンザウイルス薬の確保対策を求めています。市といたしましても、国・県からの情報提供や指導を受けながら、医療機関とも連携を密にして、対応をしまいたいと考えております。

まず、インフルエンザに感染しないよう、いろんな注意をしていかなければならないと思います。外出後のうがいや手洗い、あるいはマスクの着用、流行地への渡航または人ごみ等への外出をなるべく控えること。それから、日ごろ十分休養をとって、体力を高め、抵抗力を高めること。このためには、バランスのよい食事、栄養をとることが大切だと言われております。

新型インフルエンザがもし出現した場合も、同様の感染防御に努めるよう指導していきたいと考えております。

続きまして、2番目の市の交通安全事業についてでございますが、伊豆市では年4回、交通安全運動を実施しております。平成18年の初めには伊豆市交通安全推進協議会を設立し、交通安全を担っている各種団体を一堂に会して、交通安全に関するさまざまな事業を一本化し、さらに強力な啓発事業を実践していく予定であります。

今回の年末の交通安全県民運動、人垣作戦につきましては、天城地区で出発式をこの15日に行います。また、19日には交通安全協会天城分会で夜間街頭指導を開催する予定でございます。主な道路での交通安全運動ですが、修善寺、土肥、中伊豆地区で12月15日から人垣作戦、夜間交通指導を実施する予定でございます。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） 大川議員。

21番（大川 孝君） それでは、最初の件でございますが、市長の方から、その対策、いわゆる体に気をつけるということでございます。これが一番、最小最大の防衛策というふうに私も思うわけでございますので、個人個人の体力には差がありますが、免疫力を高めていくと。この免疫力を高めるには、今言われたようなことも十分入っているわけですが、それらにつきましても精査し、広報等にも鳥インフルエンザでなく、やはり健康を維持するためには免疫力を高めていくということで、その体力で少々のウイルスには打ち勝つということになるわけですので、そうしたことも、やはり広報でお知らせをさらにしていくことも、各自市民の方はわかってはいますが、やはりそういうものもポイントポイントに出すことによって、ああ私もやはり睡眠をとらなければいけないと、そういうことになるかと思えます。

そういう中、もう少しこの情勢でございますけれども、そのベトナムの方は、5Nの1型

という2種類あるウイルスのうちの一つにかかったというようなことでございまして、ベトナム政府もワクチンの開発に今、急いでいるようでございます。

また、アメリカ政府に関しましても、発生国はもちろんのこと、これが蔓延した場合には、対外的に航空機、船舶等の中止も、受け入れないというようなことも検討されているぐらいに、アメリカの国もテロと同格の大きな事件であるというふうに認識しているそうでございます。

そういうことで、まず免疫力を高めていただくということが必要だということで、こういうものにつかましての、広報に改めて載せて健康維持を図るというようなことにつかましては、市長、いかがでしょうか。

議長（遠藤正寿君） 市長。

市長（大城伸彦君） 広報活動はやっているつもりですが、さらにやります。

それと、もう一つ、鳥インフルエンザのワクチンは、先ほど申し上げましたように、まだできていませんし、潤沢に出回るには相当時間がかかると思います。

普通のインフルエンザのワクチン注射はぜひやっていただきたいと思います。併発するということは、先ほど議員ご指摘のように、大変重篤な状況になる可能性がありますから、そういうことを含めて、お願いしていききたいと思います。

以上です。

議長（遠藤正寿君） 大川議員。

21番（大川 孝君） そうような形で、ぜひひとつ市民の健康管理の上にも、広報でやはり免疫力を高めていただけるような広報活動も、ぜひしていただきたいと思います。

また、今は鳥インフルエンザに効くと言われておりますタミフルという薬があるわけですが、これはスイスの製薬会社が全世界に供給しているわけですが、とても間に合わないということで、厚生労働省も来年は2,500万人分整えるようなことを言っていますが、現在は日本では7万人から60万人分しか在庫がないというような、抽象的な数字になっておりますが、これらにつかましても、やはり伊豆市の市民の安全を守るためにも、あらゆる医療関係者、あらゆる県のルートを使いまして、少しでも伊豆市としましても現段階での薬を求めることも、やはり行政もあらゆるチャンネルを使いまして行っていただくことが望ましいと思います。

それで、2つ目の交通安全運動でございしますが、人垣作戦も順次、この15日にも行われるわけですが、旧町のときにも、いろいろな各地域の役員さんが出まして、各通りで交通安全の指導をしてきました。そういうことで、例えばこの近くを見ても、県道修善寺天城湯ヶ島線の矢熊、佐野、日向線ですね、これらにつかましても大変輻湊した交通量でございまして、スピードオーバーが甚だしいものでございます。

そうしたときに、やはり旧町を分散して、主要な道路にもいろいろと交通安全指導を高めていく。1カ所に集まってやることも、これは決して悪いことではございませんが、あらゆる

る方法で、効果のあるような、また、いろいろなところで、横断歩道等で、子供さんのそうしたルールづくりや、いろいろな交通の指導もできるわけですので、また、きめ細かな交通安全の対策を進めていただくということを述べまして、質問を終わります。

以上です。

議長（遠藤正寿君） これで大川議員の質問を終了いたします。

ここで休憩をいたします。再開を10時50分といたします。

10時50分まで休憩といたします。

休憩 午前10時36分

再開 午前10時50分

議長（遠藤正寿君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

小 森 勝 彦 君

議長（遠藤正寿君） 次に、3番、小森議員。

3番（小森勝彦君） 3番、小森です。

通告に従い、一般質問を4点いたします。答弁を求める相手は市長です。よろしくお願いたします。

1番の質問の三島田方電算センターへの業務委託についてと2番の電子市役所については、ほとんど1つの質問といたしますが、同じ範囲の質問ですが、田方電算センターへの業務について、ちょっと将来性について個別に議論したいと思いましたので、独立させていただきました。

では、1つ目の三島田方電算センターへの業務委託について質問いたします。

三島市と旧田方地区の自治体で運営している三島田方電算センターで行っている業務について質問いたします。現在の実情、将来の効率性等を考えて、見直しまたは廃止を求める意味の質問でございます。

1、現在、電算センターで行っている伊豆市の業務の内容と運営に係る経費の総額及び簡単な内訳を派遣職員の人件費も含めてお答えください。

2、電算センターの業務は、大型汎用コンピューターを使用しているため、システムの変更、拡張等の業務は、その性質上1社の独占となり、価格に競争性が反映されないこと。閉鎖型のシステムのため、他のコンピューターとの接続ができず、データの共有、他の業務でのデータの共同利用ができない等の問題を抱えています。データの共有、システムの汎用性、拡張性を考えたとき、大型汎用コンピューターの使用をやめ、現在既に市役所内に構築されているコンピューターネットワークシステム上、または同種のコンピューター上で作動する

システムに移行すべき時期が来ていると思いますが、市長のお考えはいかがでしょうか。

3、そのようなシステム、オープンシステムに移行した場合、セキュリティの確保についてはどのように考えていらっしゃるでしょうか、伺います。

2点目、電子市役所について。

コンピューターを利用した市役所内のネットワークは、既に完成しています。その上で、市の業務の電子化については、1番目の質問で取り上げた問題のほかに、申請・届け出等に関する文書の受け付け及び文書の発給業務の電子化と競争入札の電子化の問題があります。

そこで、この2件についてお尋ねします。

1、申請・届け出等の文書の受け付け及び発給業務の電子化。

現在、伊豆市のホームページでは、届け出・申請の方法、手数料などを記載しています。インターネットを利用した窓口業務の次のステップとしては、1、書式または用紙の取得、これは利用者から見た取得です。2、届け出・申請の受け付け、これは市役所側。3、文書、証明書等の交付が想定されますが、このようなシステムについては今後どのように考えていくのか、お伺いします。

2、競争入札の電子化。

市の契約においては、公平性・透明性・価格の面からも、多くの参加者による一般競争入札が最もよい契約方法だと思います。しかし、それにかかるコストと時間を考えると、現状では実施は不可能に近いでしょう。しかし、電子競争入札制度を導入すれば可能となります。既に相当数の自治体が導入し、多くの自治体が導入に動いています。近い将来、電子入札制度は自治体において必要不可欠なシステムになるとと思いますが、導入に向けた市長の考えを伺います。

3つ目です。虹の郷の運営と伊豆市振興公社の経営自立について伺います。

虹の郷の今後の運営については、他の市営施設とともに指定管理者制度を利用し民間委託の考えが示されています。指定管理者の選定方法とその結果は、虹の郷の今後の運営に大きな影響を及ぼすと思います。

そこで、1、指定管理者の選定方法と振興公社の扱いについて伺います。

現在、伊豆市振興公社がその運営に当たっていることも考慮して、その選定方法について、どのような方法によるか、市長の考えを伺います。加えて、もし振興公社が選定されなかった場合、今後の公社についてどのようにするか、お考えを聞かせていただきたいと思います。

2、伊豆市振興公社が指定管理者に選定された場合の資金調達について伺います。

振興公社が虹の郷の指定管理者に選定された場合、資産のない公社が独立した経営を営むための資金調達について、どのように考えているかお聞かせください。

4点目です。平成18年度一般会計予算編成と今後の財政見通しについて伺います。

1、平成18年度の予算編成方針と歳入見通しについて。18年度の一般会計予算編成方針と歳入見通しを示してください。

2、産業関係予算について。平成18年度の一般会計予算の中で、産業関係の支出 予算書の6款と7款に当たります について、伊豆市の産業構造の現状またはあるべき姿及び産業間の構成比等を勘案して、どのような予算とするか、お考えをお聞かせください。

特に、市にとっては税源の確保、市民にとっては職場の確保が同時に見込まれる産業の振興に資するような支出が必要だと思いたしますが、この点についてはいかがでしょうか。

3、長期財政見通し。平成19年度以降の財政見通しについて、考えを伺います。

先日、18年度の まだ確定ではありませんが 予算編成作業中の見通しを伺いましたが、かなり厳しいものになっているということをして市長から伺いました。2年前につくられた伊豆市建設計画に示された財政見通しと大きくかけ離れたものとなっていることがわかりました。過去については仕方のないことですが、今後については、市長は新たな財政見通しを市民に示す必要があると思いたしますが、いかがでしょうか。お伺いたします。

よろしくお願いたします。

議長（遠藤正寿君） ただいまの小森議員の質問に対して答弁願いたします。

市長。

市長（大城伸彦君） 小森議員のご質問にお答えいたします。

まず、第1点目の三島田方電算センターへの業務委託についてでございますが、電算機の利用につきましては、昭和47年に三島市と当時の田方9カ町村が協議会を設けて、この電算センターができました。電算機に係る各市町村の事務を共同で処理をしてまいりました。

その後、函南町と当時の大仁町が離脱しました。さらに、今回の合併で伊豆市と伊豆の国市が誕生し戸田村が沼津市と合併したことによりまして、本年4月1日から、三島市、伊豆市及び伊豆の国市電算センター協議会。したがって、三島田方電算センターというのは旧名でございます。新しくは、もう一回申し上げます。「三島市、伊豆市及び伊豆の国市電算センター協議会」として運営されております。

現在このセンターが処理している業務は、住民記録、住民基本台帳ネットワークシステム、戸籍システム、住民税等の税情報システム、保育料等の諸料金システム、介護保険システム、水道料金システム、健康管理システム、財務会計システム、人事給与システムなど56業務を担当しております。

運営に係る経費でございますが、平成16年度決算額で申し上げますと、負担金と派遣職員5人の人件費を合わせて約3億5,000万円となっております。この中には合併に伴う約1億7,000万円が含まれており、平成17年度以降は徐々に平準化される見込みであります。

次に、大型汎用コンピューターからパソコンやサーバーを利用したシステムへの移行、これはいわゆるオープン化と呼ばれておりますが、これへの取り組みについては、ただいまご説明いたしました協議会で、平成14年度にオープン化の方針を決定いたしまして、平成16年度の地方税の賦課徴収システムのオープン化から順次進めているところであります。国保や年金の資格など住民記録に関連する業務や健康管理、上下水道、温泉使用料金システムの移

行を平成18年度に、そして、住民記録を19年度末の移行を目標に現在進めているところであります。

続きまして、大きな2番目の電子市役所についてでございますが、まず、申請・届け出等文書の受け付けや発給業務電子化にどう取り組むかについてですが、小森議員ご指摘の第1段階である申請書などの書式のダウンロードについては、一部の書式については既に市のホームページからダウンロードできるようになっておりますが、書式の数もまだ十分とは言えないかもしれません。第2段階では、今後、県あるいは他市町村の動向とあわせて検討、推進を行っていく予定でございます。議員からいろいろ言われておりますが。

次に、大きな2番の競争入札の電子化についてですが、電子入札については、静岡県総合管理公社に設置されております電子入札共同利用センターによりシステムの運用が既に開始されておりますが、当市は平成19年度の参加を見込んでおります。市内の業者には、業者の方には小規模な事業所もあって、この電子入札をすべてすると、すぐには対応できないというような業者が出てくることも予想されるため、業者への浸透を考慮しながら、工事の設計額をよく検討しながら、段階的に導入していきたいと考えております。

この電子市役所についてでございますが、国・県の指導というか方針がございます。私としては、遅れず離れず先走らず、その「3ず」でやるつもりです。ご理解いただきたいと思います。

続きまして、3番目の虹の郷の運営と伊豆市振興公社の経営自立についてでございますが、1点目の指定管理者の選定方法と振興公社の取り扱いでございますが、指定管理者制度の主旨を踏まえると、基本的には公募であることではございますが、この振興公社の性質を考えますと、いきなり公募はいかなものかなと思っております。

第5条、いわゆる先般可決いただきました指定管理者を指定できる第5条による指定は、最初はやむを得ないものではないかと考えております。いつまでもその第5条でやるということは、またいろんな、それでは今と何も変わらないではないかというようなご意見も出てきます。私は、この指定管理の指定期間を、契約期間を3年を考へておまして、早い機会に、なるべく次回以降は公募による指定管理者を目指していきたいと考えております。

また、この期間に財団法人のあり方についても検討し、方向を出したいと考えております。

そして、2番目の(2)の、それでは公社の資金調達についてどうするのかということですが、確かに一時的には資金不足を生ずる可能性が大きいということは事実であります。その場合の資金調達の方法として、財団法人の所有する固定資産を担保に市中銀行より借り入れすることは可能であると考えております。

続きまして、大きな4番目の平成18年度一般会計予算編成と今後の財政見通しについてお答えいたします。

(1)の平成18年度の予算編成方針と歳入見通しについてですが、国における歳出改革路線の動向、税制改正に伴う税収の増及び交付税の減少等を考慮し、歳入の見込みを140億円

程度と想定し、一般会計予算における一般財源の配分を10%削減した予算とする方針を指示しております。大変厳しい予算編成になるとの見通しで作業を進めております。実際、大変ではなくて非常に厳しい状況でございます。

2番目の産業関係の18年度予算についてですが、まず、産業間の構成比較と予算関係ですが、6款、いわゆる農林水産業費の予算の中には、これは道路整備費や用排水路整備などの生活基盤や森林保全といった防災面予算も多く、産業構造と予算額の単純な比較はできない面がございます。また、7款商工費の予算額につきましては、予算額の確保に努めたいと考えております。

また、議員ご指摘のとおり、税源の確保、雇用の場の確保が見込まれるような産業振興は必要であります。しかしながら、現実の予算編成作業の中では、具体的な事業展開が困難な状況であることも事実であります。住民サービスの確保のための予算を確保した上で、具体的な提案をいただければ検討してまいりたいと思います。

その次の、19年度以降の財政見通しについてでございますが、国の財政構造改革、三位一体の改革に伴う制度改正と人口減少に伴う交付税、地方消費税交付金等の減少は、当初の見込みを大きく変える要因となっております。特に、国勢調査の人口が速報見込みで約2,000人近く減少することで、4億円近い財源の減少が見込まれております。今後の財政運営についても大きな影響が出ております。

平成19年度には三位一体の改革に伴う財政構造も明らかになると考えておりますが、現在の標準財政規模から判断すると、130億円台の一般会計予算は覚悟をする必要があると考えております。もう少し時間の経緯と国の動向がはっきりしたところで財政計画を見直し、また発表していきたいと考えております。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） 小森議員。

3番（小森勝彦君） 再質問いたします。

1問目の三島田方電算センターへの業務委託について。

本当のことを言いますと、私が思っていた以上に改善が進んでいまして、肯定的にびっくりしたのは議員になって初めてではないかと思いますが、大変喜ばしいことだと思います。

ただし、私がちょっと聞きたかったことが、これ、ちゃんと書いていなかったからか、私のミスかもしれませんが、電算センターの設置された根拠は、大型コンピューターとシステム開発に多額の金がかかるということ、弱小市町村がやるのは大変だということで、三島田方地区の市町村が集まって始めたというふうに理解しています。

その大型汎用コンピューターを使った業務の、システムの悪さはまた別として、経費だけを考えても、まず、オープンシステムにすれば、ハードはほとんどかからない。サーバーは必要ですけれども、端末はゼロ。サーバーも今、数十万円の単位ということで、問題はソフト。

ところが、多くの市町村が日本中にはあって、同じウィンドウズで動いているシステムを使って、その上に新たな業務のソフトを構築していくということならば、多くの業者が競争するし利用者も多くなるということで、当然コストは安くなる。それによって、町単独でも市単独でも新しいシステムを確保することが可能になったというふうに、私は理解しています。

それでも、ただし、こういうシステムがあればいいなと思ったら、どこの業者も持っていない。では、みんなで開発しよう。そうすれば、また安くなるというようなことで、必ずしも、この運営されているセンターがなくなればいいと私は思っていませんけれども、実態を考えると、センターそのものの存続も疑問かなという気がします。

それについて、その年で、19年で住民関係の記録がすべて移動したときに、すべて業務がなくなったということで廃止するというふうに考えているのかどうかを、まず伺いたい。

それから、もし残すのだったら、残すための存在意義というのは相当厳しく問われるのではないかと私は考えていますので、もし残すというお答えだったら、それについては確実に答えていただきたい。

それから、これ自分で言ってもちょっと反するところもありますが、現在、市には電算課が既にありますので、つけ加えてお聞きしたいんですけども、もし廃止するとした場合に、電算関係の技術職員の確保とその業務の主力はどうなるのかということについて伺いたいと思います。

それから、さっき3つ目のオープンシステムに移行した場合のセキュリティの確保については、ちょっと答弁が抜けていましたけれども、問題ないということでしょうか。

議長（遠藤正寿君） 市長。

市長（大城伸彦君） 長いですね、この電算センター。頭が長いから……。三島市、伊豆市及び伊豆の国市電算センター、電算センターと言わせていただきます。これの将来についてどう考えるかということについてですが、基本的には小森議員のおっしゃるような時代の流れだと思っています。

先ほど申し上げましたように、昭和47年当時、やるにはやはり市町村でも相当負担が大きいいということで、大型コンピューターを使ったという経緯で来ています。その後、パソコンの技術が、まさに驚異的なスピードで進歩いたしました。当時のIBMの360、370に匹敵するぐらいのパソコンが、もうあの値段で売れているわけです。したがって、この電算センターのあり方というのは見直す時期がきていると、まさにそうだと思います。

協議会の中でも、先般、私は発言をさせてもらいました。もう一回、見直すべきだと。

個人的に、いいですか。

〔「どうぞ」と言う人あり〕

市長（大城伸彦君） こういうことになりますから、やはり電算センターを解消するぐらいのつもりで検討してもらいたいという発言をしてきたところであります。

しかしながら、行政というのは、やはり今までの流れがあります。引き継いでいかなければいけない。

こういう協議会でなくて、私は連絡会あるいはコンソーシアム、我々こんなふうに進んでいるよという会合は、お互いのやり方は、行政のやっている事業というのは似ていますから、うちはこんなことをやっているよと。では、そこをちょっと譲ってくれというか、そういうことはコンソーシアムがやった方がいいと思っています。唯我独尊でいくのではなくて、地域限定で。そんなふうを考えておりますが、では、その時点をいつにするかということは、今やっている、順次やりつつあるわけですけれども、数年かかるかなと。18年、19年、もうちょっとかかるかなと。

そういう意味で、伊豆市の情報管理室ができたわけです。

ですから、見ると、今は二重構造になっていますよね。そんな気がするでしょう。だから早く二重構造は解消すべきですが、どこまで、では、うちの情報管理室がちゃっちゃとできるか、やっていけるかというところは、慎重に見きわめる必要があると思います。

当然、先ほどちょっとあえてセキュリティのところは残しましたけれども、パソコンになるとセキュリティについては今まで以上にしっかりしないと、大変難しい問題というか、いろんなことが、予想できないような、鳥インフルエンザに匹敵するような状況があらわれる可能性があると思いますし、それはもう情報等で、新聞、テレビ等で見ればご存じだと思います。そういうこともやりながら進めていきたいと思っています。

したがって、先ほども申し上げましたように、遅れず離れず先走らずで、また、静岡県には政令指定都市というのもできますし、そういうところから情報を得て、着実に急ぐと言うんですかね、そういう考えです。トップでやるのは、伊豆市は、トップは引けないと思います。

セキュリティについては、もう少し詳しく総務部長から解説させていただきます。

以上です。

議長（遠藤正寿君） では、総務部長。

総務部長（堀江正身君） ただいま市長から言ったとおりでございますけれども、現在、コンピューターウイルス、それからスパイウエアというものも問題になっています。特にこのスパイウエアというのが大変厄介です。ウイルスは確かに怖いですが、それ以上にスパイウエアは怖いと。一言で言いますと、ウイルスはいたずらをする、スパイウエアは悪さをする。

一番大事なことはセキュリティポリシーというものを、年ごとに改定をして、攻撃に備えなくてはならない。それには、会長に市長ということで本格的に取り組んでいるということです。副会長は当然、助役、収入役、教育長ということになります。この体制については部長会議で随時話し合い、セキュリティ対策に万全を期しているといった状況です。

議長（遠藤正寿君） 小森議員。

3番（小森勝彦君） 電算センターでやっている業務は、実質的には19年末を過ぎると、ハードというか、ソフトもですが、市の庁舎内にあるコンピューターと職員で仕事ができるというふうになると理解しました。そうすると、やっぱりその電算センターがどうかということになるんですが、それについては相手もいらっしやるので、ここで返事は求めませんが、どっちに転んでも絶対に問題になるのは技術職員の確保。これ、さっき聞いてちょっと漏れていましたけれども。技術職員の確保は、今の電算課というか情報管理課の体制と、今の現在の市庁舎内での課の役割も含めて、技術職員の確保についてどう考えているか。

議長（遠藤正寿君） 市長。

市長（大城伸彦君） お答えいたします。

今、三島市、伊豆市、伊豆の国市電算センターへ行っている要員が5名おります。それがやっぱり順次引き揚げてくるということが一つあります。それと、市の職員の中でも、こういうシステムをやりたいという若手もおいでになります。そういうのを育てていきたいと。

このコンピューターが、従来は情報処理何種を持っていなければいけないとか、やや専門職だったんですけども、むしろこれからは技術的な問題よりも、その業務に精通する人が必要なんですね、役場の業務に。戸籍だとか、税の仕組みだとか、そういうのができないと、わかっていないとソフトの組みようがないですね。そうすると、組む実際の作業は、例えば自分で組む方法もありますし、あるいは委託をする。もちろん、その契約によってセキュリティを守ってもらう中でやるということですが、そういうことができると思うので、そんなに心配しておりません。いよいよになれば、ヘッドハンティングができると思います。

以上です。

議長（遠藤正寿君） 小森議員。

3番（小森勝彦君） わかりました。

では、2つ目の質問の再質問をいたします。

1番については、つかず離れずで頑張っていたいただきたいと思いますが、2番については、若干やっぱり意見があります。

19年に共同利用センターに参加して、参加したらすぐ利用できるような体制になるのかどうかということを、ひとつお聞きしたい。そこからまた1年半、2年先ですということのかなというような気もするんですけども。

それから、私は質問の中で、一般競争入札が一番いいんだけど、手間と金がかかるからできないのであると。だけど、手間、金がかからずできるシステムが可能ならば、一般競争入札でやるのが普通でしょうというふうに、私、言っていますけれども、もしご意見があれば、それについて。そうではないよと言ってくても結構なんですけれども、地方自治法にはそう書いてあるので、私、言っているだけなんです。

電子入札をできるような体制をとっても、それが有効に機能するか。例えば、指名競争入札5件とか10件、これを処理するのに電子入札システムを入れて、そんなに得するかと。で

は、例えば50件応札できそうな物件を抱えているけれども、とてもじゃないけどそんなことをやったら事務が回らないからやらないんだよと。だけど、電子競争入札システムを導入したからできると、だからやるんだよと、こうなるわけですが。

もう何を言いたいかはよくわかると思いますが、電子システムを入れたから、すぐできるのではないということです。そのときに市長は、そういう、現在、昨日も何か森議員が盛んに言っていましたけれども、私は警察官ではないので、一つ一つを、これは違法行為だという気はありませんが、誰でもやっている行為と、法律を読めばおかしいなとか、疑いがあるとか、いや、これは絶対セーフだとか、誰でも、みんな同様とは言いませんが、何らかの印象は持つわけです。

そういう印象を持たれないためにも、要するにコスト的に可能ならば、より安全で公平性で公明なシステムを、市として業務を構築した方がいいのではないかと思います。そういうことを含めて、19年の時間とその後の流れはどんなようなことが想定されるか、また考えているか、お聞かせください。

議長（遠藤正寿君） 市長。

市長（大城伸彦君） 一般競争入札あるいは競争入札の電子化についての再質問だと思います。

入札についてのいろんなやり方があるということは、ご存じだと思います。また、最近のコンピューターの進歩によって、こういう電子化で、一般競争入札ができるわけで、それはそれで普通に考えると正しいですね。正しいと思いますよ。

ただ、今、テレビ等で問題になっている耐震強度の問題ということで、ただ安ければ落札できるということになると、これは大変私としては不安でございます。もしそういうものが、金額だけで見た場合、本当にここは大丈夫なのか。初めてですごく安い。いや、今までにない新しい方法でやったから、できますよと。その辺の問題が、私はあると思います。

従来、伊豆市内の業者さんもいろんな面でおつき合いをいただいていますし、いざ災害等では協力してやってくれるところもあります。それは、入札の本来の趣旨からは、いわゆる外れるかと思えますけれども、個人個人のご商売を考えたら、やっぱり情状酌量というところがあるわけでしょう。それは市でもあっても当然だと思います。それは、昨日申し上げました執行権のうちだと思っています。その執行権の執行する手段が増えたと思っています。

したがって、電子入札についても、近隣市、あるいは例をよく見て、トライアルから慎重にやっていくべきだと。理論だけでやると、失敗する場合があります。理論は素晴らしいけれどもというやつは、往々にして失敗も大きいです。その辺をちゃんと瀬踏みをしてやっていきたいと思っています。

以上です。

議長（遠藤正寿君） 小森議員。

3番（小森勝彦君） これで3回目ですよ。

市長の考え、よくわかりました。

情状酌量は、これも制度化すべきです、当然。市民の税金を業務に使っていますから、公明性と公平性は確保しなければなりません。だから情状酌量は当然結構ですが、情状酌量も公平で公明の中で各担保しなければいけないということです。

それは一般競争入札も可能です。条件付一般競争入札というのがありますから、伊豆市内に本社を置く会社に限るといえば、条件付一般競争入札になります。ですから、情状は制度を構築するための阻害要因ではないということは、まず申し上げておきます。

それから、まあ大体流れはわかりましたけれども、さっきの1番目の質問と一緒に全部合わせて、競争入札のことについては、非常に参考になるところがあります。横須賀市のホームページを見ていただければ、まず誰でも納得します。誰でもできるかどうかは別ですけども、納得はできます。ですから、もし私の発言していることが納得できないようでしたら、横須賀市のホームページを読んでいただきたい。

横須賀市では2年前に、2年に1回、世界で7事業所が選ばれる世界情報サービス産業機構のIT賞というのを受賞しています。これはまだ世界中で何十事業所です。まだ数回で、1年に7社ですから。世界中のすべての公共機関と事業所の中から選ばれるという。だから、数百万、数千万の中から7カ所だけが選ばれる、そのIT賞に選ばれています。私も本当に感心しました。

もっと感心したのは、横須賀市のホームページをのぞくと「自治体関係者がいらしたら申し出てください、協力します」と書いてあるんです。ただこれはダウンロードだけではなくて。ですから、私もそんなところでちょっと勉強させてもらっていますけれども、絶対皆さんのお役に立つと思いますので、またご利用していただきたいなと思います。答弁は要りません。

3つ目の質問の再質問に移ります。

市長の考え、大体わかりましたが、虹の郷の指定管理者を公募によらない方法でいきたいと。それから、2番目の公社の資金調達の話からいくと、1番目の答えは、公社を指定でいきたいというふうに、はっきり言いませんでしたけれども、そういうふうに受け取れちゃうんですけれども、1番と2番を足すと。そういうことでよろしいですか。

もし、よろしかったら、事業を開始する日が決まっています。18年4月1日。残り時間が決まっているということは、結論を急がなければ、その会社が後で営業を開始するのに時間がむだになくなっていくということを意味しますので、もし市長が今、決断なさっているならば、この議会で、伊豆市振興公社を虹の郷の指定管理者に指定するという承認案件を議案として今議会に出していただきたいと、私はお願いしたい。

それから、2番目の方の質問で、何とかできるということだったんですけども、固定資産を担保にとおっしゃっていたんですけども、伊豆市振興公社で固定資産が何かあったのか、ちょっと私、すぐ思いつかないんですけども。いまだに自分は心配です。あの会社が

自己資金を自分で資金を調達できるかどうか。それについて、もう少し説明してください。

議長（遠藤正寿君） 市長。

市長（大城伸彦君） お答えいたします。

先ほどの電算機のことについて、横須賀市の件、大変サジェスチョンありがとうございました。

また、虹の郷のことですが、先ほど申し上げましたように、初期の期間は第5条ですから、指定管理者に指定する、振興公社を指定したいというふうを考えております。その間に自立できる方法あるいは振興公社の性格を考えたい。

それで、その議決をいただかなければなりません。小森議員のおっしゃるように、今議会で追加議案を出すように、今、準備しつつあります。ぜひご可決いただきますようお願い申し上げます。

資金の運用については、企業部長から答えさせます。

議長（遠藤正寿君） 企業部長。

企業部長（渡邊玉次君） それでは、固定資産につきましてお答えさせていただきます。

財団法人の振興公社に貸借対照表というものがございます。その中に、固定資産として基本財産が1億円、それから、運用資金800万円、それから、退職給付に対する引当金、これが17年度末で2,500万円ほどございます。これは恐らく今度の企業会計、複式簿記を採用しますと、この基本財産の1億円は固定資産の中の投資という科目に入ってくるのではないかと、それから、運用資金の800万円については留保資産、それから、先ほど言った引当金については固定負債というような科目になる。

資金調達においては、これらのものが当然担保になる。しかしながら、基本財産については、現在のところ国の許認可が必須条件となっておりまして、実質的にはこの基本財産を担保に、いわゆる市中銀行でお金を借りるなどの場合には、ちょっと時間がかかるというようなことがありますので、実際的には運用はなかなか難しいかと思えます。

ですから、現状の財団法人での財務会計処理の中では、これらのものを、流動資産や固定負債も含め二、三ありますが、固定資産という見方をしていくといったようなこととさせていただきます。

議長（遠藤正寿君） 小森議員。

3番（小森勝彦君） 固定資産の意味はわかったんですけども、今の説明を聞いたら、また、資金が借りにくいのではないかと聞こえましたけれども、どういう意味ですか。

議長（遠藤正寿君） 企業部長。

企業部長（渡邊玉次君） 基本的には、これ、銀行等でも確認してございますが、例えば退職給与引当金なんかは固定負債で、現金は留保しております。

ですから、当初、財団法人がもし受けてやるということになりますと、それらの資金を一時的に活用することはできます。なおかつ、銀行の担保物権としても、引当金あるいは運用

資金は十分対応できるということでございます。

議長（遠藤正寿君） 小森議員。

3番（小森勝彦君） わかりました。

4つ目の質問の再質問をします。

18年度予算編成と歳入見通しですが、140億円程度の歳入見通しということで、先日、全員協議会に対して市長の方から出していただいた資料によりますと、現状というか、今日よりも10日とか2週間ぐらい前の時点で、歳出させたいという金額が166億円というふうに、たしか書いてあったような記憶なんですけど、これについては一体どうなるんでしょうか、お聞かせください。

それから、2つ目の産業関係予算。市長のお話はよくわかりました。6款の農林水産関係費用の中には、防災と生活関連という色合いが濃いよということだったんですが、それにしてもという気がします。

例えば17年度予算でいえば、6款農林水産100億円、7款の商工観光6億7,000万円。今から生産金額を申し上げますけれども、これも非常に不安定ないかげんな数字ですが、農業は12年度、38億円。商業が14年度で367億円、工業が14年度で216億円で、これ両方足すと約600億円弱。片方は38億円。農業の減少傾向から考えると、恐らく同じ14年に直すと、これ32、3億円分になっているのではないかと思いますけれども、10分の1とは言いませんが9分の1ぐらい以下になっている。

それに対して、予算の方でいうと、今の農林関係はかなり額は多いです。補助金も多いんですけども、一般財源だけ見ても、17年度で農林水産が5億7,000万円、商工は3億8,000万円、こういうことなのでね。これが本当にさっき言った、市にとっては税収の確保、市民にとっては職場の確保が、要するに考慮された支出かどうかということは、全く疑問としか言いようがありません。

たまたま農業の方の友達が少なく、商工業の友達が多いです、私は。だから、これは私固有の問題かもしれませんが、一般市民に説明するのに結構つらいところがあります。本当にこれでいいと思っていらっしゃるんだったら、防災だというならば、では、防災は幾らでと本当はほかの項目に移してほしいぐらいですが。それは、そこまでしるとは言いませんけれども、本当に市民を納得させるような答弁をいただきたい。

以上です。

議長（遠藤正寿君） 市長。

市長（大城伸彦君） お答えいたします。

最初の部分だけお答えして、数字に関するところは総務部長から答えさせます。

18年度予算の歳入と歳出の差は、まだそれだけあるということでございます。それをどう詰めるかというのが、これからの作業で、本当に先ほど申し上げましたように、大変厳しいではなくて、非常に厳しい状況でございます。

以下、総務部長から答えさせます。

議長（遠藤正寿君） それでは、総務部長。

総務部長（堀江正身君） 確かにまだ第1次のヒアリングを終わった段階でございます、政策的な経費までも詰めないと、一般財源を切り詰められないというような状況でございます。

特に歳入で見られる限度が140億円でございますけれども、今年については何とか、あと歳出の方もそれに合わせるように切り詰めるわけでございますけれども、既に皆様方においてあったことについては、経費の10%カットした状況で総務の方へ要求調書を出してくださいとか、こういうようなことをやって、それぞれの部ごとに見ますと、もうこれ以上は、私どものところで、これからの決定であるとかというようなチェックの方もなかなかできませんけれども、あとは政策的に切るというようなことでございます。

特に6款、7款については、ご覧になっていただければわかりますように、本年度の要求については、特に6款においては9億7,700万円ほどの減額、それから、商工費についても約2億円程度の減額ということで、担当の部としては切り詰めるだけ切り詰めてきたというような数字であろうかと思えます。

ただ、各種制度の産業振興への評価研究はまだしておりません。商店の関係の制度融資対策や、いろいろな助成対策、これらとの比較等もまだしていない段階ではございますが、今後、ただいまもご指摘のございましたように、さらに切り詰める中で、総合計画の指標等も十分に注視をいたしながら、政策的経費を上層部と相談をしながら切り詰めていくというようなことで、とにかくこの167億円をなるべく140億円に近づけると。140億円をもうこれ以上、上げるということにつきましては、後年度の、即、負担が、既に上げた時点から始まりますので、それをしないように、何とかこれを切るというようなことで、今、頭はいっぱいでございます。

議長（遠藤正寿君） 小森議員。

3番（小森勝彦君） すみません、笑って。自分のことを笑ったんです。

産業関係の知り合いが多い、市民が多いという立場もあるんですけども、ほかの議員さんもそうだと思うんですけども、やっぱり支援を求めている市民がたくさんいます。これは産業にかかわらずそうです。

自然に増えていったところはよかったですけれども、自然に減っていく中で、例えば議員が頑張っ、では、すまないけれどちょっととるよと市長に言って、いや、質問で要するに説得して、認めさせて、増やすとか、頑張るわけでしょう。でも、これ全くする必要がないですよ、議員はね、そんなこと、やっても意味がない。もとの金が全くないわけですから。いや、本当にわかりやすいんです。

だけど、それで市民が同じように納得するかどうかは別問題なんですよ。恐らく議員は納得します。金がないのはわかっていますから。だけど、これ市民は納得しません、はっきり

言って。この数字は、本当に。

まあ補助金の固まりだといえればそれまでです。だから、なくたって、だれも死にはしません。でも、なければ、恐らく業界に1つしかないという団体が、皆ここで活動が全部とまります。翌年度からは、例えば市当局から業界の皆さんに声をかけるといったって、声をかける先もなくなるという、そういう状態になります。

だから、その維持は皆さんの責任だと、市長の責任だと言っているのではないんです、私は。だけれども、産業振興のために、まず最低限はどれくらいが必要で、次に、では、市は本当に産業振興を考えたら何をしようかという、そういう発想が。けれど、これ、してもしようがないという状況だから困っちゃうんですけれども、そうではない。お金があってもなくても、やっぱり発想ぐらいは持っていただきたい。

農林水産関係の費用ですけれども、やっぱり市が出すならば、彼らに何か求めたくなるじゃないですか、利益のようなものを。だけれども、やはりそれもなかなか無理だということも承知しているとすれば、本当にその部分の金額をどういうところに投資するかということも、やっぱり市長は考えていただきたい。

防災とか生活のために必要なものは、これは絶対必要なんだというものを確実に確保すると。それ以外に産業にどれだけ使えるか。そうしたら、その中で幾らをどこに使うかということは、僕はやっぱり働いている人たちに対して納得がいくように一から説明できるようなものは用意していただきたい。

もう、今日無理なことはわかりました。

では、もう一つ。これは質問ではないんですけれども、これのもとになった数字を企画課からもらいました。商店と商工業の全部合わせて700ぐらいの事業所になっているんですけれども、合併した伊豆市の商工会は何と会員が1,400です。だから、これを調査した人を責めるわけではないんですけれども、調査するときは逆にああいうところを使った方がいいかなと。それ以外に漏れはどうかというようなものからやった方がいいのではないかなという気がしました。

この生産金額も余りにも少な過ぎます。伊豆市3万8,000人の人口の中で、これだけしか総生産がないなんていうことは、割り算したらだれも食っていけなくなっちゃいますので、その辺も考えて、自分たちが出した数字を、考えて、県に報告していただきたい。

それから、3番目の長期財政見通しで、先ほど市長からお話を聞いて、よく考えはわかったんですが、新たな財政見通しとして、何とかという表とか何とか計画とかとして出してほしいという意味が私の質問にはあったんですが、それについてのお答えをいただきたい。

そうでないと、3年前につくったとんちんかんな数字があと7年間ひとり歩きします。

以上。

議長（遠藤正寿君） 市長。

市長（大城伸彦君） お答えいたします。

ただいま小森議員から、商工関係に近いのでというお話がございました。議員さん、ぜひ全体のバランスでもってご説明をいただきたいと思うわけです。

これからまさに三位一体改革、国の行財政改革の中で相当厳しい状況が来ると、私は覚悟しました。その中で何が一番大事かという、やっぱり市民の方は今までと同じ考え方では進めないんだという、やっぱり意識革命を早くしてもらわなければならないですね。自分たちのことは自分たちで守るという、そういう新しい原点をもう一回探さないと、合併したとはいえ、合併したけれども何にもいいことないと言っているうちにどんどん沈んでいくと思います。

やはり日本の歴史を見ると、何十年かに一遍、相当厳しい状況が来ております。あるいは、その時代かなというような感覚もないわけでもないわけですよ。一緒になって、ここは必死になって考えれば、必ず道は開けるということを、私は思っています。それだけの工夫だとか儉約だとか、やり方についての知恵と努力は市民の皆さん、みんな持っていると思っていますんですよ。

ただ、今までの時代が、どう言ったらいいんでしょうかね、良すぎたと言い過ぎかもしれないけれども、やや高度成長あるいはバブルの中で金が優先になってきたと、私は思っております。金だけではないんです。やはり知恵と努力で、ここの難関を市民ともども、私も必死になって頑張ります。議員さんもぜひ頑張って、将来の伊豆市のためにお願いしたいと思っております。

各団体の方の補助金についても、今、私、考えているんですけれども、コストパフォーマンスとか費用対効果という言葉が出ております。その辺をやはりこれから明確にして、補助金を出したところにはどういう成果が期待できるのか。それを、では、結果としてどこまでいったのか。予定した成果までいったのか、いかなかったのか。さらに予定したものよりもっといったのか。そういうことをそれぞれやってもらうし、また、第三機関が評価して、新しい補助金の配布の方法を決めていくことをやっていきたいなと思います。

ある面では厳しいですよ。では、もしいかなかったら、補助金なくなるのかと。なくなります。では、切り捨てるのかと。そこがやっぱり行政の一番難しいところだと思いますね。

以上です。

議長（遠藤正寿君） 見通しについて、それでは、総務部長。

総務部長（堀江正身君） 見通しでございますけれども、まず臨時財政対策債が7億1,200万円ですか、本年度ありました。これが制度の約束事項として、18年の予算では半分になります。だから一番大変だったということは、このベースで約3億5,000万円も減っているという状況が一つあります。

これが、恐らく平成19年になると、制度改正でこれがなくなると、さらにここで3億5,000万円なくなります。

そして、今言ったように国勢調査の速報値を見て、これで約4億円減ります。そういうことがございますので、現在では、とにかく長期を見通せるような状況にもなかなか難しいも

のです。加えて19年には、地方交付税の制度改正がございます。これを見きわめまして、はっきりした段階で改めて長期の見通しをするようにしたいと考えています。長期財政計画は、変更事由を踏まえ、何らかの方法でお知らせをする予定であります。

議長（遠藤正寿君） これで小森議員の質問を終了いたします。

それでは、ここで休憩といたします。再開を13時といたします。

ご苦労さまでございました。

休憩 午前 11時50分

再開 午後 1時00分

議長（遠藤正寿君） それでは、休憩を閉じて、会議を再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

木村建一君

議長（遠藤正寿君） 次に、26番、木村議員。

26番（木村建一君） まず最初に、遠距離通学費補助制度の目的について質問いたします。

子育て支援につながることで、今まで一般質問してきましたけれども、教育委員会は子育て支援でもなく少子化対策でもない、通学費補助制度の交付規則にあるように義務教育の円滑な遂行のために、この制度があると言っております。

そこで、当然、目的が違えば、その中身、手段が、大きく意見としても分かれると思いますので、論戦かみ合うように質問します。

義務教育の円滑な遂行を図るということは、どういうことなのか。さらに、教育委員会の考えで明らかにしたいなというふうに考えておりますのは、保護者に通学費を補助することと制度の目的である義務教育の円滑な遂行、どういう関係になるのか、どう判断しているのか、お答え願いたいと思います。

次に、同じく遠距離通学費の補助制度の内容について、二つ質問いたします。

その一つは、保護者負担が急激に増えないように、今年の通学費に前年度の通学費の分を一定の基準で計算をして上乗せ補正している。今年は新入生については基準額に2割増しの補正をしていると言っております。しかしながら、今の制度は年を追うごとにすべての児童生徒の保護者負担が増えることになっております。なぜ、保護者の負担を増やす制度にしたのか、お答え願いたいと思います。

もう一つは、補助対象の距離をバス停からではなくて自宅からの距離にしたということの制度は、都市部と違って住居が点在しているという伊豆市の状況に応じた内容として一定程度評価をしております。しかしながら、在校生の場合、同じバス停を利用する児童生徒の自宅までの距離と通学補助額が比例しない場合があります。新制度は距離と補助額の平等を位

置づけた制度として判断しましたが、この点どのようにお考えなのか、お答え願いたいと思います。

次に、今年10月18日に、県が平成17年度の第1回静岡県市町村合併推進審議会作業部会というのが行われましたけれども、その資料の中に伊豆市の行財政評価調査結果というのがあります。その中の4点について、市長の所見を伺います。

合併に伴う住民サービスの変化の見出しがありますけれども、3点伺います。

1つ目は、合併により、原則として、サービス水準は高い方に、住民負担は低い方に統一された。2つ目に、スポーツ施設、公共施設の優先的利用が可能になり、使用料の負担が軽減された。3つ目に、本庁機能を支所にも分散したため、用件によっては庁舎を幾つも回らなければならない場合があると書かれていますが、それぞれ具体的に何を指して、このように評価しているのでしょうか。

4点目は、事務事業の統廃合の見出しがありますが、その中に、電算システム、ソフト等の一元化に伴い、年間1,500万円削減された。社会福祉協議会等の公的団体の合併に伴い、団体の負担金が約3億円削減されたとあります。統廃合によって生じた削減が、市の財政への影響、どのように評価しているのでしょうか。

次に、総合計画で打ち出された家庭ごみの有料化について質問いたします。

総合計画案を議員全員協議会で説明した折に、家庭ごみを有料化することによってごみは減ると、伊豆の国市でも有料化によって減っていると、その効果が話されましたが、有料化すると、なぜ減ると判断しているのでしょうか。

最後に、廃棄物処理施設の計画について、4点質問いたします。

第1に、伊豆の国市との共同建設が当たり前のようにスタートさせようとしておりますが、伊豆市単独の場合、伊豆市と伊豆の国市と共同に設置をしようとした場合、2つの選択肢がありますけれども、それぞれメリット、デメリットというのは当然あると思いますけれども、その点検討したのでしょうか。

第2に、どういう処理方法で処理施設をつくるかによって建設用の面積が決まると思いますが、計画を見ますと、処理方法よりも用地確保が先行していますが、なぜでしょう。

第3に、メーカーの処理方式を検討する第三者機関の設置の検討は考えているのでしょうか。

第4に、住民参加なくして、ごみ減量化はないでしょうし、施設計画をつくるに当たっても、住民参加、協力は不可欠だと思います。そういう意味で、住民が計画に参画するシステムを考えているのでしょうか。

以上、お願いいたします。

議長（遠藤正寿君） それでは、ただいまの木村議員の質問に答弁願います。

まず、教育長。

教育長（室野純司君） それでは、木村議員の遠距離通学費補助制度の目的について、お答えをいたします。

まず、1と2については、一緒にお答えさせていただきます。

遠距離通学費補助の基本的な考え方というのは、遠距離通学する児童生徒の通学費用の一部を市が予算の範囲内で負担することによって、保護者の負担を軽減することにあります。

義務教育で子供たちに応分にかかる費用といたしましては、例えば学級費だとか、あるいは教材費、給食費などございますけれども、唯一地域差が出る費用が通学費でございますし、これを少しでも補助することによって、遠距離通学者の保護者の負担を軽減するものであり、就学に必要な費用の一部を補助することが義務教育の円滑な遂行に寄与していると、こんなふうに考えました。

次に、3点目の遠距離通学費補助制度の内容についての1番目でございますけれども、これは前回にもご説明をしたと思いますけれども、年度が進むにつれて保護者負担が増える。子どもはこういう考えをしておりませんで、一遍にこの規則を使ってしまうと、保護者の負担が一遍に増えるので、それを少しでも減らすために、要するに17年度、18年度については保護者負担を少しでも減らすために補正をかけたと、こんなふうに考えていただきたいというふうに思います。

続いて、その質問の2番目ですけれども、この2番目については、遠距離通学費補助制度はバス通学者を優先はしておりますけれども、補助額は自宅からの距離で算出してあります。100メートル単位の積算距離を出しておりますので、100メートルの差で補助額が違ってくるという場合がもちろんございますし、あるいは100メートル違うことによって、全く補助が受けられないという場合もございます。

今回、市内同一基準での実施によって、保護者負担が増えた家庭もあれば、逆に保護者負担が減った家庭もございます。補助額を、例えば1万円に満たない子供たちは、全部これはカットいたしました。それと同様に補正額の場合も、前年度支給に比べて1万円未満をカットしました。そのことによりまして、今、議員が指摘する、距離が長い子供が、反対に補助額が、短い子よりも多いと、こういう確かに逆転現象はあることは私どもも承知しております。しかし、これも3年後には全くそれはなくなります。

ということで、確かにこの不備はございますけれども、一応経過措置ということでご理解をいただければと、そんなふうに思います。

今後、制度の趣旨を踏まえまして、制度の存続あるいは増額等につきましても、執行者や財政部局とも協議し、財源の確保を図ってまいりたい、そんなふうに考えております。

議長（遠藤正寿君） では、次に市長。

市長（大城伸彦君） 木村議員の大きな3番目で、県が出した伊豆市の合併の調査結果の評価ということで、静岡県市町村合併推進審議会作業部会の合併市町村行財政評価調査結果についての市長の所見を伺うということでございます。ですから、あくまでもここが出したものでございますから、その辺はお含みおきいただきたいとします。

今年の夏ちょっと前ぐらいに、ヒアリングにきました。合併協議会のところで議論したこ

とと、その後どうですかということで、いろいろ申し上げました。よくなったところと悪くなったところ。合併協議会で予想していたけれども、予想以上によくなったところというのは余りないですね。予想以上に悪くなった部分がありますよというようなこともお話ししたはずでございます。

そして、まず合併によって、原則としてサービス水準は高い方、住民負担は低い方に統一された点についてですが、合併時にサービス水準を高い方で統一した例といたしましては、旧修善寺町で実施された高齢者福祉タクシー助成や旧天城湯ケ島町で実施されていた出産祝い金の全市への導入などが挙げられます。今言ったような具体的なことは、県には話していないと思うんですが、幾つか、ちょっと記憶にないです。

また、住民負担の低い方に統一した例といたしましては、体育館やグラウンドなど公共施設の使用料金や保育料金等が挙げられます。

次に、スポーツ施設、公共施設の優先的利用が可能となり、使用料の負担が軽減された点についてですが、合併前と合併後の旧4町内での比較をいたしますと、合併前は他の町の施設を借りるに当たり、例えば木村議員さん、天城湯ケ島町が修善寺町とか、あるいは土肥町、中伊豆町の施設を借りる場合は、従来は町外者の利用料金ということであったものが、合併したことにより、すべての市内公共施設は統一された市民料金になったわけです。市民料金での利用が可能となりました。また、施設の優先予約につきましても、同様な考え方でございます。

次に、本庁機能を支所にも分散したため、用件によっては庁舎を幾つも回らなければならない場合があるといった点です。これはむしろ合併して悪くなった点というんですか、今後の要改善の点だと、私は思っております。

これは、例えば建築確認をするときは、建築基準法や農地法、あるいは上下水道等の各部門に関係してくる場合は、建築確認は中伊豆支所の土木部へ、農地法関係は天城湯ケ島支所の観光経済部へ行かなければならなかったと。上下水道は、今、中伊豆の方になりましたけれども、当初は土肥支所に行かなければならなかった。そういう点がございます。

それから、次に、電算システム一元化による1,500万円の削減及び公共団体の合併等による負担金約3億円の削減による市財政への影響評価についてですが、まず、電算システム一元化による1,500万円の削減は、L G W A Nの導入及びその保守費等につきまして、4町で導入した場合との比較により算出されたものであります。

また、負担金約3億円の削減についてですが、これは、合併したことによって負担金や公共団体への補助金、交付金等の削減が図られたことをあらわしております。金額については、決算統計項目の平成15年度と平成16年度の単純比較により算出されております。

これら電算システム経費や補助金、負担金の経費削減の市財政への影響評価ですが、4町が合併したことによる経費の削減効果としてとらえております。

次に、大きな4番です。

総合計画の家庭ごみの有料化についてでございますが、現在、地球温暖化などの地球環境問題から、地域レベルでの環境汚染、増加する廃棄物など、環境資源問題はますます複雑化、多様化しております。その中でも廃棄物の問題は、生活環境や処理費用にかかわる財政負担など住民の日常生活への影響も大きいことから、特に重点的に取り組む課題とされ、国では廃棄物の3R、リデュース、発生抑制、それからリユース、再利用、リサイクルの再生利用、3Rと言っていますが、これを促進し、循環型社会の形成を推進しております。

このような状況の中、国の中央環境審議会においては、ごみの発生・排出の抑制と財政負担の改善を図る方策として、ごみの有料化が打ち出されてきております。

この有料化の課題としては、排出するごみ量に応じた負担により、公平性の増進や施設整備及びリサイクル施策の推進にかかわる財源ができること。また、住民のごみに対する意識の向上により、ごみの発生と排出抑制に期待ができると考えております。しかし、不法投棄や不適切な排出などが増える懸念もございます。

したがって、導入については、十分事前の検討と関係者を含めた意見交換、または住民への周知啓発や理解、協力を得ながら、今後慎重に取り組んでまいります。ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

大きな5番目の、廃棄物処理施設計画についてのご質問にお答えいたします。

幾つか出されておまして、まず1点目の、伊豆の国市との共同建設計画が当たり前のようになりスタートさせようとしているがということですが、私は当たり前にやったつもりはありません。いろいろ自分なりに考え、悩んだ末に、伊豆の国市とやろうという決断をしたわけでございます。その辺のプロセスを話しますと大変長くなりますし、一部には全協等で議員さんにはお話ししたことであります。

その中で、整備計画の市単独と2市共同の場合の検討と、それぞれのメリット、デメリットでございますが、大きくは今まで全協等でお話ししたとおりであります。1市でやると、建設も運営も1市で全部やらなければならない。2市でやれば、多少分担できる場所があるということでございます。

国は廃棄物処理施設の整備について、従来の補助金制度を廃止し、廃棄物の3R先ほど申し上げた3Rですを総合的に推進するため、市町村の自主性と創意工夫を生かしながら、広域的かつ総合的に廃棄物処理やリサイクル施設を整備し、循環型社会の形成により推進するため、本年度から新たな交付金制度を創出しました。この交付金制度の活用については、さきの国が推進する3Rや広域的処理に係る計画の策定が必要であり、当然、広域による施設整備への取り組みが重要であります。

また、広域整備による効果といたしましては、用地、建設費はもとより、整備後の維持管理費に係る財政負担の軽減や、少量・非効率的な焼却処理から、量の確保に伴う連続焼却によるダイオキシン等の有害物質の排出削減、または有害でなくするような方法。また、交付金の対象要件であります焼却エネルギーの活用を図る観点などから、単独に比べ広域での取

り組みが経済的かつ効率的と判断いたしました。

しかしながら、先般これに至る以前としては、駿豆広域市町村で、10市町村から始まって、合併等を踏まえて幾つか変化の中でここに落ちついたということでございます。ちょっと時間がかかったかなと思っております。

したがいまして、さきにご報告しましたとおり、伊豆の国との共同により早期施設の整備の推進を図るとしたところであります。

次に、2点目の、処理方法よりも用地確保が先行している理由についてですが、施設整備を行うには、さきに述べたとおり、廃棄物処理に係る諸計画を策定する必要があります。この策定には、施設規模や処理方式を初め一番重要な建設用地の位置づけをして、計画が行われます。

したがいまして、この建設予定地がある程度決まらない限り、処理の基本計画や整備の基本構想等の策定を交付金の事務等に取り組むことが難しく、また、この位置が変わることによる諸計画の手戻りや建設計画の長期化などが懸念されることから、この建設候補地の選定やある程度の交渉事務は処理方式の検討よりやや先行して取り組むことが必要であると認識しました。

また、用地の問題については、以前の議会においても、まずやはり用地が決まらないことにはと申し上げてきた経緯がございます。そのとおりだと私は思っています。

次に、3点目に、処理方式を検討する第三者機関の設置についてですが、さきに報告した伊豆の国市との準備会、また、設立されるであろう一部事務組合において、今後の施設整備諸計画の取り組み等を協議する中で、議員ご提案の第三者機関の設置について検討していきたいと考えております。

4点目の、施設計画への住民参加についてですが、国の交付金を受け施設整備をするには、さきにお話しいたしました一般廃棄物処理基本計画や循環型社会形成推進地域計画等の策定が必要となります。特に、この地域計画の策定については、国、県、市町村による協議会の設置が義務づけられており、住民の意見を反映させる場としての重要な役割が期待されております。

したがいまして、この地域計画への住民参加につきましては、今後の取り組みの中で十分検討、協議をしてみたいと思います。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） 木村議員。

26番（木村建一君） まず最初に、義務教育の円滑な遂行を目的とするというところから質問いたしますけれども、教育長は長年教育界に携わっていますから、教育を受ける権利の問題、憲法の問題とか、それから、教育基本法というのはご存じだと思うんですけども、私は義務教育の円滑な遂行というのはそこからきちんとやっぱり見ていく必要があるというふうに思いますので、その点お尋ねします。

教育基本法の第3条の中に、教育の機会均等を保障するということが当然うたわれております。そうしますと、教育の機会均等って一体全体何なのかというところを、当然考えなくてはなりません。教育の機会均等というのは、教育を受けるために、困難をさまざま伴うんですけれども、それを伴わないように児童生徒の教育条件を、私は整備することだというふうに思います。

公立の小中学校というのは、一般的に言われますと交通費などの経費を必要としないんですけれども、今、教育長が言われたように、こういう学校から遠く離れて通学しなくてはならない児童生徒のことを考えると、そこをどういうふうにやっぱりカバーしていくのかということで通学費の補助制度があると思うんですが、そういう意味で、家から歩いて通学するというのは不可能に近い。逆にバスや電車の通学が、私は不可欠だと思います。

公共交通機関を利用することによって、児童生徒のいわゆる通学時間を短縮したり、延々と歩いて、疲れて授業を受けるということがないように、疲労を取り払ってあげるということでも、私はこの通学費のことというのは当然考えなくてはならないと思うんですが、これらの通学費、今回いわゆる公共交通機関を利用する通学費の負担をどうするのかということの、これらの経費については、教育の機会均等という立場から見たときに、当然自治体が援助することは望ましいし、今やられておりますけれども、いわゆる経済的にいうならば、通学費補助というのは、教育を受ける権利を保障するということ、それから、教育の機会均等って何なのかというところから、この通学費の補助制度の問題について考えなくてはならないというふうに思うんですけれども、目的そのもの、私はそのように思いますけれども、いかがお考えでしょうか。

議長（遠藤正寿君） 教育長。

教育長（室野純司君） お話の趣旨は確かに私もわかるわけですが、ですから、結局、通学費、全額補助すれば、議員の言う、確かに子供たちの負担は全く応分だというふうにわかるわけですが、やっぱりそこはできないところで、結局、補助制度というのをつくって、補助していると。

ただ、国の基準はあくまでも、かつて国から交付金が出ていたわけですが、そのときの基準が小学生4キロ以上、中学生6キロ以上と。これは現在廃止されておりますけれども、あちらこちらの市町村では、補助制度をこの4キロ、6キロと使っているところがかかなり多いわけでございます。

この義務教育の円滑な遂行に資するほかのこととしては、例えば経済的に非常に困っている家庭については、例の準要保護、こういうものも実際、これはもう教育の円滑な遂行に寄与している。ただ、その場合も、これは全く通学費については触れておりません。給食費だとか、あるいは修学旅行の費用だとか、あるいは教材費だとか、そういうものの負担が困難な子供たちには、そういう制度を使って補助をしているというのが実態でございます、必ずしも教育の機会均等に通学費の全額補助云々というのは、私は当てはまらないのかなと、

こんなふうに考えております。

議長（遠藤正寿君） 木村議員。

26番（木村建一君） 当たらないということですから、お尋ねしますが、例えば僻地教育というのがありますね。僻地、もっと通学に困難を要するところというのは、制度的にちゃんと僻地の制度というのがあります。ご存じだと思うんですけども、スクールバスを出したりとか、宿泊費を保障すると。

そういうところで、教育の機会均等というのは、先ほど再質問の中で言ったように、皆平等に、なるべく平等になるようにということだと思えます。私は、通学費の補助制度そのものだって、その中に入っていないと、どうしたって、それ、おかしくなるでしょうということを行っているんです。

具体的にお尋ねしますけれども、次の質問に移りますけれども、制度の問題。

年を追うごとに保護者負担が、増えるのではないかといたら、そうではないと。なるべくどんどん急激に減らないように補助している制度なんだよというところから出発しているから、意見が分かれるんですけども、具体的にちょっとお尋ねしたいんですけども。

負担の平等ということは、これは保護者だれしも思っています。具体的に資料提供も電話、それからファクス等で流しましたから、その数字はお持ちだと思うんですけども、例えば天城中学校、5.3キロ離れたところ。たまたまこれは発電所入り口というバス停がありますけれども、そこのバス停のすぐそばに自宅があると仮定して、このときに、今年度、在校生は5万1,000円の補助をしているんですよ。同じところ、近辺から通う、今度、今年入学した中学生は5万4,000円。そうなるんですよ、今の制度だと。で、来年入学すると5万1,000円、再来年4万8,000円。この制度が一応その補正計数、前年度の分の差額を補助しますよといったところが平成20年度で終わるんですが、これ4万5,000円と。

同じように通学したって、だんだん、あなたは5万1,000円、5万4,000円という状況をどう見ているのか。だれが見たって、おかしいわけですよ。

ましてや、この通学費の補助の交付金の規則を見ますと、通学に要する経費の一部と書いてありますよね。通学の経費に係る。でも、現実には経費の一部でなくて、距離に換算しながら今の制度をやっているということになって、経費ではないんですよ。距離に対してどうしようかということになっているから、こういう矛盾が起きてくる。

もう一つ例を挙げます。土肥南小学校、4.8キロ学校から離れた児童が通う菅沼バス停というのがありますけれども、在校生が3万8,000円です。今年入学するのが、ここは3万7,000円。あと順次減っていきます。

もう一つ挙げましょう。減るばかりではあれですけども。修善寺中学校、大沢バス停というのがありますが、8キロあります。在校生は7万6,000円の補助が受けられます。今年新入生は9万1,000円なんです。

今、3つ挙げましたけれども、同じ通学するのに年度によって違う、ばらばらだというこ

とは、やはり私はおかしな制度にならざるを得ないというふうに思います。

もう一点、距離と補助金、私は比例しないのではないかということと言いましたけれども、同じように発電所入り口、在校生の場合です。バス停のすぐそばに自宅がある。この生徒は5万1,000円の補助です。100メートル離れると、当然距離が離れますから、今の距離に対してということで5万2,000円なんですけれども、でも、200メートル離れると、これ4万6,000円になっているんですね。離れれば離れるほど補助が増えるのではなくて、前年度のプラス分という制度があるから、減ってきちゃう。

もう一つ、同じ例です。土肥南小学校、バス停から自宅までの距離ゼロメートルから200メートルまでは3万8,000円補助があります。100メートル離れると3万9,000円、1,000円ふえます。しかしながら、ずっと計算していきますと、400メートル離れると3万3,000円で、がくんと落ちこちちゃうんですよ。その資料、ファクスで送っていると思うんですけれども、マイナス5,000円です。

ある一定の距離になると、バス停から近い自宅から通学する児童生徒よりも遠い児童生徒の方が補助金が減るという、今の制度なんです。

今、教育長が言いましたけれども、今、過渡的だと言っているんですけれども、過渡的な分を平成20年まで待ってくださいということなんでしょうか。私は、義務教育をしっかりと受けてもらうということから見ると、やはりこれは見直しが必要なのではないかというふうに思いますけれども、お考えをお聞かせ願います。

議長（遠藤正寿君） 教育長。

教育長（室野純司君） 詳細につきましては、事務局長から。

議長（遠藤正寿君） それでは、事務局長。

教育委員会事務局長（山本準次君） 通学の距離によって差が逆転をするのではないかと、こういうようなご質問であろうかと思えます。

従来からと申しますか、昨年度から、バス通学をしていらっしゃる方、これは教育長も申し上げましたように、経過措置といいますか特例措置を設けてございます。

特例措置というのは、優遇措置といってもいいかと思いますが、その優遇措置というのは、昨年度との差額が1万円以上の場合には、その差額の6割を基本額に加えると、こういうことなわけですが、優遇措置を受けている場合には、優遇措置を受けている方と、それから優遇措置が外れた方、それから、もともと優遇措置が適用されない方、これはもう当然差が出てきます。これが優遇措置ということであろうと考えております。

それから、同じような条件で、同じバス停を使って、補助金額に差があると。これをどう考えるかということですが、それは議員もおっしゃっておられるように自宅からの距離、自宅から学校までの距離でございますので、それが違えば当然補助金額も差が出てくると、こういうことになろうかと思えます。

以上です。

議長（遠藤正寿君） 木村議員。

26番（木村建一君） 通学距離の問題ではないんです、私が言ったのは。同じバス停から乗ったって 覚えていませんか。資料も渡しているから、確認しているようですけども。

1つだけ例を挙げましょう、もう一回。

修善寺中学校、大沢バス停から、在校生7万6,000円、今年入学すると9万1,000円なんですよ。そうでしょう。在校生の方が少ないじゃないですか。1.2掛け、同じ距離として。今年入学する生徒は20%増しですよという制度があるから、在校生の方が少なくなるのは当たり前のことなんですよ。

距離の問題だけではない。距離だって逆転する場合がある。検討していただきたい。

次に移りますけれども、ちょっとお話しして。

新しい制度はこういうふうに言っているんですね。

旧町の制度のさまざまな歴史とか地域性を考えて、年度補正で調整しています。

一方、そう言いながら、過年度補正、今言った何割増しとかなんか前年度プラスするというのは、過年度補正は新制度導入によって、今、教育長が言う経過措置だと。新しい制度ですよと言っておきながら、これは経過措置だと。

では、どういうことか、どうなるかと。今、事務局長が言われたように過年度補正と、在校生の場合。新制度の中で生かされる場合もあるし、生かされない場合もあると。

だから、先ほど冒頭言った、教育委員会が説明していた制度の歴史とか地域性というのは、当てはまる人もいるし、当てはまらない人がいるんですよということなんです。平等性ではない、だから。

旧制度の補助金制度を生かされた児童生徒と生かされない場合が出てくるんです。生かされない制度に当たった児童生徒の保護者の皆さん、本当に残念でしたねと、そういう制度なんです。

今の制度で本当に、何かプラスして恩恵をこうむっているような話しぶりですけども、そうではないでしょう。同じ隣同士にいて補助金が違うという、誰が見たってそれはおかしい仕組みに今なっているんですよ。だから、もう一度、根本からその点については検討をしていただきたいと思います。

次に移ります。

合併の調査結果の問題について、お話し、市長の方からなされましたけれども、最終的につくったのは確かに県なんです。でも、私は、県がつくったのを、知らないところでつくって、そして、市長に尋ねるのは失礼だなと思ひまして、これ、どういう経過でつくられたんですかと、市がどのようにかかっているんですかと、担当にお聞きしたところ、一定程度、県の方から、この分については来ていますと、質問が。それに対して、基本的にはこういうお答えをしましたと。文書は別ですよ、中身的には。だから、今質問しているんですけ

れども。

具体的にちょっとお尋ねしたいんですけども、私もすべてがすべて、全部サービスが落ちたとか、負担が多くなったとかは言いませんが、私は、正確に言うならば、住民サービスや負担がよくなったところもあるし悪くなった場合もあるという表現が適切だなというふうに思います。

もう一つ、合併した御前崎市の例が載っていたので、こちらの方は、幼稚園、保育料の値下げの、低い方に合わせとか、水道料金を安い方に合わせたとか、こう具体的な例が載っているんです。残念ながら、伊豆市はさまざまあるものだから、この県が出した、その資料の中にはないんです。

それで、お尋ねしたいのは運動施設の関係、使用料についてお尋ねします。

上がったところもあり、下がったところもある。確かにそうなんです。幼稚園の施設使用料について確認の意味でお尋ねしたいんですが、修善寺町時代は、ちょっと時間が若干違うんですけども、1日借りると修善寺の場合4,000円だったのに市になったら2,000円ということで、これ下げたんですね。ほかのところは同じですが。理由を聞いてもちょっと無理かもしれませんが、もしわかったら。

学校の運動場、中伊豆地区、旧町時代、8時から12時まで使いますと520円だったんですけども、今1,000円になった。ほかのところ、八岳のグラウンドとか中伊豆弓道場もありますが、これもすべからく上がっているんですね。だから、一概に高い低いというのは評価できないでしょうけれども、なぜこういう差が出てきたのかなというところは、今後のいろんな使用料、また指定管理者の問題でいろいろ出てきますけれども、このあたりをどのように見て、値上げしたりとか下げたりというふうなところをやられたのか、お尋ねします。

議長（遠藤正寿君） それでは、市長。

市長（大城伸彦君） お答えいたします。

合併協議会からの経緯で、やはり伊豆市として新しい市になる場合、先ほど平等ということで、なるべく平等にするということで料金が決まったというふうに、私は認識しております。

したがいまして、合併の考え方としては、原則として、サービスは高い方に、住民負担は低い方という考えで進められると。ですから、原則としてですから、ならず場合に上がるところもあります。そういう理解をお願いします。

補足、総務部長にさせます。

議長（遠藤正寿君） それでは、総務部長。

総務部長（堀江正身君） 特に料金あたりを決めるときには、旧町の適用で非常にさまざまございました。したがいまして、今言ったように基本は、負担は低い方、サービスは高い方という、こういう基本は常に持ちながらも、やはりすべてがそういう具合にいかなかったというような状況もございます。

特に今、議員のおっしゃられたことについては、非常に旧町の中で、例えば旧の天城においても、時間帯であるとか、半日単位であったとか、1日単位である。あるいは、中には1時間単位とか、こういうふうなことで、非常に細かい取り決めに、それぞれそれが4つございました。

したがって、状況によっては、その中間どこにおさまったというようなものもございますし、基本としては低いということを原則として、そのように決まった状況でございます。

議長（遠藤正寿君） 木村議員。

26番（木村建一君） その辺が住民になかなか、原則としてという言葉が枕詞につくもので、これずっと市になって本当に何度となく質問しているんですけども、原則があっちは生かされたり、こっちで殺されたりというような状況というのはあるんです。だから市民は、やっぱりそういう難しい言葉を言ったって、原則としてと言われたって市民はそう受け取らないということも含めながら、今後のことをよく見てください。

次に移ります。家庭ごみの有料化の問題について。

ごみを減らすために有料化が必要なんだと。また、ここで公平の問題が出ていましたが、ごみを多く出す人と余り出さない人の不公平をなくすために。それから、市長が言われた住民意識の改革につながるんだというんですが、この言葉、市の、環境省が中央環境審議会の廃棄物リサイクル部会意見具申というのを、案が12月に、途中でまた11月でしたかね、ちょっと直されてまた出たんですが、国が言っていることと全く同じですね。

国が言っていることを今、繰り返しお話し、伺ったんですが、出たごみをどう処理するかという従来の発想が、今、環境省から出ている意見具申も同じなんですよ。

ごみを出すという出口問題、幾ら考えて、それを有料化すれば減るんだといたら、それは私は間違っているという可能性があるだろうと。絶対間違っているとは言いませんけれども。有料化後、一たんごみは減っても、またもとに戻って、後になるとどんどん増え続けるという例は、これは全国にたくさんあるんですよ。

具体的に、また、これ調査してほしいということも含めて質問しますけれども、1997年に環境省が環境白書というものをしました。この中に、有料化した自治体で島根県の出雲市とかいろんな自治体名を挙げて、減ったという、こういう宣伝をしたんですね。

出雲市を調べますと、これ92年に有料化しているんですが、有料化する前の年、91年は燃えるごみは減ったんだけど、その後、ずっと統計を見てみますと、年とともに徐々に徐々に増えて、2001年には、92年、有料化する前よりももっと増えているんですよ。

それから、全協のときに、なぜ有料化ですかとお尋ねしたら、伊豆の国市も有料化したらごみが減ったと言っておりましたが、伊豆長岡、韮山は町時代は有料でした。大仁は無料だったんですけども。合併前の1年間のを出して、月平均と、合併して伊豆の国市7カ月たっていますけれども、その中の平均を見ると、4万3,000キログラム増えているんですよ。

事実と違うんです。

市民にどんなモラルが出てくるか。市民がお金さえ払えばいいんだというモラルの問題。そして、こんなことも出てきます。まじめに袋にちゃんと出して、入れれば有料化になるんだけれども、市長、先ほどちょっと懸念されるとお話しになったんですが、道端に捨てたり、不法投棄すれば、これ、ただという状況なんです。モラルハザードというのは、どんどん出てくる可能性がある。

全国の事例を調査して、本当に有料化すれば減るのかどうか。それから、負担の公平というならば、ごみを出す。例えばペットボトルというのが、リサイクルしようと思ったってなかなかできない。いわゆるリターナブルで、瓶だったら、また使えるというような、工場で作っている製造会社で使えるという仕組みになっているんですけども、年を追うごとにだんだん瓶類は減って、そして、今、私も買っていますが、いわゆる使い捨てというか、ペットボトルがどんどん増えているんです。

製造業者はどんどん使い捨てる的に行っているんだけれども、逆にそのしりぬぐいを自治体と市民に負わせると。本当にごみを公平にするというのならば、製造者責任をとらなくてはならない。

環境省がいろいろと言っている、先ほど言った意見具申の中に、その辺が触れられているかということ、市長が言った3Rとっているんですけども、その3Rの2つ目、いわゆる発生源からごみを減らすという発想は全くないということなんです。

その点を調べるかどうか、お尋ねください。公平の問題は、本当にそれは公平なのかどうかということを含めて、お答えください。

議長（遠藤正寿君） 市長。

市長（大城伸彦君） お答えいたします。

有料化すれば、ごみが減るのかどうなのかという再質問で、今、木村議員から、有料化しても増えたところがあるということですね。私は、住民のごみに対する意識の向上により、ごみの発生と排出抑制が期待できるということですが、時代とともに世の中が変わって、生活が変わると、それは増える可能性はあると思います。ただ、有料化がごみを減らすだけの理由ではないです。リサイクルあるいは施設の整備等をする方へやはり負担をしてもらうということがあると思います。

ごみはだれが出すのかと。木村議員の理論を展開すると、買うときに、ごみ負担料を商品にオンをするというようなことになるのではないかと、ちょっとそんなふうに思いますけれども、どうなんでしょうか。

補足のお答えを市民環境部長からお答えいたします。

議長（遠藤正寿君） それでは、市民環境部長。

市民環境部長（福室恵治君） 今、市長が答えたとおりで、そのとおりに市長の指導のもと私たちはやっているわけがございますけれども。市長の今、答弁の中でもありましたように、

不適切排出などが増える懸念もあるよというふうなこともありますけれども、私たちもやってみなければわかりません。

開き直すわけではありませんが、なぜ減るかといいますと、いろんな文献、それから伊豆の国市の状況等をつぶさに見たり、聞いたり、また勉強したりする中で、有料化した自治体の約7割が5%から25%の減量となっているというような調査報告もあるわけでございます。

その中で、有料化によるごみ減量は一時的ですぐにもとに戻るではないのかという議論は確かにあるわけでございますが、ここでの調査結果によりますと、有料化後10年以上の経過をしている自治体と有料化していない自治体との間には、地域特性や制度特性を考慮しても1人1日当たりの総ごみ量に違いがあるということを確認をしていると。

したがって、平均的には有料化しない場合と比較すると、有料化による減量化は持続しているということが考えられるというような調査文献もありますので、私たちはこれらを参考にしながら、また、市長が答弁しておりますように、導入については事前の十分な検討と関係者を含めた意見交換、また、方向に対する住民への周知等を慎重にやるというようなことで実施していきたいと思っております。

それから、もう一つ、公平というようなことですが、この公平をいかにとっていくかというようなことも、いろいろな手法があるわけでございます。その中で、指定袋やシールが1枚から有料となるような単純方式だとか、それから、無料配布してそれを上回ると有料化するような超過方式だとか、また、それを上回ると高い価格でというような二段方式だとか、いろいろな方式があります。そういうような中で検討しながら、公平というようなことで皆さんにご理解をしていただきたいと思いますと思っております。

議長（遠藤正寿君） 木村君、あと3分少々です。

26番（木村建一君） はい、わかりました。

まだ総合計画の中に書かれてあるわけですからね、近々に迫っている問題ではないけれども、どうもそちらの方へいってやるのかなというようなところで、ごみを本当に、処理量だって減れば焼却も小さくて済む。そういう関連もありますので、今、具体的に部長、言われましたけれども、伊豆の国市は増えていますからね、現実には、減っているのではないです。

それで、今、私は一例を出しましたけれども、ぜひ、あちらこちら、まだ期間があるでしょうから、たくさんの事例を集めながら、本当に有料化したら、なるのかどうか。そして、経費の負担をしてもらいたいということも言っていましたが、そういうことも含めて、次に進みます。

単独か共同かということで、1市よりも2市の方が多少合理化できるということなんです。建設費用だけではなくて処理場までの2つ質問しますけれども、輸送距離とか、その維持補修などのランニングコストって当然見なくてはならない。

輸送を考えると、具体的に考えますと、2市共同の方が、だんだん、どこかに置くわけですから、遠くなるわけです。そうしますと、ごみの収集回数を今までどおりにしようとする

と、ひょっとしたら車の台数を増やさなくてはならないかもしれない。土肥から運ぶときどうするのか。伊豆市の中だったら少しは近くかもしれないんだけど、伊豆の国市になるともっと遠くなる。中間のまた中間処理施設ですよ、つくらなくてはならない。

そういう経費も検討して初めて、ああ、やっぱり伊豆の国市の方と共同した方がいいんだなということがわかるのなら私も納得するんですが、経費的な面というのは本当に具体的に何にもわからない。建設費用だけが、ずっと昔に私、見させてもらったんです。そういう今後の維持経費をどうするのかというのが全くわからない。

2つ目にお尋ねしたいのは、2市共同では合併特例債、使えませんね。市単独でやると使えるかもしれないけれども、それ問題ある。そういう財政的な面はどうなのかというところ。

それから、あとちょっと、用地確保の問題について。どうもわからない。同時進行だったらわかるんですけども、スケジュール表を見ますと、用地を確保して、その後どんな施設をつくりましょうかということでしょう。どんな施設をつくるかによって、初めて用地が決まるのではないですか。

いろんな今、新方法というのがたくさん出ていて、あちこちで爆発が起きたり、いろんな障害が出ているんだけど、でも、そんなことは言わないまでも、どういう処理をやるのか、そして、ごみ減量化との兼ね合いで処理場をどうしようかという、二つセットにしていけないと、僕は出てこないと思うんですけども、用地が先に立っているということはちょっとおかしい。

もう時間がなくなりましたから、第三者機関の問題や住民参加の問題、検討したいというふうなこと。それは私は前向きにということで受けとめましたので、今言った三つ、質問に対してお答えください。

議長（遠藤正寿君） それでは、市長。

市長（大城伸彦君） 後ほどまた市民環境部長からお答えさせますが、一番ポイントの1市でやるか2市でやるかということですが、これは試算のしようは幾らでもあります。輸送の話をしてしまっても、原油の値段が上がったり下がったりします。そういうことでも変わってくるでしょう。

ですから、試算はやりようによってできると思います。でも、総合的に判断すると、やはり焼却の用地を探すということは相当至難のわざです。いいですか。焼却場の建設ということについては、皆さん、早くつくれとおっしゃいます。だけど、お宅の近所につくらせてくれと言ったら、大体反対します。したがって、早く用地を探さなければいけない。

逆に用地で、多分用地におさまらないような、そんな施設はないと思いますが、議員おっしゃるように幾つかの方式がありますし、これも日進月歩です。先に装置を決めて、用地がゆっくり決まったら、その装置が使えなくなるかもしれない。極論すると。

そういうことで、まず、以前にもお答えしましたが、用地ありきで進めているつもりです。それから、合併特例債ですか。一部には、伊豆市は合併しました。伊豆の国市も合併した

ので、持ち寄ればいいのではないかというお話もありました。可能性について、もうちょっと押ししてみようという方はいますけれども、私は慎重に、その筋は議員等おっしゃるように薄いと思います。ですから、逆に特例債がうまく使えたら、その分よかったと思っていただきたいと思います。

3番目は、輸送コストですが、1市でもって市の真ん中へやる。車の大きさ、台数等々がありますが。したがって、実際用地がどこになるか、まだはっきりしていませんけれども、2つの市でやると市境ぐらいになるのかなと。2市でやって天城のこっちの方へやれば、やっぱり葦山から持ってくるのは大変でしょうし、逆もまたとなると思います。輸送費はそれぞれの自治体が負うということになっていますので、やはりそういう中間的なところに場所を求めることになるのかなと。

そういうふうに1つずつ絞っていかないと、同時進行でやれ、いいですよ。すばらしいですよ、できたら。そんなのできないでしょう。私は修善寺町の時代から、一部事務組合の管理者をやらせていただいて、このごみ問題が一番の私の課題だと思っています。そういうつもりで真剣にやっているつもりですから、ぜひご理解とご協力をお願いしておきます。

補足説明して。

議長（遠藤正寿君） では、市民環境部長。

市民環境部長（福室恵治君） 用地確保について、ちょっと補足させていただきます。

市長言っているとおりでございまして、これから循環型社会形成の推進計画をつくっていくというような中で、この計画は、ここの場所でこういうような処理をするんだよというような計画をつくるわけございまして、そのときに、この場所というところが今まだ決まっていなくて、今、市長言うとおり、決まっておきませんので、そういうようなものの場所が決まって、計画を策定をするというふうな運びとなります。

したがって、それを済ませて、交付金の申請ということになりますので、そんな順序で進めさせていただくのが一番いいのかなと。このような形で進めているところでございます。

議長（遠藤正寿君） それでは、これで木村議員の一般質問を終了いたします。

これですべての一般質問を終了いたします。

散会宣告

議長（遠藤正寿君） 以上で、本日の議事はすべて終了いたしました。

これにて散会いたします。

次の本会議は12月13日午前9時30分より再開いたします。よって、この席より通知をいたします。

本日はご苦労さまでございました。

散会 午後 2時06分

平成17年第4回（12月）伊豆市議会定例会

（第4号 12月13日）

平成17年第4回(12月)伊豆市議会定例会

議事日程(第4号)

平成17年12月13日(火曜日)午前9時30分開議

- 日程第 1 諸般の報告
- 日程第 2 議案第122号 平成17年度伊豆市一般会計補正予算(第4回)について
- 日程第 3 議案第123号 平成17年度伊豆市天城北道路用地取得特別会計補正予算(第2回)について
- 日程第 4 議案第124号 平成17年度伊豆市修善寺自然公園特別会計補正予算(第1回)について
- 日程第 5 議案第125号 平成17年度伊豆市国民健康保険特別会計補正予算(第1回)について
- 日程第 6 議案第126号 平成17年度伊豆市介護保険特別会計補正予算(第2回)について
- 日程第 7 議案第127号 平成17年度伊豆市簡易水道事業特別会計補正予算(第2回)について
- 日程第 8 議案第128号 平成17年度伊豆市水道事業特別会計補正予算(第2回)について
- 日程第 9 議案第129号 平成17年度伊豆市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1回)について
- 日程第10 議案第130号 平成17年度伊豆市湯の国会館事業特別会計補正予算(第1回)について
- 日程第11 議案第131号 平成17年度伊豆市昭和の森会館事業特別会計補正予算(第1回)について
- 日程第12 議案第132号 平成17年度伊豆市天城温泉会館事業特別会計補正予算(第1回)について
- 日程第13 議案第133号 平成17年度伊豆市上水道事業会計補正予算(第2回)について

- 日程第 1 4 議案第 1 3 4 号 平成 1 7 年度伊豆市温泉事業特別会計補正予算（第 1 回）について
- 日程第 1 5 議案第 1 3 5 号 伊豆市コミュニティ防災センター条例の一部改正について
- 日程第 1 6 議案第 1 3 6 号 伊豆市シニアプラザ条例の一部改正について
- 日程第 1 7 議案第 1 3 7 号 伊豆市中伊豆体験農園条例の制定について
- 日程第 1 8 議案第 1 3 8 号 伊豆市立地域集会施設条例の一部改正について
- 日程第 1 9 議案第 1 3 9 号 伊豆市小川多目的利用施設条例の制定について
- 日程第 2 0 議案第 1 4 0 号 伊豆市総合会館条例の一部改正について
- 日程第 2 1 議案第 1 4 1 号 伊豆市持越オートキャンプ場条例の一部改正について
- 日程第 2 2 議案第 1 4 2 号 伊豆市修善寺温泉管湯条例の一部改正について
- 日程第 2 3 議案第 1 4 3 号 伊豆市恋人岬関連施設条例の一部改正について
- 日程第 2 4 議案第 1 4 4 号 伊豆市松原公園条例の一部改正について
- 日程第 2 5 議案第 1 4 5 号 伊豆市都市公園条例の一部改正について
- 日程第 2 6 議案第 1 4 6 号 伊豆市公民館条例の一部改正について
- 日程第 2 7 議案第 1 4 7 号 第 1 次伊豆市総合計画基本構想の策定について
- 日程第 2 8 議案第 1 4 8 号 静岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の変更について
- 日程第 2 9 議案第 1 4 9 号 静岡県市町村非常勤職員公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の変更について
- 日程第 3 0 議案第 1 5 0 号 伊豆の国市と伊豆市との間で共同設置しようとする廃棄物処理施設整備の事務の委託に係る協議について
- 日程第 3 1 議案第 1 5 1 号 工事請負契約の変更について（市道一本松線道路災害復旧工事）
- 日程第 3 2 議案第 1 5 2 号 市道路線の廃止について
- 日程第 3 3 議案第 1 5 3 号 市道路線の変更について
- 日程第 3 4 議案第 1 5 4 号 公の施設の指定管理者の指定について（中伊豆室内温水プール等）
- 日程第 3 5 議案第 1 5 5 号 公の施設の指定管理者の指定について（修善寺自然公園）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（25名）

1番	杉山誠君	2番	鈴木基文君
3番	小森勝彦君	4番	内田勝行君
6番	山下一君	7番	加藤章君
8番	室野英子君	9番	飯田正志君
10番	森良雄君	11番	古見梅子君
12番	磯晴雄君	13番	鍵山堅一君
14番	杉山羌央君	15番	飯田宣夫君
16番	酒井勲一君	17番	木内一郎君
18番	塩谷尚司君	19番	関邦夫君
20番	小野忠宏君	21番	大川孝君
22番	三須重治君	23番	堀江昭二君
24番	高田和正君	25番	遠藤正寿君
26番	木村建一君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	大城伸彦君	助役	児島保次君
教育長	室野純司君	土肥支所長	平田秀人君
天城湯ヶ島支所長	鈴木幸司君	中伊豆支所長	佐藤央一君
総務部長	堀江正身君	市民環境部長	福室恵治君
健康福祉部長	内田政廣君	観光経済部長	鈴木直道君
土木部長	土屋亨君	上下水道部長	水口信夫君
企業部長	渡邊玉次君	教育委員会事務局長	山本準次君
会計課長	佐藤正秋君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局 長 長谷川 與志衛
係 長 三 田 浩 二

局長 補 佐 森 修 司
主 査 山 下 正 恵

開議 午前 9時31分

開議宣告

議長（遠藤正寿君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成17年第4回伊豆市定例会を再開いたします。

本日の出席議員は25名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

発言の取り消し

議長（遠藤正寿君） 日程に入る前に、発言の取り消しについてをお諮りいたします。

10番、森議員から、12月8日の一般質問における発言について、会議規則第65条の規定により、お手元に配布した部分の取り消ししたい旨の申し出がありましたので、この取り消しを許可することについて、皆さんご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（遠藤正寿君） ご異議なしと認めます。

よって、森議員からの発言の取り消しの申し出を許可することに決定いたしました。

これより日程に入ります。

議事日程説明

議長（遠藤正寿君） 本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

諸般の報告

議長（遠藤正寿君） 日程第1、諸般の報告を行います。

常任委員会に付託した請願について報告をいたします。請願第2号 最低保障年金制度の請願は、総務常任委員会に付託いたしました。

議案第122号の質疑、委員会付託

議長（遠藤正寿君） 日程第2、議案第122号 平成17年度伊豆市一般会計補正予算（第4回）についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、これを許します。

この際、一言申し上げます。

第1回目の質疑については、議員並びに答弁者いずれも登壇することとし、再質問についてはいずれも自席にて起立の上、お願いすることといたします。

まず最初に、26番、木村議員。

26番（木村建一君） 議案第122号の一般会計補正予算について、4点にわたって質問いたします。

提案されたときにそれぞれの事業のめどがついたとか、つきそうなので、それぞれ減額したりプラスしたりしたというふうな説明がございました。当初予算を提案するときに当然それぞれの目標があったと思いますが、細かなさまざまな減額補正とかプラスということは、各常任委員会に当然十分な審議がなされると思いますが、私は商工業の問題、それから、農林業、防災の項目について、補正予算の多少にかかわらず、市当局も大事な事業と位置づけて、今度も大事な事業ではないかというふうに私なりに考えたことについて質問したいと思います。

まず最初、ページでいきますと24ページに、TMOの伊豆支援事業というのがありますが、当初予算を見ますと670万5,000円が、結果として今回提案されているのが84万9,000円ですが、とりわけアドバイザー派遣委託料、これ、当初のときには消費者動向調査ということで提案されたと思うんですが、75万6,000円がゼロになりました。それから、もう1点は、商店街競争力活性化事業補助金の中身ですが、商工会の事業というか、そういうところに委託しながらということを含めながら商店街の診断調査のアンケート等をやるんだというふうな提案だったんですが、それが当初200万円が50万円、4分の1という状況です。駅前を中心とした商工業をどうするのかということで大事な事業だと思ったんですが、約1年たった中でその内容について質問いたします。

それから、2つ目は、56ページに中山間地域等直接支払交付金というのがありますが、当初予算では5,128万円、今回2,700万円ということで、約53%減になっていますけれども、当然、農林業にとって、大事な国からの支援事業として位置づけたと思うんですが、その点の減額になったご説明をお願いしたいと思います。

3点目、60ページに放置竹林の対策事業があります。その中で竹林間伐委託料というのがあったんですが、201万7,000円組まれていたと思うんですが、ゼロになりました。どうしてかなというふうなことでありますので、その内容の説明をお願いします。

最後、4点目、74ページに防災対策事業、その中で家具転倒防止補助金が当初120万円がゼロになって、多分目的は同じような形になってきたのかなと思うんですが、家庭内家具固定業務委託料、当初なかったんですが、481万8,000円ということに今回提案されております。名称変更か、もしくはまた家具転倒防止のための手続の変更に伴う事業の名称の変更のかなというふうに私は理解をしましたがけれども、その点についての説明をお願いいたします。

議長（遠藤正寿君） それでは、ただいまの木村議員に対して答弁願います。

まず、市長。

市長（大城伸彦君） ただいまの木村議員より議案第122号について、質疑について、4つございました。 、 、 、 と、 と 番を総務部長、 と 番を観光経済部長から答えさせます。

議長（遠藤正寿君） それでは、総務部長。

総務部長（堀江正身君） それでは、ページでいきますと24ページと74ページになりますので、総務の担任いたします事柄につきまして答弁をいたします。

まず、TMO伊豆・支援事業、24ページの一番下の関係でございますが、講師の謝礼、それから、修繕、アドバイザー、特にアドバイザーの派遣の委託料がそっくり減になっている、これはどういうことだという前段でございます。これにつきましては、別の商工会の事業がございまして、そちらで事業展開を行うということでございます。これにつきましては、静岡産業創造機構の助成事業ということで別枠で執行ができるということになりましたものですから、講師の謝礼の40万円の減、それからアドバイザーの派遣の75万6,000円はそちらの事業に振り替えたということで減額をさせていただきました。

なお、商店街の競争力の150万円の減でございますけれども、これにつきましては助成額の確定に伴いまして別事業での執行ということもございまして、事業の執行者でありますTMOの伊豆、いわゆる修善寺町の商工会でございますけれども、これと資金の調整をした結果、少なくとも今年度については市の補助金がなくてもできるというようなことの中で不要となる150万円を補正減ということにさせていただきました。

続きまして、74ページの家具の関係でございますけれども、当初は世帯の方に直接の補助ということを考えておりましたですけれども、これですとやはりうまくない、制度上うまくないということで委託に切りかえて行ったということで補助金の方はそっくり減額といたしました。これで委託料の方を481万8,000円ということになりますけれども、当初の120万円よりも金額的に増えております。これにつきましては要望が非常に多かったということで増額をお願いしたいということでございます。

以上です。

議長（遠藤正寿君） 次に、観光経済部長。

観光経済課長（鈴木直道君） それでは、56ページ、中山間地域等直接支払交付金ですね、これにつきましてお答えをさせていただきます。

この中山間の直接支払い制度につきましては、平成12年度から創設されまして、16年度までの5年間でスタートしたわけでございます。その後、平成17年度から制度改正がございまして、引き続き5年間ということで制度が継続されたわけでございます。そうした中で平成17年度当初予算におきましては、これは県の指示もございまして、16年度とほぼ同額の予算を計上いたしました。制度改正につきましては、その内容ですけれども、10年から15年後を目指した集落の将来像とその実現に向けた活動計画、それから協定期間の5年間の活動行程表の策定、集落のマスタープランの策定、周辺の林地の草刈りや景観作物の作付など多面的機能の増進活動の実施のほか、農作業の共同化などの生産性、収益向上の活動、新規就農者、認定農業者の育成など担い手育成の活動の中の新たな施策が求められてきました。今までの制度と比較いたしまして、条件的に非常に厳しくなった状況でございます。

こうした中で、17年度からの制度改正に伴う集落の説明会を8月から旧町単位に4地区で実施をしました。また、希望するそれぞれの集落につきましては、直接そこへ出向きまして説明も行ってまいりました。その中で、今まで52の集落協定があったわけですが、今回26の集落協定に減少いたしました。それともう一つは、個別協定は1カ所ございます。地区別にいきますと、修善寺地区が今まで15協定が8協定、土肥地区が2協定が1協定、天城湯ヶ島地区が19協定が7協定、中伊豆地区が16協定が10協定と、それで個別協定は1協定で変更はございませんけれども、そのような形で減少したわけでございます。

先ほど言いましたように制度改正により今までより非常に条件が厳しくなったこと、それとそれぞれの集落、団地の非常に高齢化といえますか、それが非常に大きく影響しているかなというふうに思っております。今後5年間農地を維持していかなければならないという中で、聞くところによりますと、地域を特に取りまとめる代表者といえますか、リーダーといえますか、そういう方々が高齢化してきまして、なかなか地区でまとまっていけないという状況もあるようでございます。しかしながら、中山間地域の農業の活性化のためには非常に有効な制度でございます。今後も集落協定の締結に向けて努力をしていきたい、常にそういう形で投げかけをしていきたいと思っております。

それから、60ページの竹林間伐の委託料でございます。今回ゼロということでございますけれども、これにつきましては放置竹林というのが非常に目立ってきている中で、17年度につきましてはモデル的なものをちょっとやったらどうかということで予算計上させていただいたわけでございます。しかし、これは間伐と書いてありますけれども、実際は皆伐です。全部切って、そこに広葉樹を植栽をしていこうということで計画をしておったわけでございます。予定をしていた場所につきましては、昨年台風でちょっと崩壊を近くがしまして、周りも住家もあつたりしまして、非常に危険で、全部切ることはまずいよというような状況になりました。それと後の管理ですね、要するに切って広葉樹を植えるはいいんですけども、あとまた竹が出てくるものですから、やはり地主さんがそれなりに管理をしていただくような形が必要になってくるわけです。そこらなかなか難しい部分もございまして、今回はモデル的な皆伐についてはちょっと見送ったわけでございますけれども、今後はまたどこか検討しまして、そういうモデル的なものを考えていきたいというふうに思っております。

それとモデル的なものではなくて、市単独事業の中で、今言ったのは県の補助事業の中でやっっていこうという計画だったんですけども、市単独で今年度、今1ヘクタールぐらいを予定しております。今2カ所程度申し込みがありまして、そこでは皆伐、すべて切るような形での事業はやはり市単独として今実施をする意向で進めております。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） 木村議員。

26番（木村建一君） TMOの件の中のアドバイザー派遣の件について、もう少しお尋ねします。

別の商工会事業でというお話をしながら、助成事業をほかのということだったんですが、ちょっと中身が見えなかったものですから、もう一度お尋ねするのですが、商工会の中のそういう事業としてあったのか、それとも何か県の事業云々というのがよくわからなかったものから、当然やられて、ほかのところにメニューを変えたというふうに私は認識したのですが、他の助成事業とはどういうことだったのか、もう少し説明をお願いしたいと思います。

それから、中山間地域等直接支払交付金、16年度の決算が当然インターネット等を見ますと載っています。今部長が言われたように非常にこういう中山間地の急傾地等々における農林業をどう守っていくのかというのは国の事業として大事な事業だと思うんですが、細かなことをまた聞きますと大変ですから、ちょっと触りだけでいいんですけども、制度改正、継続するんだけど、あと5年間、制度改正の条件が厳しくなったというお話が出たものから、見出し的な形でいいですから、何が厳しくなったのかなというのは、継続というから、そのままずっとやられるのかなと思ったんですが、そうではないというふうなお話だったのでお願いしたいというふうに思います。

防災のいわゆる家具固定の件についてお尋ねします。当初の要綱ですと、新しい事業として評価しているんですが、直接補助の要綱だったんですね。うまくないという意味が少しわからないものですから、確かにある高齢者のところでそういう金具を取りつけてほしいと言ったときに、1回市からその方が受け取って、そしてどなたか業者に委託する、こういう形になってくるんですが、それが委託になったときに何がどう変わっていくのか、住民にとって便利になったのかなという意識もあるんですが、考えもあるんですが、もう少し説明していただけますか。

議長（遠藤正寿君） それでは、まず総務部長。

総務部長（堀江正身君） アドバイザーの派遣の委託の関係でございます。他の制度ということでございまして、これは商工会の単独の事業の中で補助のメニューがあったということで、一つには静岡の産業創造機構というところからの補助がいただけたということが一番大きなことでございます。こちらのメニューについては今ここでどういうメニューということはそこまで詳しくはわかりませんが、この中で適用になったということでございます。

それから、74ページの関係でございますが、家具の転倒の防止用の補助金を高齢者の世帯にお金だけやって、さあ、これでやりなさいということとはなかなか、非常に無理があるということもありまして、大工さんに委託をして、そして完全に固定をして、そして対象が高齢者だったものから、特にご自分でなさるといふことよりは、委託をしてつけるような段取りまでして制度をこちらに切りかえた。したがって、予算の方も補助金はすべて削減をして委託料へすべて持ってきたということでございます。

議長（遠藤正寿君） 次に、観光経済部長。

観光経済部長（鈴木直道君） 制度改正によりましてどこが厳しくなったかということですが、今までの制度ですと、農地の荒廃化を防ぐための活動ということですね。草刈りや景観作物とか多面的な機能を増進するための活動とか、そういう活動が基本だったんですけれども、今度新たに、やはりその地域の将来像、10年から15年先を目指した集落の計画、マスタープラン、その策定が義務づけられました。

それともう一つは、やはり農作業の共同化とか認定農業者とか担い手の育成の活動、そこらをやっていないと、100%の補助金はもらえない。今までのとおり、草刈りとか景観作物とか、そういう部分ですと8割はもらえる形はそのまま残っているんですけれども、100%もらえる形になりますといろいろなハードル、厳しいものが出てきたということです。それと先ほど言ったようにマスタープランの策定をしていかなければならないということでございます。

それと先ほどちょっと言いましたように、そういう厳しさもあるんですけれども、やはり先ほど言ったように、その地区として今後5年間農地を守っていけるかという、そこらの議論が地区の中でもあったようでして、やはりそれをまとめていくようなリーダー的な方も高齢者になってきた中で、ちょっと不安な部分もあったのではないかなと思いますけれども、とにかく先ほども言いましたように、中山間の直接支払いということで非常にこういう地域にとりましてはいい制度でございます。今後も引き続き締結に向けて努力はしていきたいと思っています。

議長（遠藤正寿君） よろしいですか。

それでは、次に、10番、森議員。

10番（森 良雄君） 10番、森良雄です。

私、この予算書を見させていただいて、私の個人的な見解ならよろしいんですが、大変厳しい予算だなと、我がまちは観光、まち起こし、農業だ、林業を守らなければいかんと言いながら、そういう部分の減額が非常に多岐にわたっている。一方で、いろいろな市債など増収をどういところで賄っているのか。直感的にこの予算は火の車予算ではないのか、自転車操業予算ではないかと感じたのですが、ぜひこの質問を通じてそういう杞憂を取り除いていただきたい。そういう希望で大変細々とした質問をいたしますが、ご了承いただきたいと思います。

詳細な説明を求むということで、火葬場敷地造成工事、天城給食センター、それから、臨時財政対策債について、現年課税分について、災害復旧費補助金について、中山間地等支払い事業費等について、減債基金繰入金について、臨時財政対策債について、減税補填債について、合併特例債について、退職手当組合特別負担金、臨時職員賃金、修繕料、OA系セキュリティ、航空写真データコンバート委託料、土肥八木沢地区ブロードバンド、天城温泉会館特別会計繰出金、還付金、環境美化活動報償、火葬場建設事業、合併処理浄化槽設備費補助金、時間外勤務手当、焼却処理事業、し尿処理プラント管理事業、年川処分場管理事業、

中山間地域等直接支払い事業、中山間地域総合整備事業、測量設計委託料、森林資源利用技術開発支援、竹林間伐委託料、有害鳥獣等被害防止対策、県単林道不法投棄防止工事、公共八木沢漁港海岸保全施設整備工事、その他観光施設管理事業、緊急特定地方道路整備事業、市道整備事業、天城北道路関連事業、都市計画推進事業、防災対策事業、測量委託料、農地災害復旧費、農業用施設災害復旧工事、林業施設災害復旧工事、林道橋梁災害復旧工事、長期債償還元金、長期債償還利子。

以上、よろしくお願いいたします。

議長（遠藤正寿君） それでは、ただいまの質問に対して答弁願います。

まず、市長。

市長（大城伸彦君） 森議員より大分、30項目ですか、多岐にわたってのご質問でございます。それぞれ担当の部長から答えさせます。

議長（遠藤正寿君） それでは、まず、順番でいきますから、市民環境部長。

市民環境部長（福室恵治君） それでは、火葬場敷地造成工事の7,800万円でございますが、今回の予定発注料からして工期を18年9月竣工予定とするため、工事費の一部を繰り越すということでございます。

それから、45ページの環境美化活動報償費49万6,000円でございますが、地域の美化活動事業の奨励交付金で1世帯400円を交付するものです。この事業の増が見込まれるということから、補正計上をお願いしたものでございます。

それから、47ページの火葬場建設事業の1,796万8,000円の減額でございます。主な減額ですが、造成工事費の設計額が確定したことと、それから、工事監理を職員が行うことにするなど、委託料の500万円の減額等が主なものでございます。

それから、51ページの焼却処理事業の3,877万4,000円の増額でございます。これはまず13の45の1,400万円の減額でございますが、焼却施設環境影響調査委託料の決定による減額を計上したものでございます。それから、13の51の200万円の増ですが、年末年始等の休日収集分のごみ焼却施設運転管理業務委託料の増額分をここで計上させていただきまして、その上にもあるわけですが、可燃ごみ臨時収集運搬業務委託料と合わせ、約総額600万円弱を臨時収集分ということで補正計上させていただきました。

それから、13の52の1,395万8,000円ですが、工事期間内の焼却委託で、特に土肥戸田での処理費が本年よりトン当たり2万1,000円というような改正がありましたことから、この増額計上をしたものでございます。

それから、15の40でございます。これは緊急補修工事があったことと、それから燃焼ガス冷却室等を含む補修工事分の計上をしたものでございます。

それから、53ページのし尿処理700万円の減額ですが、これは余剰汚泥の引き抜き1回分、それから、施設改良事業の確定による減額を計上したものです。

それから、年川の処分場管理費でございます。これは事業費の決定による減額を計上した

もので、特にごみの処分場の管理委託は必要なときに、毎週水曜日を計画していたんですけども、その委託の必要なときのみシルバーに委託すべく事業を変更したがための減額ということで計上させていただきました。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） それでは、次に、教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（山本準次君） 5ページでございますが、天城の給食センターの給食調理の配送業務委託、これを来年から2年間で7,000万円を上限に債務負担行為をお願いしたいということでございます。

天城の給食センターは、今まで市の職員で調理をしておるわけでございますが、これを新規で調理と配送業務の委託を民間の業者をお願いをしたいということでございます。単年度の契約でいたしますと雇用であるとかそれから、社員教育、調理の習熟度などに課題があるかと思しますので、複数年の契約をお願いをしたいということでございます。行政から民間業者にということでございますが、これは民間にできるものは民間をお願いをしたいということが基本となっております。

なお、委託をするものにつきましては、調理とそれから配送業務のみでございまして、中には食材の方まで委託をしているという市町村もあるようでございますが、そちらの方は全く考えてはございません。

以上です。

議長（遠藤正寿君） 次に、総務部長。

総務部長（堀江正身君） それでは、6ページの地方債の補正の中の臨時財政対策債でございます。今回1,400万円の増額でございますけれども、まず、この臨時財政対策債については交付税の振替財源ということでございます。今回交付の基準額が決定したことに伴う増額ということでございます。

続きまして、9ページでございます。固定資産税の現年の1億円の増額でございます。これは予算編成時には極めて厳しい状況の中で査定の方も厳しく査定をするしかなかった、こういうような状況でございます。しかし、現在まで経過いたしまして、順調に固定も伸びてきているということで、ここで1億円補正をしてもほぼ大丈夫であろうという判断をいたしまして、今回補正を1億円させていただきました。

続きまして、15ページの減債基金の繰入金の減額でございます。これは一般財源が確保されましたので、歳出の長期の償還の元金を返す財源としておったわけですけども、今年については一般財源で措置をするということで、今回このところの繰り入れを取りやめるといふことの措置とさせていただきます。

17ページでございます。臨時財政対策債、それから、減税補てん債、合併特例債、これは先ほどの6ページでも説明をいたしましたけれども、基準額が決定いたしましたので、変更の措置ということでございます。

続きまして、歳出に入ります。21ページになります。退職手当組合の特別負担金、6日に説明をした詳細説明で、不明の部分ということで、具体的に対象の職員は何名いるかということでございます。これについてはこの退職手当の特別負担金に関連する職員というのは10名でございます。

続きまして、23ページです。天城湯ケ島の支所費でございます。まず、臨時職員の賃金でございます。これは天城湯ケ島支所の地域振興課のバスの運転手の時間外の勤務分でございます。当初は正規の職員を含めまして時間外というのは最小限に措置をしておりましたけれども、特にバスの使用の頻度が多く、休日等もかなり出られたということで、時間外に相当する分の賃金が今回補正をしないと運転手に支払いができないということで増額措置をお願いするということでございます。

次の修繕料でございます。これにつきましても6日に説明いたしまして、なお不明な部分が残るということでございます。

まず、アスベスト撤去はいたします。これにつきまして、D51の本体は当然現場に残るということでございます。それから、アスベストが使われている部分でございますけれども、これは詳細につきまして、白、黒がわからないグレーの部分がございますけれども、それも含めて使われている部分については、まず暖房用の配管、発電用の配管、それから、運転台回りの配管などにつきまして吹きつけアスベストが巻きつけられているというようなことでございます。それから、もう一つは、ボイラー及びシリンダーの関係、それから各配管の継ぎ手部分のパッキンであるとか、ブレーキパット、こういうような混合の成分で使われているという可能性も含めて、ありとあらゆるところにあるというような状況でございます。

続きまして、25ページでございます。OA系のセキュリティの保守委託料、これは事業の確定に伴う減額でございます。

次の航空写真のデータのコンバートの委託料、これは航空写真は現在税務課の固定資産の評価業務ということで、ネットワーク上に航空写真が存在しておいて、税務課の職員がこれを利用しております。しかし、各パソコンから航空写真が見られるようにということで、今回そのままでは利用ができません。これは約束事項がございましてデータのコンバート作業が必要になるということでございます。地域公共ネットワークがあるから、こういうようなことができるということでございますが、さらに利用するには100万円かかるということで、今後は工事関係を始めまして、各業務への利便性が向上いたしますので、今回予算の措置をお願いしたいということでございます。

なお、これについては固定資産の航空写真が新しく変更になるまでということで、3年に一度飛行機を飛ばしまして航空写真を変えます。ですからその時点でこれを継続ということになりますと、同じぐらいのコンバート料が必要になる。今回については当面の利用ができるというような措置でございます。

続きまして、土肥の八木沢地区のブロードバンドの整備補助金については、事業が完了い

たしましたので確定の減額でございます。

それから、29ページ、税務の関係の還付金でございます。還付については納め過ぎたものをお返しするというような制度でございますけれども、本年度も残り4カ月近くもでございます。還付の数字を現時点で把握することは大変困難ではございますけれども、今後の状況にもありますけれども、ここで200万円程度の増額をお願いして、年度末まで何とかこれで運用していきたいということでございます。

それから、50ページの関係で時間外勤務でございます。これは運転手のところでも言いましたですけれども、当初予算の編成時に時間外手当については必要最小限にとどめたということで、今回の増加となったのは、特に土曜日の収集等が主にありまして、その間のものが手当ということで増額をお願いしたいということでございます。

続きまして、73ページに飛びますけれども、73ページは、ただいまの木村議員の質疑にお答えしたとおりでございます。補助金から委託料に切りかえまして、なお要望が多かった分については事業費が増額しているということでございます。

それから、89ページでございます。長期債償還元金でございます。これは県の振興資金の償還で、その措置があったということでございます。当初は据え置き期間を見込まないで、全額を償還することで計算しておりますけれども、一部の資金について据え置き期間があったものですから、元金が若干ですが、減額ということになります。

償還の利子でございますけれども、減債分、特に利率については大体1.8%ぐらいを見込んでいたわけでございますけれども、利率の方が1.3%ということで、これも確定を見ましたので、若干でございますが、減額ということになりました。

総務の関係は以上でございます。

議長（遠藤正寿君） 観光経済部長。

観光経済部長（鈴木直道君） それでは、観光経済部関係の説明をさせていただきます。11ページでございます。

一番下の災害復旧費補助金でございます。これにつきましては今年の台風11号による災害の復旧費、それに対する国からの補助金でございます。1番の農地災害復旧でございます。386万6,000円、これにつきましては7カ所でございます。田んぼの畦畔の関係の工事でございます。それから、4の林道災害復旧費補助金831万4,000円、これにつきましては林道の災害ということで3カ所分でございます。

次に、次のページの14ページをお開きください。

これも同じく11号による災害復旧でございます。農業用施設災害ということで、水路とか頭首工とか道路の災害復旧でございます。6カ所分の補助金ということでございます。

それから、その下の中山間地域等直接支払事業補助金、これにつきましては先ほど木村議員にお答えしたとおりでございます。要綱改正等に伴いまして継続が困難な地域が出たため減ったということでございます。

それから、歳出の方をお願いいたします。

55ページ、これにつきましても先ほど木村議員のところでお答えした内容でございます。中山間地域等直接支払交付金ということで、減額の理由につきましては先ほど申し上げたとおりでございます。

次に、58ページをお願いいたします。

中ほどの負担金補助及び交付金の中の中山間地域総合整備事業、県営事業の負担金でございます。これにつきましては、県営中山間事業として県が行っている事業でございます。農道とか用排水路の整備が主なものでございます。現在、中伊豆、天城、修善寺地区、それぞれ工事を進めております。これにつきましては負担率は事業費の15%という高率の事業でございます。今回の減額につきましては、事業の確定によつての減額でございます。国の予算配分が当初見込みより少なくなったためのものでございます。

それから、次の59ページ、60ページです。

林業振興事業、その中の測量設計委託料400万円でございます。これにつきましては森林資源を生かしたエネルギーとして木質のバイオマスがございます。その導入につきまして、今まで県が主体になって調査研究を進めてきました。チップを使ったボイラーとかそういうものにつきまして研究を進めてきたわけでございます。これにつきましては、湯の国会館、ここをシミュレーションして実施をしてきております。そしてその採算性とか生産体制にある程度めどがついたということで、また、非常に環境にやさしい取り組みということで伊豆市としても取り組んでいきたいということで、来年度国の補助をいただきまして、今までシミュレーションしてきました湯の国会館、ここのボイラーは非常に老朽化をしておりまして改修が必要という状況でございます。そこに木質バイオマスボイラー、これを設置していきたいということで、建築確認とか保健所等の許認可の申請、それとか早めに来年度着工をしていきたいということの中で今年度設計の方をしていきたいということで計上させていただきました。

それから、森林資源利用技術開発支援事業費補助金でございます。157万円。これにつきましては、森林資源を活用して工芸品づくりを行い、地域の特産品として活性化を図っていききたい、活性化に寄与していきたいということで、今中伊豆にありますNPO伊豆森林夢工房研究所ですか、そこが森林資源のクラフト事業、これを林野庁が行っている事業で、森業

森の業と書きますけれども、それと山業 山の業、創出支援総合対策事業というのを林野庁が行っておりまして、これは公募によりましていろいろな地域の取り組みを公募しているわけですが、その優良ビジネスプランに採用されました。森林資源クラフト事業、夢工房が行っている、この事業に採用されまして、これを進める中で国から50%の補助をいただくということになったわけでございます。ただし、この事業につきましては、地方公共団体からも事業費の15%の支援がなければできないということでございます。その中でいろいろ中身を審査させていただきました。地域の産業として育てていきたい。また、ここはク

ラフトマン、要するに工芸品づくりのそういう技術者を養成するところでございます。今後の伊豆市の活性化にもつながるものということで支援したいということで計上させていただきました。

それから、その下の竹林間伐委託料でございます。これにつきましても先ほど木村議員にお答えしたとおりでございます。

それから、その下の5の有害鳥獣捕獲事業、有害鳥獣等被害防止対策事業補助金128万円でございます。これにつきましては、非常に有害鳥獣の被害が多く発生しております。駆除の方もやっているわけですが、なかなか減っていかない現状もございます。その中で市の単独事業として被害防止対策事業というものをしております。防護柵とか電気柵とか、そういうものでございます。これにつきましては非常に申請等も増えてきている中で、現在予算不足で保留している分もございます。今後の件数も見込んだ中で128万円の増額をさせていただきたいということでございます。

それから、6の2の3の県単林道不法投棄防止工事でございます。これにつきましては、達磨山林道の不法投棄ですね。県とか大仁警察署が幾度となく検証を行ってきております。その中で県より県費の補助50%を利用してその対策をするように要請もございました。広域林道ということでもあります。今回、県道修善寺戸田線から入ってすぐの林道沿いでございます。そこに不法投棄の防止柵、金網ですね。高さ2.3メートルぐらいの防止柵を施したい、延長が大体45メートルぐらいということです。そのための増額の補正でございます。

それから、64ページをお願いいたします。

公共八木沢漁港海岸保全施設整備工事でございます。2,300万円の減額となっております。これは八木沢海岸に突堤の工事でございます。突堤を2基予定しているわけでございます。この事業は3カ年の事業として計画されてきております。総額が1億8,900万円ということの事業でございますけれども、当初予算を5,000万円計上したわけでございますけれども、国の内示額が2,700万円ということで大幅に減額となり、今回補正となりました。これにつきましては、国・県合わせて90%の補助ということで非常に高率の事業でございます。しかし、先ほど言いましたように3年間で事業実施ということ、終了というようなこともございまして、今県とも調整していますけれども、来年度は満額つけていただいて終了するような方向で今進めております。

次に、65ページ、66ページをお願いいたします。

その他の観光施設管理事業でございます。観光施設につきましては非常にたくさんの観光施設があるわけございまして、いずれも老朽化が進んできております。結構修繕をしなければならない箇所が非常に多くなってきております。その中で修繕費につきましては、細かいのですけれども、いろいろございます。全部で9件ほどの工事を予定しております。修善寺の梅園の加圧ポンプとか、そこに伴う受水槽の法面の補修とか、公衆トイレの修繕とか、細かい箇所、全部で9件を修繕料として予定しております。

それから、15の工事請負費の中で観光施設整備工事710万円、これにつきましては、恋人岬の展望台があるわけですが、ここの石積みが崩れておりまして非常に危険な状態になっております。この補修工事を早急に行っていきたい。それと松原公園のトイレの屋根の補修、屋根といいますが、これはアーチ型のトイレなんですけれども、鉄骨が腐食しておりまして、現在使用禁止にしております。これも早急に補修していかなければならないということで計上させていただきました。

そのほかに現在工事しております温泉場の桂遊通り、その関係で、その工事に附帯した工事が一部ございます。それらが主なものでございます。

それから、85ページをお願いいたします。85、86ページ。これは先ほど歳入のところでも申し上げましたように、今年度発生しました台風11号関連の農地災害、農業用施設災害、林業施設災害の工事の関係でございます。

まず、農地災害復旧工事でございますけれども、その中の測量委託料250万円、これにつきましては今回の災害に伴う測量等の業務委託料でございます。それから、農地災害復旧工事につきましては、先ほど言いましたように7件の工事でございます。

それから、その下の農業用施設災害復旧事業、1,842万7,000円、そのうちの一番下の農業施設災害復旧工事1,800万円、水路とか道路、頭首工関係でございます。6件の工事を予定しております。

それから、次のページ、88ページ、林業用施設災害復旧工事ということで1,399万4,000円、これにつきましても林道3カ所分の災害復旧の工事でございます。

以上で観光経済部関係の説明を終わらせていただきます。

議長（遠藤正寿君） 次に、土木部長。

土木部長（土屋 亨君） それでは、土木部の方の説明をさせていただきます。

まず、11ページでございますけれども、災害復旧費の補助金、今年度平成17年度の発生災害、これは台風11号でございますけれども、その災害復旧事業に対する国の補助金でございます。本年度8件の災害がございました。うち7件につきましては査定が完了しておりまして、査定額の合計が約2,500万円になっております。残る1件、これがまだ査定が済んでおりません、市道21006号線、いわゆる通称越路道路であります。これにつきましては今月19日に査定を受ける予定であります。査定金額を1億6,000万円と見込んでおります。この合計額1億8,500万円に対する国の補助金でございます。補助率は66.7%ということで、1億2,300万円を見込みました。

次に、歳出でございますけれども、69ページ、緊急地方（特定）道路整備事業の関係でございますけれども、旧天城湯ヶ島町からの引き継ぎの事業であります。大平柿木本柿木線改良事業ですけれども、本年度は柿木橋左岸側の土地買収、それから、建物補償を実施して、同じく左岸側の橋台工事を計画しておりましたけれども、現地立ち会い等地権者との交渉といいますが、お話し合いを進める中で、地権者のお一人の方が川沿いに大きく持っている土

地を道路が分断してしまうということがございます。土地が分断される右岸側、これは右岸側になりますが、右岸側の地権者の方から移転先に予定している上流側の所有地をできるだけ広く取りたいというふうな要望がございました。大きく持っている土地を道路が分断するものですから、分断される上流側のご自分の土地に移りたいということで、実際にもう少し広くなれないかというふうな要望がありまして、この方は事業そのものには大変協力していただいている方でございますけれども、そのために架橋位置を少し線型の見直しを行いました。それに伴って護岸の線型というものも修正を行うということにいたしました。一部の変更設計、それから、河川協議の委託料、これを補正させていただくとともに、本年度は今申し上げた方の右岸側の方、その用地、建物補償を実施することといたしまして、左岸側の用地等については来年度に改めて調整させていただくということになりました。今申し上げたように、変更後の右岸側用地の移転先等については基本的な承諾をいただいております。

次に、その次の市道整備事業でございますけれども、市道の33366号線でございます。この歩道整備に係る補正でございますけれども、この道路は修善寺駅前の広場から農協の駅前支店前を通して東側に続いている道路であります。駅前につきましては、新市建設計画ですとか修善寺駅周辺整備ということで、従来からTMO、それから、駅前まちづくり委員会等の組織で協議を重ねてきているところであります。来年度から本格的計画の策定ということに着手する予定になっておりますけれども、当該歩道につきましても、整備の必要性が従来から俎上に乗っているということでありまして、実は今回沿線の土地所有者から店舗の建て替え計画というふうなものが示されまして、土地の取り扱いについてどうしようかというふうな申し出がございました。これまでの経緯を踏まえて、この部分について先行取得しようというものであります。工事につきましては来年度を予定しております。

次に、71ページでございますけれども、天城北道路関連事業、天城北道路大平インターへのアクセス道路として整備を進めております市道321905号線新設事業にかかる補正であります。この路線は、当初事業期間を平成16年度から21年度までの予定で進めてまいりました。しかしながら、伊豆市斎場、火葬場ですね。それから田方消防の南署等の開設時期を踏まえまして、さらに天城北道路の7-1工区、今の掘り進んでいるトンネルと、それから大平のインターまで、これが1工区になりますが、その供用開始予定にあわせまして、このアクセス道路についても供用開始を平成19年度末にすることによって、道路網整備の一層大きな投資効果を生み出すということで県に要望いたしました。結果として本年度事業費に7,000万円の追加配分が認められまして、これに伴う増額補正をお願いするものであります。本年度の事業費の総額は1億3,700万円になります。この追加事業費の7,000万円全額をアクセス道路の用地購入費に充当することにしたいと思っております。

次に、73ページでございますが、都市計画推進事業につきまして、都市計画推進事業の都市計画基礎調査業務委託料でございますけれども、本委託は都市計画に関して基礎となる調査業務を県都市住宅部の指導に従って田方広域都市計画推進協議会の枠組みの中で実施され

る予定でございますが、本年度当初予算に計上いたしましたけれども、県において本年度の調査実施を見合わせることにしたために市としての支出を減額するものであります。

都市計画基礎調査につきましては、都市計画法第6条に定める業務でございますが、県が調査を見合わせたことについて、市としては近年の市町村合併の進捗状況に鑑み、県も調査の枠組み等に現段階で明確な方針を示しがたくなっていることが背景にあるものと推測しております。

次に、87ページの道路橋梁災害復旧工事についてでございますが、先ほどの歳入の補助金と関係してまいります。平成17年の発生災害は台風11号でございますが、先ほど申し上げたように復旧事業は8件ございます。内訳としてはすべて道路災害でございますが、修善寺地区が5件、中伊豆地区が2件、天城湯ヶ島地区が1件の合計8件になっております。現在7件の復旧について査定が完了しておりますが、これに対する確定額が2,500万円、残る1件が過日全協で説明をさせていただきました市道21006号線であります。この通称越路道路につきましては、来る12月19日に査定を受ける予定でございますが、査定金額を約1億6,000万円と設計しております。また、補助対象外として必要が見込まれる復旧として2,000万円を見込んでいる。この市道21006号線に関する昨年からの経緯及び新たな工法については、去る12月1日の全協で説明させていただいたとおりであります。工期は18年3月上旬から18年12月末ということで大変時間がかかりますが、予定をしております。計画につきまして議会の承認をいただいてからの施工ということになると思います。

土木部の説明は以上でございます。

議長（遠藤正寿君） 企業部長。

企業部長（渡邊玉次君） それでは、27ページ、天城温泉会館特別会計繰出金400万円の関係でございます。繰出金につきましては、特別会計の歳入の不足を補うためのものがございます。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） 森議員。

10番（森 良雄君） では、再質問させていただきます。

まず、5ページの火葬場敷地造成工事、この工事は、遅れているのかどうなのか。遅れているのなら、どのような状況なのか、お聞きしたい。

続いて、10ページ、ここに固定資産税の増額があったんですけども、これは特定の業者がこれだけの金額を一遍に入れてくれるというようなものではないのですか。その辺をちょっと確認したい。

続いて、12ページ、農地災害、公共土木災害復旧工事、林道災害復旧工事、これらについては支出も含めて、後で、歳出部分もありましたので、複数の事業のあるものはできれば後ほどリストをいただけたらと工事名及び規模、予算等、リストをいただけたらと思うので、よろしくお聞きしたい。

続いて、26ページ、土肥八木沢地区ブロードバンド整備補助金、これは事業確定ということなので、このブロードバンド化というのはいわゆる個人の生活においても非常に利便性があるということで、これはちょっと確認したいのですが、八木沢地区だけなのか。それともさらに南へ行って、土肥の恋人岬付近までブロードバンド化されたのか。もし未整備地区があったら、今後の予定があるのか等までお聞きできたらと思いますので、よろしく願います。

続いて、28ページの天城温泉会館の400万円、私はさっき火の車予算、自転車操業予算ではないかと言ったのだけれども、たとえ400万円といえども一般会計から繰り入れるということは大変な問題だと思うんですよ。この400万円をなぜ入れるのかというのをもう少しご説明いただきたい。この温泉会館はお客さんが増えているのか、減っているのか。それから一つの例として観光事業、9月、10月のお客さんは昨年と比べてどうなのか、増えているのか減っているのか、この辺わかったら教えてもらいたい。

続いて、46ページの環境美化活動報償、ちょっとよくわからないんですけども、一世帯当たり400円というようなことなんですけれども、どこか特定の地区にこういうものが出るのかどうなのか。どういう事業をやったらいただけるのか、その辺お聞きしたいと思います。

続いて、48ページ、先ほどの火葬場の事業に付随すると思うんですが、火葬場事業、遅れているように見えるんですけども、私の見方がまずいのだったらそのように言っていただければいいです。予定がどうなっているのか、その辺をお聞きしたい。

続いて、次のページの50ページ、合併処理浄化槽設置費補助金、これはちょっと僕も聞き漏らしていたら申しわけないんですけども、何世帯ぐらい予定しているのかどうか、お聞きしたい。

続いて、次の52ページ、焼却処理事業、これ、この施設、次の54ページにも、し尿処理プラントというのがあるんですが、この施設、今年度どのくらい事業費がかかるものなのか、既に相当出していると思うんですよ。その辺詳しくお聞きしたい。52ページの焼却処理施設、し尿処理施設プラント、何をやるのかも含めて、詳しくお聞きしたい。

続いて、60ページ、これは先ほど木村議員の説明のときに放置竹林の問題ですけども、私もこれは放置竹林、非常に伊豆市全体であちこち、こうやって見るとそこらじゅうに見当たるわけですけども、市単でやるということ、ご説明があったわけですけども、皆伐して植林する、非常にいいことだと思います。ちょっと確認になりますけれども、今年やるんですね、2カ所。その辺、一言いただければ、次はしませんから、願います。

次、66ページの観光施設管理事業ですね。非常に我がまちは観光立市であるので、入ってなかったら入ってないでいいんですけども、修善寺駅から温泉場へ歩いて行く場合の道案内が非常に不整備なんです。それで再三観光客から聞かれます。この中に入っているかどうか、入ってなければ入ってないでいい。お聞きしたい。

続いて、70ページ、道路関係がありますけれども、これも予算等含めて、場所等わかりま

したら、後でいいですから、教えていただきたい。

81の農地災害も後ほどで結構ですから、教えていただきたい。

88ページの道路災害等、林業もそうですね、どこでどのような工事が行われるのか、教えていただきたい。

以上です。

議長（遠藤正寿君） それでは、まず、市民環境部長。

市民環境部長（福室恵治君） 火葬場関連のまず繰越明許でございますが、全体的な火葬場建設につきましての予定でございますが、順調に予定どおりということで進めているところでございまして、この造成の繰越明許についても先ほど説明しましたように事業量が相当多くなる。それから割り出しますと1カ月1,500万円程度の事業量しか進捗ができません。というようなことの中で繰り越しをする、こういうものでございます。

それから、環境美化でございますが、これもいつか何か説明したような覚えがあるわけですが、各地区単位として1世帯400円の報償制度を市として持っておりますので、美化活動の奨励というような意味で各区にお願いをしているところでございます。

それから、火葬場の建設事業の予定ということですが、先ほど申しましたように全体事業といたしましては予定どおり順調に進んでいます。

それから、51ページ、52ページの関係でございますが、清掃センターの工事ということでございます。いろいろ予期しないというようなことも事故がありますので、それで先ほども言いましたように、緊急補修工事等もやりましたよというようなことで説明しているわけです。その中には誘引送風機取り替え工事、それから電気集じん機撤去工事、それから燃焼ガス冷却室、それから、減温塔、煙道、風道、再燃焼ゾーンの改良とダスト搬送装置撤去等を見込んでいるというようなことでこれから工事を実施していくための補正でございます。

それから、し尿でございますが、し尿の施設改良工事ということで、沈殿槽及び凝集沈殿槽改良工事だとか、乾燥設備機能調査・運転調整、それから、消化槽スカム汚泥処理改良工事というようなことで8,190万円等の工事を予定している、このようなことでございますので、お願いいたします。

議長（遠藤正寿君） 次に、総務部長。

総務部長（堀江正身君） それでは、固定資産税の現年の1億円でございます。これについては固有の事業所、あるいは個人ということ指しているのではなくて、全般的な調整で1億円増えていると、こういうことでございます。

それから、次の八木沢地区の25ページの関係でございますけれども、ブロードバンドの事業が終了いたしまして、八木沢地区というのは小下田も含んだ広い地域と考えております。当然、恋人岬もこの地域に入っているということでございます。

なお、その後の関係でございますけれども、このように大規模に行わないとブロードバンドの関係で解決できないというような地域についてはもうない。あとはポイント的に若干イ

インターネットの高速ができないというようなところもあるようなこともございますけれども、それについては別なメニューもございますので、随時、難視聴というんでしょうか、そういうような条件は整備をしていきたいと考えております。

議長（遠藤正寿君） 次に、企業部長。

企業部長（渡邊玉次君） 森議員さん、ちょっとこの辺を考え違いされているのではないかなと思うんですが、まず繰り出しというのは一般会計と特別会計、または特別会計相互間の予算の充用の方法である、要するに行って返ってやるということです。ですので、前々回でしたか、そのときにも繰出金についてのご説明をしたんですが、いわゆる特別会計、いわゆる天城温泉会計の会計において歳入不足があったという場合にそれを補填するものが繰出金ということでございます。

なお、ついででございますが、天城温泉会館の入り込み状況につきましては、前回提案理由の詳細説明を申し上げたとおりでございます。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） 観光経済部長。

観光経済部長（鈴木直道君） まず、竹林の整備の関係でございますけれども、市単で一応予定をしているわけでございますけれども、既に2カ所の申し込みがございます。本年度実施をしていくということで予定しております。

それから、観光の関係ですけれども、修善寺から温泉場への道案内が今回の補正に入っているかということでございますけれども、入っておりません。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） それでは、一応これで2回目は終わります。

3回目、どうぞ。

10番（森 良雄君） 最後の質問をさせていただきます。

繰出金、私、繰出金の説明はそれでいいんですけども、9月、10月の入り込み客の問題というのは各観光施設、大変重要なんですよ。これは何でかということ、9月、10月は昨年減っているんです。ですから、今年増えているかということはその施設は見込みがあるかどうかという私は一つの指標にしているんです。ぜひご説明いただきたい。

環境美化活動、これは各地域にいただいたということで結構です。

それから、僕、質問しなかったか。合併処理槽、質問してなかったようです、結構です。

し尿処理プラント事業、54ページなんですけれども、こういうのは毎年やると思うんですよ。余剰汚泥処理というのは毎年やると思うんですけども、当初予算では入れないものなのかどうなのか、お聞きしたい。

以上です。

議長（遠藤正寿君） それでは、企業部長。

企業部長（渡邊玉次君） ただいまの質問でございますが、一般会計の方の問題であろうか

と思うんです。ですから、今、森議員さんがおっしゃられたのは特別会計の方の質問としていただければと思います。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） 次に、市民環境部長。

市民環境部長（福室恵治君） し尿プラントの管理でございますが、森議員言うとおり、当初予算にも計上し実施しているところでございますが、消化槽の汚泥が多くなったということで、1回分増した、多くしたということでございます。

議長（遠藤正寿君） 先ほど企業部長の質問は特別会計について、その中でまた質問してください。企業部長の方から状況について説明するそうですから。

それでは、ここで休憩といたします。11時10分まで休憩といたします。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時10分

議長（遠藤正寿君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

ただいままでの一般会計補正予算（第4回）の通告による質疑はこれで終了いたします。

ただいま議題となっております議案第122号については、会議規則第37条第1項の規定によりお手元に配付したとおりであります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託をいたします。

議案第123号～議案第134号の質疑、委員会付託

議長（遠藤正寿君） 次に、日程第3、議案第123号 平成17年度伊豆市天城北道路用地取得特別会計補正予算（第2回）についてから日程第14、議案第134号 平成17年度伊豆市温泉事業特別会計補正予算（第1回）についてまでの12議案を一括して議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、これを許します。

議案第124号 平成17年度伊豆市修善寺自然公園特別会計補正予算についてと、議案第130号 平成17年度伊豆市湯の国会館事業特別会計補正予算、議案第133号 平成17年度伊豆市上水道事業会計補正予算について、まず10番、森良雄君。

10番（森 良雄君） 10番、森良雄です。

修善寺自然公園特別会計、減額の理由をお聞きしたい。

湯の国会館、質問に入っていました。会館使用料、入館料、減額の理由をお聞きしたい。

上水道事業会計、その他営業収益、新規加入者申し込みが増になっているようですが、その辺のご説明をいただきたい。

以上です。

議長（遠藤正寿君） それでは、企業部長。

企業部長（渡邊玉次君） それでは、修善寺自然公園特別会計の1,022万4,000円の減額の理由でございますが、この減額でございますが、さきに提案理由の際、詳細説明をさせていただきます。その内容のとおりでございます。

続きまして、湯の国会館の入館料の減額の理由でございますが、これも同様、補正予算の細部説明で細かく説明をさせていただきますので、ご承知いただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） 次に、上下水道部長。

上下水道部長（水口信夫君） 上水道事業会計についてご説明を申し上げます。

新規申し込みの増の理由というご質問でございます。この増額は新規申し込みが増えた、増加したということによりまして増額したと上程時にご説明申し上げました。何とお答えしていいかわかりませんが、ちなみに、当初計上は13ミリベースで申しますと50件計上してございました。10月までの実績で既に58件でございます。半期で58件、既に当初予算を超えておりますので、3月末の精算を見越して34件追加し、84件見込んだものでございます。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） 森議員。

10番（森 良雄君） 修善寺自然公園及び湯の国会館、上水道の再質問をさせていただきますけれども、私、先ほど言いましたように、昨年度の9月、10月のお客さんと今年の9月、10月のお客さんを比較した内容、大変興味深く思っております。それは昨年は9月、10月は天災でもってお客さんが減っていることは事実なんです。それに対して、今年増えているのか、減っているのかというのは大変重要な数値なんです。ぜひお聞きしたい。修善寺自然公園及び湯の国会館。

それから、上水道に移りますけれども、これが増えているということは地域が散在して増えているのかということになると、各家の増改築が増えているのかなというふうに思えるわけですが、特定の地域で行われているということになると、特定の地域の開発が進んでいるというふうに理解してもいいのではないかと思うんですけれども、その辺の見方、もし上下水道部長さんのお考えがあったら、お聞きしたいと思います。

議長（遠藤正寿君） それでは、まず、企業部長。

企業部長（渡邊玉次君） まず、修善寺自然公園でございますが、森議員のおっしゃられている9月、10月トータルでおおむね200人の減、それから、湯の国会館の9月、10月の状況でございますと1,700人の増、こういうふうになっております。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） 次に、上下水道部長。

上下水道部長（水口信夫君） 加入分担金を納付する場合、個人住宅、それから、別荘、アパート等の新築、それから家屋の売却、この場合、長期にわたる場合撤去の申し込みがございますので、撤去をして、廃止をしてございます。購入者が新規加入という形での加入分担

金が納入されますが、旧町全体でいいますと、10月までの実績件数、13ミリベースで申しますと、修善寺が25件、中伊豆が16件、天城湯ヶ島が11件、土肥が6件、現在58件加入申し込みがございます。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） 森議員。

10番（森 良雄君） 修善寺自然公園、今年度9月、10月において昨年度と比較すると減っているということですね、200人。昨年は天災で減ったということは事実なんですよ。だから、多くの施設は今年は9月、10月を見ると増えているんです。残念ながら、修善寺自然公園は減っていると。

さらに細かくお聞きしたいんですけども、有料入場者についてはどうなのでしょう。その辺もお聞きしたいと思います。

議長（遠藤正寿君） 企業部長。

企業部長（渡邊玉次君） ただいまお答えしたのは入場者における利用料金を払っていただいた人数でございます。

以上です。

議長（遠藤正寿君） 以上で通告による質疑は終わります。

ただいま議題となっております議案第123号から議案第134号までの12件については、議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託をいたします。

議案第135号～議案第146号の質疑、委員会付託

議長（遠藤正寿君） 次に、日程第15、議案第135号 伊豆市コミュニティ防災センター条例の一部改正についてから、日程第26、議案第146号 伊豆市公民館条例の一部改正についてまでの12議案を一括して議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、これを許します。

議案第135号から議案第146号までについて、26番、木村議員。

26番（木村建一君） 全体に指定管理者制度導入の条例改正案ということで議長が言われたように一括質疑いたします。

全体で6点にわたって質問いたします。

まず、第1は、今提案されておりますすべての施設が地方自治法上、指定管理者制度を導入する必要がある施設なのかどうかということでお尋ねします。

2点目、利用料金の減免というところですが、この中に市長が定める基準に該当するときとはいうふうにありますけれども、どういう定める基準なのか、お尋ねします。

3点目です。第138号の地域集会施設の利用時間帯、それから利用料金についてお尋ねします。今までですと、7時から12時まで、それから、13時から17時、18時から22時、こういうふうに分かれていたんですが、今回新しく提案したいという中身を見ますと、1日

というのと4時間までという区分があります。そうしますと、例えば今まで夕方の6時から夜10時まで利用する場合は1,500円ですけれども、これが大幅に変わってくるのではないかと。朝7時から夜10時まで。いわゆる1日という形になるんですけれども、これを全部足しますと今までですと3,500円なんですけど、今度は1万2,000円になるという、どういう形でこういうふうプラスというか、利用料金が上がるような提案をなされているのか、ご説明願いたいと思います。

それから、4点目、140号の総合会館条例、土肥総合会館は利用料金ということでまた同じような中身で横移動しているんですけれども、修善寺総合会館は全体を見ると利用料、使用料というような使い分けが当然出てくるわけですから、例えば大ホールの場合、平日9時から12時使用するとすると、今までは1万円ですけれども、1万500円、全体を見ますと5%アップになっておりますけれども、その理由についてお尋ねします。

5点目です。全体にかかわってくる問題ですが、指定管理者制度を導入しますと、利用料金は指定管理者の収入になります。そうしますと、施設の維持管理などのいわゆる経費との関係はどうなるのか。利用料金、増減によって当然経費への影響というのは出てくるのか、出てこないのか、その辺がわからないものですから、お尋ねしたいと思います。

最後に、いずれの施設も市民の施設であることには変わりないでしょう。事業報告書を市長に提出するということですね、指定管理者が。なんですけど、議会への提出とまでいきませんが、報告というのは、今後もしこの条例案が通りますとどういうふうになるのか、お尋ねします。

議長（遠藤正寿君） それでは、市長。

市長（大城伸彦君） 木村議員のご質問にお答えいたします。

指定管理者にすべき施設が幾つかございます。関係の部長、総務部長、健康福祉部長、観光経済部長、企業部長、教育委員会事務局長より答えさせます。

議長（遠藤正寿君） それでは最初に、総務部長。

総務部長（堀江正身君） それでは、お答えいたします。

まず、自治法上の規定でございますけれども、提案している施設につきましては、現在いずれも何らかの形で委託契約を締結している施設でございます。したがって、これは平成15年に一部改正されました地方自治法の適用を受けまして、その暫定期間と申しましうか、いわゆる移行期間でございます来年9月までには現状の指定管理、あるいは新規募集した指定管理、それから、そうでない場合には直営に戻すか、これを決定しなければならないということで、こういうような規定をすべて受けている施設でございます。

それから、利用料金の減免でございますけれども、当然、全額いただく場合には規定の適用はございませんけれども、例えば公共的な利用であるとか、こういうようなことについては免除というようなものが多分に考えられてくるであろうと。あるいは減額の関係でございますけれども、考え方としては全額の使用料をもらうについては少し高額であろうと。ただし、免

除にもならないというようなことの中で、例えば電気料程度、実費をいただくというような減免の形態もできるのではないかと考えてございます。いずれにいたしましても、施設の状態によってこの決め方についても個別にかなり違いますので、それぞれの個別の規定の中でなるべく詳細な基準で決めていくと考えてございます。

それから、次の利用時間帯の変更、それから、利用料金に関係でございますけれども、これにつきましては原則の指定管理に伴いまして利用料金の値上げということは原則考えられないと考えてございますので、この最後に決めました料金の体系でございますけれども、これはこの金額をいただくということではなくて、この金額の範囲の中で決めるということでございますので、これらにつきましてもそれぞれの施設の実態にあわせて、現況の金額を上回っていただくということになるべくないような、そんなような配慮で今後進めていきたいと考えてございます。

続きまして、経費との関係でございます。利用料金制をとった場合につきましては、施設の使用料は指定管理者の収入ということになります。協定の内容にもよりますが、このような場合には原則市からの委託とか補助というのではないわけでございます。しかし、あらかじめ、現状までの経過の中で赤字が予想される場合には協定によりまして委託料の規定をすることも可能でございます。したがって、維持費や管理費の扱いについては個別の協定となっていくと考えてございます。

経費の関係でございますけれども、大規模な修繕については、あくまでも施設の設置者は市でございますので、市の負担である。それから、小破修繕、ある程度の金額以下の場合には指定管理者の負担ということで修理をお願いしたいというような、こういう原則がございませけれども、やはりそれぞれの施設によってかなり扱いも違いますので、今後個別に調整を進めていきたいと考えてございます。

それから、指定管理者の経営努力ということも大分期待をしていると考えてございますので、経費を押さえれば、その分が収入となるというようなことについては、もともとの利用料金制ということの考え方の基本でございます。そのようなことも含めまして、これ以後の運用ということを個別に考えていきたいと考えてございます。

それから、議会への報告でございます。伊豆市は情報公開を原則としております。これからほかの自治体についても特に情報公開というのは求められていくと考えてございます。可能な限り議会へは報告するようにしたいという考えで進ませていただきたいと思います。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） 次に、健康福祉部長。

健康福祉部長（内田政廣君） シニアプラザの関係の指定管理者についてお答えいたします。

先日説明いたしましたように、シニアプラザは土肥の八木沢連合区の集会施設として使われておりまして、基本的にこの施設として同じ形で運営していくと考えてございます。

したがいまして、規則で定めるわけですけれども、今までの運営の状況を勘案しながら、そこで合わせていきたいと思っております。

したがいまして、先ほど総務部長が申しあげましたように、利用料金につきましても従来の形、それから時間につきましても区の従来の形を尊重する。それから維持管理につきましても従来どおりということで運営させていただくということで考えております。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） 次に、観光経済部長。

観光経済部長（鈴木直道君） まず、第138号の関係でございます。地域集会施設につきまして、利用時間帯の変更及び利用料金の値上げをということでございます。うちの方の今回、21ばかりの地域集会所の指定管理者の導入についての改正を提案させていただいているわけですけれども、今回の指定管理者の移行に伴いまして、すべての地域の集会施設の調査を行いました。その結果は、料金設定は1日単位とか半日単位、そういうところが非常に多いわけでもございました。今までも条例で先ほど言いましたように時間設定をしてあるわけでもございますけれども、一応中身は4時間単位というような形で区切られております。そのようなことから、時間で区切る形でなくてもよいものと判断いたしまして、4時間単位という形にいたしました。また、料金についても調査の中で最も高いところの料金に合わせさせていただきました。先ほど言いましたようにあくまでもこれは上限でありまして、それぞれの地域で市長の承認を得て決めていただく。それこそ地域によって料金の格差がございます。そういうことですから、実際は地域の中で市長の承認を得まして決めていただくということになるかと思えます。

それから、修善寺総合会館でございます。総合会館の利用料が値上げということで、土肥の総合会館は現行のままということでございますけれども、今回、消費税の扱いでございます。土肥の総合会館に同様な扱いとさせていただいたということでございますけれども、同じ条例の中で扱いが違うのもちょっとおかしなものですから、高い方に合わせたということになるかと思えますけれども、先ほど言いましたように、あくまでもこれは上限を定めたものでございます。指定管理者がやはり市長の承認を得て最終的には決めていくということになるかと思えます。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） 次に、企業部長。

企業部長（渡邊玉次君） それでは、私どものところは修善寺自然公園の関係で指定管理者の導入を図るということでやっておりますが、まず、木村議員の第1点目の利用料金の減免についてということでございます。減免の基準でございますが、都市公園条例の施行規則第10条においてその細分化したものを決めてございます。

なお、それと同時に、現在の財団法人振興公社の方で入園無料についての、減免についての細則的なものをさらに決めていくという状況になっております。

それから、4番目の利用料金の指定管理の収入、経費、この関係でございますが、先ほど来総務部長も申し上げましたように、利用料金については上限が定められているというふうにご理解いただければと思います。

それと同時に、修善寺自然公園の場合は恐らく複式簿記、いわゆる企業会計方式ですね。こういう形でありますので、その中で運用を図っていくということになるかと思えます。

それから、5番目の事業報告書の関係については、これも総務部長が申し上げましたとおりでございますが、基本的には情報公開条例等もございますので、こういった場面で見れる。先ほど言ったように、議会の方には要請があれば報告するというようなことになるかと思えます。

それから、最後の1-1ということで、いわゆる提案されている必要性ですね、自治法上の指定管理者制度の導入をする必要性、これについては私どもこう考えております。導入理由については既にご説明してございますが、その後に公園施設の管理運営チェックをします。その管理運営チェックの中身というのは大きくは6つに分けてございます。いわゆる民間事業者等に任すことで利用ニーズに合ったサービス内容の充実や民間事業者等のノウハウの活用ができる。期待ができる。それから、2番目としてコスト削減が図れる。3番目としては利用の平等性、公平性について行政でなければ確保ができない明確な理由がない。それから4番目として類似サービスを提供する民間事業者等が存在する。それから、5番目としてサービスの専門性、特殊性、施設の規模等を勘案して民間事業者等の運営が可能である。それから、6番目として、税負担でなく、使用料、利用料金により運営を行う収益的施設である。こういったことを勘案しまして、この指定管理者制度を導入しようということになってきたわけでございます。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） 教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（山本準次君） 牧之郷公民館につきましてでございますが、基本的にはすべて現状どおりということになります。

1番の利用料金の減免ということでございますが、これは牧之郷公民館につきまして牧之郷区で規則、規定を定めております。そのとおりということになります。

それから、3番目でございますが、現状どおりでございますので、変更等はございません。

それから、4番目でございます。経費への影響、これも現状どおりでありますので、ありません。

それから、5番目でございますが、これは業務報告、定期的、また臨時に求めることができるということになっておりますので、この牧之郷公民館につきましては問題がなければ、求めなくてもいいのかなというふうにご考えてございます。

それから、1-1でしょうか、一番最後に書かれていることでございますが、やはり指定管理者制度を導入する必要があるだろう、こういうような判断をいたしております。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） これで終わります。

木村議員。

26番（木村建一君） 幾つか、もう少しご説明願いたいことを質問していきます。

1つ目は、市長が定める基準に該当するときはということで、今、それぞれの担当の部長の方からお話しなされましたけれども、そうしますと総括的に言って個別に規定するんだよ、こうなりますね。個別にそれぞれがやっているときに。そのときにそれは一般的に言われますと要綱とか規則とかで事細かなことについては議決も必要ではないだろうというところで、そこに範囲に入っていくんですけれども、そういう基準をわかるような形でそれぞれの施設について全部個別に規定するという、文章上で規定するというで理解してよろしいのかどうか、お答え願いたいと思います。

減額についても、ここの施設についてはこういう場合で電気料減免があるとか、ないとか、何かすごく複雑多岐にわたるのかなと今聞きましてなったんですが、個別に全部規定するよなところをどこかで文章上設けるのかどうか、お尋ねしたい。

それから、料金がいわゆる利用料とか使用料ということで使わせていただきたいんですが、横並びになって、旧制度と今度新しい指定管理者、同じような料金体系が取っているところと取っていないところがあって、たまたま目についたところが、今具体的に最初に質問した138号の地域集会施設、これは上限だよというようなお話なんですけれども、確かに指定管理者制度をするときには、別にその範囲内という規定がありますから、言われるようにそれ以下でも別に構わないということで理解するんですけれども、でもなぜこのだけは一番のところに合わせてのかという意味がわからないんですよ。そうしますと、それぞれのこれ、旧制度を読みますと一本になって、第5条でしたか何かで、集会施設の時間帯と料金はそれでこうだよということで私は一本でやっていると思ったら、今聞きますとそうではない。それぞれだよということなんです。それは置いておきましょう。それでもなおかつできますよと、この範囲内ですよと言っているんですけれども、現実には、今まで、1回目質問したように一日使用したいといったときに、ある施設にとっては3,500円なんだけれども、この規定になってくると1万2,000円取ってよらしいという形になってくるんです。取ってよらしいという形になるもので、もう少しその点は個別にできるのかな、できないのかな。地域によって状況は違うということはわかっているんですが、なぜそうであるならば、それぞれの地域の実態に合ったような、細かくなりますけれども、条例で定めるべきではないかというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

それから、維持管理費と利用料金の関係、当然、指定管理者ですから、それなりの努力というか、やられるでしょう。ただ、どうしてもわからないのは、利用料金が増えた分についていうとその指定管理者の収入になるけれども、もし維持管理費が同じだったと仮定して、利用料金が減った場合はそれは維持管理費は今度はだれが出すのか。指定管理者は出せない

ですね、金がないものだから。そうしたときに市が出すのかな。それぞれ維持管理費についての区分けをしたいということは当然出てくるんでしょうけれども、指定管理と境界線をどこに置くのと明確にしないとお互いにやりづらいでしょうけれども、利用料金によってそれが変動せざるを得ないのかなという、私の理解不足なのか、よくわからないんですが、今までだと市が一括してどんと受け取りますから、その料金をもとにしながら、そこで維持管理費をどうしようかということなんですが、今度は別なわけですね。その点の関係、お尋ねしたい。

あと最後です。議会への報告、ちょっとニュアンスがさまざまだったような気がしたんです。可能な限りとか云々だったんですけども、求め、それとか条件に応じてとか、する必要がないであろうというようなところも施設によってあったんですけども、可能な限りというのではなくて、やはり私は市の施設ですから、一定程度のそういう議会との約束ごとのもとできちっと可能な限りというのではなくて、報告をするというようなことを、これ、指定管理者の中にないものですから、条例の中に、そういう含みがあるのかどうか、可能な限りでなく、きちっとやはり入れましょうよというのが協議のかなと思っているんですけども、いかがお考えでしょう。

議長（遠藤正寿君） 助役。

助役（児島保次君） それでは、お答えいたします。

前段のところは、木村議員のおっしゃるとおりでございます。

それから、維持管理と利用料金のバランスの問題ですね。これについても協定の中でしっかりと個別に定めてということになるかと思えます。具体的にいいますと、その年度で不足分をどうするかというような問題が一番問題ではないかと思えますが、これらについても協議をするということになっておりますので、協議をしていくということになるかと思えます。あくまでも市営施設という感じでございます。

それから、3番目の議会に報告に対しては、これは報告いたします。そのようにご理解願いたいと思えます。

議長（遠藤正寿君） 木村議員。

26番（木村建一君） 一つ、全体を言うとばらばらになります。地域集会施設のことについてのみちょっとお尋ねしたいんですけども、上限があるという、上限以内と、提案されている以内に市長が定めるということはわかるんですが、例を上げました。今ですと3,500円がこの制度、一番上の方に合わせると1万2,000円になっちゃう。多分、そうしないという話が出てくるんでしょうけれども、でも条例上はできるわけですね。個別にそういうことを、特に地域集会施設はどうも違うよという話を伺ったものですから、個別にやっていく、利用料金は、そうすると、個別に定める方が市民にとってもわかりやすいのかと思うんですが、その点のお考え、お願いします。

議長（遠藤正寿君） 助役。

助役（児島保次君） 確かに議員さんのご指摘のとおりでございます、その範囲ということになりますとその範囲でできるわけですが、十分そのあたりは協定の中でしっかりとやっていきたい。それから、現状はあくまでも区、それから、地域の管理でございますので、それを多額な、高額にするということは現在のところ考えられないと思っております。個別に議員さんは条例で定めるといようなご意見でございますが、現状では一本化するということではございませんが、今の法令の中ではこの定め方でいきたいと考えております。

議長（遠藤正寿君） 次に、小森議員さんがあるようですけれども、10分では終わらないと思いますので、午後にしたいと思います。

ここで休憩といたします。再開13時といたします。

それでは、休憩といたします。

休憩 午前 11時48分

再開 午後 1時00分

議長（遠藤正寿君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

議案第135号から議案第146号までの質疑を行います。

それでは、3番、小森議員。

3番（小森勝彦君） 3番、小森です。議案第135号から146号まで、139号を除く11本の条例について質疑いたします。

条例の対象となっている施設について、指定管理者の選定方法についてお考えをお聞かせいただきたいと思います。また、公募によらない場合が多数あると思いますけれども、その場合の選定基準についてどのように考えていらっしゃるかお聞かせいただきたいと思います。

ただし、実質的に区の公民館といいますが、地域の集会所になっている施設については、答弁を求めません。

2つ目、議案第137号の中伊豆体験農園条例の制定について伺います。

施設利用料金を指定管理者の収入としないということに条例上なっておりますが、そのことはどういうことを意味しているのか、その意味とそうする必要性を説明していただきたいと思います。

2点目、施設利用料金が収入とならない指定管理者と市はどのような契約を交わすことになりますか。また、その場合の契約に関する規定は必要ないでしょうか。条例を見た限りではそれに関する規定がないように思いましたので、お伺いします。

3つ目、議案第141号から144号まで共通ですけれども、持越オートキャンプ場、修善寺温泉菅湯、恋人岬、松原公園の指定管理者との契約についてお伺いします。これらの施設のうち運営費が収入を上回ることが想定される施設においては指定管理者との契約はどのようなものになるでしょうか。十分に収入で指定管理者の運営費が賄える場合は結構です。

また、これらの施設の管理運営を指定管理者に移行することによる自主的なメリットをどう評価していらっしゃるでしょうか、よろしく願いいたします。

議長（遠藤正寿君） ただいまの小森議員の質問に対して答弁願います。

市長。

市長（大城伸彦君） ただいまの小森議員のご質問に対しまして、総務部長から答えさせます。

議長（遠藤正寿君） それでは、総務部長。

総務部長（堀江正身君） それでは、1番目のお答えになるかと思えます。まず、指定管理者の公募によって指定管理を選定する場合でございますけれども、これについては民間の事業者等のノウハウの導入によって、市民サービスの向上とかあるいは施設の効果的な運営が期待できるというようなことが一般的に選定の対象になると考えております。

次に、公募によらない場合の選定の基準でございますけれども、第1に、民間企業等の参入に対抗し得るサービスの向上が期待できる。2つ目には、コストの縮減等を図って効率的な経営が期待できる。それから、3つ目は、自立した団体、それからまたは自立に向けた取り組みを積極的に進めているということでございますけれども、これは多分に理想があります。特に今回が初めての制度化ということで少しハードルを低くするというようなことになろうかと思えます。ただ、近い将来希望が持てる、このような3つの要素を満たされるというようなことで考えております。

ただ、指定管理者については公募が大原則でございますので、施設によりましては今回は公募によらない決定をいたしましても、次回以後、現在の指定管理も含めまして、民間も入れた公募をするというような施設も当然あります。あくまでも施設の設立経緯を考慮して今後の判断をしていきたいというぐあいに考えております。

議長（遠藤正寿君） それでは、観光経済部長。

観光経済部長（鈴木直道君） 1番目の137号からの説明もするわけですね。いいですか。2の方からで。

それでは、次の137号の中伊豆体験農園の関係でございます。施設の利用料金を指定管理者の収入としないことの意味と必要性ということでございます。

これにつきましては、先日、提案理由の中でも、補足説明の中でもお話ししましたが、この体験農園につきましては新しくスタートする事業でございます。グリーンツーリズムの一貫の事業ということで進めてきております。当面は行政と管理者が協働というようなことの中でやっていく必要があると思えます。具体的には、広報面や使用の承認、使用料納付、これを行政、施設の管理運営を指定管理者が行うということで現在考えております。

当初から利用料金制の中でやっていくことが理想ではありますが、当面は試行錯誤の中でやっていくようなことになるかと思われまますので、今後の運営状況を見た中で利用料金制すべてを指定管理者に移していきたいというふうに考えております。当面、例えば3カ年程

度の契約の中でその次は指定管理者の方へというふうに考えております。

それから、2番目の利用料金の収入とならない指定管理者と市とどのような契約を交わすか、また、契約に関する規定はありますかということでございます。

収入とならないわけですがけれども、指定管理者とは、当然、契約という形ではなくて、協定という形になります。協定を結ぶことになります。条例の中の17条の2の中に一応業務の範囲を定めてございます。その業務のみについての協定ということになります。具体的に協定のどういう規約に関する規定ということですがけれども、当然、期間の設定から業務の内容、委託料、個人情報の関係とか、もろもろ一般的なものが入ってくるかと思っておりますけれども、そのような協定になるかと思っております。

それから、141号から144号の関係でございます。持越オートキャンプ場、筥湯、恋人岬、松原公園の関係でございます。収益のない、運営費が収入を上回ることが想定される施設の協定についてでございます。指定管理者との協定の中で、当然管理運営にかかる必要経費をまず出すわけでございます。その負担の方法としては当然、管理料をすべて負担する場合とか、利用料金と管理料を両方で賄う場合、それとすべて利用料金で賄う、三通りの方法があるかと思っております。ですから、運営費が収入を上回ることが想定される施設につきましては、当然、その不足分について委託費という形でお支払いするようなことになるかと思っております。ただし、事前の協定の中へ十分経費については精査し、双方が合意の中で決めていくようなことになるかと思っております。逆に収益が非常に見込まれる施設については、その収益について、一定額戻す協定もその中に盛り込むことも可能でございます。

それから、指定管理者に移行することによるメリットということでございます。これらの施設につきましては、地域の観光の振興や活性化のためにつくられた施設でございます。これらの施設の設置目的、性格、受託している団体の設立経緯などから現在の地域の団体とが管理をしているわけでございます。

メリットについては、各団体のこれが自立化に向けた一步になっていくのかな、その部分に期待しております。それが強いてはサービスの向上、またコスト削減につながっていくのではないかと考えます。特に恋人岬や松原公園などは一体的に管理することによりまして、それぞれの団体が自らいろいろな事業展開、そういうものが広がっていきまして、観光振興につながっていくのではないかというふうに考えております。

それから、やはりもう一つのメリットといえますか、指定管理者にもっていかなければならないというのは、先ほどもちょっとお話が出ましたですがけれども、やはり今回の改正の中で来年の9月までに直営か、指定管理者か決めていかなければならないわけございまして、ここで一旦直営ということになりますと非常に無駄が多くなるということで、ここで指定管理者ということていく方がメリットが大きというふうに考えております。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） 小森議員。

3番（小森勝彦君） 再質問いたします。

中伊豆体験農園条例についてです。説明はよくわかりました。ただ、今年度予算の審議を3月議会でした際に、この農園の建設費用を含めた予算を可決いたしました。そのときの説明で、建設費はかかるけれども、運営費はかからないというふうな説明を聞いた覚えがあります。またはかけないようなつもりでいるというようなお言葉だったか、どちらか。別に事業の開始が近くなる、また開始されれば、当然あることが起きて、変わることはやぶさかではないんですけれども、来年度の予算には運営費が計上されると理解してよろしいですか。これが一つ。

それから、その他の施設で、指定管理者を公募によらない場合、設立の経緯というようなお言葉がございましたが、多分現在の管理運営を委託している団体に、とりあえずという言い方はおかしいからやめましょう。市の観光行政、または民間の観光業界の人たちの団体等のことを考えて、その団体に指名で指定するというようなお考えのように理解いたしました。が、収益が逆に上がるような場合、将来、公募によった方が業界のことの利益を考えるとちょっとわかりませんが、市の利益を考えると、今、そういう公募によらない施設も公募によった方がいいという可能性も出てくると思うんですけれども、そういうことも考えられますか、の2点です。

議長（遠藤正寿君） 観光経済部長。

観光経済部長（鈴木直道君） 最初に、体験農園の関係でございますけれども、多分そのときの説明は、市からの負担があるかどうかということだったと思いますけれども、基本的には収入、農園の貸付料で賄っていく、将来的にその農園の使用料で賄っていけるような形でもっていきたいというようなことだったと思います。ですけれども、先ほど言いましたように、当面は利用料金という形だと、なかなか一遍にはいかないという中で、来年度については収入としては市が受けると。そして運営費についてはまた市の予算へ計上しまして、運営費を指定管理者の方へお支払いしていくという形になるかと思えます。

それから、いろいろ観光施設が今回指定管理者となるわけでございますけれども、やはり先ほど言いましたように設立の経緯等もございまして。そんな中で今回はこういう形をとったわけでございますし、また、先ほどもちょっと話をしましたように、やはりその団体がここを指定管理者として受けることによって、なるべく自立の方向へいていただけるように、そしてその団体自体がいろいろな先ほど言ったような事業展開、広がりのあるようなものに持っていけるように私どもも指導もしていきたいと思えますし、ぜひそういった方向でいくようお願いしたいというふうに思っています。

ただ、将来的に市の利益という部分があるかと思えます。将来的にはそこらも踏まえた中で、では、次の更新時にはそういう方法も一つの考え方として考えていく必要があるのかなとは思っております。

議長（遠藤正寿君） これで小森議員の質問を終了いたします。

次に、議案第142号 伊豆市修善寺温泉菅湯条例の一部改正についてと、議案第144号 伊豆市松原公園条例の一部改正についてを10番、森議員。

10番（森 良雄君） 10番、森良雄です。

今までお二方の質問で内容は大分出ておりますが、私の質問は、それからちょっと外れております。ただ、やはり使用料については大変関心があります。その中の一つがこれです。

まず、菅湯について、入湯税について、今までどのような取り扱いになっていたのか、及び今後どのような取り扱いになるのか、お聞きしたい。

それから、松原公園、これは松原公園に駐車場が入るのかどうか分からないんですけども、もし入れるつもりでしたら、今後この駐車料金は今までと同じようなのか、それとも指定管理者の自由裁量になるのか、その辺をお聞きしたいと思います。

議長（遠藤正寿君） それでは、観光経済部長。

観光経済部長（鈴木直道君） それでは、お答えします。

菅湯につきましては市の税条例がございまして、1,000円未満の場合は納税義務はございません。菅湯は350円ということで、入湯税は納める義務がないということで納めていません。

それから、松原公園の駐車料でございます。これは当然、今回の指定管理者の中に業務の範囲の中に入っております。条例を見ていただければわかりますように、現在、普通車が1,200円から2,000円という金額になっております。今回の改正では2,000円という上限を設けさせていただきました。実際は一番下の今1,200円で行っております。これも指定管理者が市長の承認を得て決めることとなりますけれども、基本的には現在と変わらないということでお考えいただければと思います。

議長（遠藤正寿君） 森議員。

10番（森 良雄君） 菅湯についてはわかりました。

それから、松原公園の駐車場なんですが、現在と変わらないということになると、現在徴収してない期間が相当あると思うんですよ。その辺も現行どおりというふうに考えてよろしいでしょうか。

議長（遠藤正寿君） 観光経済部長。

観光経済部長（鈴木直道君） 今駐車料は夏の期間のみの徴収になっています。要するに期間を定めて徴収できるという形になっているものですから、今その時期だけの徴収となっております。

議長（遠藤正寿君） よろしいですか。

補足説明。市長。

市長（大城伸彦君） 松原公園の駐車料についてですが、これは一般の、松原公園に限らず、一般で駐車場を経営している方もおいでになるわけですから、そういう全体の社会情勢、ずっと変わらないということはあるかないかわかりません。はっきり言って。経済状況の中で変わ

り得るとご理解いただきたいと思います。

以上です。

議長（遠藤正寿君） 以上で通告による質疑は終了いたしました。

ただいま議題となっております議案第135号から議案第146号までの12案件につきましては、議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

議案第147号の質疑、討論、採決

議長（遠藤正寿君） 日程第27、議案第147号 第1次伊豆市総合計画基本構想の策定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、これを許します。

最初に、26番、木村議員。

26番（木村建一君） 総合計画について、質問いたします。

人あたたか、まちいきいき、自然つやつや伊豆市というまちづくりの目標にのっとり、具体的な施策というのか、大枠が提案されておりますが、言葉上の問題を取り上げるんですが、でもこの言葉というのは重要だと私は思いますので、質問いたします。

充実とか拡充という言葉が、私が目を通した中で約10カ所あるんです。充実の反対は空虚で空っぽだという意味ですから、辞書をひきますと、充実とは、力とか内容が満ち満ちていること、そういうふうにやりますよと、こうなるわけですね。ほかのところの文章を読みますと、進めますとか、努めますとか、図りますという言葉がいろいろ並んでいる。それでこれだけなかなかわからない。もう少し具体的に質問をさせていただければなと思うんですが、例えばです。全部述べませんが、子育てしやすいまちづくりとか、保育、教育環境と子育て支援の充実というのがあるんですね。それでこの件については一般質問の中でもいろいろ出ていますけれども、例えば今後住民の皆さんの力をお借りしながら、参加させていただきながらということで、ファミリーサポートセンターを今後市長がやっていきたいということで、そうすると、ああ、充実させているのかなと、こうなるんです。ただ、ほかのところ、例えば商工業の振興のために既存企業の維持充実とか、それとか公共交通機関の充実、あと2つ申し上げます。消防防災体制の充実、防犯灯の設置や地域防犯体制の充実、消防体制の件については、いろいろと前の一般質問の中で自主消防の問題等々は若干出てきたんですけれども、総合計画の中にある今幾つか述べた充実というのが、現状では、例えば課題があるとか、それとか住民の皆さんへの期待というか、量が増えたりとか、中身的にもっと充実してほしいという要望がある。また、市当局としても中身をもっともっと濃くしなくてはならないというふうなことであるから、この10カ年計画の中でこういう表現がなされているのかなと私は思いましたので、そういうふうにとらえていいのかどうかということを含めながら、具体的にどういう方向で充実、拡充という言葉をおこなってこられたのか、お尋ねしたいと思います。

議長（遠藤正寿君） それでは、ただいまの木村議員の質問に対して答弁願います。

まず、市長。

市長（大城伸彦君） 木村議員の第1次伊豆市総合計画基本計画についてのご質問にお答えいたします。

充実とか拡充ということが具体的にどういうことなのか。大変難しいですね、語句の解釈で。要は向こう10カ年の総合計画でございます。議員ご存じのように、これからの伊豆市の財政状況というのも向こう10カ年を見渡してどんなふうに変化するかというのは大変これも難しい、読みにくいところでございます。

一般質問でもお答えいたしましたけれども、限られた予算の中で市民が伊豆市のスローガンであります人あたたか、まちいきいき、自然つやつやの基本で、お年寄りも若者もみんなが生き生きと暮らせるまちをつくりたいという理念でやっております。したがって、ここをベースにして、歳入であるとか、歳出がどう変わっていくかというのは、来年、再来年、何とか二、三年読めても、そこから先というのは相当難しいと私は考えております。その中でも皆さんのお知恵とご協力を得てそういう方向に持っていきたいというのが理念でございます。

もうちょっとブレークダウンについて総務部長から答えさせます。

議長（遠藤正寿君） それでは次に、総務部長。

総務部長（堀江正身君） それでは、詳細説明をさせていただきます。

充実、拡充についての質問でございますが、ご指摘のとおり、住民の要望に合った無駄のない住民サービスの向上、それから、住民のニーズに合った組織や施設の整備というような二面になるかと思えます。この総合計画では現状より一歩でも二歩でも進んだ住民福祉を考えておりますし、合併の基本的な課題でありました住民への負担をなるべく少なくするような施策も検討してまいりたいということでございます。

質問のそれぞれの課題でございますけれども、例えば11ページの健康づくりについては、健診、それから相談体系の充実ということで記載記述をしておりますけれども、健診や相談の回数、それから、場所を増やすなどの内容の向上を図るということといたします。また、高齢者福祉につきましては、高齢者の知識、技術を生かす場の充実ということでもありますけれども、知識豊富なおじいさん、おばあさんの学習塾の開催などが具体的には考えられます。

このようにそれぞれの記述、場所によって課題が違ってきております。最終の目標、それから目的については、伊豆市民の福祉や社会生活を向上させることにほかならないと思えますし、これからの将来に向かって総合計画の推進に努力してまいります。しかしながら、この計画の推進のためには議員の皆様や市民の方々のご指導ご協力をいただかないと達成することができません。特に充実ということが出ましたので、今回の総合計画を推進する実際のキーワードというのは、実というか、実りというのですか、このようなことになると思えます。充実以外にも、確実に実行する、そして住民の幸せな生活を実現する、こういう面では着実

な歩みが必要だということでございますので、ここら辺もキーワードとなり得るということも申し上げまして、詳細説明といたします。

議長（遠藤正寿君） 木村議員。

26番（木村建一君） 市長、提案理由の中にも説明された、10力年ですからね。非常に10年たつと何歳になるのかといろいろ考えるんですが、なかなか言われるように将来見通しが国のそういう三位一体改革の中で見えづらい。逆に、私に言わせると地方自治体をだんだん苦しめるような形でやってきているのかと思うんですが、それを置いておいても、今幾つか部長の方からまたもう少し詳しい点をお話しなさいましたけれども、こういうふうにとらえてよろしいですか。充実というのは、やはり課題がさまざまある。それから、将来見通してなかなか立たないんだけど、地方自治体の本来の仕事である、部長も今少し述べられた、地域の皆さんの福祉を充実させていくというところをしっかりと見据えた計画であるという理解で充実、拡充という言葉を使ったというふうに理解してよろしいでしょうか。

議長（遠藤正寿君） 市長。

市長（大城伸彦君） お答えいたします。

基本的にはいいと思います。今、木村議員が福祉とおっしゃいましたけれども、福祉だけではなくて、やはり健康であるとか、あるいは経済の活性化であるとか、教育、安全等も全部含まれると思います。その中で伊豆市が地域でもってやはり元気のいい伊豆市をつくっていくということになると思います。したがって、それらは議会等でまたそういう考え方で予算の配分等も議論いただきたいなと思います。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） よろしいですか。

26番（木村建一君） はい。

議長（遠藤正寿君） これで木村議員の質問を終わります。

次に、10番、森議員。

10番（森 良雄君） 10番、森良雄です。

伊豆市総合計画について質問させていただきます。

人あたたか、大変ハートの温かいまちづくりを目指しておるようですが、まず、目標人口が掲げられておる。はっきり言わせてもらって、何のために掲げられているのか、その辺ちょっとお聞きしたい。高齢者が安心して暮らせるまちということも掲げられておるんですが、この辺ももう少し詳しく、子育てしやすいまちづくり、これもどういうことをおっしゃっているのか、お話をお聞きしたいと思います。

議長（遠藤正寿君） それでは、ただいまの森議員の質問に答弁願います。

市長。

市長（大城伸彦君） 森議員のご質問に総務部長から答えさせます。

議長（遠藤正寿君） では、総務部長。

総務部長（堀江正身君） それでは、森議員のご質問にお答えいたします。

将来の人口はまちづくりを考えるとときに大きな要因や条件となります。このためまちづくりの基本理念を掲げる市の総合計画の10年後の人口を掲げ、これに向かって努力するための人口を定める必要があります。これが目標人口であります。伊豆市ではまちづくりの方針に沿って、本市の新たな活力やまちづくりの基本的方向を踏まえまして目標人口を3万7,500人といたしました。

続きまして、高齢者が安心して暮らせるまちということでございますけれども、これは基本構想の11ページの7章の施策の大綱の3というところでございます。これにつきましては、詳細説明のときにも申し上げましたように、6章がすべて基本計画になります。さらに、6章をかみくだいた分が7章の施策の大綱になったわけですが、基本計画の資料をごらんいただいて、そちらでお示ししてあるとおりでございます。一言でいいますと、高齢化の続く中で、経済面、健康面に不安を感じる高齢者が徐々に増える傾向にある中で安心した暮らしと生きがいのある高齢社会の実現に向けて高齢者の知識や技術を生かす場の充実や相談、情報提供等や介護保険制度の円滑な運営に努める次第ということでございます。

続きまして、子育てしやすいまちについてですが、これも基本構想の11ページ、7章の施策の大綱5ですね、次世代育成の部分で記載をしております。参考の基本計画にもお示ししてあるとおりでございますけれども、子育て支援につきまして幅広い分野からアプローチと協力が必要と考えられます。そのためには保育環境や幼児保育環境の充実、それから、子育ての支援体制と環境整備、ひとり親家庭等への支援を行う、行政と市民相互の協働によりまちづくりを進める所存でございます。

いずれにいたしましても、基本構想につきましては、基本計画を受けた多分に観念的な部分がございますが、記述としてはこういうことでさせていただきました。詳細につきましては、基本構想により詳しくありますので、またごらんいただければと考えております。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） 森議員。

10番（森 良雄君） 再質問させていただきます。

目標人口、大変考え方としてはいいんですけれども、はっきり言わせてもらいますけれども、不可能ですよ。目標人口を達成するために何をするのかということ、例えば人口を増やすには企業誘致しなければいかんというような考え方も一つ出てくると思うんですけれども、私常々言っているのは、100人の企業誘致をするのには100億円かかるはずだと、かかるよと、今まで企業誘致をやっているところはそういう負担をしているんですね。それが我が伊豆市で今できるか。昨年度の伊豆市の予算規模は200億円、今年160億円、来年は140億円、私は近々100億円まで下がっていくのではないかと考えているんですよ。そういうときに……。

〔「議事進行」と言う人あり〕

10番（森 良雄君） そういうときに何をするのかというのが基本計画ではないんですか。我々はもっともっと真剣に考えなければいかん。それで予算規模が縮小してくるときに、財政規模が縮小するときに、何をやらなければいかんというのが高齢者対策をどうするのか、子育て支援をどうするのか。例えば我がまちの特別養護老人ホーム、設置率、今幾つか。1にいてないのでしょう。いっていたとしたら1.1ぐらいですね。近々55床増設されるといっても。

特養の設置率については何も考えてない。我々泰阜村へ行ったとき、あそこは700人の老人に対して16床持っているんですよ。さらに、一般質問でも言ったけれども、ワンルームマンションみたいなのをつくって、設置率、それも考えていくと3以上になっている。この基本構想で5年後に特養が幾つできるか。今のままいけばできない。これからますます設置するための伊豆市の負担というのが高くなるはずですね。今まではだいぶ県や国が負担してくれた。どうも来年あたりからはそうもいかないと思うんですね。こういう基本構想で特養を充実しましょうというような考えは打ち出せないのか。子育て支援にしてもそうですね。今お母さん方、何が一番困っているのか。緊急時の支援については近々対応されるようですけども、これもボランティア頼みかなと、非常に厳しいのではないかと思うんですけども、今お母さんたち、これから子供を育てようとする方々が必要としているのは3歳児未満の保育をどうするか、この需要がこれから高まってくると思うんですけども、そういうことは何も書いてない。書いてないということは5年後、実現できないことだと思います。その辺の考え方をお聞きしたい。

議長（遠藤正寿君） 総務部長。

総務部長（堀江正身君） 先ほども申し上げましたように、今回は基本構想を議決していただく。基本構想はすべての観念論というか、こういうことに終始いたします。これを受けたものについてはこちらにありますように、皆さんには参考資料としてお配りを申し上げました基本計画というようなことに今言いましたようなすべての記述がされております。

特養についても、こちらの3ページの中にしっかり記載してございますので、そのほかについてもすべて考えられるようなことは基本計画にまとめてございますので、後ほどごらんいただければと思います。

議長（遠藤正寿君） よろしいですか。これで答弁を終わりました。

これで森議員の質問を終了いたします。

次に、20番、小野議員。

20番（小野忠宏君） 20番、小野です。

議案第147号 第1次伊豆市総合計画基本構想の策定について質問をいたします。

6ページに平成27年、推計人口3万5,000、目標人口3万7,500人、こういう数字が書かれておりますけれども、この計画に書かれている内容のことはわかりましたけれども、それに至るプロセスというのか、ここをちょっと話を聞きたいということです。お願いします。

議長（遠藤正寿君） ただいまの小野議員の質問に対して答弁願います。

市長。

市長（大城伸彦君） ただいまの第1次伊豆市総合計画基本構想について、小野議員のご質問に対しまして総務部長から答えさせます。

議長（遠藤正寿君） それでは、総務部長。

総務部長（堀江正身君） それでは、小野議員の総合計画の質問にお答えいたします。

人口予測が3万7,500人になっておりますけれども、この数値に落ち着くには数多くの議論があったことを申し上げます。総合計画審議会は、本年5月から開催をいたしました。実はその前の段階でかなりの時間をかけて目標人口の議論をしてきました。一般に市の成立要件としては人口が5万人あること、そして人口集中地区があって市街地を形成していることなどがありますけれども、伊豆市は合併の特典を受け、人口3万人ということのみで市になりました。本来、当然市の要件を満たす5万人を目指すべきとの意見もある一方で、推計人口は減少傾向にあるので、現状維持も難しいだろうという両極端の意見が出されました。審議会におきましてもさまざまな意見が出されまして、議論を繰り広げながらも伊豆市ではまちづくりの方針に沿って、本市の新たな活力やまちづくりの基本的方向を踏まえて、目標人口は何とか現状維持ということの3万7,500人に落ち着きました。

なお、県内の現実を目をおきますと、伊豆市の人口は町である函南に加えまして、最近のデータでは長泉が3万8,000人に達したということで、長泉に抜かれまして、国勢調査の速報値ではこの間お話をしましたように2,000人近い減となっております。目標人口はその性格上、希望人口ではございません。あくまでも達成可能、あるいはこれに近い数値に向かって総合計画を着実に実行するということになります。そういうことから、現実よりもほんのちょっと増えた3万7,500人ということで決めさせていただきました。

なお、もう一つの議論といたしましては、合併まちづくり計画のときの見込み人口では、平成22年で3万8,000人、こういうような状況でございましたが、これよりも若干の修正、減ということで、最終的に3万7,500人に落ち着いたという経過をたどっております。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） 小野議員。

20番（小野忠宏君） 再質問をさせていただきますけれども、私は感じとして、10年たっても現在の人口、あるいは日本全体の人口が減るからやむを得ない、これは出てくるのはやむを得ないと思うんですけれども、やはり行政当局は市民の気持ちを盛り上げさせるというのですか、前向きの方針にいつてほしかったなというようなことを感じているわけです。ちょっとここで申し上げるならば、例えば4万1,000人とか、そんなようなことを掲げて、これはただそういうことを私が感覚的に申し上げるんですが、そういうことでそんな議論は出なかった、5万人を目指すべきだというような話もあったようだと聞きましたけれども、本当の基本対策、20年、30年後のことに向けての基本対策をやらない限りはそういったことは

無理だと思うんです、確かに。やはり当面の短期的な対策でもって人口を何とかしようといったら、本当に幾つかしかないんですけれども、例えば伊豆市への新規居住者に対しては市民税の一部を減免しますよとか、極端な話ですよ、そういうような話が出なかったかどうか。それから、Uターン者にも同じようなことをしてみるとか、あるいは遠距離通勤者に対しては、今、沼津の方に行く人は大変で向こうに住んじゃっているなんていう人もいますから、遠距離通勤者に対しては伊豆中央道の通行料の一部を負担しますだとか、そういうようなことは出なかったかどうか。

それでそういうことをやるには、ある程度の新規の財政出動というんですか、わずかなことかどうか知りませんが、要る。そういうためには役場の職員をいろいろと整頓しまして、何か固定資産税だとか市民税だとか、滞納を防止するような収納率向上班をつくるだとか、そんなような話が出なかったかどうかというようなことを私は思ったんです。

これに関しては答えられれば、答えていただきたいし、なければ答えなくても結構です。
議長（遠藤正寿君） 審議はございましたか。

総務部長。

総務部長（堀江正身君） 特にそういう具体的な議論については出ませんでした。ただ、この下に交流人口というのがございます。交流人口については17年に370万人、それから27年には500万人ということで、これもかなり背伸びをした数字になっておりますけれども、これには今の議論に近いような部分が込められております。特に交流人口一人当たり、産業、消費、それから都市基盤、あるいはどれだけ影響があるかについて研究がこれから私必要になると思いますが、例えば交流人口が1人1日伊豆市に滞在すると、単純にどれだけの相互効果があらわれるか、こういうことを実際に計算いたしまして、交流人口比指数というのも、現実に目標人口が増えない以上はこういうようなものでカバーしていくというようなことを今後研究する必要はあると思います。

以上です。

20番（小野忠宏君） 了解。

議長（遠藤正寿君） これで小野議員の質問を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件は、会議規則第37条第2項の規定によって委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（遠藤正寿君） ご異議なしと認めます。よって、委員会付託を省略いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありませんが、討論がございましたか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（遠藤正寿君） 討論なしと認めます。討論を終結いたします。

これより議案第147号 第1次伊豆市総合計画基本構想の策定についてを採決いたします。
原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（遠藤正寿君） 起立多数。

よって、147号は原案のとおり可決されました。

議案第148号～議案第149号の質疑、討論、採決

議長（遠藤正寿君） 日程第28、議案第148号 静岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の変更についてと日程第29、議案第149号 静岡県市町村非常勤職員公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の変更についてまでの2議案を一括して議題といたします。

これより質疑に入るのでありますが、通告がありませんので、通告はなしと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本2件は、会議規則第37条2項の規定によって委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（遠藤正寿君） ご異議なしと認めます。よって、委員会付託を省略いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありませんが、討論はございますか。

討論なしと認め、これで討論を終結いたします。

これより2議案を一括採決いたします。議案第148号 静岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の変更についてと議案第149号 静岡県市町村非常勤職員公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の変更についてを原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（遠藤正寿君） 全員起立。

よって、議案第148号、議案第149号は原案のとおり可決されました。

議案第150号の質疑、委員会付託

議長（遠藤正寿君） 日程第30、議案第150号 伊豆の国市と伊豆市との間で共同設置しようとする廃棄物処理施設整備の事務の委託に係る協議についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、これを許します。

10番、森議員。

10番（森 良雄君） 10番、森良雄です。

議案第150号、伊豆の国市との事務委託に関する規約について質問させていただきます。

本件については業務委託ということなんでしょうけれども、今後、実際の局面に入った場合はどのようにお考えになっているのか、お聞きできたらと思うんですが、ひとつよろしくお願いします。

意味、わかりませんか。一部事務組合になるのか、業務委託を考えているのか、お聞きしたい。

議長（遠藤正寿君） それでは、市民環境部長。

市民環境部長（福室恵治君） それでは、お答えいたします。

さきの提案理由の中でも十分に説明してあるかと思いますが、再度説明をさせていただきます。

地方自治法第252条の14第1、1項の規定による事務の委託が最良と考えていることから、今回上程したものであります。

今回想定されています事業内容については、一部事務組合での事業執行については考えていないところでございます。

以上です。

議長（遠藤正寿君） 森議員。

10番（森 良雄君） 今回の事業に関してはそうなるんだろうとは思いますが、今後についてはどのようにお考えでしょうか。

議長（遠藤正寿君） 市民環境部長。

市民環境部長（福室恵治君） 今後はまた検討していくということで、今はまだ考えていないということでございます。

議長（遠藤正寿君） よろしいですか。

これで森議員の質問を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第150号については、議案付託表のとおり総務常任委員会に付託をいたします。

議案第151号の質疑、委員会付託

議長（遠藤正寿君） 日程第31、議案第151号 工事請負契約の変更について（市道一本松線道路災害復旧工事）を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、これを許します。

10番、森議員。

10番（森 良雄君） 10番、森良雄です。

工事請負契約の変更について、お伺いします。

変更について詳細な説明をいただきたい。工事の状況をお聞きしたい。

議長（遠藤正寿君） それでは、土木部長。

土木部長（土屋 亨君） それでは、お答えいたします。

この変更につきましては、過日の提案理由の詳細説明でも申し上げましたけれども、この工事の着手に当たりまして現場の再測量をいたしました。被災直後の測量よりも面積が少し多いということが判明をいたしました。その再測量に基づきまして、設計数量等の見直しを行ったわけでございますけれども、大きなものとしては直接工事費の中のいわゆる土工事分、土の扱いになりますけれども、地山の掘削でありますとか、法面の切り土、それらの運搬と申しますか、そういうものが大幅に増えてまいりまして、これが約270万円ぐらいございます。設計額で申し上げます。それから、共通仮設、仮設工事の方の関係で、切り出した木の根っこですとか、そういうふうなものの処理費、運搬費、それから交通誘導員の問題がございまして、その2つ、準備費と安全費、準備費が約112万円、安全費におきまして165万円増額になっております。これらの減ったものもございましてけれども、その合計に、当初の契約のときの請負比率を掛けて、請負額で624万7,500円という変更になっております。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） 森議員。

10番（森 良雄君） 再質問させていただきます。

議長（遠藤正寿君） 森議員、本当に詳細についてはこれから委員会付託しますので、あなたが聞きたいことを簡潔にお願いします。

10番（森 良雄君） それでは、詳細については委員会へ付託することで後で説明、例えばこれだけの1億5,330万円、増額するのは624万7,500円ということですがけれども、やはりこれだけのものを議案として上程するんですから、位置図とか工事現場の図面ぐらい、それから法枠工だというご説明がありましたけれども、何平米の法枠工だったのか、そのくらいこの上へ載せておいてくれればこういう質問はなくてもいいのではないかと思う。

それとお聞きしたいんですけども、これの当初予算は幾らぐらいあったんですか、お聞きしたい。

議長（遠藤正寿君） 土木部長。

土木部長（土屋 亨君） 災害は箇所ごとではなくて、全部まとめてということでございますので、この予算について幾らというのはちょっと資料がございません。

議長（遠藤正寿君） 森議員。

10番（森 良雄君） 1億5,330万円の工事に対して、当初予算がないというのもちょっと疑問ですけども……。お笑いになるんですか、皆さん、1億円を超える事業ですよ。いや、少なくとも全体で何件かという、まとめて予算を組んだんでしょ。そうではないんですか。これ1件をどれくらい見込んでいたというのは全部出てくるはずですよ。

それと増額ということであるんですが、この法枠工というのは非常に設計金額を決めるのは難しいというのは承知しているけれども、ただ、一方的に伊豆市の事業費の消化というのは増額増額が多いというふうに僕は見ている。増額できるということは、それだけ予算的余

裕があるはずですから、できるだけそれに沿った、ただただ予算を消化するだけの予算ということについては不満があります。

以上です。

議長（遠藤正寿君） これで森議員の質問を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第151号は議案付託表のとおり、土木水道常任委員会に付託をいたします。

議案第152号～議案第153号の質疑、委員会付託

議長（遠藤正寿君） 日程第32、議案第152号 市道路線の廃止についてと、日程第33、議案第153号 市道路線の変更についての2議案を一括して議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、これを許します。

10番、森議員。

10番（森 良雄君） 10番、森良雄です。

いつも簡単な質問で申しわけないですけれども、市道路線の廃止について、次ページの赤色部分についてご説明ください。

議長（遠藤正寿君） それでは、ただいまの質問に答弁願います。

土木部長。

土木部長（土屋 亨君） 次ページの赤色部分ということですので、305ページの前の絵だと思えます。市道木太刀線の廃止路線と書いてございます。どうなるのかということ、廃止をするわけです。

以上です。

議長（遠藤正寿君） 森議員。

10番（森 良雄君） これは現在何になっているんですか。それで廃止した後はどうなるんですか、お聞きしたい。

議長（遠藤正寿君） 土木部長。

土木部長（土屋 亨君） 現在市道でございます。それから、廃止した後は市道でなくなります。

以上です。

議長（遠藤正寿君） 森議員。

10番（森 良雄君） 市道でなくなって、その後どうするんですか、平地になっているんですか。伊豆市の所有地になっているんですか。

議長（遠藤正寿君） 土木部長。

土木部長（土屋 亨君） 認定を廃止いたしますと、市の普通財産ということになります。この案を出したということは、木太刀荘に合わせて売却ということですので、こういう手続

をとりました。

以上です。

議長（遠藤正寿君） 以上で通告による質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第152号、議案第153号については議案付託表のとおり、土木水道常任委員会に付託をいたします。

議案第154号の上程、説明、質疑、委員会付託

議長（遠藤正寿君） 日程第34、議案第154号 公の施設の指定管理者の指定について（中伊豆室内温水プール等）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

市長（大城伸彦君） 議案第154号 公の施設の指定管理者の指定について、提案理由を申し上げます。

中伊豆室内温水プールと天城温泉プールの指定管理者として、有限会社伊豆スイムサポートを指定しようとするものです。指定期間は、平成18年4月1日から、平成21年3月31日までの3年間です。よろしくご審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

なお、詳細につきましては、教育委員会事務局長より説明をいたします。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） これをもって提案理由の説明を終わります。

提案理由の説明に関して補足説明の申し出がありますので、これを許します。

教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（山本準次君） 議案第154号 公の施設の指定管理者の指定について、市長提案理由の詳細説明を申し上げます。

指定管理者を指定する公の施設は、中伊豆室内温水プールと天城温泉プールで、指定管理者となる団体は、議案にありますとおり、有限会社伊豆スイムサポート、指定の期間は来年、つまり平成18年4月1日から21年3月31日の3年間、利用料金制となります。

有限会社伊豆スイムサポートの概要につきましては、議案の参考資料として添付をいたしました。議決をいただいた後は、有限会社伊豆スイムサポートを指定管理者として指定し、公の施設の管理に関する協定を結ぶこととなります。指定までの手続につきましては、9月初旬に募集要綱をホームページで配付、お知らせし、20日に公募説明会の受け付けを終了、翌21日に公募説明会を行い、10者が参加し、27日まで質疑を受け付けました。

申請書の受け付けは10月14日から27日までお受けし、5団体が提出いたしました。11月に入り、伊豆市公の施設管理者選定審議会を開きまして団体の提案やヒアリングを行い、一社を候補として決定したものでございます。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） 以上で補足説明を終わります。

これより休憩をいたします。再開を14時20分といたします。

なお、その間、ただいまの議案に対して質疑のある方は通告書を速やかに提出願います。

休憩 午後 2時10分

再開 午後 2時21分

議長（遠藤正寿君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

ただいまから議案第154号について質疑に入るのでありますが、通告がありませんので、質疑がないものと認め、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第154号については、会議規則第37条第1項の規定により、福祉文教常任委員会に付託をいたします。

議案第155号の上程、説明、質疑、委員会付託

議長（遠藤正寿君） 次に、日程第35、議案第155号 公の施設の指定管理者の指定について（修善寺自然公園）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

市長（大城伸彦君） 議案第155号 公の施設の指定管理者の指定について、提案理由を申し上げます。

指定管理者制度は、公募が基本であります。しかしながら、虹の郷を初めとした自然公園の管理運営の今までの状況を顧みますと、ここで市の出資法人の解散にまで追い込むこととなり、大きな混乱が予想されます。そのために今回は公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例、第5条による公募によらない指定を選択することといたしました。ただし、指定期間を3年間とし、次回以降は公募で指定管理者を決めたいと考えております。

以上の理由により3年間の財団法人への指定管理者の指定について、ご承認くださるべく提案いたします。よろしくご審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

なお、詳細につきましては、企業部長より説明をさせます。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） これをもって提案理由の説明を終わります。

提案理由の説明について、補足説明の申し出がありますので、これを許します。

企業部長。

企業部長（渡邊玉次君） それでは、補足説明をさせていただきます。

まず、修善寺自然公園という指定でございますが、範囲は虹の郷、もみじ林、梅林の駐車場、俗に有料園と言われている部分でございます。それともみじ林、梅林、これの無料園、

この施設を指定していただきたいというものでございます。

これにつきましては、財団において問題点、あるいは課題、こういったものがいろいろあったわけですが、出資法人の経営努力に対する考え方であるとか、あるいは委託契約では受託側に制約があり過ぎるといったような考え方、こういった問題がそれぞれ生じておりました。その中で10月末をもちまして経営計画、皆様方に全協時にお渡ししましたこの経営計画を出していただきまして、我々の方の判断としていわゆる指定の方針でございますが、まず1点目、施設の設置理念であるとか、2点目、地域ニーズにあった展開、3番目として管理経費の縮減、4番目と指定期間中の安定した管理、こういった点に着目をして経営計画を見させていただきまして。さらに、もう1点、これは大きな理由でございますが、先ほど市長が申し上げましたように、出資法人の解散ということになりますと、非常に大きな問題になるというようなことが、これは全国的にもそういったことが問題になっているということでございます。そうしたことから、今回、財団法人伊豆市振興公社に指定をさせていただきたいというものでございます。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） 以上で補足説明を終わります。

これより休憩をいたします。14時35分まで休憩といたします。

この間、ただいま上程されました議案についての質疑のある方は通告を願います。

それでは、35分まで休憩といたします。

休憩 午後 2時26分

再開 午後 2時34分

議長（遠藤正寿君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

ただいまから議案第155号について質疑に入るのですが、通告がありませんので、質疑はないものと認め、これで質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第155号については、会議規則第37条第1項の規定により観光経済常任委員会に付託をいたします。

散会宣告

議長（遠藤正寿君） 以上で本日の議事はすべて終了いたしました。

本日はこれにて散会をいたします。

次の本会議は、12月21日午前9時30分より再開いたします。この席より告知いたします。

本日はご苦労さまでございました。

散会 午後 2時35分

平成17年第4回（12月）伊豆市議会定例会

（第5号 12月21日）

平成17年第4回(12月)伊豆市議会定例会

議事日程(第5号)

平成17年12月21日(水曜日)午前9時30分開議

- | | | |
|--------|-------------|-------------------------------------|
| 日程第 1 | 議案第 1 2 2 号 | 平成17年度伊豆市一般会計補正予算(第4回)について |
| 日程第 2 | 議案第 1 2 3 号 | 平成17年度伊豆市天城北道路用地取得特別会計補正予算(第2回)について |
| 日程第 3 | 議案第 1 2 4 号 | 平成17年度伊豆市修善寺自然公園特別会計補正予算(第1回)について |
| 日程第 4 | 議案第 1 2 5 号 | 平成17年度伊豆市国民健康保険特別会計補正予算(第1回)について |
| 日程第 5 | 議案第 1 2 6 号 | 平成17年度伊豆市介護保険特別会計補正予算(第2回)について |
| 日程第 6 | 議案第 1 2 7 号 | 平成17年度伊豆市簡易水道事業特別会計補正予算(第2回)について |
| 日程第 7 | 議案第 1 2 8 号 | 平成17年度伊豆市下水道事業特別会計補正予算(第2回)について |
| 日程第 8 | 議案第 1 2 9 号 | 平成17年度伊豆市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1回)について |
| 日程第 9 | 議案第 1 3 0 号 | 平成17年度伊豆市湯の国会館事業特別会計補正予算(第1回)について |
| 日程第 10 | 議案第 1 3 1 号 | 平成17年度伊豆市昭和の森会館事業特別会計補正予算(第1回)について |
| 日程第 11 | 議案第 1 3 2 号 | 平成17年度伊豆市天城温泉会館事業特別会計補正予算(第1回)について |
| 日程第 12 | 議案第 1 3 3 号 | 平成17年度伊豆市上水道事業会計補正予算(第2回)について |
| 日程第 13 | 議案第 1 3 4 号 | 平成17年度伊豆市温泉事業特別会計補正予算(第1回)について |
| 日程第 14 | 議案第 1 3 5 号 | 伊豆市コミュニティ防災センター条例の一部改正について |
| 日程第 15 | 議案第 1 3 6 号 | 伊豆市シニアプラザ条例の一部改正について |
| 日程第 16 | 議案第 1 3 7 号 | 伊豆市中伊豆体験農園条例の制定について |
| 日程第 17 | 議案第 1 3 8 号 | 伊豆市立地域集会施設条例の一部改正について |

- 日程第 18 議案第 139号 伊豆市小川多目的利用施設条例の制定について
- 日程第 19 議案第 140号 伊豆市総合会館条例の一部改正について
- 日程第 20 議案第 141号 伊豆市持越オートキャンプ場条例の一部改正について
- 日程第 21 議案第 142号 伊豆市修善寺温泉管湯条例の一部改正について
- 日程第 22 議案第 143号 伊豆市恋人岬関連施設条例の一部改正について
- 日程第 23 議案第 144号 伊豆市松原公園条例の一部改正について
- 日程第 24 議案第 145号 伊豆市都市公園条例の一部改正について
- 日程第 25 議案第 146号 伊豆市公民館条例の一部改正について
- 日程第 26 議案第 150号 伊豆の国市と伊豆市との間で共同設置しようとする廃棄物処理施設整備の事務の委託に係る協議について
- 日程第 27 議案第 151号 工事請負契約の変更について（市道一本松線道路災害復旧工事）
- 日程第 28 議案第 152号 市道路線の廃止について
- 日程第 29 議案第 153号 市道路線の変更について
- 日程第 30 議案第 154号 公の施設の指定管理者の指定について（中伊豆室内温水プール等）
- 日程第 31 議案第 155号 公の施設の指定管理者の指定について（修善寺自然公園）
- 日程第 32 議案第 156号 業務委託契約の締結について
- 日程第 33 請願第 2号 最低保障年金制度についての請願
- 日程第 34 選 第 2号 一部事務組合議会議員の選挙について
- 日程第 35 選 第 3号 議会報編集特別委員会委員の選任について
- 日程第 36 決議第 3号 市道矢熊筏場線の早期改良と伊豆横断道路建設促進に関する決議について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（25名）

1番	杉山誠君	2番	鈴木基文君
3番	小森勝彦君	4番	内田勝行君
6番	山下一君	7番	加藤章君
8番	室野英子君	9番	飯田正志君
10番	森良雄君	11番	古見梅子君
12番	磯晴雄君	13番	鍵山堅一君
14番	杉山羌央君	15番	飯田宣夫君

16番 酒井 勲一 君
18番 塩谷 尚司 君
20番 小野 忠宏 君
22番 三須 重治 君
24番 高田 和正 君
26番 木村 建一 君

17番 木内 一郎 君
19番 関 邦夫 君
21番 大川 孝 君
23番 堀江 昭二 君
25番 遠藤 正寿 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	大城 伸彦 君	助 役	児島 保次 君
教育長	室野 純司 君	土肥支所長	平田 秀人 君
天城湯ヶ島支所長	鈴木 幸司 君	中伊豆支所長	佐藤 央一 君
総務部長	堀江 正身 君	市民環境部長	福室 恵治 君
健康福祉部長	内田 政廣 君	観光経済部長	鈴木 直道 君
土木部長	土屋 亨 君	上下水道部長	水口 信夫 君
企業部長	渡邊 玉次 君	教育委員会 事務局 長	山本 準次 君
会計課長	佐藤 正秋 君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局 長	長谷川 與志衛	局長 補 佐	森 修 司
係 長	三田 浩二	主 査	山下 正 恵

開議 午前 9時30分

開議宣告

議長（遠藤正寿君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから、平成17年第4回伊豆市議会定例会を再開いたします。

ただいまの出席議員は25名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程説明

議長（遠藤正寿君） 本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

議案第122号の委員長報告、質疑、討論、採決

議長（遠藤正寿君） 日程第1、議案第122号 平成17年度伊豆市一般会計補正予算（第4回）についてを議題といたします。

本案について、本定例会初日の6日に上程され、各常任委員会に審査を付託してありましたので、審査の経過と結果について各委員長の報告を求めます。

最初に、総務常任委員会委員長、高田議員。

総務委員長（高田和正君） 24番、高田でございます。

ただいま議長から報告を求められました議案第122号 平成17年度伊豆市一般会計補正予算（第4回）について、主な審査の経過と結果について報告させていただきます。

初めに、当局から議案の補足説明がありましたので、主な点についてご報告いたします。

まず、総務部所管関係であります、「歳入の考え方として、固定資産税の方から現年課税分が1億円、滞納繰越分が4,000万円ということで一般財源を捻出し、そのかわりに減債基金の方の執行を取りやめて後年度に備えるということが、補正予算の一番主な内容となっていること。次に、歳出については、各科目間の給与、手当の関係を調整し、それと起債の償還の方で残金の財源を特財としての減債基金を予定したが、一般財源の措置ということでこれを取りやめ、その分をそっくり一般財源に振り替えるということと、また、利子の方で当初の起債の利息を1.8%から1.3%に減ったということで、これらについても多少なりとも減額ということです。」との説明がありました。

次に、市民環境部の関係では、繰越明許費について、「4款の衛生費、1項の保健衛生費・火葬場敷地造成工事で7,800万円の明許をお願いしたいということで、全体では1億3,000万円の工事を予定しており、そのうちの約6割を次年度に延ばす明許」との説明がありました。

事業の概要については、工期が1月の発注、9月竣工という予定をしていることから、来

年度にかかわる7,800万円ほどが明許ということです。工事の概要については、粗造成で1万9,000平方メートル、構造物としては調整池約834トン、法面ブロック約1,500平米、U字溝の布設約1,200メートルと、これらが主なもの。また、地元説明については、11月15日に日向と佐野地区の役員、12月12日には隣接の地権者、耕作者に対して、この工事の概要説明をし、了承を得てありますということです。

それから、6ページ、第4表の地方債の補正では、町村合併特例事業ということで、補正前が2億1,110万円と補正後が2億2,630万円、このうち補正前の火葬場事業の特例債は1億8,110万円を予定したが、造成工事等、または実施計画、実施設計などの委託などもある程度決定し、確定が出たことから、それに見合った補正として、2億2,630万円のうち1,670万円の減で1億6,440万円が火葬場に係る合併特例債を予定をしているとのこと。

歳出の主立ったところの説明として、47ページの6目火葬場費は、今回の補正で1,796万8,000円を減額。財源内訳は地方債、合併特例債を1,670万円減らして、かつ一般財源を126万8,000円を減らすというもので、内容は委託事業が確定したための整理ということで、13の44、造成工事の監理委託、最初はアウトソーシングとして考えていたが、4月の人事異動で技術職員が配属され、この分を職員でやらせるということで500万円を削りました。

それから、15の40、敷地造成工事では、当初1億4,000万円の予定をしていましたが、実施設計の結果、1億3,000万円になったということで、1,000万円を減額したというもの。

それから49、50ページでございます。1目の清掃総務費で367万7,000円の増額をお願いしたいというものでございます。その中の19の50に、2市施設組合設立準備会委託業務負担金ということで158万4,000円の追加がありました。伊豆の国市と共同して建設を、というもので、ごみ焼却場の候補地と選定業務について、伊豆の国市に事務委託をするものでございます。この負担割合は、均等割が費用の30%、人口割が同じく30%、それから、ごみの量の割合ということで40%になっています。

また、13の44、可燃ごみの臨時収集運搬業務委託料で372万4,000円の増額は、「清掃センターにおいて自力で職員が行っているが、区長さんの方からの要望で、年末年始、収集にブランクがあり過ぎるというご意見が多く、7日以上ブランクがあるところについて収集をしようということで本年は予定をしています」ということです。「地区数としては60地区ほどの臨時収集をするための増額です。」という説明がございました。

次に、質疑でありますけれども、「昨年度、16年度の市税の収入未収額が9億7,379万1,000円あるというのが、総体で繰り越し分が4,000万円しか入ってきていないが、この辺の固定資産税の内容について」との質問がありました。答えは、「1億円増えた現年の理由として、新築家屋などが順調に増え、増額となった」ということです。また、「3社のみで6,000万円ほど入り、当初よりもはるかに見込みを超えて収入があり、4,000万円ほど増額をした」との回答がありました。

さらに質問。「22ページ、退職手当組合特別負担金4,500万円について、職員10名分とは

部長が何名か、課長が何名か」との件について質問がございました。「現在のところ、まだ進行中のところであり、最終的に3月31日を待たないとはっきりしたことがわからないが、部長2名、課長1名、残りは一般職です」との回答がありました。

さらに質問。「52ページ、可燃ごみ臨時収集運搬業務委託料とは」の質問には、年末年始のものについては、通常職員がやっているものについては燃やし、どうしても燃しきれない分を土肥・戸田の方へと運搬します。一般の事業所関係の業者が集めてくるものを持ってもらいます。今後まだ工事を予定しており、工事期間は休止するので、持ち込みの関係をパッカー車をリースし、持ち込みの仕分けをしたり、パッカー車で土肥までピストン輸送をしなければならない。この部分が大きなウエートを占めております。年末年始は焼却をするが、工事期間は焼却できないので、土肥・戸田とか伊東市へ持って行くように業者に委託します」との説明がありました。

以上、こうした審議経過を経まして、採決を行った結果、付託されました議案第122号平成17年度伊豆市一般会計補正予算（第4回）につきましては、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決をいたしました。

以上、報告します。

議長（遠藤正寿君） 次に、福祉文教常任委員会委員長、木内議員。

福祉文教委員長（木内一郎君） 17番、木内一郎。福祉文教常任委員長報告を申し上げます。

去る12月13日の本会議において付託されました議案第122号 平成17年度伊豆市一般会計補正予算（第4回）所管科目について、審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は12月15日、委員全員出席のもと、関係当局の出席を求め開会し、審査いたしました結果、反対討論があり、採決の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決しました。

当議案の審査において、論議のありました主なものをご報告申し上げます。

5ページ、第3表、「債務負担行為とはどういうことか」という質問がありまして、「これは、予算は単年度単年度で決めていきますが、翌年度以降にこの負担を生じることは、実際上はできない。ただし、長期継続契約（電気、ガス、電話料など）以外のものは、条例で定めることになっています。条例に定められないものは、議会で承認をすることになっています。したがって、長期にこれだけを上限にして払っていきますということを承認していくためのものであると、こういうことになります。今回の場合、委託する会社の雇用関係が1年では不安定ということ、職員の研修を長くということ、また、調理技術の向上ということもあるので、何年かに限って上限にして、この分を払いますということがございます。長期の予算支出をお願いするのが債務負担行為と考えていい」ということでございます。

また、「経費がかからないから、効率がよいからという前提条件のもとで、民間委託による学校給食にすることには問題があるのではないか」という質問がございました。「給食センターは、いろいろな条件のもとで栄養士の献立表に基づいて一定の時間内に給食をつくら

なければならない。が、そのためには、チームワークも一定程度の熟練も必要なことはもちろんでございますが、そのために実績があり、ノウハウのある会社を選んでいる」と、こういう回答でございました。

また、「食材も民間に委託するということでは不安が残る」という質問がございましたが、これは、「本会議で答えたとおり、食材については全く考えていない」という答弁がございました。

次に、36ページでございます。「3の在宅福祉事業が大分減額になっていきます」ということの質問ですが、「国の流れとして、予防の方向に今向かっている。高齢者に負担していただくという流れになっている。来年その事業は非常に大きく変わってまいります。この過渡期の中で、今までのサービスを上げていくということよりも、来年とのギャップが非常に大きくなるので、少しでも改善できる部分については今年度多少見直しをして、来年度とのギャップをできるだけ少なくしていこうという方向で考えたためである」という答弁でございました。

同じく36ページでございますが、「13の40、在宅高齢者等食事サービスの業務委託料の減は、配食基準の見直しをしたために減になったと聞きましたが、何が見直されたんでしょうか。また、13の45、アクティビティ事業委託料の減は、修善寺地区で確保できなかったということですが、何が確保できなかったのでしょうか」という質問がございました。「在宅高齢者等食事サービス業務委託料の減は、配食サービスの見直しによって、必ずしもきつくなったという意味ではない。配食の場合、なるべく家族の方をお願いできるものはお願いするというので、今までは1回配食を開始すると、そのままずっと行ってきましたが、これを在宅介護支援センターの職員や市の職員が伺い、調理のできるような形、自分たちでできるような形を指導してきて、その中で見直しがあり、少なくなったということです」という説明でございます。「アクティビティ事業委託料の減は、修善寺地区は人口の関係で週4回で予算編成を行っていたのが、利用者が少なく、委託先の伊豆赤十字病院でも週4回では無理ということがありましたので、週2回の実施にしたための減額である」という説明でございました。

次に、同じく36ページの19の40でございます。「老人クラブ運営費補助金の減は、老人クラブの組織が少なくなったということか」という質問がありました。これに対して、老人クラブの組織が少なくなったということである。16年度は72、今年度は70、来年度も少なくなると聞いている」ということでございます。

次に、38ページ、「施設入所事業で、入所見込みの方が入所できたから減額するという説明がございましたが、特別養護老人ホームで待機者が200人近くいると聞いているが、それはどういう違いでしょうか」という質問でございますが、「特別養護老人ホームではなく養護老人ホームであると。養護老人ホームは、まだ措置制度が残っていますので、その制度の中の入所ということです。この措置制度ですが、行政指導のもと、老人ホームは介護保険の対

象にならなくて、一人で生活できない方とか、どうしてもという方を入れる施設です。」という説明がございました。

次に、84ページでございます。「土肥給食センター事業の7の2、臨時雇い賃金が約半分ぐらい減っているが、どういうわけですか」ということですが、当初予算は臨時1名、行2を1名配置していましたが、臨時職員が要らなくなったため」ということでございます。

以上をもちまして、議案第122号の委員長報告を終わります。

議長（遠藤正寿君） 次に、観光経済常任委員会委員長、大川議員。

観光経済委員長（大川 孝君） 21番、大川孝。観光経済委員長報告をさせていただきます。

観光経済委員会は、去る12月14日13時30分より第二会議室におきまして、委員全員の出席、委員外議員数名の出席、行政側から市長、助役、その他関係部課長の出席を求めまして、付託されました15案件につきまして精力的に審議をいたしました。

ただいま議長から報告を求められました議案第122号 平成17年度一般会計補正予算（第4回）観光経済委員会所管科目の企業部関係と観光経済部関係につきましての審査の経過と結果を報告させていただきます。

最初に、企業部関係でございます。

補足説明がございました。

木太刀荘とふじみ荘の市の運営が1月末で終了としますので、職員10名のうち、木太刀荘6名、ふじみ荘4名、10名分の2月、3月分の給与をここに載せ、一般会計から支出ということでご理解いただければと思います。

質疑に入りましたが、質疑はございませんでした。

続きまして、観光経済部関係につきましてご報告いたします。

執行部の方から補足説明がございました。

55ページの6款の農林水産業費、65ページの7款の商工費、87ページの11款の災害復旧費。

その中で6款の農林水産業費につきましては、7,571万8,000円の減額補正ということでございます。大きな減額となっておりますが、これらは事業の確定によるものでございまして、特に中山間の直接支払い、県営中山間事業、県営林業事業、それから、公共の漁港整備です。これらの国・県の補助事業に伴うものが主なものでございます。

それから、7款の商工費につきましては、2,365万1,000円の減額補正。これにつきましては、自然公園の特別会計への繰り出しが主なものです。増えるものとしましては観光施設の関係で、非常にいろいろ観光施設がたくさんあるわけですが、老朽しております。そんな関係で、補修をしなければならぬ箇所が非常に出てきています。今回それにつきましては補正をさせていただきます。

それから、11款の災害復旧費でございます。これは8月25日の台風11号による被害でございます。その復旧工事にかかわるものであります。

続きまして、質疑に入りました。

委員の方より、「60ページの2目林業振興の湯の国会館のバイオマスボイラーの設計委託料ですが、バイオマスボイラーそのものというのは必要に応じて設計するものですか。」答弁。「ボイラーそのもの自体はメーカーでできておりますから、本体自体の設計はございません。ただ、それに関連する配管、それと簡単な配管ですけれども電気配線、その他チップを入れるサイロをつくります。そのサイロとボイラーをやはり雨にぬらさないということで、建物をつくるということで、それらの関連する施設設備等の設計業務になっております。」

委員。「ボイラーとサイロを除いた部分の工事金額は幾らぐらいを想定していますか。」答弁。「チップボイラーそのもの自体は約2,400万円になっています。したがって、その他ですと1,600万円。合計3,000万円ぐらいです。」

委員。「サイロはちょっとわかりませんが、ボイラーの設計をする必要がなく、サイロも込みだとして、ボイラー以外の部分が1,600万円。1,600万円のものを備えつけるのに設計料が400万円なんていうことは、世の中には信じられない話です。」答弁。「チップボイラーの明細といたしまして、先ほど言いましたサイロ機械室の建築、熱交換システムの制御装置とそれらの関係もすべて旧配管で混雑していますので、整理統合するようなことも、この設計の中に含まれているということです。今回、既設のボイラーも残すという形で、多忙時には両方のボイラーを動かすということで、その辺の設備的な内容もすべて洗い直す配管設計との内容もございます。当初予算でまたご説明しますが、事業費的に全体ですと、サイロその他熱交換システムとか全部合わせますと、3,000万円の事業費を予定してございます。それらの一体の測量設計を今年やらせていただくことで、400万円計上してございます。」

委員。「説明の意味は大丈夫です。理解できました。ただし、配管が何千本もあるかわからないけれども、わかりやすくするために、建物が幾らで、設計料が幾らか、ボイラーとサイロと配管を合わせて幾らで、設計料が幾らか、そういうふうに答えてください。」答弁。「設計業務の内容としまして、見積書は二つに分かれていまして、建築設計業務と、それと設備設計業務という二つになります。その中で構造設計の業務、それと設計の内容だけで設計書の作成業務と、そういう言葉しか入っていませんが、その建築関係は増築関係です。設備的には既存の調査業務、基本計画作成業務、設計管理図書作成業務、既存図と新設計図で設計作成業務数量、単価入れと合わせまして400万円の予定となっています。」

委員。「ちょっと言い方がきついです。民間人の感覚からいけば、ほとんどだまされている状態ですよ。だから聞いたんです。設計業務400万円のうち、建物に係る部分が幾らで、建物以外に係る部分が幾らか、それを答えてください。その他の部分が多かったら、それを案分してください。何とか書作成、何とか計画作成は、案分してそっちへ入れてください。この二つだけに分けて。」答弁。「ちょっと説明不足でしたけれども、建築設計業務が176万円プラス消費税です。設備設計業務、これは198万円。消費税なしで374万円、プラス消費税が18万7,000円。合計で392万7,000円です。」

委員。「1,600万円の建物の設計が176万円かかるなんて、今の日本ではあり得ないことで

す。これは市長に解約を強く要請します。ほとんど日本の経済界では、これは詐欺状態です。それから計画作成業務、旧ボイラーが一つあるところにもう一つボイラーを足して配管をするという。それで設計を足して、だれかに頼んで金額を決めて、また発注して終わって、お湯が通ることなんですけれども、事業の計画を人に頼むなんていうことはあり得ない。たったこれだけの仕事で、あなたがやれば、その業務はそっくり要らなくなります。委託業務からぜひ外していただきたい。計画はあなたが立てて、市長が、じゃ、次にやるよと決めて、予算を配分して、議会を通せば、それでできるものです。計画そのものをつくるのに何で人に頼むんですか。」答弁。「初めに1,600万円というのはちょっとわかりませんが、チップボイラーが1,390万円で、サイロと合わせますと2,500万円ぐらいになります。」

委員。「もう一度、質問し直します。二つ、今言いました。1,600万円の建物の設計費用が176万円ということは、この日本では考えられないことです。だまされているとしか思えません。これをどう考えるか。だから半分にくれとか、3分の1でやってくれとか、そういうふうな作業が必要だと思います。それと、計画作成業務が、向こうの、この業務委託を受けた業者の有料業務に入っている。けれども、計画はあなたがつくればいい。設計業者に計画を頼む必要はありません。いつボイラーをとめて、いつつないで、いつから水が入って、お湯が出て、いつから使い出すかと、そういうことでしょうか、計画というのは。また、どういう業者に頼もうか、計画そのものはあなたが考えればいいことだと言っているんです。これはぜひ委託業務から外していただきたい。必要はないと思います。」答弁。「基本計画につきましては、これはもう公共の建築にしても、専門的に工程的な管理、設計管理的な内容です。調査というのは、できる職員がいないです。建築の業務的な工程管理ですから、それは専門的な業者をお願いするというので、計画を出させていただくと。基本計画のみを出していただくということです。」

委員。「建物の方の設計料が高いというのはどういうことですか。」答弁。「もう一度この内容等を見直し、精査して、発注時には十分見直しまして発注することにさせていただきます。」

委員。「委員会での委員のメンバーの一人である私の今の発言にある程度同意するといってもおかしいけれども、それをある程度参考にして、昨日まで業者の方と話していたことは若干なりとも改善する方に作業を見直しますと、そういう発言ですか。」答弁。「補正を出すときには、ある程度、概算見積書で補正を出させていただきますので、設計業務関係の実施設計を組むときにはもう一度ということでございます。」

委員。「わかりました。ぜひ精査していただきたいですが、その際に、設計料が10%以上になるということは余り聞いたことがありません。そういうことをわかった上で、同じ金額でもし発注されるようなことがあるようでしたら、私は今後も追及します。頑張ってください。」

続きまして、議長の方から質問がございまして、「そのサイロは場所に特定に設計すると

ということですか。そのサイロはできたものではなくて、そこしかサイズを合わせられないから再度設計するということですか。」答弁。「設計はまだ予定なんですけれども、位置としましては、湯の国会館の現在駐車場の付近にタンクがございます。そのタンクの横がレストランの駐車部分。その付近に、このサイロとボイラーを増設したいということで、地形的に河川で下がっていますけれども、それをサイロにダンプでチップを持ってきますと、サイロに落とすには低い位置でないと落とせないということで、造成で下を掘削するということになります。それを掘削して、建物をつくって、今現在のボイラーとの最短距離にチップボイラー、そして、サイロも並べるような形でつくるということで、増設のようになります。この二つが入るということになっております。」

続きまして、委員の方から、60ページの13の40、「放置竹林対策事業ですが、ぜひやっていただきたいとお願いします。聞くところによりますと、竹は夏の一番暑いときに伐採すると、翌年は相当数が出てこられなくなると聞きました。これは、春から夏までの間にエネルギーを全部使い切って最大限に伸びて、夏には根がほとんどの活力を失っているからだそうです。ぜひ検討していただきたい。」答弁。「今回は県費補助を受けてモデル的に行い、地域の皆さんに理解してもらい、さらに広葉樹を植えて、きれいになったということの啓蒙の一環としてやりたいということでした。この他にも竹林の所有者の方々に少しでも理解をしていただくというような事業を現在検討中でございます。」

同じ60ページの19の40、「有害鳥獣捕獲事業の追加ですが、必要な事態がふえてしまっているということだと思いますが、何か結果と効果についての評価みたいなものはないでしょうか」という質問がございました。答弁。「この有害鳥獣は、全国的な規模で非常に苦慮しています。伊豆地域有害鳥獣被害対策連絡協議会という組織がありまして、その組織で県に要望して、県の方が伊豆地域だけの保護管理計画の見直しをしていただいて、現在、一般狩猟で雌等の捕獲も実施しています。3年ないし5年を目安にやっておりますが、効果がなければ、管理捕獲ということで専門的に県の猟友会かいろんな人を頼んで集中的に捕獲するようなこととなりますが、現段階では一般狩猟で、県の調査でいくと目的の頭数は達成しているということを聞いております。それと、この補助事業ですが、防護柵とか電気柵をしますと、その地域は逃げますけれども、今度やっていない地域に行くということで、飛び火するような形ですので、全体がしなければいけないかなと思います。」

委員。「放置竹林の件ですが、今年度事業として2カ所ぐらいをやりたいというようなことは説明されませんでしたか。」答弁。「市の単独では、竹林整備をした方に補助金を出すという制度で、それ以前から実施して、今回も2件の要望がありました。」

委員。「皆伐したときに、竹の処理として、チップにするような機械を購入してやるような計画がありますか。」答弁。「木質バイオマスの関係のチップ、これは森林組合の方でチップ化をしていただくということで、組合の理事会で既に承認していただいておりますが、現在はチップの破砕機がございませんので、製材屋さんのチップをとりあえず借りる計画でお

ります。今後は湯の国会館のチップだけで効果はございませんので、もっとほかのチップの利用も考えていけば、独自のチップ破砕機が必要になるということになります。トラックに破砕機が載っているのがありますが、移動して現場ですぐ破砕することも可能です。しかし、採算面で問題があり、まだ検討の段階です。それと、湯の国会館にしても、燃料化に利用する場合には、木質に竹チップを混合しても火力はそれほど落ちないということですので、同時に利用が可能になるかと思えます。」

委員外議員の方から、ご質問がございました。「湯の国会館に今二つの源泉がありまして、熱い50数度の温泉と20何度ある温泉へ熱交換をしながら移すということで、町時代に整備しました。木質バイオマス導入とこの熱交換システムの活用と採算性についてお聞きしたい。」答弁。「熱交換の部分はそのまま利用されていますし、シャワー部分の老朽化したボイラーを新しくチップボイラーにしたいということが目的です。木質バイオマスは県の方でモデル的にやってきていただいたわけですがけれども、とにかく森林資源を有効に生かせる方法はないかということで県が取り組みをしてきました。その中で、湯の国会館をシミュレーションとしていろいろやってきました。その中で採算面も精査して、何とかクリアできるだろうということで、今回これに踏み切ったわけです。今後これが伊豆市として広がりを見せるような形にぜひ持っていきたい。一つのモデル的になるかもしれませんが、そんな方向で考えております。」

委員。「伊豆市の観光はこうあるべきだという一つの本筋というものが何か見えないような気がします。いろんな面から、ウエルネス、企画課でやっているし、行政の方の部署も分かれているということもありますが、やはり伊豆市の観光計画というものはこうだという振興計画を作成した方がよいと思うんですが、いかがですか。」答弁。「振興計画その他の策定の必要は承知しております。今年度そういった意味で、観光振興審議会を行いまして、ある程度の基本方針というものを出示まして、それは市長に委員会の方から答申いたしております。その中で、今回の総合計画の方に反映をしております。」

以上、精力的に議論をいたしました。

続きまして、討論に入りました。討論はございませんでした。

引き続きまして、採決に入りました。原案のとおり、観光経済委員会としましては、全員賛成のもと可決するものと決定いたしましたことをご報告いたします。

議長（遠藤正寿君） 次に、土木水道常任委員会委員長、杉山議員。

土木水道委員長（杉山羌央君） 14番、杉山羌央です。

ただいま議長から報告を求められました議案第122号 平成17年度伊豆市一般会計補正予算（第4回）に係る土木水道委員会所管科目について、審査の経過と結果を報告申し上げます。

当議案の審査の過程における質疑等の主なものといたしまして、まず、水道事業関係につきまして、「合併浄化槽の設置はいつごろまでか」という問いに、「多額の工事費がかかる

特定環境保全公共下水道や農業集落排水が合併浄化槽で同じ効果が得られれば、普及率が上がり効率的であるとの判断をしている。国・県の補助金が継続すれば続けたい。現時点では、できるだけ継続していきたいと考えている」とのことでした。

「下水道の料金と合併浄化槽と、経費の比較は」との問いに、「旧中伊豆町のときの対比ですが、合併浄化槽は年間3万5,000円ぐらいくみ取り料、点検がかかります。一般的な家庭で、月に下水道料は約3,000円ですので年間3万6,000円となり、大体同じくらいという試算をしております」との答弁でございました。

次に、74ページの「下水道特別会計の繰出金がマイナスとなった理由は」との問いに對しまして、「下水道事業特別会計の補正により減額されたのご理解いただければと思います。詳細については、特別会計の補正のときに説明いたします」との答弁がございました。

次に、土木部関係で、72ページの天城北道路関連事業、土地購入費について、「当初予算は2,700万円ですが、それが大幅増ということで再度説明を」とのことに対して、「天城北道路へのアクセス道路として計画しています市道32190号線のことですが、当初の事業期間を平成16年度から21年度までという予定で進めてまいりました。伊豆市の斎場や田方消防南署の開設時期を踏まえ、少し早める必要があるということと、天城北道路の大平ハーフインターは平成19年度末の供用開始ということで、県との協議の中で、同じ時期に供用開始した方がよりその効果があると考え、19年度末の供用開始を目指すということになりました。交付金事業で実施していますが、その分を追加で増額がされましたため追加分が7,000万円となっています。補正に係る7,000万円の使途ですが、道路用地の買収費ということで全額を充てる予定です。補正前は約1,500平米の土地購入を考えましたが、この補正でおよそ4,900平米を増やし、全体で6,400平米の道路用地の買い取りをしたいということになります」との説明がございました。

「購入するこの土地面積、坪単価または平米単価は幾らか」との問いに對しまして、「平米当たり1万4,500円前後ぐらいに算出しています。地目は農地です。単価的には不動産鑑定士さんの依頼をしていますが、隣接地に天城北道路という国の事業があり、その近隣の土地の価格を参考に目安として予算を立てました。総事業費として1億3,700万円という本年度事業費ということになります。18年、19年の2カ年をもって、市道32190号線、天城北道路へのアクセス道路の事業完了を目標に、現在進めていきたいと考えております」との説明がありました。

74ページ、「都市計画推進事業は、計上額がすべて減額になり、調査を見合わせたことによるとの説明でしたが、もう少し詳しく説明を」とのことに対し、基礎調査業務委託ということで700万円の減額をいたしました。都市計画法の第6条に、この業務のことが定められています。市単独でやるのではなく、旧修善寺町が加盟をしていた田方5町での広域都市計画推進協議会という組織により業務を行っています。都市計画についての方向は、県の指導によって行っていますが、この調査についても市町村合併の推進状況を見て、県が少し発注

を見合わせたものですから、伊豆市もそれに伴って支出が不要になってしまったということです」との説明がございました。

88ページの「災害復旧費は、台風11号関連で8件ということで聞きましたが、土地購入費というのはどういうものですか」という問いに対しまして、「県管理の修善寺川から道路までが一体で地すべりを起こした。その災害復旧工事で、中腹に土留のアンカーなどを打つ工事のため、道路と水路の間の土地を譲っていただかないとできないということになり、この分が用地購入として増えております。」

以上、こうした質疑応答があり、採決の結果、議案第122号 平成17年度伊豆市一般会計補正予算（第4回）の土木水道委員会所管科目につきましては、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で委員長報告を終わります。

議長（遠藤正寿君） 以上で、各委員長の報告は終わりました。

これより休憩といたします。再開を10時30分といたします。なお、この休憩中に、質疑、討論等ある方は議長の方へ提出を願います。

それでは、休憩といたします。

休憩 午前10時20分

再開 午前10時30分

議長（遠藤正寿君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

ただいまから議案第122号 平成17年度伊豆市一般会計補正予算（第4回）について質疑、討論、採決を行います。

これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告がございませんので、質疑はこれで終結をいたします。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので、発言を許します。

まず、反対討論。10番、森議員。

10番（森 良雄君） 10番、森良雄です。

議案第122号 平成17年度伊豆市一般会計補正予算（第4回）について反対討論をいたします。

伊豆市の財政は逼迫しております。昨年度の一般会計は200億円、今年度は160億円台です。来年度は140億円台まで減少します。100億円台まで減少するのは時間の問題と考えられます。合併前の旧4町、修善寺町、中伊豆町、天城湯ヶ島町、土肥町の蓄えは使い果たされております。財政は火の車、自転車操業です。

しかるに本予算は、相変わらずの公共工事一辺倒の予算です。土地の購入、道路や橋の新設、改良が主目的です。一方、既設の道路の維持管理も満足にできていません。弱者のため

の施策も不十分です。

狩野川遊歩道は、遊歩道といえども弱者にとっては生活道路です。県道の危険を避けて、安全なこの道路を弱者は使います。足の不自由な方、乳母車、シニアカー、子供を乗せた自転車など。弱者は泣いています。最優先で整備すべきではないでしょうか。道路の維持管理もできていない。危険を感じた市民は自力で補修をしている始末です。議員は何をしているのか、市長は何をしているのかという声も出ております。

このような中、市当局の本議会における説明は全く不十分です。まともな説明とは言えません。議員の質問は市民の声です。真剣な説明が必要ではありませんか。市民が理解できるような説明が必要ではありませんか。何のために血税を使うのか、全く説明ができていない。説明しようという気持ちも伝わってきません。知りたければ聞きに来いという態度がありありです。

本当に必要な予算なら、真剣に説明をしていただきたい。このような予算を認めた途端、随意契約に出されそうなものもあります。地方自治法第2条14項に基づき、市はその事務を処理するに当たって、最少の経費で最大の効果を挙げる責務があります。また、地方財政法4条1項に基づき、経費はその目的を達成するための必要かつ最少の限度を超えてこれを支出してはならない責務を負っていることを申し述べておきます。

反対討論を終わります。

議長（遠藤正寿君） 次に、賛成討論を行います。

12番、磯議員。

12番（磯 晴雄君） 12番、磯晴雄です。

議案第122号 平成17年度伊豆市一般会計補正予算（第4回）について賛成討論を行います。

まず、歳入の方におきましては、主に固定資産税の増収を見込むことと事業精査により一般財源を捻出し、衛生費において、老朽化により早期建設が課題となっております伊豆市清掃センターごみ焼却施設を修理維持していくためのやむを得ない経費の支出であります。

また、土木費、災害復旧工事の歳出がありますが、この災害復旧は当然早期に実施を必要とする事業であります。その財源においても、3分の2が国庫補助金、残りの一般財源についても起債が100%充当される事業であります。

このようなことから本補正予算を承認し、早期に事業が実施できますよう皆様ご賛同をいただくことをお願いし、賛成討論といたします。

議長（遠藤正寿君） 次に、反対討論を行います。

26番、木村議員。

26番（木村建一君） 議案第122号 一般会計補正予算案に対して反対討論を行います。

今回の補正の内容を見ますと、当初この補正の概要について説明を受けましたけれども、市にとって大きな事業である火葬場建設事業や、また民生費など、さまざまな事業の確定に

よる補正だというお話を聞きました。さらに、新たに道路や農地の台風による災害復旧事業費など、住民生活にとって必要な補正が組まれております。この点について、私は評価をします。

しかしながら、以下二つの点で反対します。

第一は、天城給食センターの給食調理と配送業務の民間委託を、平成18年から19年、2年間にわたる債務負担行為、すなわち一種の後年度の予算の先取り7,000万円が組まれていることです。学校給食の民間委託の問題は、文部科学省が出した「学校給食業務の運営の合理化について」という通知がきっかけで、今、全国でやられようとしております。地方分権と口では言うものの、それとはほど遠い国の方針に忠実にのっとり、私はこの伊豆市でもやられようとしているということで危惧をしております。

その通知の中身は、正規職員からパート職員への切りかえや民間委託による人件費の削減が通知の主たる目的になっております。学校給食にかかる費用は、コストではなくて、未来ある子供たちへの投資です。どんなときでも子供たちにとってよい給食とは、教育としての学校給食という視点が大事なんですが、この視点が残念ながら欠けております。児童生徒が食べる給食が病院の給食や企業の給食などと違うのは、学校給食はあくまで義務教育の一環であるということが、学校給食法の中にしっかりと定められております。

食べ物と体の関係がわかる力、体によい食べ物を選ぶ力、料理をする力、おいしい味がわかる力、こういうのが私は学校給食の中で子供たちが小さいときから学ぶべき大事な要素だと思います。食べることを通じて、食に対する正しい知識、日本の伝統文化、望ましい習慣などを学んでもらうということが目的だと思います。民間に業者が委託されれば、今お話しをした学校給食の目標を求めること自体ができるのでしょうか。

今年7月でしたか、食育基本法という新たな法律ができました。地方公共団体の責務、地方公共団体の学校、保育所等における食育の推進ということも、新たに学校給食法との兼ね合いでさらに深まってきます。

さらに過去をさかのぼれば、1951年に国際公教育会議というのがジュネーブでやられましたけれども、この中で、学校給食に関する勧告というものが出されました。この勧告は日本の文部大臣も受け取っておりますけれども、この中で、多くの家庭における食生活は栄養学的研究の成果による法則には必ずしも合致していない。こうした中で、学校が科学的基礎に基づく栄養食の手本を示すべきであるというふうにも書かれております。

この立場に立ったときに、本当に民間にできることは民間にということだけで済まされる問題なのかどうか。学校給食法ができたときは、確かに食糧難の中で、子供たちにしっかりとした栄養をとらせていくという目的があったわけですがけれども、今はさまざまな生活習慣病を初め小さいころからそういう病気になる体質が出てきているといったときに、別の角度から今の学校給食というのは、私はしっかりと見直すべきだと。それはあくまでも行政の大事な責任だというふうに思います。

第二に、伊豆の国市との廃棄物処理場を建設するための準備会の委託についてです。

これもちょっと振り返ってみますと、平成10年3月に静岡県のごみ処理広域計画が示されました。それから一つ二つと自治体が離脱して、伊豆市と伊豆の国市が残ったと、私は見ました。広域化先にありきからスタートして、今に至っている。50億円とも70億円とも言われている建設費用を考えたときに、広域処理先にありきで単独処理は眼中なしでいいのでしょうか。

後ほどまた議案として質疑、討論が行われます伊豆の国市委託契約の条例案のときに詳細な討論をいたしますけれども、一般廃棄物処理の意見具申というのを環境省が出しましたけれども、これについて、この最後の方にこういう言葉があります。

市町村を主体としつつ国は大いに口出しする内容という文章になっているんです。それにしっかりと乗って、私は、今回の伊豆市と伊豆の国市の施設、どうあるべきかというところから出発している。広域先にありきで船出をしようとしている姿に問題ありというふうに思います。

最後に、委員長報告の中にもありましたが、中山間地直接支払交付金が残念ながら減額になったということがありました。なかなか中山間地のこの制度を受け入れる体制が市民の中でできていなくて、これを申し入れる団体も少なくなったという状況も聞いています。しかしながら、この中山間地直接支払交付金制度というのは、農地を守っていく伊豆市にとって、私は大事な事業だと思います。

したがって、直接的にやるのは確かに農業をやられている方ですけれども、その方々に対して、伊豆市がやはり、土地を守る、農地を守っていく。そういう立場に立って、つくられている方々の支援が、何ができるのかということ、大いにその点は協力しながら、この制度がもっと生かされるように願って、討論いたします。

議長（遠藤正寿君） 次に、賛成討論を行います。

20番、小野議員。

20番（小野忠宏君） 20番、小野でございます。森議員、木村議員から反対討論が出ましたので、急遽通告を入れまして、賛成討論を行わせていただきます。

今回の補正、総額で1億5,100万円。これは全予算、当初予算160億円のうちの1%未満でございます。それだけの補正でございます。

このうちの歳出でございますけれども、歳出は一つだけ大きく、災害復旧費2億7,000万円。これは、災害は忘れたころにやってくるというようなことで、補正もやむを得ないと、こういうことでございます。

これを支える歳入でございますが、固定資産税が1億4,000万円の追加。これは歳入欠陥ということが起こりやすい世相の中で、大変結構なことであるというふうに私は評価をしておるわけでございます。

それから、繰入金で1億1,700万円減らしたと。繰入金を減らすということは大変結構な

ことでございます。

以上、このほかに当然、災害復旧でございますので、国の補助金が追加されております。1億7,400万円、これは当然のことでございます。そんなことで賛成討論で思うわけでございますけれども、どうか、特に森議員には、森を見て判断をしていただくよう要望いたしまして、賛成討論を終わります。

議長（遠藤正寿君） 以上で、討論を終了いたします。

これより本案を採決をいたします。

議案第122号 平成17年度伊豆市一般会計補正予算（第4回）について、各委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（遠藤正寿君） 起立多数。

よって、議案第122号は原案のとおり可決をされました。

議案第123号～議案第134号の委員長報告、質疑、討論、採決

議長（遠藤正寿君） 日程第2、議案第123号 平成17年度伊豆市天城北道路用地取得特別会計補正予算（第2回）についてから日程第13、議案第134号 平成17年度伊豆市温泉事業特別会計補正予算（第1回）についてまでの12議案を一括して議題といたします。

本案についても、今定例会の初日に上程され、各常任委員会に審査を付託してありましたので、各委員長の報告を求めます。

初めに、総務常任委員会委員長、高田議員。

総務委員長（高田和正君） それでは、議案第125号 平成17年度伊豆市国民健康保険特別会計補正予算（第1回）について、主な審査の経過と結果について報告させていただきます。

初めに、当局からの議案の補足説明がありましたので、主な点についてご報告いたします。

初めに、歳入、113ページ、3の1の1、事務費負担金、現年度分41万8,000円の減額は、国の補助金の制度がなくなり、一般会計の法定繰入で補えということの減額です。

それから、3の1の2、療養給付費等負担金は、一般被保険者の方で、平成16年度分の追加交付1,678万4,000円の増額となりました。これは16年4月に当初申請をし、17年1月に変更申請、17年6月に実績報告をして、1,678万4,000円の増額となりました。

続いて、3の2の1です。財政調整交付金205万8,000円の減額。この財政調整交付金の中の特別調整交付金、主に保険事業に係る国の補助金を205万8,000円の減額。この分は医療費通知の作成委託料など、それから、今年度実施している電話医療サービスのその分について205万8,000円の減額でございます。

それと、4の1の1、療養給付費等交付金439万8,000円の増は、退職被保険者に係る過年度分、16年分の追加の交付金額であります。これらについても、毎月、国民健康保険の事業

月報というものを提出しており、それに伴い社会保険診療報酬支払基金の方から補助金が増額になったり減額になったりし、最終的には16年度の実績を提出した結果、439万8,000円の増額となりました。

次に、115ページの歳出、2の1の2、退職被保険者等療養給付費、補正額1,978万円の増額補正は、退職被保険者の医療費に係る補正でございます。退職被保険者につきましては、16年度の年間平均診療数に比べ17年度前期の平均診療数がプラス146名の増となり、医療費の方も増額補正が必要になったということでございます。

それから、3の一般被保険者療養費84万6,000円の増額は、一般被保険者のはり、きゅう、あんま、マッサージなどの治療費の分でございます。

次に、4の退職被保険者等医療費、これは退職被保険者に係る、やはり、はり、きゅう、あんま、マッサージなどの増額82万7,000円です。

5の審査支払い手数料は、国民健康保険のレセプトを静岡県国民健康保険団体連合会に委託しており、レセプト数が増えたので、49万8,000円の増額補正であります。

それから、2の5の1、葬祭費は215万円の増額補正。これは、当初予定していた葬祭費の支給額に比べ、前半でかなりの葬祭費の支出があり、215万円を増額補正しました。

続いて、117ページ、3の1の1、老人保健医療費拠出金140万8,000円の増額補正、この老人保健の拠出金は、年度当初、静岡県国民健康保険団体連合会から試算があり、それに基づき当初予算を計上するが、その当初試算に対して、静岡県国民健康保険団体連合会の方からの増額の通知があり、140万8,000円補正をさせていただいたということです。

それと、4の1の1、介護保険納付金は、やはり全国の介護保険の納付者の人数に介護納付金をかけ、同じく国保連合会の試算があり、685万円の減額補正です。

それから、5の1の1、高額医療費拠出金は、静岡県の市町村国保の高額医療費の全体を国保連合会の方で試算し、各市町村に割り当てられた金額が静岡県全体で減額となったので、伊豆市においても120万円の減額補正となりました。

9の1の1、一般保険者の保険税の還付金は、納め過ぎた保険税をお返しするもので、124万7,000円の増額補正。これは、1世帯が平成12年から国民健康保険に加入していたが、調べた結果、もう既に社会保険に加入をしていたということで、平成12年から国民健康保険税を納付していた分を返したものを増額補正をさせていただいたという説明がありました。

以上、補足説明を受け、議案の審査を行いましたので、論議のありました主なものについて説明をいたします。

初めに、116ページ、「葬祭費の人数は」との質問がありました。答弁には、「平成16年度実績が315人、補正後の見込み人数が353人、プラス38人を見込んでいます。結局、亡くなった方が去年と比べて増えている」との回答がありました。

質問。114ページ、「退職者の話があり、今後もこれは増える傾向にあるんですか」との質問がございました。答弁。「退職被保険者の分については、かかった医療費から入ってく

る国民健康保険税、社会保険診療報酬支払基金から入ってくる補助金、それを差し引いたものが対象となるので、万が一、退職者が急増し、医療費が増えても、国民健康保険料を特別に退職者だけ上げるといふことはしなくても、社会保険診療報酬支払基金の方からそれに合わせた分が補助金として入ってきます。ただ、余り退職者につきましても医療費が増になることは避けたいと思っています」との回答がありました。

質問。114ページの歳入の件で、「一つは、事務費負担金について、国の補助金の制度がなくなって法定繰入になったというその中身を知りたい。それから、国庫支出金の電話医療サービスなど今年度新たに保険事業が始まったと思うが、それがどうなったのか」との質問がございました。「まず、事務費負担金の41万8,000円の減額ですが、計上ミスでありました。今までは国の補助金が事務費についていましたが、一般会計からの法定繰入が認められたことで、この分につきましては国の補助金がなくなったということです。それから、財政調整交付金205万8,000円の減額補正、これにつきましては、特別調整交付金の中で国の補助金が出るわけですが、その分につきましては、電話医療サービス、それから、17年度の医療費通知、年6回ありますが、その年6回の分が確定したので、減額補正させていただきます」との回答がありました。

さらに質問。「電話医療相談は、昨今のニュースで国民健康保険の財政が大変だと伝えられているが、電話医療相談で医者にかかる量が減れば、それなりの医療費の削減につながると思いますが、この医療相談の効果というものはわかりますか」との質問がございました。「スタートしたのが9月ですので、その効果が実際に医療費にあらわれているかどうかは、まだ判明できない状態です。」また、「件数だけ教えてください」との件では、「9月が136件、10月が70件程度である」との回答がありました。

以上、こうした審議結果を経まして、討論、採決を行った結果、付託されました議案第125号 平成17年度伊豆市国民健康保険特別会計補正予算（第1回）につきましては、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案どおり可決いたしました。

以上です。

議長（遠藤正寿君） 次に、福祉文教常任委員会委員長、木内議員。

福祉文教委員長（木内一郎君） 17番、木内一郎。福祉文教常任委員長報告を申し上げます。

去る12月13日の本会議において付託されました議案第126号 平成17年度伊豆市介護保険特別会計補正予算（第2回）について、審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は12月15日、委員全員出席のもと、関係当局の出席を求め開会し、審査いたしました結果、討論なく、採決の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決しました。

当議案の審査において、論議のありました主なものでありますが、127ページ、「19の40、施設介護サービス給付費の減額補正について、10月の法改正により、施設に入っている方たちの食費と居住費が自己負担になり、介護保険から支払われなくなるから減らすということですが、施設に入っている人で所得の低い方の状況はどうなっているのか」と、こういう質

問がありました。

答弁ですが、「現在、施設は伊豆中央ケアセンターと土肥の信愛会という土肥ホームですが、報告を受けた中では、この問題についてはほとんどが問題がないという報告を受けている」ということをございました。また、「所得によって補助制度の金額の差ができる制度をつくっているので、困っている方に対しては、そういうところで救われていくと考えられている」という答弁をございました。

以上をもちまして、議案第126号の委員長報告を終わります。

議長（遠藤正寿君） 次に、観光経済常任委員会委員長、大川議員。

観光経済委員長（大川 孝君） 21番、大川孝。付託されました議案第124号につきましてご報告申し上げます。

ただいま議長から報告を求められました議案第124号 平成17年度伊豆市修善寺自然公園特別会計補正予算（第1回）につきましての審査の経過と結果につきましてご報告申し上げます。

補足説明はございませんでした。

委員の方より、質疑に入りまして、「特別会計が減額になっている大きな理由は、虹の郷の運営費800万円とだるま山の運営が100万円ほど減額になっていることと、繰越金が計上されていることだと思います。二つの施設の運営委託料が減額になった大きな理由は、それぞれ経営状態が思ったよりよかったという意味ですか」ということにつきまして、答弁は、「まず一点は、経営状況がよくなったとは言えないと思います。というのは、11月末現在で入園者数が1万4,284名の減となっております。ただ、ここで言っているのは、直営店になったということでありますので、それが1,100万円ほど増えているような状況です。それと、もう一点、大きな理由は、前年度、16年度末で人員整理をしました。これが20数名いまして、金額的に約1億2,000万円、それにかわる臨時雇用賃金で2,000万円ですから、実質1億円近くが余剰として出ているわけです。単純にそれだけを見ますと、よいように見えますが、人員削減によって経費節減になりましたので、実際には経営状態がよくなったとは理解しておりません。」

続きまして、討論に入りまして、討論はございませんでした。

続きまして、採決に入りました。付託されました観光経済委員会の議案第124号 平成17年度伊豆市修善寺自然公園特別会計補正予算（第1回）につきましては、委員全員の賛成のもと可決するものと承認されましたことをご報告いたします。

続きまして、ただいま議長から報告を求められました議案第130号から議案第132号につきましてご報告申し上げます。

163ページの議案第130号 平成17年度伊豆市湯の国会館事業特別会計補正予算（第1回）についての審査の経過と結果についてご報告いたします。

補足説明は特にございませんでした。質疑、討論も特にございませんでした。

採決に入りました。採決の結果、議案第130号 平成17年度伊豆市湯の国会館事業特別会計補正予算（第1回）につきましては、委員全員の賛成により可決すべきものと決定いたしましたことをご報告申し上げます。

続きまして、付託されました議案第131号についてご報告申し上げます。

ただいま議長から報告を求められました議案第131号 平成17年度伊豆市昭和の森会館事業特別会計補正予算（第1回）につきましてはの審査の経過と結果につきましてご報告申し上げます。

補足説明は特にございませんでした。質疑、討論も特にございませんでした。

採決の結果、付託されました議案第131号 平成17年度伊豆市昭和の森会館事業特別会計補正予算（第1回）につきましては、委員全員の賛成により原案のとおり可決すべきものと決定いたしましたことをご報告申し上げます。

続きまして、付託されました議案第132号 平成17年度伊豆市天城温泉会館事業特別会計補正予算（第1回）につきましてはの審査の経過と結果につきましてご報告申し上げます。

183ページです。補足説明がございました。執行部より、「天城温泉会館につきましては、一般会計より繰り入れを400万円お願いしたいことが今回の主な内容でございます。昭和の森会館、それから、天城温泉会館の路線沿いが、バスあるいは車の流入人口が非常に減っているというのが実情かと思えます。特に、天城温泉会館につきましては、15%近くの減という状況になっております。絶対量がないところをもってきて、減っているということです。非常に厳しい会計状況となっております。」

続きまして、質疑に入りました。

委員の方より、「86%ぐらいの入場者減ということで、単価を下げたということですが、下げた理由を詳しく説明してもらえますか。」「基本的には、入場料は大人が1,000円でお子さんが500円で、単価は変わっておりません。市民に関しまして、その半額の大人500円、お子さんは250円という設定で行っております。その他割引等の配布で1割引や2割引等の料金、旅館に宿泊していただいた方には4割引というような設定をしております。また、本年の4月から、湯ヶ島の財産区の方からお湯を供給してもらっている関係で、またそれによってにぎわいを少し増やせたらということで、湯ヶ島財産区の方に関しましても、週2回、100円で入場していただいております。これは期限を3月31日までに区切って、現在試行的に行っております。以上の割引関係で、全体的な単価は少し下がっているかと思えます。」

委員の方から、「天城温泉会館の方策として、ソフト面は、健康的なソフトでどうやっていくかということ、これは進んでいると思えます。ハード面では、昭和の森にある文学館など温泉会館に持ってくるということと夕鶴記念館をどうするかということの進みぐあいはどんなか、説明をお願いしたい。」これに対しまして、答弁は、「18年度予算で、昭和の森から文学施設を温泉会館の方に持ってこようということで予算要求はしてありますが、一般財源が厳しいようですので、どうなるかわかりません。昭和の森の方は、既に県も事業実施と決

定していますので、実施となります。経費については、昭和の森会館の基金を使わせていただきたいと思います。天城温泉会館は基金も何もありませんので、一般財源に頼るしかないというのが現状です。ソフト面に関しましては、現在、天城温泉会館には板前さんがいません。今回の木太刀荘とふじみ荘の売却に伴い職員の余剰人員が出ますので、その人員の一部を配置し、本格的な昼食や夕食であるとか、あるいは、もう少し違った観点で食育とか、そのようなものがやればということをおもっています。」

続きまして、夕鶴の方を説明いたします。

「観光協会が、現在のところでは手狭で小さい会議も行えないので、ぜひ夕鶴会館の活用を考えながら、夕鶴会館の方に事務所を移転させてもらいたいというような要望がありました。そのために、業者さん等に事務所移転の見積もり等を行ったところ、高額であったため、移転は難しいこととなり、現在で何とかできないかと検討しているところです。」

以上、質疑が出尽くしまして、討論に入ります。討論はございませんでした。

続きまして、採決に入りました。付託されました議案第132号 平成17年度伊豆市天城温泉会館事業特別会計補正予算（第1回）につきましては、委員全員の賛成のもと原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で委員長報告を終わります。

議長（遠藤正寿君） 次に、土木水道常任委員会委員長、杉山議員。

土木水道委員長（杉山羌央君） 14番、杉山羌央です。付託されました6議案を順次説明いたします。

初めに、議案第123号 平成17年度伊豆市天城北道路用地取得特別会計補正予算（第2回）についての審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

当議案の審査の過程における質疑等の主なものといたしまして、「天城北道路の関連ということで狩野川にかかる橋も市道として市がつくるのか」という問いに対しまして、「一般会計の方で補正する路線の狩野川にかかる橋は市で施工して市道ということになります」とのことです。また、「事業期間的には、あと3年しかなく、非常に厳しい状況ですが、国・県の理解をいただけたらと思っております。その中で完成を目指していきたい」という補足説明がございました。

以上、こうした質疑応答等があり、討論もなく、採決の結果、議案第123号 平成17年度伊豆市天城北道路用地取得特別会計補正予算（第2回）につきましては、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第127号 平成17年度伊豆市簡易水道事業特別会計補正予算（第2回）についての審査の経過と結果について報告申し上げます。

当議案の審査の過程における質疑は、主なものといたしまして、136ページ、「修繕費の漏れとはどのような修繕内容か」との問いに対しまして、「配水管の漏水事故が多発しておりますが、表流水を取水している施設であり、どうしてもこの時期、圧力の変化があるため

に配水管の破損の原因となっております」との答弁がございました。

以上で質疑が終了し、討論はなく、採決の結果、議案第127号 平成17年度伊豆市簡易水道事業特別会計補正予算（第2回）につきましては、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第128号 平成17年度伊豆市下水道事業特別会計補正予算（第2回）について、審査の経過と結果について報告申し上げます。

補足説明といたしまして、「一般会計繰出金の減につきまして、149ページ、特別環境保全公共下水道処理場建設事業費1,656万円の減額ですが、この充当先は土肥の終末処理場です。これは昭和61年に供用開始をして、機械等が耐用年数に達しており、この事業の更新計画を策定し、国庫補助対象となるので、本年この1,656万円をかけて更新しようという予定をしておりました。しかし、財政が非常に厳しいということで見送りました。

151ページ、委託料1,419万2,000円の減額ですが、これもやはり土肥浄化センターの施設台帳を整備した上で更新計画書を策定する予定でしたが、県の指導等を受け、現状の施設台帳で十分であるという判断をしたため、委託料の見直しをいたしました。これらが一般会計からの繰り入れの減額となった主な理由です」との補足説明がありました。

質疑、討論はなく、採決の結果、議案第128号 平成17年度伊豆市下水道事業特別会計補正予算（第2回）につきましては、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第129号 平成17年度伊豆市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1回）について、審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

補足説明といたしまして、「327万8,000円の減額の主なものは、159ページにあります委託料の200万円です。具体的には、冷川、加殿のそれぞれ浄化センターの管理委託料の見直しによる減額ということで、合併時に持ち寄り予算ということでそれぞれがまちまちでありましたが、管理費の標準に従いまして設計をし、それから求められた管理費から8掛けをして、8割で業者と交渉をした結果、減額になった」という補足説明がございました。

質疑、討論はなく、採決の結果、議案第129号 平成17年度伊豆市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1回）につきましては、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第133号 平成17年度伊豆市上水道事業会計補正予算（第2回）について、審査の経過と結果について報告申し上げます。

当議案の審査の過程における質疑の主なものといたしまして、「赤水対策をやっているということですが、給水管に問題があるか」との問いに対しまして、「本管に問題があり、修善寺の熊坂地区では昔よく使われたジュート巻鋼管という管種を使っていましたが、これはさびこぶが非常に多く発生します。熊坂は流末になるため、そのさびがたまった状態で各家庭に出ている状況です。現在、その対策として、ダクタイル鋳鉄管で布設替えを行っております。

また、中伊豆・大京の方も鋼管で酸性が強いのか、電食という現象でさびが発生しております。これが非常に大京の送水管に多く発生しまして、距離を延長して布設替えを行っております。予算の全体枠はそのまま、効果をねらって多少内部で増減をして工事を実施しています」との答弁でした。

「収益が減ってきているということで、このまま減り続けたら単価を見直さなければならなくなると思うが」という問いに対しまして、「上下水道ともに見直しをかけていて、結果が本年度に出ますので、そこから検討に入る予定です」との答弁でございました。

それから、「新規加入58件あったようだが」ということで、「10月末までの実績で58件新規加入があり、修善寺が25件、中伊豆が16件、天城が11件、土肥が6件、これは必ずしも転入者ばかりではない」というような答弁がありまして、また、それに関連しまして、報告事項として、田沢浄水場に何者かが侵入した破損事件についての報告がありました。

「本年9月18日に田沢の浄水場に侵入者があり、まず入り口にある黒御影で田沢浄水場と書いてある看板が破損され、それから、施錠を壊して管理棟に侵入し、内部の配管や計器等が破損された。すぐ警察に被害届を出しました。今後の対策といたしまして、自己防衛のために、人が入ると感知できる監視カメラを設置いたしました。それに300万円ほどの支出がありました」との報告がありました。

以上、こうした質疑応答があり、討論はなく、採決の結果、議案第133号 平成17年度伊豆市上水道事業会計補正予算（第2回）につきまして、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第134号 平成17年度伊豆市温泉事業特別会計補正予算（第1回）について、審査の経過と結果について報告を申し上げます。

補足説明といたしまして、「主な補正は4条予算の建設改良費で、これは中村源泉の集湯管の移設、それから、国道136号線の配湯管の更新で増額補正です。中村源泉の集湯管移設工事は、県事業による急傾斜地の工事が実施され、ポンプ場の東側の工事進入路として使うことになりました。しかし、開設位置が石綿管等入っており、布設替え工事に費用がかかります。費用については、県からの移転補償費によります」との補足説明がございました。

その他といたしまして、「旧土肥町の温泉だけが市の管理になっているが、これからも市の管理で継続していくか組合方式に変えていくか」という問いに対しまして、「できれば土肥以外の旧町でやっていたような組合形式になれば同じようになると思うが、従来話を聞くと、組合でやっていたものが行政で担当するようになったということを知っている、前の組合から特別会計にしたときの問題点などを検証し、それが解消できるなら同じようなスタイルにした方がよいのではないかと思われる」というような答弁をいただきました。

討論はなく、採決の結果、議案第134号 平成17年度伊豆市温泉事業特別会計補正予算（第1回）につきましては、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で委員長報告を終わります。

議長（遠藤正寿君） 以上で、各委員長の報告は終わりました。

これより休憩といたします。再開を11時35分といたします。なお、この休憩中に、質疑、また、討論のある方は通告書を提出をお願いします。

それでは、11時35分まで休憩といたします。

休憩 午前11時28分

再開 午前11時35分

議長（遠藤正寿君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

ただいまから議案第123号 平成17年度伊豆市天城北道路用地取得特別会計補正予算（第2回）についてから議案第134号 平成17年度伊豆市温泉事業特別会計補正予算（第1回）についてまでの12議案について質疑を行います。

これより委員長報告による質疑に入るのですが、質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

これより本12件について、順次、討論及び採決をいたします。

最初に、議案第123号 平成17年度伊豆市天城北道路用地取得特別会計補正予算（第2回）についての討論に入りますが、通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第123号について採決をいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（遠藤正寿君） 起立多数であります。

よって、議案第123号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第124号 平成17年度伊豆市修善寺自然公園特別会計補正予算（第1回）について討論に入ります。討論がありませんので、討論を終了いたします。

これより議案第124号について採決をいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（遠藤正寿君） 起立者全員であります。

よって、議案第124号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第125号 平成17年度伊豆市国民健康保険特別会計補正予算（第1回）についての討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第125号について採決をいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（遠藤正寿君） 起立者全員であります。

よって、議案第125号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第126号 平成17年度伊豆市介護保険特別会計補正予算（第2回）についての討論に入ります。通告がありますので、発言を許します。

まず、反対討論。26番、木村議員。

26番（木村建一君） 議案第126号 介護保険特別会計補正予算案に対して反対討論を行います。

今年10月から、国の制度改悪によって、特別養護老人ホームなど、いわゆる介護施設を利用するときに、居住費と食費は介護保険から外れ、原則として全額が利用する人の負担となりましたが、それをそのまま受け入れた補正予算案です。

居住費と食費を介護保険から外したいという理由は、同じ年金額が支給されているのに、施設の居住費が、また食費が、介護保険から支給されるのは不公平だと、こういう理由です。しかしながら、多くの年金支給額は月平均4万円の年金しか受け取っていない。住むことを保障する水準、すなわち施設そのものが本当に居住するに値するような施設でないにもかかわらず、施設に入ったときに保険で面倒を見てもらうことは不公平という理由には私はならないというふうに思います。

例えば、老人保健施設は、入院先と自宅の家賃の二重払い。まさに私は老人追い出しの改悪だと思います。低所得者層への補足給付、いわゆる少し値下げしましょうよというものはありませんけれども、例えば、80万円の年金収入、現在に比べて、部屋によってさまざまな部屋代が違ってきますが、相部屋の場合、1万5,000円、ユニット型個室の場合は1万5,000円から2万円の値上げ。本当に低所得者層からこのように、施設に入っても家にいるときと同じだから金を払えというのは余りにも酷であります。

大もとを言えば、いわゆるお年寄りがだんだん増えてきて、今、国も地方も借金財政だから、大変だから、応分の負担をしてもらおうじゃないかというところが発想になっておりますけれども、その一例として、国民への定率減税は廃止するという方向です。しかしながら、大手の企業や大金持ちは、じゃ、負担の公平のもとで定率減税を廃止しようとしているかという、それは温存すると。極めて私は不公平だと。

こういう国からの老人面の介護保険の改悪の中でも、私は自治体としてできることは最大限やはり努力すべきだと。もう既にその件は始まっております。お年寄りの生活実態をしっかりと見て、例えばデイサービス利用者に100円、200円の補助をしてあげよう。さまざまな対策を立てている自治体が今生まれております。

伊豆市においても、お年寄りの生活実態は何ら変わらないと言いましたけれども、それは計算上のことであって、現実にそれぞれの一人一人のお年寄りの生活実態を見るならば、そう生易しいものではないというふうに思います。国の方針どおりで机上のそろばん勘定をするのではなくて、一人一人の施設を利用している方々の、お年寄りの生活実態を見て、減免制度を検討していただくことを強く要望して、反対討論といたします。

議長（遠藤正寿君） 次に、賛成討論を行います。

11番、古見議員。

11番（古見梅子君） 11番、古見です。議案第126号 平成17年度伊豆市介護保険特別会計補正予算（第2回）について賛成の立場で討論いたします。

歳入歳出それぞれ4,790万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ22億7,110万6,000円とする補正であります。これは、介護保険制度の改正と平成16年度決算の精算によるものであります。主には、介護保険法の改正により部屋代、食事代を個人から徴収することとなったため、保険給付費が4,800万円少なくなったことによるものであります。

居住費と食費が個人負担になったのは、国の制度改正によるものであります。負担が重くなりましたが、現在、施設に入っている人の状況であります。伊豆中央ケアセンターと土肥ホームの二つある施設で、今、問題はないという報告を受けているということであり、それは、所得による金額の差ができる補助制度ができていることや最低限の部分は生活保護もあるということですので、今の段階では機能しているということであり、

世界一の長寿国となり、今後も高齢者福祉の充実を進めていくことは重要であります。介護保険制度がより公平に進められることを願い、賛成討論といたします。

議長（遠藤正寿君） 以上で、討論を終結をいたします。

これより議案第126号について採決をいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（遠藤正寿君） 起立者多数。よって、議案第126号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第127号 平成17年度伊豆市簡易水道事業特別会計補正予算（第2回）についての討論に入りますが、通告がありませんので、討論を終結をいたします。

これより議案第127号について採決をいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（遠藤正寿君） 起立全員であります。よって、議案第127号は可決であります。

次に、議案第128号 平成17年度伊豆市下水道事業特別会計補正予算（第2回）についての討論に入りますが、討論の通告がありません。

これより議案第128号について採決をいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（遠藤正寿君） 起立者全員であります。よって、議案第128号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第129号 平成17年度伊豆市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1回）について討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第129号について採決をいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（遠藤正寿君） 起立者全員であります。よって、議案第129号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第130号 平成17年度伊豆市湯の国会館事業特別会計補正予算（第1回）についての討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第130号について採決をいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（遠藤正寿君） 起立者全員であります。よって、議案第130号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第131号 平成17年度伊豆市昭和の森会館事業特別会計補正予算（第1回）についての討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第131号について採決をいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（遠藤正寿君） 起立全員であります。よって、議案第131号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第132号 平成17年度伊豆市天城温泉会館事業特別会計補正予算（第1回）についての討論に入ります。通告がありますので、発言を許します。

10番、森議員。

10番（森 良雄君） 10番、森良雄です。議案第132号 平成17年度伊豆市天城温泉会館事業特別会計補正予算（第1回）について反対討論をさせていただきます。

先ほど、森を見てくれというお話がございましたが、残念ながら私は森を見るのを特技としております。私は環境省のボランティアで自然解説員をしております。ビジターに森の説明をいたします。ビジターの皆さんと私の違いは、森の中の樹木がどんな種類か、その特性など動植物の説明などをするものです。単に森の外観を見るだけが私の仕事ではありません。

先ほどの方は、災害特別復旧予算2億500万円ということは大変私も賛同をしたいんですけども、それでは、その中身は何だということは何ら説明はなかったと思います。

これから本論に入りますが、何のために血税を使うのか、この予算では全く説明ができていない。一般会計から400万円の繰り入れがあります。400万円といえども、市民の血税がここへ投入されるのです。何に使うか、しっかりした説明があっていいはずです。

議員の皆さんは、この400万円が何に使われるのか、ご理解ですか。本当に必要な予算なら、真剣に説明していただきたい。まともな説明ができていない。議員の質問は市民の声で

す。市民を納得させられないような予算は認められません。

以上です。

議長（遠藤正寿君） 次に、賛成討論を行います。

16番、酒井議員。

16番（酒井勲一君） 16番、酒井勲一です。私は、議案第132号 天城温泉会館事業特別会計補正予算（第1回）について賛成の立場で討論をいたします。

今回の補正は、入館者の数の落ち込みによる補正であることは明白であります。しかしながら、伊豆半島全体に観光で来られるお客様が減少している中で、善戦していることも認めなければなりません。

入館者数の内容を調べてみますと、工夫していることがよく認められます。それは、市民の入場者数とその他のお客様の入場者数の比率であります。市民の入場者数の比率が高くなっているということでもあります。担当部局の工夫と改革を評価するものであります。

さらなる担当部課の工夫と改革により、新年度予算には温泉会計より一般会計への繰り入れができるような積極的な予算を編成することを希望しまして、私の賛成の討論といたします。

議長（遠藤正寿君） 以上で、討論を終了をいたします。

これより議案第132号について採決をいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告どおり決定することに賛成議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（遠藤正寿君） 起立者多数。よって、議案第132号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第133号 平成17年度伊豆市上水道事業会計補正予算（第2回）についての討論に入りますが、討論の通告がございませんので、討論を終結をいたします。

これより議案第133号について採決いたします。本案に対する委員長報告は可決であります。委員会の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（遠藤正寿君） 起立者全員。よって、議案第133号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第134号 平成17年度伊豆市温泉事業特別会計補正予算（第1回）についての討論に入りますが、通告がありませんので、討論を終結をいたします。

これより議案第134号について採決をいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（遠藤正寿君） 起立者全員。よって、議案第134号は原案のとおり可決といたします。

これより休憩に入ります。再開を13時ちょうどといたします。

それでは、13時まで休憩といたします。

休憩 午前 11時58分

再開 午後 1時00分

議長（遠藤正寿君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

議案第135号～議案第146号の委員長報告、質疑、討論、採決

議長（遠藤正寿君） 次に、日程第14、議案第135号 伊豆市コミュニティ防災センター条例の一部改正についてから日程第25、議案第146号 伊豆市公民館条例の一部改正についてまでの12議案を一括して議題といたします。

本案についても、各常任委員会に審査を付託してありますので、審査の経過と結果について各委員長の報告を求めます。

最初に、総務委員会、高田議員。

総務委員長（高田和正君） 24番、高田です。議案第135号についてご報告申し上げます。

議案第135号 伊豆市コミュニティ防災センター条例の一部改正についての審査の経過と結果についてであります。初めに、補足説明として、「修善寺地区の加殿公民館の上に建っている施設であり、現状に合わせた形での指定管理というスムーズな移行をお願いしたい」ということでした。

次に、当議案の審議における論議のありました主なものであります。「指定管理者は毎年かわってよいのか。区長が指定管理者になれば、毎年かわっていくということになるが」との質問でした。答弁は、「現在、委託の期間については3年ぐらいを考えている。単に代表者が交代というように理解をお願いしたい。この場合は、契約は加殿区となる」との回答がありました。

もう一つ、質問。「利用料を使って修理するとかいうようになるか」との質問には、「そのとおりで、基本的に現在の利用形態を変えるということではないので、今までと同じように考えている」との回答がありました。

質問。「新旧対照表に前の料金が載っていないが」との質問には、「今回の施設については、一応、形として利用料金を定めないということで、あくまでもこの条例を設置するために一定の基準の中で定めたので、現状と変わることはない。このようにご理解をいただきたい」との回答がありました。

以上、こうした審議経過を経まして、討論、採決を行った結果、付託されました議案第135号 伊豆市コミュニティ防災センター条例の一部改正につきましては、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上です。

議長（遠藤正寿君） 次に、福祉文教常任委員会委員長、木内議員。

福祉文教委員長（木内一郎君） 17番、木内一郎です。福祉文教常任委員長報告を申し上げ

ます。

去る12月13日の本会議において付託されました議案第136号 伊豆市シニアプラザ条例の一部改正についてと、議案第146号 伊豆市公民館条例の一部改正について、審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は12月15日、委員全員出席のもと、関係当局の出席を求め開会し、審査いたしました結果、両議案とも討論はなく、採決の結果、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決しました。

当議案の審査において、論議のありました主なものでありますが、議案第136号 伊豆市シニアプラザ条例の改正について、「施設の使用についての指導はどうか」ということの質問に対しまして、「連合区の集会場、公民館となっているので、区の運営でやっているのので特に指導はしていません」ということでした。

次に、「利用料金1万5,000円とありますが、どういうときに執行されるのか」という質問でございます。これには、「区から直接聞いたわけではありませんが、区とは関係のない方が事業目的、営業目的などで使用するときだと思う」という答えでありました。

次に、議案第146号でございます。伊豆市公民館条例の一部改正については、質疑はありませんでした。

これをもちまして、議案第136号、議案第146号の委員長報告を終わります。

議長（遠藤正寿君） 次に、観光経済常任委員会委員長、大川議員。

観光経済委員長（大川 孝君） 21番、大川孝。

ただいま議長からご報告を求められ、付託されました議案第137号から議案第145号までをご報告いたします。

最初に、214ページ、議案第137号 伊豆市中伊豆体験農園条例の制定につきましての審査の経過と結果につきましてご報告いたします。

執行部より補足説明がありました。「市民農園の管理運営方法についての案を説明いたします。これにつきましては、指定管理者制度を導入いたしますけれども、すべての管理を指定管理者にゆだねるということではありません。初めての市民農園の設置ですので、しばらくの間は一部の管理を指定管理者に任せ、利用料につきましては市の方で徴収するということを行います。

賃貸方法ということで、この資料に基づきまして説明いたします。土地の賃貸につきましては、現の所有者から市が借地をしてやると。それにつきましては、市はラウベ付き農園あるいは区画農園の貸し出しにつきまして、市が利用者の募集、審査、決定、契約を行って、市が責任を持ちます。管理運営計画につきましては、体験農園の業務を利用料金制によらないようなことにしまして、指定管理者として指定し業務を行うことで、これにつきましては条例の17条の方でも言っておりますとおりでございます。」

続きまして、委員の方からの質問で、「経営の合理化とか、よりよい経営を民間に委託す

ることによって求められるという指定管理者制度からいうと、支出を抑えて経営を合理化するというのは指定管理者ができますが、この方法では、利用者の支払う使用料収入を増やして経営を合理化するという経営努力が反映されないということになります。これを将来についてどのように考えているか、説明していただきたい。」それから、もう一点。「経営全体を任せないで、現場の管理を任せるわけですが、協定の中に、指定管理者が考える独自のサービスとか物品販売とか、収入のもとになりそうな独自の営業はどういうふうな扱いになるでしょうか、教えてください。」

それにつきましての答弁。「将来的には、当然、利用料金制をもちまして指定管理者の収入としてやっていくような方法になるかと思えます。協定の中にといいことでございますが、当然、協定につきましては、ある程度細かい文言も入れていかなければなりません、そうした中で、この条例の中にあります利用料金、これはあくまでもラウベ付き農園の使用料あるいは一般農園の使用料のみでございます。例えば、管理側の人が行うその辺の管理委託とかあるかと思えます。そういうものとか、農機具の使用料とか、その他に収穫体験したときの収入とか、そういうものが当然収入として入ります。市からの管理委託料だけでなく、そのようなことをすることによって、ある程度の収入を増やす努力というものが期待できるのではないかと考えております。」

質問。「指定管理者みたいなものは、3年たったときにまた審査ということがあるわけですから、それはいいとしましても、その契約の相手が、もう契約したようですけども、NPOですか。」答弁。「NPOではないです。」「任意の団体ですか。」答弁。「そちらの契約は、まだしてありません。」

質問。「協定のことですけども、ある程度1億6,000万円の全事業費を託すわけですから、できれば法人あるいはNPO、そういう形にしていきたいですね。経理内容をそうすれば第三者がチェックするようになりますので、ぜひそういうことをお願いしたいと思います。」

質問。「先ほどお答えがいただけなかったですけども、NPOなのか登記法人なのか、そこをもう少し、わかりましたら教えてください。」答弁。「今聞いている話ですと、まだ任意の組合としてスタートして、将来的にはそういう法人化、どういう法人になるのか、NPOになるのか、農事法人になるのか、何らかの法人化にしていくことがやはり理想だと思います。」質問。「そういう指導をなさるわけですね。」答弁。「私どもの方からそういう指導はしていきたいと今後思います。」

続きまして、討論に入りまして、討論ございませんでした。

続きまして、採決に入りまして、付託されました議案第137号 伊豆市中伊豆体験農園条例の制定につきましては、委員全員の賛成のもと原案のとおり可決すべきものと決定いたしましたことをご報告いたします。

続きまして、議案第138号 伊豆市立地域集会施設条例の一部改正につきましての審査の

経過と結果をご報告申し上げます。

補足説明はございませんでした。

質疑に入りまして、質疑もございませんでした。討論もございませんでした。

採決に入りまして、議案第138号 伊豆市立地域集会施設条例の一部改正につきましては、全員賛成のもと原案のとおり可決すべきものと決定いたしましたので、ご報告申し上げます。

続きまして、226ページの議案第139号 伊豆市小川多目的利用施設条例の制定についての審査の経過と結果をご報告いたします。

特に補足説明はございませんでした。

質疑、討論もございませんでした。

採決に入りまして、議案第139号 伊豆市小川多目的利用施設条例の制定につきましては、全員の賛成で原案のとおり可決すべきものと決定いたしましたことをご報告いたします。

続きまして、228ページの議案第140号 伊豆市総合会館条例の一部改正についての審査の経過と結果についてご報告いたします。

補足説明は特にございませんでした。

質疑、討論も特にございませんでした。

採決に入りまして、議案第140号 伊豆市総合会館条例の一部改正につきましては、全員の賛成により原案のとおり可決すべきものと決定されましたことをご報告いたします。

続きまして、議案第141号 伊豆市持越オートキャンプ場条例の一部改正につきましても、審査の経過と結果につきましてもご報告いたします。

補足説明は特にございませんでした。

質疑、討論もございませんでした。

採決に入りまして、議案第141号 伊豆市持越オートキャンプ場条例の一部改正につきましては、全員の賛成により原案のとおり可決すべきものと決定いたしましたことをご報告いたします。

続きまして、議案第142号 伊豆市修善寺温泉筥湯条例の一部改正についての審査の経過と結果につきましてもご報告いたします。

補足説明は特にございませんでした。

質疑、討論もございませんでした。

引き続き採決に入りまして、議案第142号 伊豆市修善寺温泉筥湯条例の一部改正につきましても、全員の賛成により原案のとおり可決すべきものと決定いたしましたことをご報告いたします。

続きまして、議案第143号 伊豆市恋人岬関連施設条例の一部改正につきましても、審査の経過と結果をご報告いたします。

質疑、討論はございませんでした。

採決に入りました。議案第143号 伊豆市恋人岬関連施設条例の一部改正につきましては、

次に、議案第137号 伊豆市中伊豆体験農園条例の制定についての討論に入ります。通告がありますので、発言を許します。

まず、反対討論から。10番、森議員。

10番（森 良雄君） 10番、森良雄です。議案第137号 伊豆市中伊豆体験農園条例の制定について反対討論をいたします。

ただいまの委員長報告で若干、この管理運営が多少見えてきたというところですが、この原稿を書いたときは何も見えなかった。条例ができて大変喜ばしいこととは思いますが。残念ながら、この施設が成功するかどうか、全く見えておりません。

維持管理の負担が市民の上のしかかってきませんか。せめて維持管理費ぐらいは自力で捻出できるようにしていただきたい。

私の反対討論に反発してください。反発をばねに成功していただきたい。

以上です。

議長（遠藤正寿君） 次に、賛成討論を行います。

2番、鈴木議員。

2番（鈴木基文君） 議案第137号 伊豆市中伊豆体験農園条例の制定についての賛成の立場から討論いたします。

旧町時代から、新山村振興等農林漁業特別対策事業として各種事業が進められています。特に中伊豆地区では、農業体験事業としてグリーンツーリズムが推進されており、私、ほかの地区の者から見て、これから伊豆市全体のこれからの観光交流事業推進のために大きな柱となりつつあると評価しています。

しかし、もっと多くの成果を出すためには、組織の充実や地域の協力など、より一層の事業展開が必要とされています。

今回の条例の中で、独立採算制ではないじゃないかということが議論になっています。しかし、地域の人たちも非常に積極的にこの問題に取り組んでくれていて、早期に本当に独立採算でやっていけるのではないかというふうに、私は思っています。

やる気のある人たちに対する支援、これは結果がはっきりわからなくても、行政としてやっぱり支援するべきところはしていくべきだというふうに思っております。今回の体験農園事業は、これまでのグリーンツーリズム事業の一層の発展や農業の活性化のために効果があるものと考え、この条例に賛成をいたします。

以上です。

議長（遠藤正寿君） 以上で、討論を終了いたします。

これより議案第137号についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（遠藤正寿君） 起立者多数。よって、議案第137号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第138号 伊豆市立地域集会施設条例の一部改正についてから議案第146号 伊豆市公民館条例の一部改正についてまでの9議案について討論に入ります。

ただいまのところ通告がありませんので、これで討論を終結をいたします。

これより議案第138号から議案第146号についてまでの9件を一括して採決をいたします。

本案に対する各委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（遠藤正寿君） 起立者全員でございます。よって、議案第138号から議案第146号までの9議案は原案のとおり可決されました。

議案第150号の委員長報告、質疑、討論、採決

議長（遠藤正寿君） 日程第26、議案第150号 伊豆の国市と伊豆市との間で共同設置しようとする廃棄物処理施設整備の事務の委託に係る協議についてを議題といたします。

本案については、総務常任委員会に審査を付託してありますので、審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

総務委員会委員長、高田議員。

総務委員長（高田和正君） 24番、高田でございます。議案第150号についてご報告申し上げます。

議案第150号 伊豆の国市と伊豆市との間で共同設置しようとする廃棄物処理施設整備の事務の委託に係る協議についての審査の経過と結果についてであります。初めに、補足説明として、伊豆の国市と伊豆市とで共同施設を設置しようというこの事務について、これを伊豆の国市にお願いして、やろうということでございます。当然、この背景については準備会という組織があり、その準備会の運営などについて細かい規定や規約などができていない中で、昨今の住民への情報公開などを考えると、地方自治法に認められたしっかりした事務を行った方がいいだろうということです。

そうした中で、伊豆の国市にお願いするということの中で、規約を添付しているが、1条では、事務の範囲ということで、1号から3号まであります。特に1号、2号で候補地選定の調査に関する事務、それから、処理施設建設のために必要な計画案の作成ということです。これらを取り扱う事務の範囲としようとするものです。

2条では、管理及び執行の方法ということで、伊豆の国市にお願いし、伊豆の国市の条例等に適用してやっていただきたいということです。

3条では、この費用負担は、伊豆市にかかわるものは伊豆市がしますといった規約です。規約の日は、両市の議会でこの協議会が可決されれば、その後に協議書の締結ということになり、その日が入るということでご理解をお願いしたいということです。

質問ですが、「一部事務組合の立ち上げがいつごろか」という話については、「候補地の

全員の賛成により原案のとおり可決すべきものと決定いたしましたことをご報告いたします。

続きまして、議案第144号 伊豆市松原公園条例の一部改正につきまして、審査の経過と結果をご報告いたします。

補足説明、質疑、討論はございませんでした。

採決に入りまして、議案第144号 伊豆市松原公園条例の一部改正につきましては、賛成全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしましたことをご報告いたします。

続きまして、議案第145号 伊豆市都市公園条例の一部改正につきまして、審査の経過と結果をご報告いたします。

補足説明、質疑、討論はございませんでした。

採決に入りまして、議案第145号 伊豆市都市公園条例の一部改正につきましては、委員全員の賛成により原案のとおり可決すべきものと決定いたしましたことをご報告いたします。

以上、委員長報告を終わります。

議長（遠藤正寿君） 以上で、各委員長の報告は終わりました。

これより休憩をいたします。開会を13時25分といたします。その間、質疑、討論のある方は通告書を提出願います。

それでは、13時25分まで、5分間ですけれども、よろしく願いいたします。

休憩 午後 1時19分

再開 午後 1時25分

議長（遠藤正寿君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

ただいまから議案第135号 伊豆市コミュニティ防災センター条例の一部改正についてから、議案第146号 伊豆市公民館条例の一部改正についてまでの12議案について質疑を行います。

これより委員長報告に対する質疑に入るのですが、ただいまのところ質疑の通告がありませんので、質疑はなしと認めます。以上で、通告による質疑は終わりました。

これより順次、討論及び採決に入ります。

まず、議案第135号 伊豆市コミュニティ防災センター条例の一部改正についてと議案第136号 伊豆市シニアプラザ条例の一部改正についての討論に入ります。通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第135号、議案第136号について採決をいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（遠藤正寿君） 起立全員であります。よって、議案第135号、議案第136号は原案のとおり可決されました。

選定から始まり、整備の基本構想、それから、循環型社会の形成推進地域計画というものがあるが、候補地がある程度見えてくれば、一部事務組合の立ち上げをした中で、構想計画、地域推進計画につきましては、一部事務組合で取り扱うこともある」ということの説明がありました。

次に、質疑の主なものでありますが、「委託事務の中の2番目、建設計画の中には、財政も含めてということか。課題として合併特例債がどうなるか」との質問がございました。「これにつきましては、さまざまな意見があり、現状の事務レベルの中では適用できないと考えている。伊豆の国市の市長が総務省に伺った中では、若干できるのではないかというような見解もあるそうです。こういうことは、事務的なものと政治的なものも含めて、伊豆の国市、伊豆市として一番いい方法としますと、特例債を適用してもらいたいということが条件になってくると思うので、その点を含めて、今後事務を進めていくことになるかと思います」との答弁がございました。

また、「むしろもらえないとしてやって、もらえたら、その分よかったという考えでいかないと、計画は進まないと思います」との答弁がございました。「合併特例債は一部でも可能のよううわさがありますが、まだはっきりとはしませんから、相当ロビー活動をしないと、採択にならないだろうと思っています」との回答でございます。

以上、こうした審議経過を経まして、討論、採決を行った結果、付託されました議案第150号 伊豆の国市と伊豆市との間で共同設置しようとする廃棄物処理施設整備の事務の委託に係る協議につきましては、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） 以上で、委員長の報告は終わりました。

これより暫時休憩といたします。この休憩中に、質疑、討論のある方は通告書を提出願います。

休憩 午後 1時38分

再開 午後 1時41分

議長（遠藤正寿君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

議案第150号について、質疑、討論を行います。

これより委員長報告に対する質疑に入るのですが、質疑の通告はございませんので、質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので、発言を許します。

まず、反対討論から行います。26番、木村議員。

26番（木村建一君） 議案第150号 伊豆の国市と伊豆市の共同設置しようとする廃棄物

処理施設の伊豆の国市への委託について反対討論を行います。

一般会計補正予算案の討論のときに、そもそも論、少しお話ししましたが、いわゆる市単独は、もうそもそも最初からないと。先に広域ありきという考えは、ちょっと振り返りますと、市町村合併するときに少しずつ自治体が抜けていったんですが、何のために広域でやるのかという理念そのものとの関係で見ますと、発想は全く同じじゃないかなというふうに私は思っています。

具体的にどういう方向で今、伊豆市がやろうとしているのか。一般質問のときにも少しお話ししましたが、環境省中央環境審議会の廃棄物リサイクル部会が、今後の廃棄物行政のあり方についてということ意見を意見具申案を出しましたが、国は、ごみを発生段階で出さないようにする、資源の浪費を抑えてごみの発生を抑える、再生して資源を循環させると。いわゆる3R、市長もお話しなさっておりましたけれども、そういうことを言っておるんです。

循環型社会だと言っているんですが、結果としてどうか。ごみ処理の責任が、自治体や住民に押しつけられていて、生産者の責任は極めてあいまいだと。例えば、ごみと見るのか、それとも資源と見るか。

1つ例を挙げますが、ペットボトルがありますが、いわゆる一回こっきりで消費するペットボトルは生産者がどんどんつくっています。リターナブルといって、瓶等がどんどん年ごとに減ってきている。その問題について、いわゆる生産者が利益を得るためにやろうとしているその資源は、結局は、今、伊豆市もそうですが、ごみ、本来はごみじゃないんですが、資源なんです、ごみ処理というような形で、今、分別収集、いわゆる自治体が一生懸命お金を出している。そして、住民もそこに一生懸命参画している。そういう状況。

それが今、国がやろうとしている3Rの正体だというふうに私は思います。

結局、90年代にさまざまな問題が出てきましたけれども、考え方は同じなんです、今でも。焼却炉をつくって、出てきたごみは燃やして、その分量を減らして埋め立てる。これが効率がいいんだということで進めているんです。しかしながら、処理の仕方まで国があれこれと今回の循環型社会のさまざまな交付金の中でも口出しをしているという実態があると。

ごみ問題の解決のためには、私はいかに自治体のごみ量を減らしていくのか。そのためには、住民と自治体のごみの実態を本当にリアルにつかんで、どこをどうしたら量を減らせるのか。この道筋を明らかにして、協力して取り組んでいかなければならないと思っています。

住民、それから自治体、どちらの努力が欠けても、解決の展望は見えてこないと思うんですが、こういう努力をした結果として2市の方がいいというのなら、私も理解しますが、そもそも論がやはり私は、私の考え方は違う、出発点が違う。と同時に、今お話しした環境省の意見具申、これを見ますと、今、伊豆市がやろうとしていることが、全くそれと同じ方向を向いているということです。

もう少し具体的な問題に入りますが、ダイオキシン対策だということなんですが、今、国も県も、そして自治体もこういう考え方なのかなと思います、ダイオキシン対策のための24時間フ

ル稼働が大事だと。一たん焼却場の温度が下がると、その上げるときにダイオキシンが出るということで、24時間フル稼働だと。そのためには、ごみの量をたくさん持ってこなくてはならない。1市ではなかなかうまくいかないから、広域だと。こう考えますと、将来にわたって、ごみの量は減らない。減らすと、24時間の稼働ができずにダイオキシンが出てきてしまうんじゃないかという結論になってしまうんです。

私は、ダイオキシン対策だけの問題じゃない。さまざまなものが今、燃やせる中で、重金属の問題、さまざまな問題がありますから、ダイオキシン対策だけのための処理施設をどうすればいいのかという問題ではないということをしかりと受けとめていただきたいと思います。

2市で合同して、走り出したらとまらない、ブレーキをかけないというんじゃなくて、全国の処理方式というのが今たくさんあります。アンテナを高くして、いかにごみの量を減らして、経費のかからないような対策を立てていくのかということ、ぜひとも今後の取り組みの中で情報収集していただきたいと思います。

二つ例を挙げます。

一つは、埼玉県の大井町。当初60億円から70億円の大型炉を考えただけけれども、財政的にはつくれないと町民に呼びかけて、21の分別収集でごみを減らして、そして、その件についても住民参加で検討して、結果として8億2,000万円で建設したという経過があります。

もう一つ、分別を34やって、脱焼却、脱埋め立てを打ち出した徳島県の上勝町、こういう取り組みをしているということなんです。

ゼロエミッションと言っていますけれども、ごみ出さない。そこから出発しているということ考えたときに、今回の合同して処理するということが、果たして本来の解決になるのかどうか、私は再考を願って、反対討論を終わります。

議長（遠藤正寿君） 次に、賛成討論を行います。

9番、飯田正志議員。

9番（飯田正志君） 議案第150号 伊豆の国市と伊豆市との間で共同設置しようとする廃棄物処理施設整備の事務の委託に係る協議について賛成の立場で討論いたします。

廃棄物処理施設、つまりごみの焼却施設については、合併以前から旧修善寺町、中伊豆町、天城湯ヶ島町の3町で新たな施設の建設について検討を重ねてきていることは、皆さんご承知のとおりであります。

初めは3町で構成する一部事務組合での建設から、伊東市や田方の市町村を含んだ広域での建設やらと紆余曲折してきたことも、周知のとおりでございます。

このような施設の建設には、決定から少なくとも4年から5年、それ以上かかるとも言われております。平成22年には柏久保地区との契約が切れることや、老朽化からいつ崩壊するかも知れず、毎年莫大な経費をかけてメンテナンスをしていることも事実であります。

このようなことから考えても、早急に新たな施設を建設して、安心で安全な生活ができる

ようにしなければならないことは、火を見るよりも明らかであると思います。どんな施設もメリット・デメリットがあることとはと思いますが、しからは今のままでよいのかということにはなりません。

調査研究をしるとか、検討をしるとかということがありますけれども、これも結論を出すのに100%完璧なものではできませんので、いつまでたっても結論が出ないままで放置してしまうのではないかとあります。しからは、その責任は誰がとるのか。

ごみの焼却施設については、大方の市民は、その必要性や、隣の伊豆の国市と共同で設置することに対しても大方の理解は得られていると認識しております。何かがあったときに、私は反対したという責任逃れをするための口実が何かわかりませんが、対案もなく、この焼却場については、伊豆の国市も同様に施設の老朽化に悩んでいますし、広域で設置することのメリットは多々ありますが、維持管理費の軽減と効率的な運営ができるなどなどいろいろあると思います。

これらのことを踏まえて考えれば、当然のこととして、この議案は建設にまたがる第一歩として必要なことだと考え、賛成討論といたします。

議長（遠藤正寿君） 以上で、通告による討論を終わります。これで討論を終結いたします。

これより本案を採決いたします。議案第150号 伊豆の国市と伊豆市との間で共同設置しようとする廃棄物処理施設整備の事務の委託に係る協議について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（遠藤正寿君） 起立者多数。よって、議案第150号は原案のとおり可決されました。

議案第151号の委員長報告、質疑、討論、採決

議長（遠藤正寿君） 日程第27、議案第151号 工事請負契約の変更（市道一本松線道路災害復旧工事）についてを議題といたします。

本案については、土木水道常任委員会に審査を付託してありますので、審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

土木水道常任委員長、杉山議員。

土木水道委員長（杉山羌央君） 14番、杉山羌央です。

議案第151号 工事請負契約の変更（市道一本松線道路災害復旧工事）についての審査の経過と結果について報告申し上げます。

最初に、補足説明として詳細な説明がありました。

災害時には相当の流木があり、測量が厳しいところがあります。土木工事の後、災害時の測量と伐採してきれいに流木を片づけた後の測量で、法面の面積につきまして相当な変更が出たためによるものです。

数量的には土工が大きく変わっていますが、掘削の関係では、増加分の人力による掘削と

機械併用による掘削機械併用は約1,300立米ぐらい増えております。それから、人力による切り土の成型等で250立米、その他、その土砂運搬は1,230立米ぐらいが増えました。交通整理員も、全面通行止めをして誰も通らないからいいだろうというような予定で、その設計を組みましたが、実際に何ってみますと、車はともかく歩行者の方も多少いるという話で、相当傾斜もきつところですので、もし大きな石でも矢板の端からはじき出して、人に当たるというようなことも想定されましたから、安全確保のために少し人数を増やした方がいいだろうということで、整理員の増加、これが変更の大きなものとなっております。

安全費の方は仮設費ということになりますが、土工の関係で約270万円以上、運搬のための準備費が112万円、さらに交通誘導員の関係が160万円。これは期間が長くなっております。その関係で、これは設計額にさらに現場管理費とか一般管理費が加わって、最終的には請負比率を掛けて契約額ということになっていきますとの説明がありました。

特に質疑、討論はなく、採決の結果、議案第151号 工事請負契約の変更（市道一本松線道路災害復旧工事）につきましては、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で委員長報告を終わります。

議長（遠藤正寿君） 以上で、委員長の報告は終わりました。

これより休憩をいたします。再開を14時5分といたします。休憩中に、質疑、討論のある方は通告書を提出願います。

それでは、14時5分まで休憩といたします。

休憩 午後 1時56分

再開 午後 2時05分

議長（遠藤正寿君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

ただいまから議案第151号について、質疑、討論、採決を行います。

質疑の通告がありますので、これを許します。

10番、森議員。

10番（森 良雄君） 10番、森良雄です。議案第151号 工事請負契約の変更について質問させていただきます。

当初の私の質問に対して、当局側の説明が全く意味不明だと。それで、質問させていただくわけですが、今回の委員長報告で多少は見えてまいりました。しかし、当初の説明では、これは法枠工だと言っていたはずだ。法枠工の変更については、何も委員長は言及していない。この辺はどうなったんですか。

また、土工、運搬工、交通誘導員という説明がございましたが、これらの工種はほとんど検証不能だと思う。検証できるように、当初設計は幾らだったのか、それで、現在この工種

は幾ら増加したんだと。その辺の説明をいただきたい。

以上です。

議長（遠藤正寿君） それでは、ただいまの森議員の質問に、土木水道委員長、答弁願います。

土木水道委員長（杉山羌央君） 森議員の質問にお答えいたします。

先ほども説明いたしましたですけれども、補足説明として、当初、土木部長より詳細な説明を委員会でもいただきました。それ以上でもなければ、それ以下でもないということで、詳細に受けとめて、我が委員会では質疑、討論はなく、採決したということになっております。

変更前の金額、これは上程議案で載っておりますけれども、増加した金額が624万7,500円ということで、変更前と変更後の数字を載せて、市長の方から上程しているということでございます。

以上です。

議長（遠藤正寿君） 森議員。

10番（森 良雄君） 残念ながら、詳細な説明があったということですが、私から見ると、ほんの上っ面の説明しかなかったんじゃないかととらえます。

例えば、これ、土量が発生したと。これはあくまでも、法枠工だけで発生したんでしょう。土量だけ発生したというのはおかしいんですよ。法枠工の増が全然出ていない。

交通誘導員、何日置いたんですか。何人置いたんですか。そういう説明が全然ない。

たしか土木部長は、予算はなかったというようなことを言った。これだけの工事をやるのに、当初の予算ないんですか。その辺をお聞きしたい。

議長（遠藤正寿君） 土木委員長。

土木水道委員長（杉山羌央君） 先ほどもご説明申し上げましたけれども、この増加により期間が長くなったという説明は当委員会でも承りました。日数については、詳細は委員会では説明はございませんでした。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） 森議員。

10番（森 良雄君） 1つだけ確認したい。

これの本工事は法枠工ですね。それだけは確認したい。

議長（遠藤正寿君） 土木委員長。

土木水道委員長（杉山羌央君） 専門家ではございませんので確定はできませんですけれども、先ほども詳細説明の中でしましたとおり、最初の設計と伐採をきれいに片づけた後、きれいにして、それで再度現場へ入って測量をした、その工事設計の差額でということの説明を承っております。

以上です。

議長（遠藤正寿君） 以上で、通告による質疑は終わりました。

これより討論に入ります。討論は通告がありますので、これを許します。

まず、反対討論から、10番、森議員。

10番（森 良雄君） 10番、森良雄です。議案第151号 工事請負契約の変更について反対討論をさせていただきます。

ただいまの質疑でおわかりだと思います。肝心なことは何もわかっていない。何を審議していただいたんですか。予算は幾らだったんですか、これ。法粋工なんでしょう、これ。

法粋工というのは、その前段階で、前処理で土量が発生するのは常識なんですよ。それが増えたから増額を認めてください。交通誘導員が増えたから増額を認めてください。運搬が増えたから増額を認めてください。その証拠はどこにあるんですか。

質問に対する説明が全くできていない。説明しようとする意思も感じられません。何のための増額か、議員の皆さんはわかりましたか。市民に聞かれたとき、説明できますか。

災害復旧とはいえ厳しい査定を受けているはずですよ。いいかげんな測量がされているとは思えません。復旧前の工種ごとの説明もされていない。工事完了ごとの工種の数量は幾らなんです。説明がありません。説明しようとする気持ちも感じられません。これで市民が納得すると思いますか。

議員の声は市民の声です。まじめに説明していただきたい。わかるように説明していただきたい。設計値は幾らですか。出来方は幾らなんです。全く説明しようとする気持ちさえもない。

設計価格は幾らですか。工事入札時の予定価格は幾らなのですか。この変更額は限りなく予定価格に近づいております。違うなら、数字を挙げて説明していただきたい。この工事請負契約の変更は、予算の消化のためではありませんか。違うなら、納得いくように説明していただきたい。

市民の大切な血税を使うものです。納得いかない不十分な説明では、賛成することはできません。今、最も必要なのは、予算のむだ遣いをなくすということです。

反対討論を終わります。

議長（遠藤正寿君） 次に、賛成討論を行います。

19番、関議員。

19番（関 邦夫君） 19番、関邦夫です。議案第151号 工事請負契約の変更について（市道一本松災害復旧工事）、賛成討論。

提案時の詳細説明や質疑の中でも説明を受けましたが、皆さんもご存じのとおり、市道一本松線は、昨年の台風22号によって大規模な山腹崩壊により、市道のみならず県道までもふさいでしまうほどのまれに見る大きな災害でした。

当該復旧工事は、22号災の市内としての最大の箇所になりました。復旧工事契約の変更要因として、再測量により被災エリアの拡大が挙げられておりますが、災害後、査定までの時間的制約の中で業務を実施しなければならないこと、当該箇所における被害直後の測量は、

急斜面に大きな倒木が重なり合った大変危険な状態で行われたため、細部確認にも限界があったこと等を考慮すれば、再測量により災害範囲に誤差が生じてもやむを得ない状況であることが容易に推測できます。

また、交通誘導にかかわる安全費の増額も、工事進捗状況にかんがみ、当然の処置と思われます。

被災範囲の拡大が確認されたことにもかかわらず変更を加えないとすれば、明らかに危険を承知で残すことになり、人災ともなりかねません。

以上のことから、今回の災害復旧工事変更契約は正当と判断されるため賛成し、本議案に対する賛成討論といたします。

議長（遠藤正寿君） 以上で、通告による討論を終了いたします。これで討論を終了いたしました。

これより議案第151号について採決をいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（遠藤正寿君） 起立者多数。よって、議案第151号は原案のとおり可決されました。

議案第152号～議案第153号の委員長報告、質疑、討論、採決

議長（遠藤正寿君） 日程第28、議案第152号 市道路線の廃止についてと日程第29、議案第153号 市道路線の変更についてを議題といたします。

本案については、土木水道常任委員会に審査を付託してありますので、審査の経過と結果についてを委員長の報告を求めます。

土木水道常任委員長、杉山議員。

土木水道委員長（杉山羌央君） 議案第152号 市道路線の廃止について、審査の経過と結果について報告申し上げます。

当議案の審査の過程における質疑の主なものといたしまして、「過日配付されました添付図面で、川側の黄色く色塗りをしてあるところが残ると思いますが」との問いに、「図面の中のかぎ穴みたいな印があります。一つの路線の起点側の印になります。その反対側の矢印が終点の印となります。市道木太刀線の廃止路線は、この区間となります。

同じように市道木太刀支線の方は、今、木太刀線のところに、そのかぎ穴印があります。そこが起点でしたが、廃止したままですと、この市道木太刀線は他の路線に接続しないということになりますので、そこで議案第153号に添付してあります図面のとおり、黄色い部分だけを残しますので、その認定をいただいた後、市道木太刀線の変更の起点が先ほどの現在の木太刀線の起点となります。木太刀線本線が廃止になります次に木太刀線の支線ということで認定するわけですが、路線としては支線が残り本線が廃止されます。

なお、今後は道路台帳の再編時に見直しをする予定です。今回につきましては、単純に本

線を廃止して支線を残すという形をお願いをします」との答弁がございました。

また、「路線の川側に急な法面があり、事故等が発生した場合の市の責任について」との問いに対し、「川側へ降りていく箇所には、ガードレールとかガードパイプとかを当然やらなければいけないということも出てきます。それを設置しない場合は、事故があったときには道路管理者の責任になります。道路として、何かその管理上の不備、瑕疵があったということであれば、その方の請求が来るとは思いますけれども、ガードレールとかガードパイプを設置し、通常維持管理を行ってれば、道路保険とかで対応ができます。」

以上のような質疑応答があり、討論はなく、採決の結果、議案第152号 市道路線の廃止につきまして、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第153号 市道路線の変更についての審査の経過と結果について報告します。

前議案152号に関連した変更議案であるとのため、質疑、討論はなく、採決の結果、議案第153号 市道路線の変更につきましては、全員の異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で委員長報告を終わります。

議長（遠藤正寿君） 以上で、委員長の報告は終わりました。

これより休憩をいたします。14時30分まで休憩といたします。なお、この休憩中に委員長報告に対する質疑、討論のある方は通告書を提出願います。

休憩 午後 2時23分

再開 午後 2時30分

議長（遠藤正寿君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

ただいまから議案第152号、議案第153号について、質疑、討論、採決を行います。

これより委員長報告に対する質疑に入るのですが、ただいまのところ質疑の通告はありません。ないものと認め、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告もございませんので、これで討論を終結をいたします。

これより議案第152号、議案第153号について採決をいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（遠藤正寿君） 起立者全員。

よって、議案第152号、議案第153号は原案のとおり可決されました。

議案第154号～議案第155号の委員長報告、質疑、討論、採決

議長（遠藤正寿君） 日程第30、議案第154号 公の施設の指定管理者の指定について（中伊豆室内温水プール等）についてと日程第31、議案第155号 公の施設の指定管理者の指定について（修善寺自然公園）についてを議題といたします。

本案について、各常任委員会に付託してありますので、審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

最初に、福祉文教常任委員会委員長、木内議員。

福祉文教委員長（木内一郎君） 17番、木内一郎です。福祉文教常任委員長報告を申し上げます。

去る12月13日の本会議において付託されました議案第154号 公の施設の指定管理者の指定について（中伊豆室内温水プール等）の審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は12月15日、委員全員出席のもと、関係当局の出席を求め開会し、審査いたしました結果、賛成討論があり、採決の結果、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決しました。

当議案の審査において、論議のありました主なことですが、指定管理者の選定方法についての質問がありました。

答弁は、結果的には総合点の一番多いところですが、経験であるとか、ウエルネスであるとか、非常に経験がある中で、教育以外のところの配慮もあるということから、ここに決まったというような経緯の大筋が説明されました。

なお、選定の仕方についても、簡単に考えている議員はいませんでして、非常に難しいというような感想が述べられました。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） 次に、観光経済常任委員会委員長、大川議員。

観光経済委員長（大川 孝君） 委員長報告をさせていただきます。

ただいま議長から報告を求められました議案第155号 公の施設の指定管理者の指定につきまして、修善寺自然公園につきましての審査の経過と結果につきましてご報告を申し上げます。

質疑がございました。

委員の方から、「指定管理者となる伊豆市振興公社との協定の中で、金銭的なやりとりの項目がありますか。」二つ目としまして、「将来の問題ですが、公社に不足金が生じた場合、公社のオーナーが市であるということで最終的には補てんするという形になると思いますが、いつまでも赤字をかぶせていくわけにはいなくなったときには、協定上の取り扱い等はどのようになりますか」ということにおきましての質問に対し、答弁は、「経営計画書によりますと、基本的に600万円の委託料となっています。この600万円の根拠はもみじ林と梅林の無料園です。それ以外の管理運営費につきましては、一応出さないという考え方で進めてい

きます。

それと、協定の中に重要なのが、修繕費の額を幾らに制限するかが問題として出てきます。そのためには市としては、施設が市の施設である以上は市の責任において直すこともありますので、そのための財源確保は必要になってくると思います。何らかの施設をつくろうというような場合においても、これは市の財産となりますので、市の財源が許せば、そういうものをつくっていただくということにはなりません。

したがって、公社に不足が生じたときには、運転資金800万円、基金が1億円ございます。原則的にはそちらを流用することが先になるかと思えます。通常の運営費関係においては、基本的に市が援助するという事はないと考えております。」

それから、委員の質問が続きます、「今、現実問題として本当に観光業者や専門家がやっても非常に難しく、赤字が出てしまうような状態の中で、公社的な体質の中でこういう商売営業の方をやっているところに無理があると思います。そのあたりを本当のプロを絡めながら公社自体を変えていき、3年過ぎても公社がやっていくのが一番いいんじゃないかと思いますが、そのあたりの考えを教えてください。」

これに対しまして、答弁。「財団法人振興公社とは、ただいまご発言がありましたように税を使ってやりますので、どうしても住民へ還元するということがありまして、よく言われているように振興公社はもうけてはいかんとか、そういう話が出て、実際にはその利益を計上してはいけないということだろうと思えますけれども、利益を出してはいけない、けれども、損は出せるというような話になってしまい、そのところがおかしくなってしまうんです。

でありますので、振興公社が本来やるべきところは、収益を度外視して若干入場料をとっても、もともと市民のためのサービス、文化的な、あるいはその健康づくりとか、振興公社というものはもっと市のサービス、税で動けるサービス機関にすべきではないかと思えます。第3次産業をやるにはプロも入れるような、そういうふうなことを目指した方がいいのではないかと思います。」

質疑は以上でございまして、討論に入りまして、討論はございませんでした。

続きまして、採決に入りまして、議案第155号 公の施設の指定管理者の指定につきまして、修善寺自然公園につきましては、全員賛成のとおり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしましたことをご報告申し上げます。

以上で委員長報告を終わります。

議長（遠藤正寿君） 以上で、各委員長の報告は終わりました。

これより休憩といたします。再開を14時45分といたします。この間、ただいまの委員長の報告に質疑、討論のある方は通告書を提出を願います。

それでは、45分まで休憩といたします。

休憩 午後 2時38分

再開 午後 2時45分

議長（遠藤正寿君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

ただいまから議案第154号、議案第155号について、質疑、討論、採決を行います。

これより委員長報告に対する質疑に入るのですが、質疑の通告がございませんので、質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論の通告はありますので、発言を許します。

まず、反対討論。10番、森議員。

10番（森 良雄君） 10番、森良雄です。議案第155号 公の施設の指定管理者の指定について（修善寺自然公園）、反対討論をさせていただきます。

指定管理者制度は、維持管理費の削減とサービスの向上を目的とするものです。虹の郷は多くの方が評価しております。市民も観光客も、いい施設ですねと言います。なぜ、客数が増えないのでしょうか。客数を増やそうとする努力が見えません。多くの似たような施設が、この9月、10月の対前年の入り込み客数を増やしています。残念ながら振興公社の現状ではじり貧です。

できるなら、この反対討論に反発し、それをばねにして虹の郷の復興をしていただきたい。

笑い事じゃございませんよ。ここに預けられた1億円は誰の1億円なんですか。旧修善寺町の町民の大切な財産です。増やすための一層の努力をしていただきたい。

反対討論を終わります。

議長（遠藤正寿君） 次に、賛成討論を行います。

3番、小森議員。

3番（小森勝彦君） 3番、小森です。議案第155号 公の施設の指定管理者の指定について（修善寺自然公園）に関し、賛成討論を行います。

修善寺自然公園の管理運営につき、財団法人伊豆市振興公社を指定管理者とすることについて賛成の立場で討論いたします。

伊豆市振興公社は、平成元年に設立され、現在まで虹の郷を含む諸施設の管理運営をしてきました。虹の郷の運営については、長年蓄積したノウハウがあり、ある程度は必要な経営能力を有していると判断されます。

そこで、虹の郷の経営における現在と今後の収益性、また、これに対処する企業としての経営能力の問題ですが、これについては公募により、より多くの企業、団体の中から、最もすぐれた能力と意欲を有する者を指定することが最善であることは言うまでもありません。

しかし、公社が指定管理者とならなかった場合、職員の整理、法人の解散等の問題が出てきますが、一朝一夕で解決できる問題ではありません。現在まで市が虹の郷の運営を委託してきた経緯と現在の公社の状況を勘案すると、当初の3年間は公募によらず、公社を指定管

理者に指定し、次回の指定からは公募によることとすることが望ましいと思います。

その間、市及び公社は、解散及び次回の公募への参加、不参加も含めた今後の公社組織と業務のあり方について結論を得て、その準備を整えていただく必要があります。

また、3年間の期限つきとはいえ、原則公募の制度の中で指定管理者となる公社においては、市による制約が緩和される経営環境も勘案して独自の営業展開を発揮し、一民間企業として経営の自己完結をなし遂げるように期待し、また、強く要請するものであります。

これにて私の賛成討論といたします。議員諸氏の賛同をお願いいたします。ありがとうございました。

議長（遠藤正寿君） 続いて、賛成討論を行います。

26番、木村議員。

26番（木村建一君） 議案第154号 中伊豆温水プールと天城温泉プールの指定管理者の指定の件、そして、議案第155号 修善寺公園の指定管理者の指定について、賛成討論を行います。

まず最初に、議案第154号についてです。

公の施設とは、住民福祉の向上を目的とした施設です。中伊豆温水プール、天城温泉プールについて、指定管理者の選定審議会の多岐にわたる内容の中に、公の施設の理解度、業者の支援、そして、公の施設の管理の実績などがありますけれども、総合評価点として伊豆スイムサポートが上位になり、指定したいとの提案ですけれども、公の施設の目的をしっかりと踏まえた運営をぜひともお願いするものです。

次に、議案第155号について。

公募によらない指定管理者として、伊豆市振興公社を提案しておりますが、公社の今後の計画書を読むと、幾つかの改善点を読み取れます。指定管理者を公募によらないといった意味は、私はある意味ではわかります。それは、広大な地域を人員削減によって約半分の人員で管理し、苦勞してきた職員の生活、そして、その家族の生活を考えたときに、また、その職員の中でも、さまざまな分野での技術蓄積を考えたときに、公募によらない指定に一理あると考えております。

今後のことについて少し要望し、賛成討論といたしますが、1つ目は、人員削減されて残っている公社職員は、この間、長きにわたってともに働いてきた方々が半分以上なくなったという心、心に痛みがあることを、自ら身分は、結果としてですが、何も変わらずに、人員整理に当たった方には、今残されている公社職員の心、自らの痛みを、痛みとして受けとめていただきたい。

さらに、人員削減によっても、自然公園を管理するノウハウはある。そのノウハウは委託だとお話しされました。公社のトップの考え方、伺ったわけですけれども、その考えは、私はどうしても納得できません。これでは、トップにいる者は努力しなくても、公社職員を当てにしながら、外部にお願いするというのと同じです。

少し前にお話ししたさまざまな今後の改善点というのをしっかりと踏まえながら、地域の本来の皆さんへのサービスの問題や観光客へのサービス、充実させること、努力を願って、賛成討論といたします。

議長（遠藤正寿君） 以上で、討論を終了いたします。

これより議案第154号、議案第155号について採決をいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（遠藤正寿君） 起立者多数。よって、議案第154号、議案第155号は原案のとおり可決されました。

議案第156号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（遠藤正寿君） 日程第32、議案第156号 業務委託契約の締結についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

市長（大城伸彦君） 議案第156号 業務委託契約の締結についての提案理由を申し上げます。

平成17年度伊豆市道路台帳、路線再編成に伴う情報整備業務委託は、合併により旧4町の道路台帳を編成する業務であります。パスコ・東日特定共同企業体と2億2,890万円で業務委託を締結するものであります。よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては、土木部長より説明いたします。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） これをもって提案理由の説明を終わります。

提案理由の説明に関して、補足説明の申し出がございましたので、これを許します。

土木部長。

土木部長（土屋 亨君） それでは、提案理由の補足説明をさせていただきます。

道路台帳の再編業務につきましては、旧4町が合併いたしまして、伊豆市としての道路台帳を再編整備する事業ということで、9月の補正のときに申し上げました。

現在、伊豆市におきましては、いわゆる紙ベースの台帳、それから、1,000分の1の図面というものがございます。これをデジタルデータ、いわゆる数値化をいたしまして、パソコンに入力をして、画面上で管理することができるようにするという業務。

それから、以前にも申し上げたように、路線の統合化ですとか路線名称の基本的な統一、場合によっては路線の見直し。幅員等におきまして、現在1.5メートル以下のものも含まれておりますけれども、これらにつきましても見直しをして、2メートル以上の幅員のものに

するとか、細かい作業が含まれております。

現在、伊豆市全体ですと、以前にも申し上げたかもしれませんが、路線数が3,465本ございます。路線の延長が、キロメートル換算ですから約になります、1,115キロメートル、道路の面積にいたしますと約6.5平方キロメートル、橋梁数が724橋ありまして、橋梁の延長約6,352メートルでございます。トンネルが1つあります。トンネル長約200メートルでございます。これらをデジタルデータというふうな形にいたしまして、道路管理以外にも必要に応じて、共用といいますか、共有といいますか、活用できる環境をつくるというのが、この業務の目的でございます。

委託までの経緯について、概要を申し上げますと、総務の関係になります情報システム課、それから、財政課、企画課、あと建設課ですね。その中でいろいろ協議を重ねました。統合型というふうに呼んでおりますけれども、これは先ほど申し上げたように、道路台帳だけではなくて、ほかのものにも使えるようにしたらという、議会側のそういうご意見もございましたので、一応その補助金を活用いたしまして、統合型のGISを考慮していくというふうなことにいたしました。

県を含めまして、近隣でそういうふうな先例がないかというふうなことを、いろいろ模索をいたしました中で、磐田市あたりで少しやっているところがございます。伊豆市といたしましては、現在の道路台帳ですとか、それから上下水道台帳、農道台帳なんかもあります。それから、税務の台帳がございますが、そういうふうな経験といいますか、そういうふうなものの中から業者を選定して、コンペというふうな形、設計協議といいますか、そういうふうな形で行おうというふうな方向を決めまして、11月22日の指名委員会におきまして、一応6社を選定をいたしました。

その後、その6社に対しまして、コンペ方式の依頼文と、それから、技術提案書といいますか、その提出の依頼要請書を送付いたしました。

6社に対して送ったわけですが、その後、2社が辞退をしております。これは、いろいろ細かいお話を伺うんですが、基本的には時間的、技術の見地といいますか、そういうふうなことから、伊豆市さんの要請にこたえることはちょっと困難であるというふうなことで、2社が辞退をしております。コンピューターの内容になりますので、分野というのがあるというふうなことを申しておりましたけれども、少し私の方の分野では応じかねるというふうなお話もございました。

最終的に4社ということになりました。それで、いろいろ質問書とか、そういうふうなものも受けて、回答をした後、12月になりまして16日、議会の最中ございましたけれども、いわゆるコンペということで4社によりますプレゼンテーション、それから、設計の説明を受けました。そして、その結果、業者の決定を業者決定審査会にかけまして、この業者に決定をいたしました。それで、その後、仮契約を結んでございます。

決定の理由といたしましては、いずれにしても道路台帳の整備につきましては、技術的な

内容といいますが、そういうふうなものは提案書の中では大きな差は認められない。いずれも方法としては同じような方法をとるわけですが、そのために4社の中から価格について、いわゆる安価な方、安い方から最初に2社に絞りまして、それから、その後、その2社について検討を重ねまして、パスコ・東日特定共同企業体につきましては、現在、伊豆市、旧4町におきましても、道路台帳に関する業務も手がけていると。市の中に精通をしているといいますが、推測ではございますけれども、相当量の情報を持っているというふうなこと。そして、金額的にも最終的に一番安かったというふうなことで、管理費等も含めまして、これは管理費がどうなるかはこれからのことですが、維持管理費等についても相当安価であるというふうな結果でございましたので、最終的に一番見積もりの安かった、このパスコ・東日特定共同企業体というふうなところと委託契約をすることに決定をいたしました。

以上でございます。よろしく願いをいたします。

議長（遠藤正寿君） 以上で、補足説明を終わります。

これより休憩をいたします。15時10分を再開とし、この休憩中に質疑、討論ある方は通告書を提出をお願いします。

それでは、15時10分まで休憩といたします。

休憩 午後 3時04分

再開 午後 3時10分

議長（遠藤正寿君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

ただいまから議案第156号 業務委託契約の締結についての質疑、討論、採決を行います。

これより質疑に入るのですが、通告がございませんので、質疑はないものと認めます。以上で、通告による質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件は、会議規則第37条第2項の規定によって委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（遠藤正寿君） ご異議なしと認めます。よって、委員会付託は省略をいたします。

これより討論に入るのですが、討論も通告がありませんので、これで討論を終結いたします。

これより議案第156号 業務委託契約の締結についてを採決をいたします。原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（遠藤正寿君） 起立者全員。よって、議案第156号は原案のとおり可決されました。

請願第2号の委員長報告、質疑、討論、採決

議長（遠藤正寿君） 日程第33、請願第2号 最低保障年金制度についての請願を議題といたします。

本件につきまして、総務常任委員会に審査を付託してありますので、審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

総務常任委員会委員長、高田議員。

総務委員長（高田和正君） 24番、高田です。請願第2号についてご報告申し上げます。

本委員会は、去る12月14日、紹介議員であります木村議員の出席を求めて開会し、審査いたしました結果、請願第2号 最低保障年金制度についての請願は、不採択にすることに決しました。

審査の経過についてご報告申し上げます。

初めに、紹介議員からの主な説明事項について。

「請願に指定都市市長会の関係が出ています。この文章には、指定都市市長会が生活保護制度の抜本改革に向けての提案を発表し、その具体的提案の中で、高齢者層に対する生活保障制度の創設をうたっていること。今、高齢者世帯の中での生活保護受給者が増える一方という中で、こうした世帯に対して最低限の所得保障を行うために、無拠出、保険料などを払わないで、受給要件を一定年齢に到達する最低年金制度を創設したらどうかということが、指定都市市長会の提案であること。

市長会の今言った提案は、無年金、低所得の年金者をなくすために、年金制度を最低保障年金制度創設を求めている年金者組合と、そういう意味では一致しているため、指定都市市長会が提案しているという中身を紹介をしています。

現在の日本の年金制度の最大の問題点、解決をしなければならないことが二つあります。

1つは、生活保護基準以下の低額年金、無年金者がいるということで、いわゆるお金をきちんと払っている人、40年間加入ですから満額をもらえる方が月額6万6,208円で、生活保護を受けている人はそれよりも多く、65歳単身者、7万9,530円。これ以外に住宅扶助とか、医療扶助、介護扶助があるということで見ると、生活保護を受けている人より年金を払っている人の方が結果的には少ないという矛盾点があるので、それは改めるべきであろうということです。

二つ目には、保険料の空洞化の問題です。

未納者が2002年の段階で37.2%、約4割という状況で、今の若者がどういう状況になっているか。保険料はとられる。それも年々引き上げられて、自分たちが年をとったころにはもらえるのか。仮にもらったとしても、まともな年金はもらえないのではないかという状況で、若者の中で保険料を払えない人がどんどん出てきている。そうすると、将来、無年金者、低年金者が増えて、生活に困ったとき、この若者も生活保護を受けなくてはならないという状況になる。このもう一つの最大の問題点がそこにあると思います。

では、最低保障年金制度とは何かというと、厚生年金、それから共済年金、国民年金、すべての共通する年金の土台を1階部分として、そこに全額国庫負担による一定額の最低保障額を設けていったらどうか。その上に、それぞれの掛金に応じて給付を上乗せする制度だにご理解いただきたい」とのことです。

「そういうことで、将来にわたり保険料を払うと損するという人に対しても、しっかり将来にわたって生活を保障していくという意味で、最低保障年金制度をぜひとも創設していただくような意見書を上げていただきたい」との説明がありました。

次に、質問ですけれども、当議案の審議において議論のありました主なものです。

「年金を払っていない人にも給付する。なぜか。ということは、生活保護はやめてしまって、全員が最低年金をもらえるような形にしようという判断のもとで言うておられるのが1点。もう一つは、このままいってしまうと、最低年金が決まれば、払わなくてももらえるということになるので、払わない人が多くなるのではないかと。そうすると、これから年金についてはどのように財政的にやっていくのか。消費税を上げるのか。そのあたりの手当てはどう考えるのか」という質問には、「生活保護をやめてしまうということではなく、最低限の生活を確保するためには当然必要であり、財源問題については、ここまでは年金者組合から具体的にこの辺の財源をやってくれとは求めていません。なぜかということ、財源問題については国の方でいろいろ問題が出てきていますが、それを取り上げていくと、さまざまな意見が出てきて分かれてしまう。明らかなのは基礎年金の国庫負担割合の引き上げについて、どこの政党を問わず3分の1から2分の1に引き上げるという合意を国会の中で得ているので、それを一致するという事ならば、この財源が出てくるであろうと考える」との回答がありました。

また、質問です。「国が今言っているのは、2分の1は年金の支払いをやりましょう。残りの2分の1は国で払うという考えで、それが100%ということになると、払わなくてももらえるとなると入ってくるお金がゼロだから、最終的には、生活保護については7万9,500円より当然高くなるわけで、最低保障年金が果たして可能かどうか」の質問でございます。

「国へ納めた税でやれという方式ではないということ。最低保障年金ということですから、払っている人も払っていない人もその額は皆さんにやるべきだという。それで、今まで払っている人はどうするのか、今後払っていく人はどうするのかということは、それに対してプラスしていきましょうということ」の回答がありました。

さらに質問。「最低の1階部分は全部見るわけでしょう。生活保護はなくさないといったら、ただでもらえる方が高かったら、生活保護を受けずにそちらをもらう。生活保護をやめるならいいが、こういう矛盾があるが、いかがか」との質問でございます。

答弁。「全国市長会の方は、生活保護がこういう整合性が現実にそぐわないから改めるべきだと。具体的にどう改めるかというのは、今、意見書のあるように一定年齢に達したということで、何歳からというような具体的な提案はしていません。提案していることは、生活

保護世帯がどうのこうのということではなく、今、年金の問題をぜひとも討議してほしい。財源問題については、いろんな意見が分かれます。今回、年金者組合が提案しているのは、将来、年金のあり方の問題として、こういう考えでぜひとも国に対して取り組んでほしいという、そういう趣旨でございます。財源問題を取り上げると意見が分かれます」という回答がありました。

以上の質疑に続き、意見でございます。

一人の方は、「国の方でいろいろ論議されており、そういった論議の状況を見てからでも遅くはない。今の時点での意見書の提出は、まだ早いのではないか。」

もう一人。「働く気がなくて、フリーターで自分が気に入ったときにだけ働くような生活をしている人に出すというのは同意できない。」

もう一点。「基本的に、働かない人たち、あるいは弱者救済ということに関しては賛成だが、矛盾が多く、再考を要する」などの意見がありましたことを申し添え、審議の経過について報告を終わります。

議長（遠藤正寿君） 以上で、委員長の報告は終わりました。

これより休憩をいたします。15時30分まで休憩といたします。その間、ただいま委員長報告に対し質疑、討論のある方は通告書を提出願います。

それでは、15時30分まで休憩といたします。

休憩 午後 3時23分

再開 午後 3時30分

議長（遠藤正寿君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

ただいまから請願第2号、質疑、討論、採決を行います。

これより委員長報告に対する質疑に入るのですが、ただいまのところ質疑の通告がありませんので、質疑はないものと認めます。

これより討論に入ります。討論も通告がありませんので、討論を終結をいたします。

これより請願第2号を採決をいたします。本請願について、委員長の報告は不採択であります。請願第2号を採択することに賛成の議員の起立を求めます。

本議会で、委員会は不採択ですけれども、ほかの議員の皆さんの採決をお願いをいたしますということです。

〔起立少数〕

議長（遠藤正寿君） 起立者少数。

よって、請願第2号を採択することは否決をされました。

一部事務組合議会議員の選挙

議長（遠藤正寿君） 日程第34、選第2号 一部事務組合議会議員の、これは田方消防組合議員の選挙についてを議題といたします。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（遠藤正寿君） ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決しました。

お諮りいたします。指名の方法は、議長が指名することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（遠藤正寿君） ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

それでは、指名をいたします。田方地区消防組合議会議員に飯田正志議員を指名をいたします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（遠藤正寿君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました方が当選されましたので、議場におられますので、この席より告知を申し上げます。

議会報編集特別委員会委員の選任

議長（遠藤正寿君） 日程第35、選第3号 議会報編集特別委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。委員会条例第7条第1項の規定により、お手元に配付した名簿のとおり指名をしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（遠藤正寿君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました方々を議会報編集特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

ただいま選任しました各委員は、次の休憩中に委員会を開会し、正副委員長の互選をお願いいたします。

委員会条例第8条第2項の規定により報告いたします。

これより45分まで休憩といたします。

それでは、休憩中に委員会を開いていただき、正副委員長の互選をお願いいたします。

それでは、45分まで休憩といたします。

休憩 午後 3時34分

再開 午後 3時45分

議長（遠藤正寿君） それでは、休憩を閉じ、引き続き会議を再開いたします。

議会報編集特別委員会正副委員長互選結果の報告

議長（遠藤正寿君） 休憩中、委員会が開催され、正副委員長の互選が行われましたので、事務局長に報告をさせます。

事務局長。

議会事務局長（長谷川與志衛君） それでは、ご報告いたします。

委員長に加藤章議員さん。副委員長に関邦夫議員さんに決定されました。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） 以上でございます。

決議第3号の上程、説明、採決

議長（遠藤正寿君） それでは、次に、日程第36、決議第3号 市道矢熊筏場線の早期改良と伊豆横断道路建設促進に関する決議についてを議題といたします。

提出者からの決議の朗読を求めます。

14番、杉山議員。

14番（杉山美央君） 提出者、14番、杉山美央です。

市道矢熊筏場線の早期改良と伊豆横断道路建設促進に関する決議の提出理由の説明をいたします。

市道矢熊筏場線（整理番号31623号線）は、旧天城湯ヶ島町と旧中伊豆町を結ぶ重要な地域間道路であり、伊豆市合併時の伊豆市建設計画に交通基盤整備として計画されています。また、伊豆横断道路促進期成同盟会が、伊東市から伊豆市土肥地区までの東海岸と西海岸を結ぶ道路整備促進を求めています。

市道矢熊筏場線は、その東西交通と伊豆縦貫自動車道とが交差する交通の要衝であり、重要なアクセス道路と期待されています。ついては、市道矢熊筏場線を伊豆半島の重要路線への昇格路線の一部として、観光及び産業振興の促進道路として位置づけるとともに、今般策定する伊豆市総合計画の重要課題とし、市道矢熊筏場線道路改良工事を伊豆市総合計画早期の実施計画に盛り込み、速やかに実現されるよう強く要望いたします。

以上、賛成議員の連署とともに提出いたしますので、議員諸氏の賛同をいただきたく、よろしく願いいたします。

議長（遠藤正寿君） お諮りいたします。

本件については、質疑、委員会付託、討論を省略し、ただちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（遠藤正寿君） ご異議なしと認めます。よって、質疑、委員会付託、討論を省略することに決しました。

これより採決をいたします。お諮りいたします。決議第3号について、原案に賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（遠藤正寿君） 起立者多数。よって、決議第3号は原案のとおり決議されました。

閉会宣告

議長（遠藤正寿君） 以上で、本日の日程はすべて終了をいたしました。

これをもちまして、平成17年第4回伊豆市議会定例会を閉会といたします。皆様には長時間、本当に慎重にご審議いただき、まことにありがとうございました。

これにて閉会いたします。

閉会 午後 3時49分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長 遠 藤 正 寿

署 名 議 員 堀 江 昭 二

署 名 議 員 高 田 和 正